

From  
the People of Japan

2020年版 開発協力白書

# 日本の国際協力

未来へ向かう、コロナ時代の国際協力



2020年版 開発協力白書

# 日本の国際協力

未来へ向かう、コロナ時代の国際協力

外務省

【表紙写真説明】



東ティモールの国立病院で  
同僚の薬剤師に正確な薬の  
処方と安全な薬の知識を提  
供する JICA 海外協力隊員  
(写真：JICA)

【裏表紙写真説明】



ホンジュラスのバジェ県サ  
ン・ロレンソ市ホセ・セシ  
リオ・デル・バジェ基礎教  
育学校の児童たち。草の  
根・人間の安全保障無償資  
金協力を通じて校舎の改修  
および改築を行い、教育環  
境が改善された。



「ODAマン」について、詳しくは 152 ページを参照。

本書は、原則として、2020年1月1日から12月31日までに日本が実施した開発協力の内容を記録するものです。ただし、一部の事項については2021年2月までの動きも記載しています。なお、本文中に登場する人物の肩書はすべて当時のものです。

# 巻頭言

2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大がもたらす危機に立ち向かう一年となりました。外務省としても、感染症危険情報のきめ細やかな発出や水際対策の強化、海外からの出国や帰国が困難となっていた在外邦人への支援に全力で取り組んできました。私自身、2020年、一年で22か国を訪問し、電話・テレビ会議形式の会談を112回行うなど、関係各国とも緊密に連携しつつ、国内外での対応に全力であたる日々が続きました。

新型コロナの感染拡大はグローバルな危機であり、これに対応するためには、国際的な連携や協力、特に、医療体制が脆弱な開発途上国への支援が不可欠です。日本は、保健・医療システムの脆弱な国に対し、1,700億円を超える保健・医療分野での支援を実施するとともに、アジア太平洋地域を中心とする途上国の経済活動を支えるため、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を創設するなど、二国間及び国際機関を通じた医療機材の供与や能力構築支援を、かつてないスピードで実施しています。

また、日本は、「誰の健康も取り残さない」との考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指しています。途上国を含めたワクチン・治療薬等への公平なアクセスの確保を全面的に支援するため、COVAXファシリティへのいち早い拠出や、特許プールを通じた治療薬の供給の促進などに取り組んでいます。こうした日本の支援は、世界各国から高く評価され、感謝の言葉を頂いています。

今回の白書の副題は「未来へ向かう、コロナ時代の国際協力」としました。各国と連携してコロナ危機を克服し、保健・医療システムの強化や感染症に強い環境整備を通じて、これまで以上に強靱な社会、そして、よりよい未来を共に創っていこう、という思いを込めています。

我々がそのためにすべきことは、感染症対策にとどまりません。2020年は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を加速化するための「行動の10年」の最初の年でした。日本は「人間の安全保障」の理念に立脚し、積極的かつ戦略的なODAの活用を通じて、SDGs達成をはじめとする地球規模課題への取組を加速していきます。また、日本は、パリ協定が目指す脱炭素社会を実現するため、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向け、本年のCOP26を含め、各国と連携しつつ、国際社会の取組をリードしていきます。

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を構築するため、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を推進してきました。この考え方は、今や多くの国が共有、そして支持しています。ODAは「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組における重要なツールです。戦略的に活用しつつ、米国、豪州、インド、ASEAN、欧州、さらには中東・アフリカ等と、インド洋と太平洋にまたがる連結性強化の実現に向けた質の高いインフラ整備や海上法執行能力支援等を推進します。こうした取組を通じ、各国との連携や協力を進めていきます。

2020年版開発協力白書「日本の国際協力」は、日本の開発協力の一年間にわたる取組を記録しています。出来るだけ実感を持って頂ける白書となるよう、日本が実施したコロナ対策支援、ワクチンの開発・普及を巡る国際的な取組に加え、世界各地で活躍する国際機関日本人職員からの寄稿や、日本の支援が途上国で活かされている事例などを第I部の「特集」で取り上げています。コラムにおいても、ガーナの野口記念医学研究所においてJICA帰国研修員が活躍しているエピソードなど、保健・医療分野での日本の貢献を中心に紹介しています。さらに、「参加型白書」を実現するために、SNSを活用して広くコラムテーマを公募しました。

この開発協力白書が、日本の開発協力の様々な政策や取組について、国民の皆さまの御理解を深めるための一助となることを心から期待しています。

2021年3月

外務大臣

茂木 敏充



## はじめに：日本の国際協力の意義

日本が2019年に実施した政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）の支出総額は、約2兆631億円となりました。財政状況が厳しく、少子高齢化対策や自然災害の復旧・対策など、日本国内で様々な課題が山積していることに加えて、2020年からは新型コロナウイルス感染症の拡大が日本の財政や国民の経済生活に大きな影響をもたらしています。このような中で、なぜ日本はODAで開発途上国を支援するのでしょうか。

日本は、第二次世界大戦後、戦後の荒廃の中から復興しました。そうした苦境から復興し、経済成長を成し遂げ、先進国の仲間入りを果たすにあたり、日本の復興・経済成長を支えた柱の一つとして、戦後間もない時期から開始された、米国などの先進国や世界銀行をはじめとする国際機関などからの支援の存在がありました。東海道新幹線や東名高速道路、黒部ダム、そして愛知用水など、日本の再建と発展のため必要不可欠であった基礎的なインフラは、これらの支援によって整備されました。経済発展を遂げた日本は、今度はODAを活用して途上国の経済発展を後押ししてきました。実際、日本に対して世界各国から寄せられる期待は非常に大きなものです。

さらに、広く世界を見渡せば、気候変動、自然災害、環境問題、感染症、難民問題など、一国では解決が難しい地球規模課題が山積し、深刻化しており、その影響も一国内にとどまらず、世界中に広がっています。2015年には、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2030年までに「誰一人取り残さない」社会を構築すべく、国際社会が取組を進めています。そのような状況の中で、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に貢献することは、平和で安定し、繁栄した国際社会を作っていくだけでなく、日本国民の生活を守り、繁栄を実現することにも繋がっています。たとえば、日本が産業化を支援した結果、途上国からタコやサーモンが日本に輸出され、私たちの食卓に並べられています。どこかの国で温暖化ガスの排出や海洋プラスチックごみの削減に協力することは、日本を取り巻く環境を良くすることにつながります。新型コロナの感染拡大に対処する上でも、世界中の様々な主体と協力して取り組むことで、世界における感染拡大防止に貢献し、日本人や日本企業の海外での活動再開を支えたり、日本での感染拡大を防止することにもつながります。

日本がODAを開始して、65年以上が経ちました。これまでの日本のODAを通じた途上国への様々な分野での支援や人材育成は、今の日本に対する信頼につながっています。ODAは貴重な税金により実施していますので適切に活用し、途上国のために役立てていくことは言うまでもありません。そして、日本は、世界が抱えている課題を解決することが、日本の平和と安全、そして繁栄につながるものとなるよう、これからも開発協力を行っていきます。

日本の活動は世界にも繋がっているから、  
世界の新型コロナ感染拡大防止を支援することが  
日本にとっても大切なんだね！



## 日本の開発協力

日本の開発協力は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。開発協力大綱は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献すること、およびそのような取組を通じて日本の国益の確保を図るという日本の基本方針を明記しています。外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を戦略的かつ効果的に活用していくことが求められています（開発協力大綱は182ページおよび外務省ホームページ<sup>注1</sup>に掲載しています）。

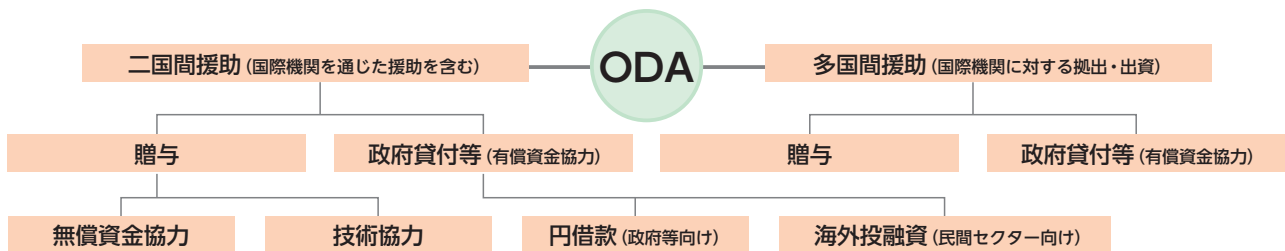
### 1 開発協力大綱が掲げる日本の開発協力の基本方針

上述のような目的のために開発協力大綱では「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」、「人間の安全保障の推進」、「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」の3つを開発協力の基本方針としています。

### 2 開発協力大綱が掲げる重点課題

また、上記の基本方針にのっとり、「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」の3つの重点課題に沿った協力を推進することとしています。

## 日本の政府開発援助（ODA）



#### ● ODAとは？

開発協力とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」のことで、そのための公的資金をODAといいます。政府または政府の実施機関はODAによって、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む開発途上国の「開発」のため、途上国または国際機関に対し、資金（贈与・貸付等）・技術提供を行います。

その対象となる途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリスト（25ページの図表I-7を参照）に掲載されています。

#### ● ODAにはどのような種類があるか？

ODAは、贈与と政府貸付等に分けることができます。また、途上国・地域を直接支援する二国間援助と、国際機関に対する拠出である多国間援助があります。

二国間援助における贈与は途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さず、途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する無償資金協力と、日本の知識・技術・経験を活かし、途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う技術協力があります。なお、無償資金協力の中には、国際機関に対する拠出のうち、事業・対象国を指定した拠出も含まれます。

また、二国間援助の政府貸付等には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で途上国・地域に必要な資金を貸し付ける円借款と、途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う海外投融資があります。

多国間援助には、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）などの国連機関・国際機関および世界銀行などの国際金融機関等への拠出・出資などがあり、多くは贈与として実施していますが、国際金融機関向けでは近年は借款で実施することもあります。

☆外務省ホームページ<sup>注2</sup>ではODAに関する様々な情報を掲載しています。

注1 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou\\_201502.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html)

注2 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html>

# やさしいまなざし

～誰一人取り残さない支援を目指して～

本特集の写真は、2019年までに開催されたグローバルフェスタ JAPAN 写真展の受賞・展示作品からご紹介しています。

(グローバルフェスタ JAPANの詳細は152ページをご覧ください。)



ネパール 「お笑い手洗い」 2018年優秀賞  
(撮影者 特定非営利活動法人AMDA 社会開発機構)



エチオピア 「僕たちの村に水が届いた日」 2018年最優秀賞  
(撮影者 特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構 近藤史門)



Bangladesh 「お母さん、お手伝いするね」 2019年展示作品  
(撮影者 認定NPO法人IVY)



**Bangladesh**  「自分の未来を切り開くために」 2017年NGO部門  
最優秀賞（撮影者 特定非営利活動法人シャプラニール＝市民による海外協力の会 上嶋佑紀）



**Cambodia**  「僕たち勉強大好き！」 2019年展示作品  
（撮影者 認定NPO法人日本地雷処理を支援する会（JMAS） 小笠原大輔（カンボジア研修時に撮影））



**Kenya**  「どこまでも高く」 2019年優秀賞（撮影者 長谷川舞）



**Uganda**  「みんなで理科実験」 2018年優秀賞  
（撮影者 安村大樹）



**Laos**  「今月も大きくなったかな」 2019年優秀賞  
（撮影者 特定非営利活動法人ISAPH）



# 第Ⅰ部

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と日本の取組 ..... 1

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1   | 人間の安全保障に対する危機と日本の対応        | 2  |
| (1) | 日本の取組                      | 2  |
| (2) | コロナ禍で活かされる日本の支援            | 7  |
| (3) | ウィズ・コロナの日本の開発協力            | 8  |
| 2   | 実績からみた日本の政府開発援助と主要ドナーの援助動向 | 16 |
| (1) | 実績からみた日本の政府開発援助            | 16 |
| (2) | 実績から見た主要ドナーの開発協力概要         | 21 |

# 第Ⅱ部

## 課題別の取組 ..... 27

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 1   | 「質の高い成長」の実現に向けた協力                | 28 |
| (1) | 産業基盤整備・産業育成、経済政策                 | 28 |
| (2) | 債務問題への取組                         | 36 |
| (3) | 情報通信技術（ICT）、科学技術・イノベーション促進、研究開発  | 37 |
| (4) | 職業訓練・産業人材育成・雇用創出                 | 41 |
| 2   | 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現             | 44 |
| 2-1 | 公正で包摂的な社会の実現のための支援               | 44 |
| (1) | 法制度整備支援・経済制度整備支援                 | 44 |
| (2) | ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）               | 45 |
| (3) | 民主化支援                            | 45 |
| 2-2 | 平和と安定、安全の確保のための支援                | 46 |
| (1) | 平和構築と難民・避難民支援                    | 46 |
| (2) | 自然災害時の人道支援                       | 51 |
| (3) | 安定・安全のための支援                      | 51 |
| 3   | 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進            | 60 |
| (1) | 保健・医療                            | 61 |
| (2) | 水・衛生                             | 68 |
| (3) | 万人のための質の高い教育                     | 69 |
| (4) | ジェンダー・包摂的成長                      | 74 |
| (5) | 文化・スポーツ                          | 79 |
| (6) | 環境・気候変動対策                        | 80 |
| (7) | 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現 | 85 |

|   |    |
|---|----|
| (8) 食料安全保障および栄養 .....   | 87 |
| (9) 資源・エネルギーへのアクセス確保 .....  | 93 |
| (10) SDGs 達成のための科学技術イノベーション<br>(Science, Technology and Innovation for SDGs : STI for SDGs) ..... | 94 |

## 第 III 部

### 地域別の取組 ..... 97

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1 東アジア地域 .....        | 99  |
| 2 南西アジア地域 .....       | 107 |
| 3 大洋州地域 .....         | 112 |
| 4 中南米地域 .....         | 116 |
| 5 欧州地域 .....          | 122 |
| 6 中央アジア・コーカサス地域 ..... | 124 |
| 7 中東・北アフリカ地域 .....    | 126 |
| 8 アフリカ地域 .....        | 130 |

## 第 IV 部

### 多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組... 135

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1 多様なアクターとの連携強化のための取組 .....          | 136 |
| (1) 民間企業との連携 .....                   | 136 |
| (2) JICA 海外協力隊や NGO などの市民参加型連携 ..... | 144 |
| (3) 地方自治体との連携 .....                  | 146 |
| (4) 大学・教育機関との連携 .....                | 147 |
| (5) 諸外国・国際機関との連携 .....               | 150 |
| 2 開発協力の発信に向けた取組 .....                | 152 |
| (1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組 .....     | 152 |
| (2) 開発協力人材・知的基盤の強化 .....             | 155 |
| 3 開発協力の適正性確保のための取組 .....             | 158 |
| (1) 不正腐敗の防止 .....                    | 158 |
| (2) 国際協力事業関係者の安全対策 .....             | 158 |
| (3) 評価の実施 .....                      | 159 |
| (4) 開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組 .....     | 160 |



## 国際協力の現場から

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| <b>1</b> | <b>日本での経験を未来の感染症対策のために</b><br>～ガーナの野口記念医学研究所でコロナ対策に従事するJICA帰国研修員～   | 15  |
| <b>2</b> | <b>パラオの空港事業に日本企業が進出！</b><br>～パラオの観光産業の発展に貢献するオールジャパンでの取組～   | 34  |
| <b>3</b> | <b>「カイゼン」でエチオピアの未来を拓く</b><br>～日本の強みを生かし、技術協力と無償資金協力の組み合わせで相乗効果を発揮～  | 43  |
| <b>4</b> | <b>世界最大規模の避難民キャンプでの新型コロナウイルス感染症対策</b> ～UNHCRの活動～ <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">一般公募</span> | 50  |
| <b>5</b> | <b>「サンキュージャパン！」</b> ～ジブチ豪雨で被災した小中学校での自衛隊部隊による排水・復旧作業～   | 53  |
| <b>6</b> | <b>パプアニューギニア初の国定教科書と教師用指導書が完成！</b><br>～日本の教科書作りのノウハウを活かし、現地の実情に寄り添った学びに貢献～  | 115 |
| <b>7</b> | <b>すべての人が安心して暮らせる社会のために</b> ～日本政府と協力してベネズエラ避難民を支援～  | 121 |
| <b>8</b> | <b>国際機関で活躍する日本人職員の声</b> ～アフリカの教育による平和構築の試み～   | 157 |

## 匠の技術、世界へ

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| <b>1</b> | <b>eラーニング・システムを活用した日本流の質の高い教育の普及</b><br>～ウズベキスタンの公教育と民間教育を使いやすく分かりやすいシステムでサポート～ | 73  |
| <b>2</b> | <b>外国人人材の受入れ促進でラオスと日本の農家を活性化！</b><br>～ラオス政府・香川県ファーマーズ協同組合・JICAの連携による農業振興～       | 88  |
| <b>3</b> | <b>日本の技術とノウハウでコロナに打ち勝つ！</b><br>～質が高く安全な医療用酸素供給システムを通じ、ミャンマーの医療体制を底上げ～           | 137 |
| <b>4</b> | <b>アフリカの未知の感染症に備える！</b><br>～北海道大学とザンビア大学によるウイルス性人獣共通感染症に関する共同研究～                | 149 |

## 💡 開発協カトピックス

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| <b>1</b> | <b>ASEAN感染症対策センター</b> ～感染症対応体制の強化を通じFOIP実現に向けた日・ASEAN協力を牽引～ | 14  |
| <b>2</b> | <b>「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進</b>                          | 35  |
| <b>3</b> | <b>日本のカルチャーを通じた、世界中の親子に向けたエール！</b>                          | 58  |
| <b>4</b> | <b>「インフラシステム海外展開戦略2025」の策定</b>                              | 95  |
| <b>5</b> | <b>2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ</b>                        | 106 |
| <b>6</b> | <b>政府による援助だけでは限界！？ ODA以外の開発資金の動員・活用</b>                     | 142 |
| <b>7</b> | <b>開発協力を通じた日本の活性化</b>                                       | 148 |
| <b>8</b> | <b>持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた日本の取組</b> ～第4回ジャパンSDGsアワード～         | 154 |

一般公募 のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

## 案件紹介

### 第Ⅱ部 課題別の取組

#### 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

##### (1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

**インド** 包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト 30

#### 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

##### 2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

##### (3) 安定・安全のための支援

**ASEAN** ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上 57

#### 3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

##### (1) 保健・医療

**東ティモール** 住民参加によるプライマリヘルスケア強化事業（第1、2年次） 64

**ナイジェリア** ①ポリオ撲滅事業、②ポリオ撲滅計画／小児感染症予防計画 65

**ポリビア** オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト 67

##### (3) 万人のための質の高い教育

**キルギス** 学校安全プログラム支援計画（UNICEF連携）一般公募 71

##### (4) ジェンダー・包摂的成長

**ジンバブエ** サイクロン・イダいの影響を受ける南部アフリカ3か国に対する緊急無償資金協力 75

##### ニカラグア、セントルシア

視覚障害者自身による視覚障害者への自立支援、

正しい東洋医学の技術を手から手へ伝える JICA 海外協力隊員 77

##### (6) 環境・気候変動対策

**ソロモン** ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト 82

##### (7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

**ネパール** チトワン郡における災害リスク軽減能力強化プロジェクト（第1、2年次）一般公募 85

##### (8) 食料安全保障および栄養

**ベトナム** 栄養士制度普及促進事業 一般公募 89

**モロッコ** 水産業振興のための JICA 専門家派遣 91

##### (9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

**アゼルバイジャン** ①セヴェルナヤ・ガス火力複合発電所計画、  
②シマル・ガス火力複合発電所2号機建設計画 93

##### (10) SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）

**ジョージア** ツアルカ地区2村バイオブリケット製造施設建設計画 94

### 第Ⅲ部 地域別の取組

#### 1 東アジア地域

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| ASEAN | 対ASEAN海外投融資イニシアティブ | 99 |
|-------|--------------------|----|

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| カンボジア | プノンペン公共バス運営改善プロジェクト <small>一般公募</small> | 103 |
|-------|---|-----|

#### 2 南西アジア地域

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| バングラデシュ | コックスバザール県ミャンマーからの避難民キャンプにおける<br>プライマリヘルスケアクリニック建設計画 | 108 |
|---------|---|-----|

#### 8 アフリカ地域

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| モーリシャス | モーリシャス沿岸における油流出事故に対する<br>国際緊急援助隊（1次～3次）・JICA基礎情報収集調査 | 131 |
|--------|--|-----|

### 第Ⅳ部 多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

#### 1 多様なアクターとの連携強化のための取組

(2) JICA 海外協力隊やNGOなどの市民参加型連携

|        |  |     |
|--------|--|-----|
| ホンジュラス | エル・パライス県バド・アンチョ市における栄養改善に向けた<br>家庭菜園普及プロジェクト | 144 |
|--------|--|-----|

一般公募 のコラムは、外務省のTwitter・Facebook・ODAメールマガジン等で募集を呼びかけ、応募いただいた題材の中から選出し、作成したものです。

## 図表

### 第Ⅰ部 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と日本の取組

|        |                                       |    |
|--------|---------------------------------------|----|
| 図表Ⅰ-1  | 2019年の日本の政府開発援助実績                     | 17 |
| 図表Ⅰ-2  | 日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移               | 18 |
| 図表Ⅰ-3  | 主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移                   | 19 |
| 図表Ⅰ-4  | DAC諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2019年）  | 20 |
| 図表Ⅰ-5  | DAC諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2019年） | 20 |
| 図表Ⅰ-6  | 日本の政府開発援助実績の対国民総所得（GNI比）の推移           | 21 |
| 図表Ⅰ-7  | 主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2019年）           | 22 |
| 図表Ⅰ-8  | 地域別実績における主要DAC諸国（2019年）               | 23 |
| 図表Ⅰ-9  | DAC諸国の援助手法別実績（2019年）                  | 24 |
| 図表Ⅰ-10 | DAC援助受取国・地域リスト                        | 25 |

### 第Ⅲ部 地域別の取組

|       |                          |     |
|-------|--------------------------|-----|
| 図表Ⅲ-1 | 二国間政府開発援助の地域別実績（2019年）   | 98  |
| 図表Ⅲ-2 | 東アジア地域における日本の援助実績        | 105 |
| 図表Ⅲ-3 | 南西アジア地域における日本の援助実績       | 111 |
| 図表Ⅲ-4 | 大洋州地域における日本の援助実績         | 114 |
| 図表Ⅲ-5 | 中南米地域における日本の援助実績         | 120 |
| 図表Ⅲ-6 | 欧州地域における日本の援助実績          | 123 |
| 図表Ⅲ-7 | 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績 | 125 |
| 図表Ⅲ-8 | 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績    | 129 |
| 図表Ⅲ-9 | サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績  | 134 |

# 資料編 .....161

## 参考統計

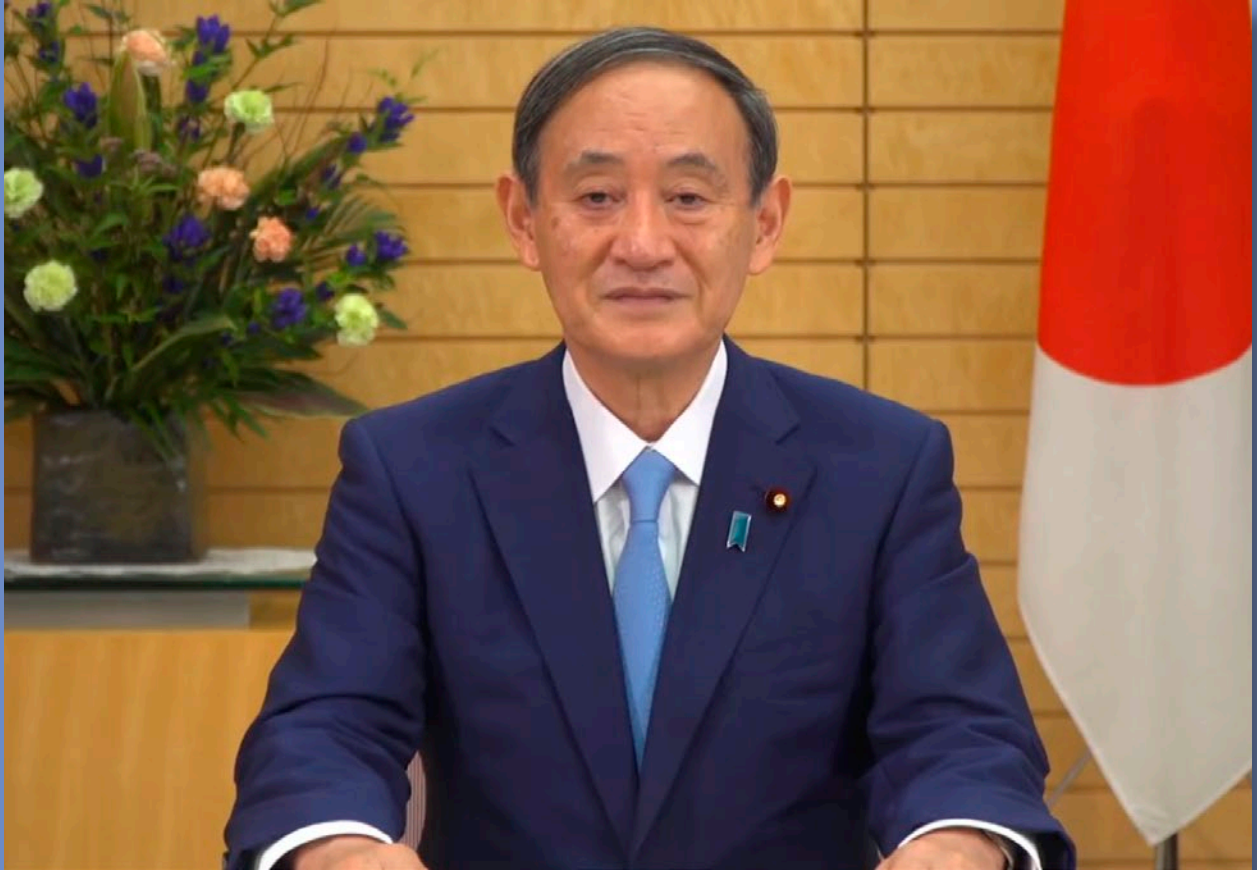
|          |                                       |            |
|----------|---------------------------------------|------------|
| <b>1</b> | <b>2020年度政府開発援助予算（当初予算）</b> .....     | <b>162</b> |
|          | (1) 政府開発援助予算の内訳 .....                 | 162        |
|          | (2) 政府開発援助一般会計予算（政府全体） .....          | 162        |
|          | (3) 政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体） .....    | 163        |
|          | (4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目 .....     | 164        |
|          | (5) 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算） .....       | 165        |
|          | (6) 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算） .....         | 165        |
| <b>2</b> | <b>2019年の日本の政府開発援助実績</b> .....        | <b>166</b> |
|          | (1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2019年） .....   | 166        |
|          | (2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳（2019年） ..... | 168        |
|          | (3) 二国間政府開発援助分野別配分（2019年） .....       | 173        |

## 巻末資料

|  |   |     |
|--|---|-----|
|  | 日本の開発協力をめぐる動き（2020年1月～2020年12月） .....       | 174 |
|  | 日本の新型コロナウイルス感染症対策支援（2020年1月～2020年12月） ..... | 178 |
|  | 開発協力大綱（2015年2月閣議決定） .....                   | 182 |
|  | 用語集 .....                                   | 192 |
|  | 索引 .....                                    | 196 |

# 第 I 部

## 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大と日本の取組



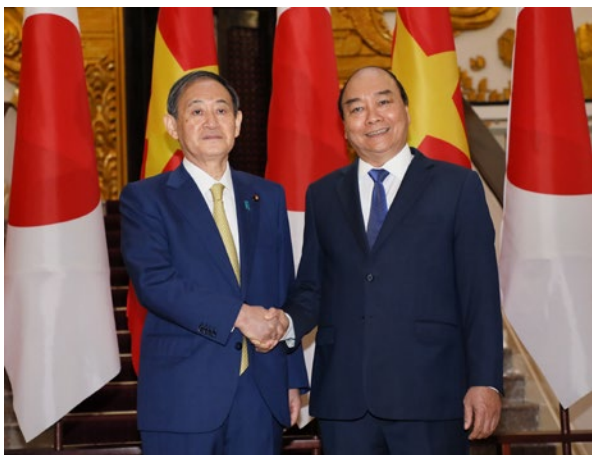
第75回国連総会一般討論演説に臨む菅総理大臣（2020年9月26日）（写真：内閣広報室）

|   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 人間の安全保障に対する危機と日本の対応            | 2  |
| 2 | 実績からみた日本の政府開発援助と<br>主要ドナーの援助動向 | 16 |

## 第1部 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と日本の取組

### 1. 人間の安全保障に対する危機と日本の対応

2020年は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が世界全体に大きな影響をもたらした一年になりました。新型コロナの感染拡大は、人種、民族、宗教、文化、先進国・開発途上国の別なく、地球上のすべての人々の生命と生活に重大な影響を及ぼしており、人間の生存、生活、そして尊厳を脅かし、人間の安全保障に対する危機となっています。日本が従来から推進してきた、人間の安全保障の理念に基づいて、誰一人取り残さないための国際社会での連携した対応がこれまで以上に求められています。日本は、この考え方にに基づき、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指して、①喫緊の課題である感染症危機の克服、②将来の健康危機への備えにも資する保健・医療システムの強化、③より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための環境の整備という総合的な取組を推進しています。そのため、日本は、保健・医療システムの脆弱な国に対し、1,700億円を超える保健・医療分野での支援を実施するとともに、アジア太平洋地域を中心とする途上国の経済活動を支えるため、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を創設し、かつてないスピードで支援を行いました。



就任後初めての外遊でベトナムを訪問した菅総理大臣（2020年10月）（写真：内閣広報室）

#### (1) 日本の取組

##### ア. 二国間支援

第一に、日本は、新型コロナ対策のための二国間支援として、保健・医療体制が脆弱な開発途上国に対す

る総額480億円の無償資金協力による保健・医療機材の供与を決定しました。各国政府と中長期的な保健・医療体制強化に必要な機材について協議の上、2020年7月末以降順次、X線撮影装置、サーモグラフィ、救急車などの機材が現地に到着し、活用されています。また、総額15億円の新たな技術協力により、中長期的な保健・医療体制強化のための人材育成等の能力構築支援を実施しました。加えて、既に実施中の技術協力プロジェクトの中でも、現地カウンターパート機関と連携し、医療従事者の感染防御や施設内感染対策等の研修や医療関連資機材供与を含む体制整備を行いました（2020年に実施した無償資金協力などの具体的なエピソードは10、11ページを、ASEAN感染症対策センターについては14ページの「開発協カトピックス」を参照）。

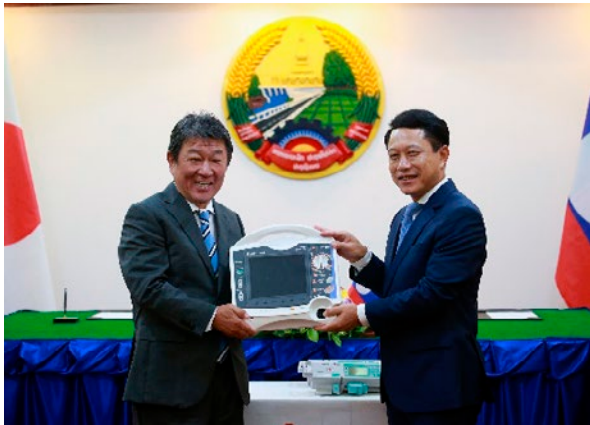
2020年4月には、新型コロナ感染者が発生している諸国に対するアビガン錠供与のための緊急無償資金協力を決定し、2020年12月31日までに45か国に供与しました。

また、今回のパンデミックが各国に甚大な経済的打撃を与えていることから、日本政府は、途上国の経済活動の維持・活性化支援のために2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款の枠組みを創設しました。2020年12月1日現在で、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ、インドおよびモルディブなど、アジア太平洋諸国を中心とした途上国に対して、必要な経済対策を講じるための資金を機動的に供給しています。日本は今後も、短期的な支援にとどまらず、中長期的観点から、途上国の強靱な保健・医療システムの構築や経済活動の維持・活性化のための支援などを実施していきます。

##### イ. 国際機関を通じた支援

第二に、日本は、国際機関を通じた新型コロナ対策支援を実施しています。日本は、2020年3月末までに、世界保健機関（WHO）や国連児童基金（UNICEF）など5つの国連機関および国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）を通じ、1.4億ドルを拠出し、緊急支援を行いました。また、開発途上国において緊急支援を行っている国連機関や国際開発金融機関





ラオスに対する2020年6月の無償資金協力「経済社会開発計画」で供与する保健医療関連機材の引渡式に臨む茂木外務大臣及びサルムサイ・コンマシット外務大臣（2020年8月）

(MDBs) 注1 を含む国際機関および世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）やGavi ワクチンアライアンス、ユニットエイドなどの多国間基金を通じ、感染拡大防止、医療提供体制の整備、ワクチン・治療・診断への公平なアクセスの確保のための支援を行いました（ワクチン開発・普及を巡る国際的な取組については6ページのオ. を、グローバルファンドやGaviについては67ページの用語解説を、Gaviでの日本人職員の活躍については12ページを参照）。

国際機関を通じた支援では、それぞれの分野での専門性と実績を有している国際機関と連携することで、二国間支援の実施が難しい国や地域を含め、必要な支援を迅速に行うことができます。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされた社会・経済的な影響として、世界の飢餓人口が大幅に増加していることから、「ワクチンを得る日まで、食料が混沌<sup>こんとん</sup>に対する最良のワクチン」とのスローガンを掲げる国連世界食糧計画（WFP）への拠出を通じて、アフリカ、中東、アジアにおける食糧支援を行いました（WFPでの日本人職員の活躍については12ページを、WFPを通じた日本の支援については89ページを参照）。

また、UNICEFを通じた支援では、アジア大洋州、アフリカ、中東諸国などを対象に保健従事者や自治体職員への感染予防に関する技術支援を行ったほか、消毒液・石鹸<sup>せっけん</sup>などを供与しました。また、ケニアやタンザニアにおいては、日本企業と連携し、簡易トイレの設置や衛生指導なども行っています。さらに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じてはバングラデシュ・コック



ミャンマーでの医療機材の引渡式の様子（2020年8月）

スバザールの避難民キャンプを含む、アジア、中東地域の17か国の難民・避難民等に対する支援を、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を通じてはパレスチナ難民患者のための診療所などに対する感染症予防対策支援などを、それぞれ実施しました（UNHCRを通じた支援については50ページのコラムを参照）。

さらに、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）は、民間企業による新型コロナワクチン・薬を含む保健・医療物資の製造・供給に係る投資を喚起するため、Global Health Platformを立ち上げました。日本は、IFCへの拠出を通じ、同Platformの案件形成や途上国民間企業等への技術支援を後押しすることを表明しました。



2020年6月、日の丸が表示された支援物資（パスタや小麦粉など）がリビアのトリポリ港に到着。WFP職員の手でリビア全土に向けて食糧が配送される様子をWFPリビア事務所が日本への感謝のメッセージと共にツイッタービデオ 注2 で配信。

注1 33ページの用語解説を参照。

注2 [https://twitter.com/WFP\\_JP/status/1293392588385349632](https://twitter.com/WFP_JP/status/1293392588385349632)

## ウ. NGOによる支援

日本のNGOもまた、ODA資金を活用して、様々な感染症対策支援を行っています。日本NGO連携無償資金協力では、事業関係者へのマスク、消毒液等、衛生用品の供与や、新型コロナ予防のための各種研修、<sup>けいほう</sup>啓発事業を支援しました。また、ジャパン・プラットフォーム（JPF）においても、新型コロナ対策緊急支援プログラムを立ち上げ、複数国で感染症対策支援を実施したほか、感染が拡大している地域で発生した自然災害に際し、新型コロナ感染症対策支援を含む緊急人道支援を実施しました。例えば、本年5月下旬に発生したサイクロン「アンファン」により被災したバングラデシュ南部への被災者支援において、現地は新型コロナが感染拡大傾向にあり、被災による衛生環境の悪化から更なる感染拡大の懸念がありました。そこで、被災地に対して一般的な感染症予防の啓発に加え、新型コロナに対する啓発活動<sup>せつぱん</sup>と石鹸・マスクの配布を実施し、被災者の感染予防対策を行いました（JPFについては47ページおよび145ページも参照）。

## エ. 国際社会での議論および諸外国による取組

国連は、新型コロナの感染拡大を受け、3月に医療体制が脆弱<sup>せいじやく</sup>な開発途上国などへの「新型コロナウイルスに関するグローバル人道対応計画（GHRP：Global Humanitarian Response Plan Covid-19）」を発表し、2020年4月から12月までに、脆弱な国および地域向けに20億ドル（その後7月に103億ドルに追加修正）の支援を要請しました。

5月、EUの主催により、ワクチン・治療・診断の開発および公平なアクセスの確保等のための資金拠出を呼びかける首脳級の会合である新型コロナウイルス・グローバル対応サミットが開催されました。主催



バングラデシュのバゲルハット県で感染症予防のための手洗い啓発活動を行う様子（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）

者のEUのほか、日本、英国、フランス、ドイツ、ノルウェー、カナダ、イタリア、スペイン、サウジアラビアをはじめとする約30か国の首脳と約10か国の閣僚、国連事務総長やWHOなどの国際機関の長、世界経済フォーラムおよびビル&メリンダ・ゲイツ財団などの市民社会・企業の代表が出席またはビデオメッセージを寄せました。日本からも安倍総理大臣（当時）がビデオメッセージを通じて参加し、日本が国内外において治療薬・ワクチンの開発を推進していること、それらへの公平なアクセスが重要であること、医療体制の脆弱な途上国に対し保健システム強化のための支援を拡充していることを強調し、日本としてこれらの分野において応分の貢献を行うことを表明しました。

G20においては、3月に議長国サウジアラビアの呼びかけで初のG20首脳テレビ会議が開催され、各国内の経済状況や感染拡大防止策について議論が行われました。また、3月、4月、7月、10月、11月にG20財務大臣・中央銀行総裁によるテレビ会議が開催され、9月には、G20財務大臣・保健大臣合同テレビ会議が開催されました。これらにおいて、世界経済の回復や感染拡大防止に向けた国際的な支援策について議論が行われ、G20行動計画およびその更新版のとりまとめがなされました。日本は、新型コロナを克服するため、ワクチンや薬の開発のみならず、これらを大量生産し、途上国を含め世界中に普及させる必要性を指摘し、その一環で治療薬等に係る特許の使用許諾を迅速に進める仕組みとして特許プール構想を提案してきました。こうした日本の提案も受け、G20行動計画の更新版では、ワクチン・薬の開発・製造・普及に向けた包括的取組と特許プール（知的財産権に係る自主的なライセンス供与）への支持、そして、UHCを資金面から支えることの重要性が確認されています。そのほか、貿易・投資、エネルギー、農業といった各分野の担当大臣会合、各種作業部会でも新型コロ



UNICEFのミャンマーにおける手洗い支援

ナへの対応や復興に関し議論が行われました。

11月のG20リヤド・サミットでは、菅総理大臣から、新型コロナへの対応において、治療・ワクチン・診断への公平なアクセス確保と、そのための多国間協力の枠組が重要であること、G20が特許プールへの支持に合意することが重要である旨述べ、また、日本はACTアクセラレータ立ち上げの共同提案や、COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）への支援など多国間協力を推進していくことを述べました（COVAXファシリティについては67ページの用語解説を、ワクチンの開発・普及を巡る国際的な取組については次項オ、も参照）。

G7においても、3月および4月の2度にわたって臨時の首脳テレビ会議が開催され、各国内の経済状況や感染拡大防止策について意見交換を行いました。首脳間では、新型コロナへの対応に際し、国際社会が丸となった取組が求められていることを確認しつつ、ワクチン等の開発に向けた協力を促進していくこと、経済の下方リスクへの備えのため、あらゆる政策的手段を用いることなどで一致しました。また、3月の首脳レベル会議の議論を踏まえ、同月、G7外相会合でも連携が確認されました。さらに、5月には新型コロナに関する米国主催関心国外相会合も開催され、茂木外務大臣から、関係国間の連携の重要性を指摘した上で、国際社会の対応についての検証、各国による自由、透明、迅速な形での情報や知見の共有、保健体制が脆弱な途上国に対する中長期的な視点を持った支援の必要性を強調し、各国から賛同を得ました。

10月末にはOECD閣僚理事会がテレビ会議形式で開催され、菅総理大臣がビデオメッセージで開会演説を行ったほか、西村経済財政政策担当大臣、鷲尾外務副大臣、宗清経済産業大臣政務官が参加しました。同理事会ではコロナ危機からの回復にあたり、多くの国



住民に衛生用品を配布する伊藤 UNHCR シリア事務所長（中央）

から途上国支援を含め国際協力・連携の重要性が改めて強調され、また回復は「より良い回復」でなければならない点が指摘されました。菅総理大臣からは、(1) コロナ禍における国際連携・協力の重要性を強調し、(2) 感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けOECDが政策協調の場として果たす役割に期待する旨述べた上で、(3) デジタル化や人の往来の再開に向けた我が国の取組を発信しました。

主要ドナーも保健、医療、人道、経済・社会支援を含む様々な緊急対応支援策を打ち出しました。米国は、120か国以上の途上国を対象に緊急対応支援を表明しました。EUは、5月の新型コロナウイルス・グローバル対応サミットを開催したことに加え、EUおよび加盟国等の資金を統合し、「チーム欧州」として、近隣の西バルカン、中東、アフリカ地域を中心に緊急対応支援を表明しました。「チーム欧州」の一員であるフランスは、アフリカ、海洋地域、中近東からなる優先援助地域に対する緊急対応支援を表明し、ドイツは、2020年開発援助予算をコロナ支援に振り向ける等により、保健医療や食料安保対策、避難民支援、人道支援策等を打ち出しました。また、英国は、6月にグローバル・ワクチンサミット2020（Gavi第3次増資会合）を主催し、同会合では途上国を含む世界全体におけるワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的枠組み（COVAXファシリティ）が立ち上げられました。オーストラリアは近隣の大洋州地域を中心とした緊急対応支援策を打ち出しました。

中国は、国内の感染拡大が落ち着き始めた2020年3月以降、感染が拡大している諸国向けの医療物資提供等の支援を本格化しました。たとえば、中国国務院が2021年1月に公表した白書「新時代の中国の国際開発協力」では、150か国および10の国際機関に対



モンゴルを訪問し、エンフタイワン・モンゴル外務大臣と会談した茂木外務大臣（2020年10月）

し緊急支援を提供した旨が記載されています。

世界規模で甚大な影響を与える感染症の対策において、専門的知見を有するWHOなどの国際機関を中心として各国が協力していくことが重要です。日本としては、5月のWHO総会で採択された決議に基づき実施されている「パンデミックへの備えと対応に関する独立パネル」による検証を支持しており、引き続き、他のWHO加盟国と協力しながら貢献していきます。

#### オ. ワクチンの開発・普及を巡る国際的な取組

感染拡大抑制と感染の終息のために欠かせないワクチンを巡っては、各国、特に開発途上国において公平なアクセスを確保することが重要であり、Gavi、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI：Coalition for Epidemic Preparedness Innovations）およびWHOが共同で取組を進めており、日本も積極的に議論に参加しています。

2020年6月には、グローバル・ワクチンサミット2020（Gavi第3次増資会合）が英国主催で開催され、日本、米国、フランス、ドイツ、イタリア、中国等から42か国の首脳級と、23か国の閣僚級、WHOやUNICEFなどの国際機関の長、ビル&メリンダ・ゲイツ財団などの市民社会、企業の代表が出席またはビデオメッセージを寄せました。日本からは、安倍総理大臣（当時）がビデオメッセージで参加しました。同会合では、2021年から2025年のGaviの活動に必要な資金拠出が呼びかけられ、日本からは新型コロナ対策を含めた当面3億ドル規模の拠出を表明し、全体としては調達目標額の74億ドルを上回る約88億ドルの資金調達が達成されました。

さらに、今回のパンデミックを受け、ワクチンの国際的な開発・製造・供給のため、Gavi、CEPI、WHOなどにより、国家の経済力にかかわらず、ワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際枠組みであるCOVAXファシリティなどの取組が進展しています。10月のUHCフレンズ閣僚級会合において、日本は上述のGavi増資会合で表明した3億ドルのうち1.3億ドル以上を、COVAXファシリティの途上国支援枠組みである「ワクチン事前買取制度（AMC）」に対し拠出することを表明しました。

このほか、日本が拠出を行っている世界銀行やアジア開発銀行といったMDBsも、それぞれの支援対象国に対する新型コロナワクチン調達支援を表明してお

り、日本はこうしたプログラムの創設段階においても出資国として積極的に議論に参加してきました。

#### カ. 開発途上国の債務問題への対応

新型コロナの感染拡大は、特に、財政状況が最も脆弱な開発途上国においては、海外からの直接投資が最大45%減少することが見込まれるなど、マクロ経済環境の悪化を引き起こし、多くの国で返済負担が増加しています。

こうした状況を踏まえ、2020年4月、日本を含む主要債権国22カ国が参加するパリクラブおよび中国やサウジアラビアなど非パリクラブ国も参加するG20は、最も脆弱な最貧国が抱える公的債務につき、2020年末までの支払の一時的な猶予を認める債務支払猶予イニシアティブ（DSSI：Debt Service Suspension Initiative）について合意しました（債務問題に対する取組については、36ページも参照）。また、2020年10月、パリクラブ及びG20は、DSSIの2021年6月末までの6ヶ月間の延長に合意しました。DSSIには、2020年12月1日現在で36か国の途上国がパリクラブ（債権国会合）と覚書を交わしています。さらに、2020年11月、パリクラブおよびG20は、DSSI対象国に対するケースバイケースでの債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）に合意しました。日本も、パリクラブ及びG20の一員として、DSSIに基づき、途上国の債務支払猶予を着実に実施するとともに、「共通枠組」の下で、DSSI対象国からの要請に基づき、必要に応じて、個別に債務救済を実施していきます。

また、国連は5月にグテーレス国連事務総長のイニシアティブで、「新型コロナウイルス時代とその後における開発資金ハイレベルイベント」をオンライン形式で開催し、約50か国の首脳、国際機関の長等が出席又はビデオメッセージを寄せました。日本からは安倍総理大臣（当時）がビデオメッセージを通じて出席しました。同会合では、資金調達の安定性確保、途上国が抱える債務の脆弱性といった課題に関し、国際社会が協調して取り組むことの重要性が共有されました。日本からは、SDGsの達成に向けて、民間資金によるインパクト投資を促進することが不可欠であると表明しました。

9月の国連総会時には「新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合」がオン

ライン形式で開催され、40か国以上の首脳級、約10国の閣僚級、国際機関の長らが参加し、新型コロナの影響を受けた途上国の経済を回復させるための施策について考えを表明しました。日本からは茂木外務大臣が出席し、これまでの日本の支援策を説明するとともに、ESG投資<sup>注3</sup>やインパクト投資を活用し、民間資金動員を促進していくことが重要であると強調し、我が国が取組を強化していく旨述べました。

## (2) コロナ禍で活かされる日本の支援

(詳細については、10、11 ページを参照)

日本は、従来から、人間の安全保障の理念に基づき、SDGsの達成に向けて、保健、水・衛生、教育、ジェンダーなど様々な分野の支援を実施してきました。このような日本の支援は、今回のパンデミックにおいても、開発途上国の人々のために大きく貢献しています。

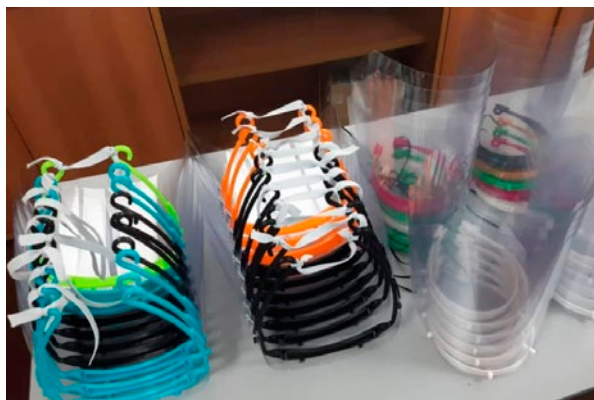
特に、保健・医療分野においては、戦後、日本自身がマラリアをはじめとした感染症の撲滅<sup>ほくめつ</sup>を実現した経験を持っており、平均寿命を世界最高水準に引き上げたその知見を、世界中の国々と共有してきた実績があります。ODAが開始されて65年以上、日本は、保健・医療分野において幅広い支援を実施し、国際保健分野において主導的役割を果たしてきており、その取組が多くで国で評価されています。日本自身の経験に基づいたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ<sup>UHC</sup>の推進、マラリア予防のための蚊帳<sup>かや</sup>の活用、手洗いの励行<sup>れいこう</sup>、母子手帳の普及、上下水道の整備などはその一例です。

途上国におけるコロナ対策においては、これまで日本の支援で建設された医療施設・上水道施設、供与された医療関連機材が稼働しているだけでなく、日本が地道に積み重ねた技術支援・能力構築支援により、研修を受けた各国の医療従事者・公衆衛生の専門家などが、最前線で活躍しています(ガーナ野口記念医学研究所について15ページの「国際協力の現場から」を参照)。

また、保健・医療分野、水衛生分野での支援に加え、ロックダウンで学校に通えない子供たちのための情報通信技術(ICT)支援を通じた遠隔教育の導入(73ページの「匠の技術、世界へ」も参照)や、産業人材育成支援を通じた途上国内での医療用マスク、ガウン、ゴーグルなどの個人防護具(PPE: Personal Protective Equipment)生産支援など、これまでの日本の支援がパンデミック収束に向けた取組の中で活かされています。



2010年にマダガスカルに派遣されたJICA海外協力隊員は手洗いの重要性を子どもたちに伝えるために手洗いソングを発表。マダガスカル国内では大人から子供まで広く歌われ、現在も受け継がれている。<sup>注4</sup>(Youtube: <https://www.youtube.com/watch?v=xRzjh7LWoc>より)(写真: JICA)



3Dプリンターによって作成された飛沫防御シールド(左)を病院に届けるマレーシア日本国際工科院の関係者ら(写真: JICA)



<sup>注3</sup> 環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素も考慮した投資のこと。

<sup>注4</sup> エピソードの詳細は、JICAコロナ特設ホームページ(<https://www.jica.go.jp/COVID-19/ja/index.html#TeamJICAinaction>)にも掲載されています。

### (3) ウィズ・コロナの日本の開発協力

今般の新型コロナのパンデミックにより、日本が世界各地で実施している政府開発援助（ODA）の事業も少なからず影響を受けました。

2020年3月以降、新型コロナの感染拡大のため、開発途上国から、JICA海外協力隊・専門家、開発コンサルタント、開発協力を携わる企業、一部のNGO関係者、開発コンサルタントなどが日本に一時帰国することとなりました。

日本から海外への渡航が制限される中、また、途上国においても、協力の現場に足を運ぶことが難しくなっている中、様々な工夫を凝らして、日本からのプロジェクトの継続・協力の方法を模索しました（具体的な取組について、57ページの内容紹介も参照）。

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有する国民参加型事業であるJICA海外協力隊（JICAボランティア）事業においても、パンデミックの影響が見られました。上記のとおり、JICA海外協力隊については、派遣中の隊員全員が3月中旬より順次一時帰国し、4月以降に派遣を予定していた隊（2019年度3次隊）についても派遣を見合わせました。これら隊員につい

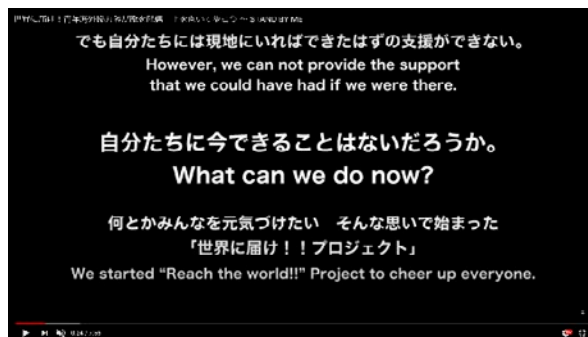
ては、11月末以降、ベトナムをはじめ受入れ体制が整った派遣先から渡航を再開しましたが、2020年12月1日現在、577名が派遣又は再派遣に向けて国内にて待機中です。

待機中の隊員は、自らの技能・経験を活かした国内の課題への貢献、または遠隔での隊員活動の継続、再赴任に備えた自己研鑽<sup>けんざん</sup>などに取り組んでいます。待機隊員による国内課題への貢献活動の具体例としては、農家支援、助産師・看護師・保健師等の医療資格をもつ隊員による外国語対応も含めた対応、外国にルーツを持つ子女教育のサポート等があります。このうち農家支援の一例として、「<sup>つま</sup>婦キャベ海外協力隊」があります。これは、JICAと特定非営利活動法人自然塾寺子屋の連携により、2020年5月から11月にかけて、一時帰国中の隊員が、外国人技能実習生の来日が中断し、深刻な人手不足となった群馬県<sup>つまごい</sup>嬭恋村にて支援を行ったものです。また、参加した隊員は、外国人技能実習生と農家とのコミュニケーションや文化習慣の違いによる様々な問題を改善する方法についての提案も行いました。

JICA専門家の多くも一時帰国を余儀なくされまし



感染が広がる中、任地から退避したJICA海外協力隊員が派遣先の国の言葉で「上を向いて歩こう」を歌う動画を配信（写真：WATATU株式会社 岡本龍大）



国内待機中のJICA海外協力隊員が参加した貢献活動「婦キャベ海外協力隊」（写真：特定非営利法人自然塾寺子屋）



無償資金協力で整備された研究室で作業を行うケニア中央医学研究所スタッフ。日本はこれまで、国内の研究機関とも連携し、アフリカの感染症対策拠点の施設整備と人材育成を支援。（ガーナ野口記念医学研究所への支援については15ページの「国際協力の現場から」、ザンビアでのウイルス性人獣共通感染症研究については149ページの「匠の技術、世界へ」を参照）

たが、国内待機中には、遠隔で現地のカウンターパートと連絡をとりながら、業務を遂行しました。2020年6月以降、JICA職員、専門家等は、現地の状況等を踏まえつつ活動していた国々に戻っています。

また、途上国から来日していたJICA研修員は、パンデミックによりフライトが欠航になるなどして帰国が困難となりました。JICAはこれら研修員等に対して、帰国までのサポートを行ってきています。また、新たに来日を予定していた短期研修員に対しては、オ

ンラインでの研修に切り替える等、ウィズ・コロナの中でも研修が受講できるような工夫を行っています。なお、長期研修員等については、10月から順次受入れを再開しています。

このほか、コロナ禍において日本の国際協力NGOが団体の基盤・能力強化や経営戦略見直しを行うための情報集約を目的として、令和2年度NGO研究会「新型コロナウイルス感染症拡大に対する日本の国際協力NGOの対応戦略」を実施しています。

# コロナ禍で活かされる日本の支援

## トルコ

### 遠隔地医療

草の根・人間の安全保障無償資金協力 アルトゥンオルドゥ市巡回検診用車両整備計画(2018年)

トルコでは、山間部に居住する住民およびシリア難民等に対し定期的な健康診断を実施するため、日本の支援で巡回検診用車両および検診用機材が整備されました。2020年3月、供与された車両や検診用機材を用いた活動が開始され、通常の巡回検診だけでなく、新型コロナウイルス感染症に関する検診でも活躍しています。



## ミャンマー

### 保健・医療機材

補正予算(2020年)無償資金協力(経済社会開発計画)

8月中旬、本計画で供与する医療機材の第一便(ICUベッド、シリンジポンプ、サクシオンポンプそれぞれ10セット)がヤンゴン国際空港に到着し、丸山市郎駐ミャンマー日本国特命全権大使からゾー・タン・トゥン保健・スポーツ省医学研究局長に対して引き渡されました。その後も機材の調達が続いたものから順次、ミャンマー政府に引き渡され、同国内の医療機関で活用されています。日本政府としては、新型コロナウイルス対策だけでなく、ミャンマーの国造りと国民のために様々な分野での支援を今後も積極的に行っていきます。

## バングラデシュ

### 医療用個人防護具の現地生産\*

技術協力 看護サービス人材育成プロジェクト(2016年-2021年)

バングラデシュでは、医療用マスク、ガウン、ゴーグルなどの個人防護具(PPE: Personal Protective Equipment)が不足しています。最前線で活躍する医療従事者の保護のため、現地JICA事務所がバングラデシュ保健省に呼びかけ、日本の検品企業であるK2社の指導によりWHO規格に適合したPPEをバングラデシュ企業SNOWTEX社が生産し、国内に供給しました。これにより、世界経済の落ち込みを受けて苦境にあった現地の縫製工場で働く労働者の保護に貢献するとともに、バングラデシュの輸出産業強化にも寄与することが期待されます。\*



(写真: JICA)

## ルワンダ

### 医療用フェイスシールドの現地生産

技術協力 ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト(2017-2021年)

3Dプリンター、NC工作機器、レーザーカッターなどを完備しているものづくりラボ、ファブラボFAB LABは、JICAによってルワンダのICT



(写真: JICA)

起業家支援のために2016年に設立されました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020年、FABLABは国内唯一の医療用フェイスシールド製造拠点としてルワンダ政府から認定を受け、国内医療機関にフェイスシールドを配布しています。

## エチオピア

### 安全な水の供給

日本NGO連携無償資金協力(2017-2020年)

エチオピアでは、日本の国際協力NGOである特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構が、2017年から水の供給と衛生教育を実施しています。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、同機構はマスク、消毒液、石鹸などを配布して手洗い指導を行いました。また、簡易水道の建設後も住民自身が水道設備を管理・補修できるように、住民自らが参加して建設を行っています。さらに、施設完成後に住民が組織する運営委員会でも女性委員の選出が奨励されており、女性の地位向上・社会参加にも貢献しています。



(写真: ホープ・インターナショナル開発機構 近藤史門)

## カンボジア

### 保健・医療機材

補正予算(2020年)無償資金協力(経済社会開発計画)

保健・医療体制が脆弱なカンボジアにおいては、ひとたび新型コロナウイルスの感染が拡大すれば甚大な人的被害が想定されます。そのため、日本は、早急な支援を実施すべくかつてないスピードで手続を進め、8月には医療機関で必須の機材である高濃度酸素発生器を供与しました。これらの機材はカンボジア国内の病院などで有効に活用されています。引き続き、カンボジア政府と緊密に連携しながら、救急車や超音波画像診断など、人々の命を守るための機材を届けていきます。



## ブータン

東日本大震災の教訓学んだ通信BCP  
～通信をつなぎ世の中を助ける使命感

技術協力 ブータン王国ブータン国災害対策強化に向けた通信BCP策定プロジェクト(2018年-2021年)

本件は、地震活動が活発なブータンで災害発生時の業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定のため開始されたプロジェクトです。2019年12月の運用開始から約3か月後の2020年3月にブータン初の新型コロナ感染者の発生が確認されたことから、日本での研修で、BCPや安全確保の重要性を学んだブータン・テレコム職員は、本プロジェクトで策定された大規模災害用のBCPを参考に今回のパンデミックのためのBCPを策定し、現在も新型コロナ対策に活用されています。



## 女性と子どもに配慮した迅速な措置\*

技術協力(国別研修) ジェンダー主流化、女性のエンパワーメント及び子どもの福祉と権利(2019年-2021年)

ブータンでは、3月に初の感染者が確認されたわずか2週間後から、ジェンダーと子どもに配慮した新型コロナへの対応が開始されました。日本で研修を受けたジェンダー担当職員が中心となる形で、女性と子ども国家委員会(NCWC: National Commission for Women and Children)により、コロナ禍における家庭内暴力のリスク増加に関する啓発や保育所への備品供与などが実施されています。日本の支援を受けて製作された家庭内暴力に関するドキュメンタリービデオは国営放送で5日間にわたり10回以上放送されました。また、NCWCが管理する保育所では、子どもたちや保護者に適切な衛生指導を行うことができるよう、手洗い励行、感染予防方法、新型コロナウイルスの基礎知識などの啓発ポスターやパンフレットが配布されました。



(写真: JICA)

## ラオス

## 保健・医療機材

補正予算(2020年)無償資金協力(経済社会開発計画)

ラオスの医療体制は極めて脆弱であり、今後感染が拡大した場合にはラオス国内のみならずメコン域内への急激な感染拡大に繋がる危険性もあります。そのため、本計画では、ラオスに対し、小型救急車、病棟用ベッド等の保健・医療関連機材を供与し、同国の保健・医療体制の強化を通じて、同国及び国際社会全体における新型コロナの拡大防止に資する協力を行いました。8月23日、茂木外務大臣のラオス訪問時に行われた引渡式では、第一陣で到着したシリンジポンや除細動器が茂木大臣自らの手でサルムサイ外相に手渡され、ラオス側から日本の支援に対する深甚なる謝意が表明されました。これらの資機材はラオス国内の病院などで有効に活用されています。

## ブラジル

## 新型コロナ対策における5S、カイゼンの実践\*

JICA日系社会研修(2016年)

多くの感染者を出しているブラジルでは、新型コロナ対応でJICA日系社会研修事業の研修員が活躍しています。サンタクルス病院は、サンパウロ市に1939年に日本病院として建設され、長く日本人移住者と地域住民の医療機関として親しまれてきました。同病院で働く看護師は、2016年、日系社会研修「5Sカイゼンによる看護師の管理能力向上」および「カイゼンと5S」に参加し、感染予防から見た5Sおよび医療機材の5Sカイゼンを習得しました。現在、同病院では、帰国研修員が中心となり、5Sおよびカイゼンの知識を活用しながら、院内外関係者向けのガイドラインの作成、ICUと一般病棟を担当する看護師を区分するゾーニング計画の策定、感染の疑いのある患者とそれ以外の患者の動線を区分し接触を避ける取組などを行っています。



## マーシャル

## 保健医療機材

補正予算(2020年)無償資金協力(経済社会開発計画)

マーシャルは29の環礁と多数の島から成る島嶼国です。入国を全面的に停止するなどの措置が功を奏し、国内での新型コロナの感染は抑えられています。今後、日本は、検疫・診断・隔離などのための施設・医療機器の整備および中長期的医療レベルの向上を目的とした支援を決定しました。日本の支援により、X線撮影装置、CTスキャナー、患者モニター装置などが国内主要病院に整備される予定です。このうち、聴診器、血圧計などの機器は既にマーシャルに到着し、離島の52か所のクリニックに配布され、基礎医療の向上に役立っています。

\* エピソードの詳細は、JICA コロナ特設ホームページ

(https://www.jica.go.jp/COVID-19/ja/index.html#TeamJICAinaction) にも掲載されています。

# 世界各地で活躍する国際機関日本人職員

～ワクチン、食糧支援、医師、子どもや弱者の保護など、世界各地で活躍している皆さまから寄稿を頂きました～



## 北島千佳氏 GAVIワクチンアライアンス上級資金調達官

新型コロナウイルス感染症のパンデミック収束に向けて最も期待されているのがワクチンです。Gavi ワクチンアライアンスとは、安全で効果のある新型コロナワクチンを速やかに開発し、世界中の人々に届けるCOVAX ファシリティという枠組みを主導している官民パートナーシップです。私は上級資金調達官として、Gaviの活動を支える資金調達を担当しています。従来、Gaviの活動の中心は最貧国の子どもたちへの予防接種でしたが、新型コロナにより活動内容や支援対象が拡大しています。COVAX ファシリティは先進国・途上国を問わず、最も必要とする人々にワクチンを平等に届ける世界で唯一の仕組みで、世界の180か国以上の国・地域が参加し、2021年末までに20億回分のワクチンの調達と供給を目標にしています。新たなワクチンの開発が成功する確率は必ずしも高くないため、多様なワクチンの開発・製造を支援することでワクチン確保の「保険」としても機能します。日本政府は2011年よりGaviの主要ドナー国であるとともに、COVAX ファシリティへの参加を最初に表明するなど、他の国々の参加を牽引しています。

Gavi ワクチンアライアンスおよびCOVAX ファシリティについては、67ページの用語解説も参照。

## 藤井明子氏

国連開発計画 (UNDP) モルディブ常駐代表

世界の観光客を魅了して止まない常夏のモルディブ。リゾートのイメージが強く、地元住民が暮らす島の日常のイメージは湧きにくいかもしれませんが、国の収入のほとんどを観光に依存するモルディブに新型コロナ危機が与えた影響は多大なものでした。2020年3月27日に空港が閉鎖されてから7月15日の再開まで観光収入はゼロに等しく、多くの人々が失職や減収を余儀なくされました。UNDPが同国の経済省と行った調査によると、元々失業率の高かった若者層にさらにしわ寄せが行ったとのこと。15万人が2キロ四方の土地にひしめき合う首都マレでは、感染は瞬間に広がり、一部食料の輸入も滞り、島嶼国の脆弱性が露呈しました。

そのため、UNDPは、日本政府の支援のもとコロナ危機の影響で職を失った若者や女性を対象に零細農家・企業の復興支援を早急に立ち上げました。スマートシティを推進しているフルマレ市では都市菜園を、また比較的農地のあるラム環礁では農業支援を推進しました。起業資金を持たない女性たちのためのモルディブ初の共同シェアキッチン<sup>とうしょ</sup>の立ち上げも進み、新型コロナ危機の前よりも生活環境を良くする‘Build Forward Better’の概念が復興の鍵となっています。

次のモルディブ旅行では是非住民島にも足を伸ばし、現地の野菜を使った手料理を食してみたいかでしょうか。



## 日比幸徳氏

国連世界食糧計画 (WFP) リビア・トリポリ事務所 事業総括

2018年9月から、私は国連世界食糧計画 (WFP) リビアの事業総括として事業を担っています。治安悪化のため、赴任当初の3か月間は隣国チュニジアからの遠隔勤務でした。新型コロナの影響で一時期帰国していた2020年4月から11月までの間も、リビアとの時差-7時間の日本から現地時間にあわせて自宅からの遠隔勤務を続けました。2020年12月現在はリビアの事務所に戻り勤務しています。

人口677万人の同国では、現在も90万人が人道支援を必要としています。新型コロナの影響は事業遂行を困難にすると同時に食料援助の必要な人を2倍近くに増加させています。現在WFPリビアは、困難に直面しながらも、20万人以上に支援を届けています。どの事業の場でも感染対策を徹底しています。たとえば、新型コロナの影響で学校が休校中のため、約2万人の児童に対する学校給食を自宅配達に変更し、栄養バランスの取れた食事の提供を続けています。遠隔事業の運営経験、テクノロジーの活用、そして同僚の専門性を強みに、私は新しい取組においても走りながら前に進んでいます。



## 澤屋奈津子氏

国際移住機関 (IOM) ニジェール事務所 パブリック・ヘルス・オフィサー

ニジェールでは、2020年3月中旬、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるために国境が閉鎖されました。これにより、首都ニアメおよびアガデズ州のトランジット・センターに足止めされた西アフリカ諸国の人々の母国への帰還や、アルジェリアから送還されるニジェール人を含む移民たちの隔離期間中の生活への支援が必要となりました。私はニジェールの新型コロナウイルスの国内監視委員会に国際移住機関 (IOM) スタッフとして参加しており、政府およびWHO等の国際機関を含む他のパートナーとともに、日々悪戦苦闘しながら支援を続けています。

一方、ティラベリ州等では洪水やテロにより非常事態宣言が出され、国内外で多くの避難民が発生しています。そのため、日本からの資金協力を得て、最も脆弱な妊婦、子どもなど被災者一人ひとりの状況に配慮しつつ、シェルターや保健医療サービスへの支援を行っています。こうした支援が実を結び、彼ら一人ひとりの力で困難に対応できるようになってほしいと心から願って活動しています。

## 木多村知美氏

国連児童基金 (UNICEF) 中東・北アフリカ事務所 (在ヨルダン) 医師

UNICEF 中東・北アフリカ地域事務所は、ヨルダンの首都アンマンを拠点に、16の国事務所と域内活動の管理・評価、技術支援、情報共有といった業務を行っています。新型コロナウイルスに関する支援において、私が所属する保健栄養部門は、国事務所と協力しながら、感染予防、医薬品や医療機器の調達、コミュニケーション強化、子どもと女性に対する保健栄養サービスの継続に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症対策として、当事務所は、世界保健機関 (WHO) をはじめとする5つの機関とともに、プライマリーケアで働く保健医療従事者のためのオンライン研修プログラムを共同で作成、また、WHO・国際連合人口基金 (UNFPA) と母子死亡率の高い9か国の保健大臣とのオンライン会議を共同で開催し、コロナ禍における子どもと女性に対する保健栄養サービスをいかに継続していくかについて議論しております。現在も、こうした域内での協力推進に関し、保健省や国際機関等と継続的に協議を行っています。フィールド活動は少ない地域事務所ですが、地域全体に関わるメリットを生かした活動が出来ればと思っています。



## 吉川美帆氏

国連児童基金 (UNICEF) カンボジア事務所子どもの保護専門家

2016年5月から現在まで、私は国連児童基金 (UNICEF) において、子どもの保護専門家として、東南アジア地域に位置するカンボジアに勤務しています。具体的な業務としては、子どもを暴力、虐待、搾取から守るための様々な活動の実施を担当しています。2020年は新型コロナウイルスの影響を受けた子どもの保護に関する業務を重点的に行いました。

UNICEF カンボジア事務所では、新型コロナウイルス感染拡大防止とそれに伴う社会経済的影響の軽減を目的として、日本からの支援を受け、保健、水・衛生、子どもの保護、教育、およびこれらの活動に関する広報等多岐に渡る取組を実施しました。特に、子どもの保護分野においては、カンボジア社会福祉省やNGOと密に連携し、すべての子どもたちが精神保健・心理社会的支援を含む社会福祉サービスを継続して受けられる環境づくりに率先して取り組みました。今後とも、UNICEFの職員として、世界で一人でも多くの子どもたちが安全に暮らすことが出来るよう、貢献していきたいと思っています。



## ASEAN感染症対策センター

～感染症対応体制の強化を通じFOIP実現に向けた日・ASEAN協力を牽引～

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、インド太平洋地域においても社会、経済に大きな悪影響を与えました。2020年12月末時点でも、感染者数及び死者数は世界中でなお増加しており、大規模なロックダウンなどによる生活への影響は甚大です。

日本にとって長年に亘るパートナーであるASEAN\*1もその例外ではありません。年初は感染者数が少なかったASEAN地域でも、2020年4月頃に一部の国で感染者が爆発的に増加し、感染症対策の重要性が叫ばれました。同地域は、日本と地理的、社会的、経済的に密接な関係を持ち、日本企業も多く進出しています。ASEANの感染症対策能力の強化は、同地域全体に資するのみならず、現地邦人の安全確保や日本における流行の防止を図る上でも非常に重要です。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進を外交の柱とする日本にとって、その実現の要であるASEAN諸国の感染症対応体制の強化を支援することは最優先事項です。

そのような状況のもと、ASEAN事務局の要請を受け、4月14日に開催された新型コロナウイルス感染症に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議において、安倍総理大臣（当時）は感染症対策能力の強化、ASEAN感染症対策センター\*2、経済の強靱化支援の3つの柱で、ASEANを力強く支援していくと表明しました。

ASEAN感染症対策センターは、地域の中核拠点として、ASEANの公衆衛生の危機や新興感染症への準備・探知・対応能力を強化することが目的です。具体的には、感染症の発生動向・状況に関する調査の強化、ラボネットワーク\*3の形成や感染症対策担当者への研修などを行う予定であり、日本は、同センター設立のため、日・ASEAN統合基金（JAIF\*4）に約55億円（5000万ドル）を拠出しました。

モメンタムを逃さずできるだけ早期に同センターを立ち上げるべく、2020年6月以降、日本は、ASEANをはじめ、米国、オーストラリア、WHOなど様々な地域・機関の専門家と協力し、準備調査（FS\*5）を実施してきました。

ASEANの意向・要望を最大限尊重し、ASEANと一



第23回日・ASEAN首脳会議に出席する菅総理大臣（写真：内閣広報室）

体となって設立の準備を進めてきた同センターに対してはASEAN諸国から多くの関心が寄せられています。9月の日・メコン外相会議では、メコン諸国から日本の協力への歓迎の意が表明され、日・ASEAN外相会議では、ASEAN側から、日本の協力への高い評価とともに、日・ASEAN首脳会議において本センターの設立が正式に発表されることへの期待が示されました。そして、ついに11月の第23回日・ASEAN首脳会議において、ASEAN各国の首脳とともに、菅総理大臣から本センターの設立を正式に発表するに至り、ASEAN側からは日本からの支援に謝意が表明されました。

今後はさらにスピードを加速させ、同センターが地域の感染症対策の中核としてASEANの人々を感染症の脅威から守る組織へと発展するよう、日本の知見を最大限提供しながら、継続的な支援を惜しまない考えです。そして、日本はこれからもASEANの真の友人として、自由で開かれたインド太平洋のさらなる繁栄のために、共に力を合わせてこの難局を乗り越え、力強く前進していきます。

\*1 ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポールおよびブルネイはODA対象国ではない）。

\*2 ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases

\*3 早期の病原体検査のための研究機関のネットワーク

\*4 40ページの用語解説を参照。

\*5 141ページの用語解説を参照。

## 国際協力の現場から



## 日本での経験を未来の感染症対策のために

～ガーナの野口記念医学研究所でコロナ対策に従事する JICA 帰国研修員～

野口記念医学研究所（以下、野口研）——ガーナにおいて、自らの命を賭して黄熱病の研究に尽くされた野口英世博士の業績を記念し、1979年に日本の支援で建設された医学研究所が、今、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に大きく貢献しています。野口研は、2020年12月末時点で新型コロナウイルスのPCR検査を35万件以上実施しており、ピーク時にはガーナ国内で行われた全検査の約8割を担いました。日本は、設立から約40年にわたり、野口研に対し、研究施設の整備をはじめとする設備の向上のみならず、多くの研究や疫病対策プロジェクトを通じ、現地の人材育成に貢献してきました。

ミルドレッド・ポク氏は、今まさに、その野口研の第一線で活躍しているガーナ人研究者の一人です。ウイルス研究者であるポク氏は、2009年に初めて野口研で働いたことをきっかけに、2010年から2015年に実施された地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)\* 「ガーナ由来薬用植物による抗ウイルス及び抗寄生虫活性候補物質の研究プロジェクト」に参加しました。ポク氏は、野口研で働くことになったきっかけと上記のプロジェクトで日本を訪れたときの経験について次のように語ります。

「ガーナでは、大学卒業後の1年間、国への奉仕活動をするのが義務付けられているのですが、私は大学で生物科学を履修していたため、野口研のウイルス学部に配属されました。野口研は、当時もアフリカ最大の研究所であり、感染症や栄養分野での先進的な研究を行っていたため、とても光栄に思いました。その後、SATREPSのプロジェクトの一環で、3週間にわたり東京医科歯科大学で研修した際には、HIV/AIDSに効く



野口研の先端感染症研究センターの外観。日本の支援により建設が進められており、2019年3月に完成した。(写真：JICA)

ガーナ産の植物を発見するための研究に従事し、今まで聞いたことのなかった研究法や課題解決方法を学びました。日本で学ん



PCR検査の準備を行うポク氏 (写真：JICA)

だ内容は、ガーナに帰国した後に野口研で働く同僚にも共有し、自身の研究を今後も続けていきたいという意欲の向上にもつながりました。」

ポク氏は、その後国費外国人留学生として2015年に熊本大学に留学し、HIV/AIDSの研究で博士号を取得しました。異国の地で博士課程に挑戦するといった大きな決断を後押ししたのは、日本への留学経験を持つ、野口研の先輩ガーナ人スタッフたちの存在だったと言います。ポク氏もまた、そうした先輩たちの足跡を引き継ぐべく、ガーナ大学医学部で講師としてウイルス学を教えながら、野口研での新型コロナ対応業務を監督しています。

「ガーナで初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたとき、野口研は同国唯一の新型コロナウイルスの検査実施機関でした。そのため、国内の検査実施機関を増やすべく、野口研は他の医療機関の能力強化に取り組み、私もその一人として他の機関の職員に検査方法を指導しました。野口研はガーナ国内の感染症対策の質の管理を担っているようなものです。」と、ガーナでの野口研の役割についてポク氏は語ります。

ポク氏は自身の将来について、「今後も国内外の様々な研究者と協力して、感染症分野で世界に貢献できる、新しい研究に携わりたいと思っています。そのためには引き続き多くの知識を身につけたいです。」と話してくれました。これからも、ポク氏のようなアフリカの感染症対策をリードする人材が、野口研から育っていくことが期待されています。

\* 40ページの「用語解説」を参照。

## 2. 実績からみた日本の政府開発援助と主要ドナーの援助動向

### (1) 実績からみた日本の政府開発援助

2019年の日本の政府開発援助（ODA）の実績<sup>注5</sup>は、2018年から導入された贈与相当額計上方式（Grant Equivalent System：GE方式）<sup>注6</sup>では、約155億8,766万ドル（約1兆6,998億円）となりました。支出総額は、約189億1,977万ドル（約2兆631億円）で、前年（2019年）に比べ、ドルベースで約9.7%増（円ベースで約8.3%増）となりました。この結果、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）諸国における日本の順位は、GE方式、支出総額ともに米国、ドイツ、英国に次ぎ第4位<sup>注7</sup>となりました。

内訳は、GE方式では、二国間ODAが全体の約75.7%、国際機関に対するODAが約24.3%、支出総額では、二国間ODAが全体の約77.6%、国際機関に対するODAが約22.4%です。二国間ODAは、日本と被援助国との関係強化に貢献することが期待されます。また、国際機関に対するODAでは、専門的知識や政治的中立性を持った国際機関を通じて、直接日本政府が二国間で行う援助が届きにくい国・地域への支援も可能になります。日本は、これらの支援を柔軟に使い分けるとともに相互の連携を図りつつ、「日本の顔」が見える支援を積極的に行っていきます。

二国間ODAの支出総額を援助手法別に見ると、無

償資金協力として計上された実績が約25億5,599万ドル（約2,787億円）で、ODA支出総額の実績全体の約13.5%となっています。うち、国際機関を通じた贈与は、約11億6,034万ドル（約1,265億円）でODA全体の約6.1%です。技術協力は約27億2,211万ドル（約2,968億円）で、ODA全体の約14.4%を占めています。政府貸付等については、貸付実行額は約93億9,892万ドル（約1兆249億円）で、ODA全体の約49.7%を占めています。なお、政府貸付等の贈与相当額は、約65億1,553万ドル（約7,105億円）となっています。

地域別の二国間ODAの実績値（卒業国向け援助を含む）は次のとおりです。なお、支出総額（構成比）の順に表記しています（詳細は18ページの図表I-2および98ページの図表III-1を参照）。

- ◆アジア：約89億7,214万ドル（61.1%）
- ◆中東・北アフリカ：約15億1,128万ドル（10.3%）
- ◆サブサハラ・アフリカ：約15億5,346万ドル（10.6%）
- ◆中南米：約4億1,283万ドル（2.8%）
- ◆大洋州：約2億2,104万ドル（1.5%）
- ◆欧州：約7,702万ドル（0.5%）
- ◆複数地域にまたがる援助：約19億3,483万ドル（13.2%）

注5 2020年の実績のDAC統計確定値は2021年末頃に公表される予定。

注6 有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のDACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力の実態がより正確に評価される計上方式といえる。

注7 卒業国向け援助を除く。「卒業国を含む」実績値について、詳しくは166ページの「参考統計2（1）政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2019年）」をご覧ください。

図表 I - 1

## 2019年の日本の政府開発援助実績

| 2019年(暦年)                          | ドル・ベース(百万ドル) |            |          | 円ベース(億円)   |            |          |
|------------------------------------|--------------|------------|----------|------------|------------|----------|
|                                    | 実績           | 前年実績       | 増減率(%)   | 実績         | 前年実績       | 増減率(%)   |
| 無償資金協力                             | 2,555.99     | 2,630.91   | -2.8     | 2,787.20   | 2,905.52   | -4.1     |
| (うち、債務救済)                          | -            | (23.72)    | (-100.0) | -          | (26.19)    | (-100.0) |
| (うち、国際機関経由)                        | (1,160.34)   | (1,314.79) | (-11.7)  | (1,265.30) | (1,452.02) | (-12.9)  |
| 技術協力                               | 2,722.11     | 2,647.54   | 2.8      | 2,968.35   | 2,923.89   | 1.5      |
| 贈与計(A)                             | 5,278.10     | 5,278.45   | 0.0      | 5,755.55   | 5,829.40   | -1.3     |
| 政府貸付等(貸付実行額:総額)(B)                 | 9,398.92     | 8,006.18   | 17.4     | 10,249.14  | 8,841.85   | 15.9     |
| (回収額)(C)                           | 7,199.60     | 7,185.74   | 0.2      | 7,850.87   | 7,935.78   | -1.1     |
| (純額)(D)=(B)-(C)                    | 2,199.32     | 820.44     | 168.1    | 2,398.27   | 906.07     | 164.7    |
| (贈与相当額)(E)                         | 6,515.53     | 5,477.69   | 18.9     | 7,104.92   | 6,049.44   | 17.4     |
| 二国間政府開発援助計(総額ベース)(A)+(B)           | 14,677.02    | 13,284.63  | 10.5     | 16,004.69  | 14,671.26  | 9.1      |
| 二国間政府開発援助計(純額ベース)(A)+(D)           | 7,477.42     | 6,098.89   | 22.6     | 8,153.82   | 6,735.48   | 21.1     |
| 二国間政府開発援助計(贈与相当額ベース)(A)+(E)        | 11,793.63    | 10,756.13  | 9.6      | 12,860.47  | 11,878.84  | 8.3      |
| 贈与(F)                              | 3,123.03     | 2,639.86   | 18.3     | 3,405.54   | 2,915.40   | 16.8     |
| 政府貸付等(貸付実行額)(G)                    | 1,119.72     | 1,325.52   | -15.5    | 1,221.01   | 1,463.88   | -16.6    |
| 政府貸付等(贈与相当額)(H)                    | 671.00       | 767.53     | -12.6    | 731.70     | 847.64     | -13.7    |
| 国際機関向け拠出・出資等計(総額・純額ベース)(I)=(F)+(G) | 4,242.75     | 3,965.38   | 7.0      | 4,626.55   | 4,379.28   | 5.6      |
| 国際機関向け拠出・出資等計(贈与相当額ベース)(J)=(F)+(H) | 3,794.03     | 3,407.38   | 11.3     | 4,137.24   | 3,763.04   | 9.9      |
| 政府開発援助計(支出総額)(A)+(B)+(I)           | 18,919.77    | 17,250.01  | 9.7      | 20,631.23  | 19,050.53  | 8.3      |
| 政府開発援助計(支出純額)(A)+(D)+(I)           | 11,720.17    | 10,064.27  | 16.5     | 12,780.37  | 11,114.75  | 15.0     |
| 政府開発援助計(贈与相当額)(A)+(E)+(J)          | 15,587.66    | 14,163.52  | 10.1     | 16,997.71  | 15,641.88  | 8.7      |
| 名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円)            | 5,266.61     | 5,135.33   | 2.6      | 574,302.40 | 567,134.50 | 1.3      |
| 対GNI比(%) (純額ベース)                   | 0.22         | 0.20       |          | 0.22       | 0.20       |          |
| 対GNI比(%) (贈与相当額ベース)                | 0.29         | 0.28       |          | 0.29       | 0.28       |          |

(注)

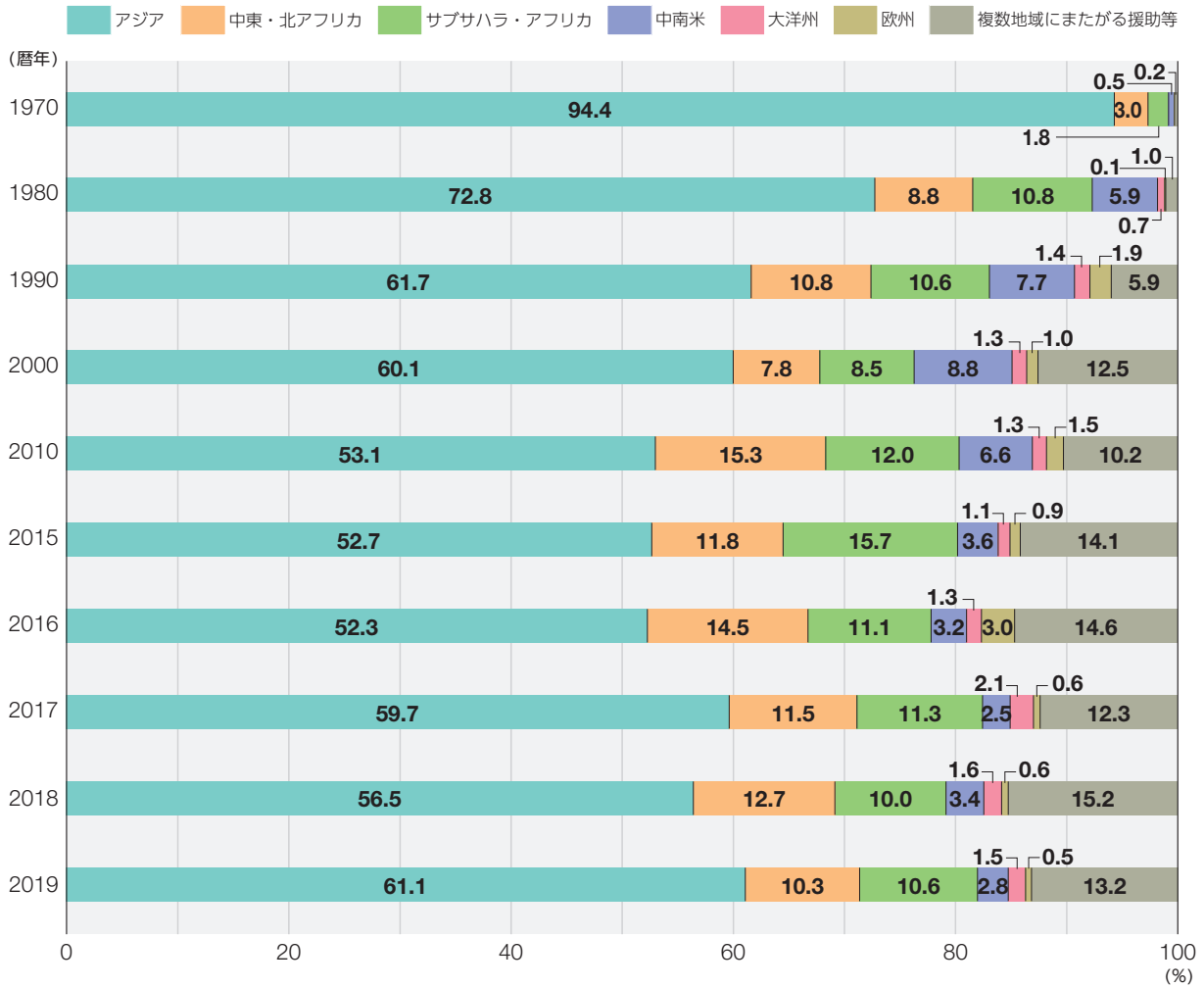
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-]は、実績が全くないことを示す。
- ・卒業国向け援助を除く。(卒業国向け援助を含めた実績については166ページの「参考統計2(1)政府開発援助の援助形態別・通貨別実績(2019年)」を参照。)
- ・贈与相当額は2018年以降の実績から集計。
- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関経由の贈与(国別に分類できるもの)を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。

- ・換算率:2018年=110.4378円/ドル、2019年=109.0459円/ドル(OECD-DAC指定レート)
- ・卒業国とは、25ページの「図表I-10/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・日本はDAC諸国以外の卒業国の中では、16か国・地域(アラブ首長国連邦、ウルグアイ、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、ルーマニア)に対して支出実績を有する(□は地域名を示す)。

図表 I -2

日本の二国間政府開発援助実績の地域別配分の推移

支出総額ベース

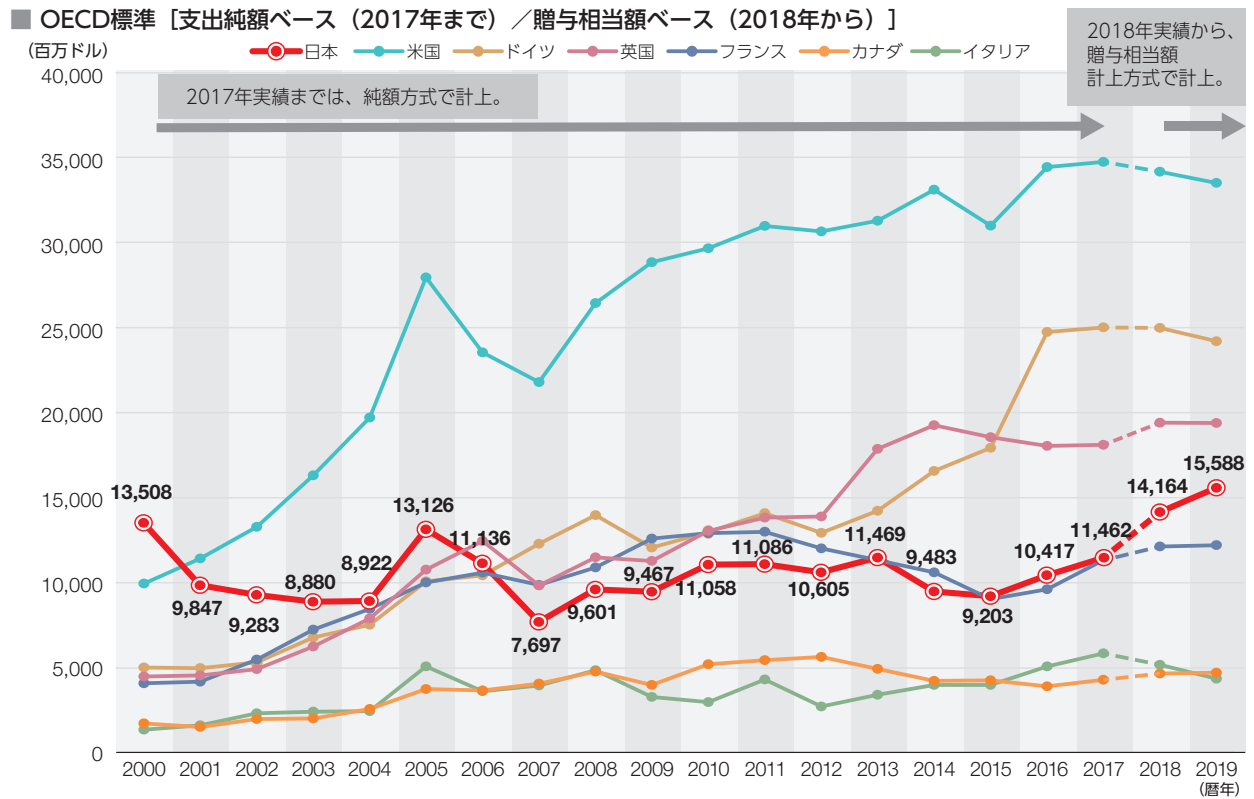


(注)

- ・1990年以降の実績には卒業国向け援助を含む。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。



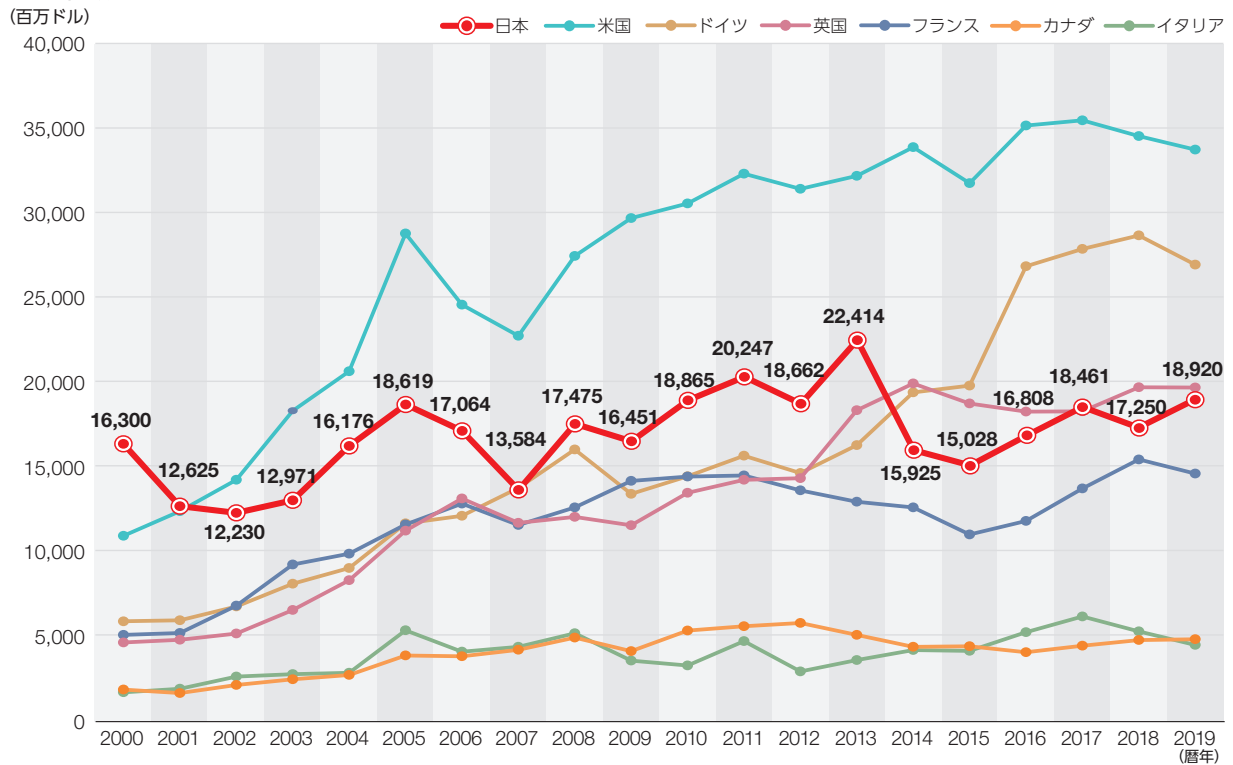
図表 I -3 主要DAC諸国の政府開発援助実績の推移



出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)  
・卒業国向け援助を除く。  
・2019年については、イタリアはOECD推計値を使用。

■ 支出総額ベース

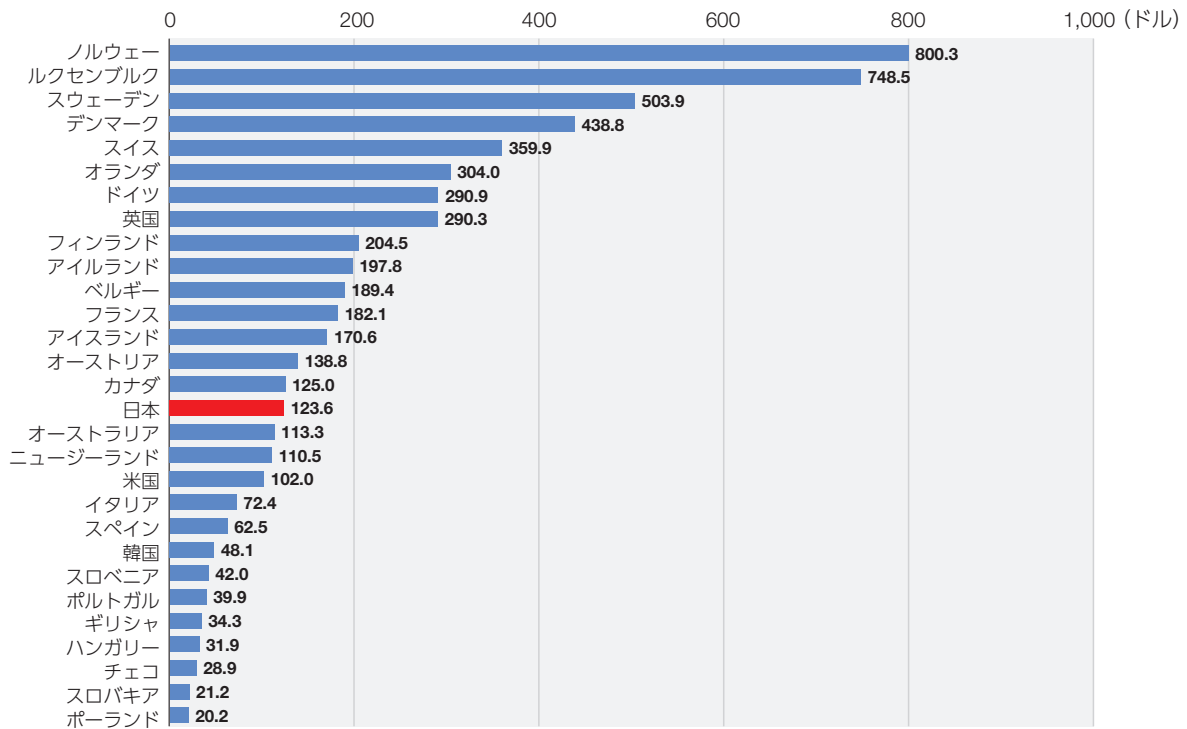


出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)  
・卒業国向け援助を除く。

図表 I - 4

## DAC 諸国における政府開発援助実績の国民1人当たりの負担額（2019年）



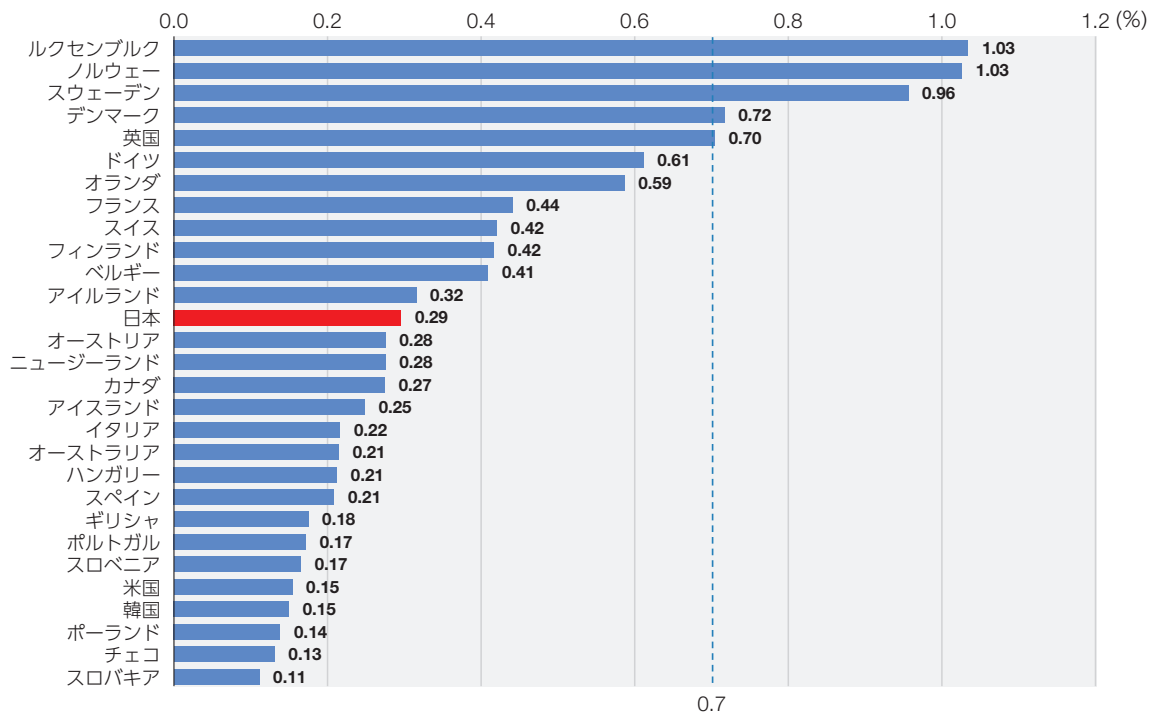
出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)

- ・贈与相当額ベース。
- ・卒業国向け援助を除く。

図表 I - 5

## DAC 諸国における政府開発援助実績の対国民総所得（GNI）比（2019年）

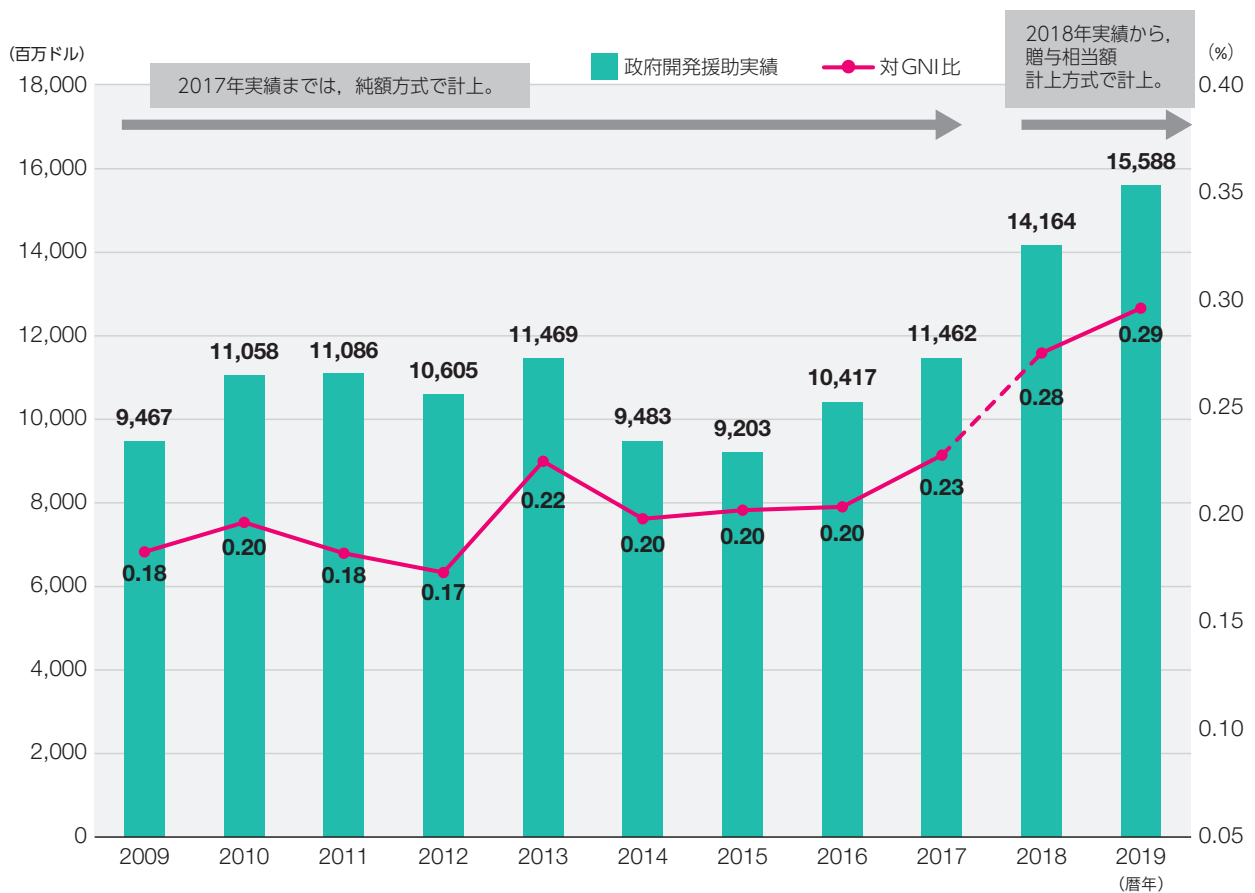


出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

(注)

- ・贈与相当額ベース。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・1970年、国連総会は政府開発援助の目標を国民総生産（GNP）（現在は国民総所得（GNI））の0.7パーセントと定めた。

図表 I - 6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得 (GNI比) の推移



(注)  
 ・2017年実績までは支出純額ベース。2018年実績からは贈与相当額ベース。  
 ・卒業国向け援助を除く。

## (2) 実績から見た主要ドナーの開発協力概要

いかなる協力がODAに該当するのか、それをどのように報告するかについては、OECD開発援助委員会 (DAC) が国際的なルールを定めています。DACが定めるルールでは、ODAは、①公的機関またはその実施機関によって供与される、②開発途上国の経済開発や福祉の向上を主目的とする、③譲許的性格を有する (有償資金協力の場合、貸付条件 (金利、償還期間等) が受取国にとって有利に設定されている) の3要件を満たすものとされています。

このように、DAC諸国はDACが定めるルールに基づいて開発協力を行っていますが、主要ドナーが実施するODAの内容は国によって異なります。ここでは、主にG7諸国を中心としたDACドナーの援助概要について2019年の実績を参考に概説します。

### …主要ドナーの支援実績

2019年のDAC諸国のODA供与額 (贈与相当額計上方式 (GE方式)) は、約1,517億2,200万ドルでした。国別実績 (GE方式、DAC諸国における構成比) では、1位が米国 (約334億9,200万ドル、22.1%)、2位がドイツ (約241億9,800万ドル、15.9%)、3位が英国 (約193億9,300万ドル、12.8%)、4位が日本 (約155億8,800万ドル、10.3%)、5位がフランス (約122億1,100万ドル、8.0%)、6位がオランダ (約52億9,200万ドル、3.5%)、7位がスウェーデン (約52億500万ドル、3.4%)、8位カナダ (約47億2,500万ドル、3.1%)、9位イタリア (約43億7,300万ドル、2.9%) とG7諸国が上位を占めています。注8

注8 詳細については、2020年版開発協力参考資料集図表「DAC諸国の政府開発援助実績 (2019年)」に掲載予定。

図表 I-7

## 主要DAC諸国の二国間ODAの分野別配分（2019年）

（約束額ベース、単位：％）

| 分野                       | 国名 | 日本    | 米国    | 英国    | フランス  | ドイツ   | イタリア  | カナダ   | DAC平均 |
|--------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社会インフラ<br>（教育、保健、上下水道等）  |    | 13.7  | 41.5  | 39.7  | 38.2  | 35.8  | 33.0  | 45.7  | 36.5  |
| 経済インフラ<br>（輸送、通信、電力等）    |    | 52.1  | 4.9   | 5.2   | 22.8  | 18.8  | 9.1   | 3.1   | 16.9  |
| 農林水産分野<br>（農業、林業、漁業等）    |    | 4.4   | 3.1   | 4.0   | 3.9   | 5.8   | 4.2   | 6.1   | 4.5   |
| 工業等その他生産分野<br>（鉱業、環境等）   |    | 19.2  | 3.4   | 14.8  | 15.6  | 12.4  | 12.1  | 10.0  | 11.6  |
| 緊急援助（人道支援等）、<br>食糧援助     |    | 3.6   | 31.3  | 24.7  | 1.6   | 9.1   | 7.3   | 17.3  | 14.9  |
| プログラム援助等<br>（債務救済、行政経費等） |    | 6.9   | 15.8  | 11.6  | 17.8  | 18.1  | 34.4  | 17.8  | 15.6  |
| 合計                       |    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

出典：DAC統計（DAC Statistics on OECD.STAT）

（注）

- ・四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とまらないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。

## …主要ドナーの支援分野

2019年の実績では、米国、英国、カナダ、フランスおよびドイツは、教育、保健、上下水道等の社会インフラ分野へ支援を重点的に行っています。また、米国はODA全体の30%以上を人道支援・食糧援助などの緊急援助に充てています。一方で、道路や橋、鉄道、通信、電力等の経済インフラ分野では日本が1位で52.1%、次いでフランスが22.8%を占めました。日本の協力に占める経済インフラ分野での支援が大きいのは、自らの戦後の復興経験からも、途上国の持続的な経済成長を通じた貧困削減等の達成のためには、まず経済インフラを整え、自助努力を後押しすることが不可欠と考えているからです（図表I-7）。

## …主要ドナーの支援地域

日本はアジア地域を中心に支援している（2019年の支出総額（以下同）の約61.1%）のに対し、米国、フランス、英国およびイタリアはサブサハラ・アフリカ向けが1位（それぞれ32.1%、30.8%、28.1%、22.8%）となっており、ドイツは中東・北アフリカ向け支援が1位（22.2%）となっています<sup>注9</sup>。また、地域別で見た主要DAC諸国からの支援実績の割合では、米国はサブサハラ・アフリカ（32.7%）、中東・北アフリカ（28.6%）、および中南米地域（29.0%）で1位となっています。大洋州ではオーストラリアが

総供与額の48.2%を支援しているほか、旧ユーゴスラビア諸国やウクライナなどの欧州地域ではドイツが27.7%を占めています。このように、各国による支援重点地域は、地理的近接性や歴史的経緯等による影響も受けています（図表I-8）。

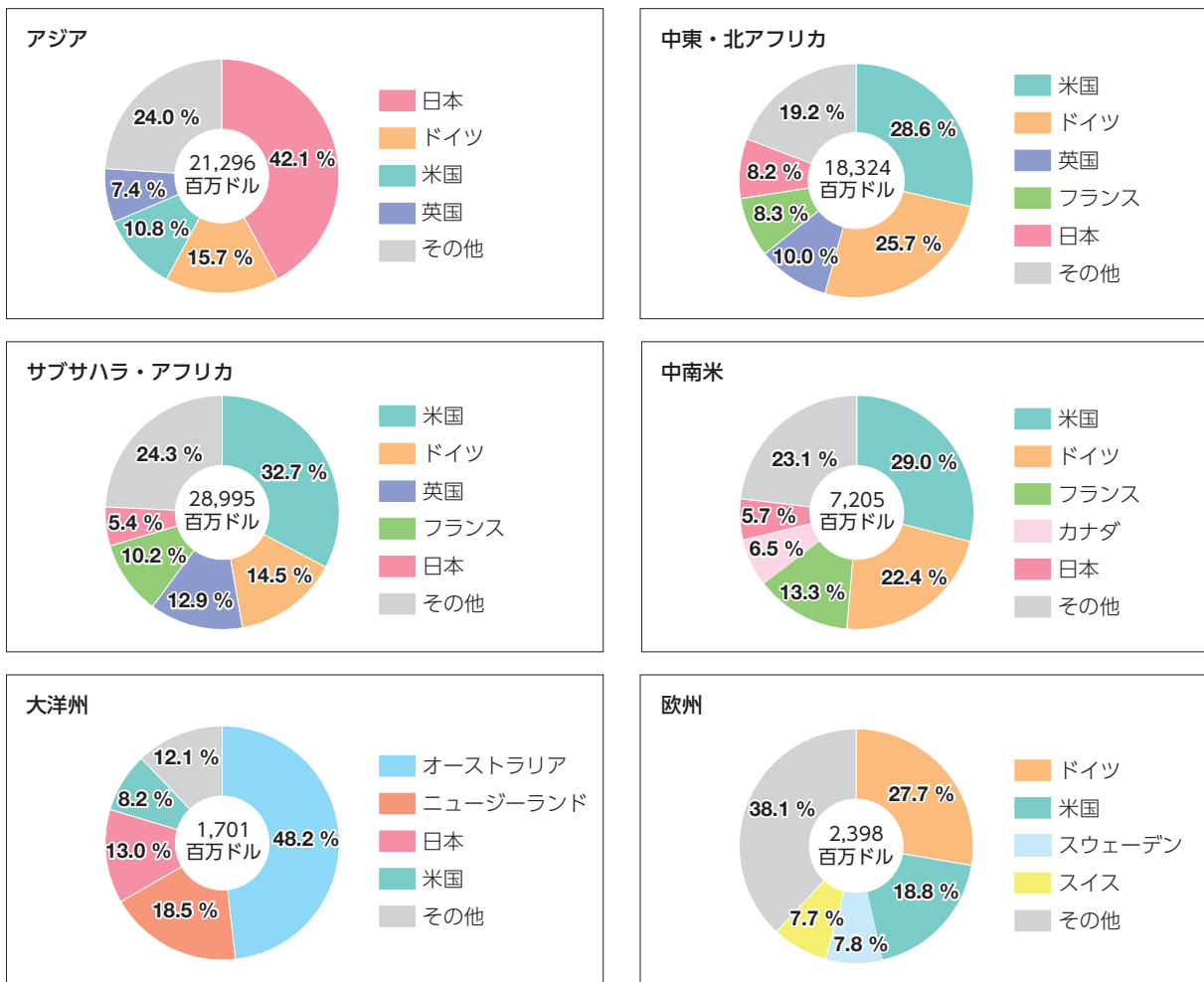
## …援助形態別の実績（2018年）

援助形態別に見ると、2019年のDAC諸国全体のODA実績のうち、贈与が約87%（二国間無償資金協力：約50%、二国間技術協力：約10%、国際機関向け贈与：約26%）、有償資金協力が13%（二国間：約12%、国際機関向け：約1%）となっており、日本およびフランスを除く主要DAC諸国は、そのほとんどを贈与（無償資金協力および技術協力）の形態で実施しています（図表I-9）。

日本のODAに占める有償資金協力（円借款等）の割合が多いのは、開発を与えられたものとしてではなく、開発途上国自身の事業として取り組む意識を高めることが、効果的な開発協力のために重要との考えに基づき、途上国の人々自らによる経済成長への努力を支援することを目的としているためです。途上国側から見れば、自らが借りたお金で国の社会や経済の発展を目指した事業を行うことになり、それだけに一生懸命に事業に取り組むことにつながります。円借款事業が終了した後も、途上国の人々が自らによって事業を

注9 詳細については、2020年版開発協力参考資料集第3章諸外国の経済協力第3節「主要援助国・地域機関の経済協力の概要」に掲載予定。

図表 I-8 地域別実績における主要DAC諸国 (2019年)



出典：DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・支出総額ベース。
- ・地域分類は168ページの参考統計2 (2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 (2019年) に同じ。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・グラフ内数値はDAC諸国の援助実績の合計。

持続・発展的に行えるようになることを目指した協力を行っている点は、自助努力を重視する日本ならではの支援といえますし、DAC開発協力相互レビューでも、その有用性が評価されました (DAC開発協力相互レビュー対日審査については、151ページを参照)。

### ・・・新興ドナーによる開発協力

伝統的に開発協力を担ってきたDAC諸国に加え、近年、経済発展を遂げた開発途上国等のOECD非加盟国、DACに参加していない中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、トルコ、南アフリカ等の新しいドナー (非DAC諸国) や民間の財団などによる援助が増加しています。このような新たな開発協力の担い手による援助は、DACの統計で集計されているだけでも、非

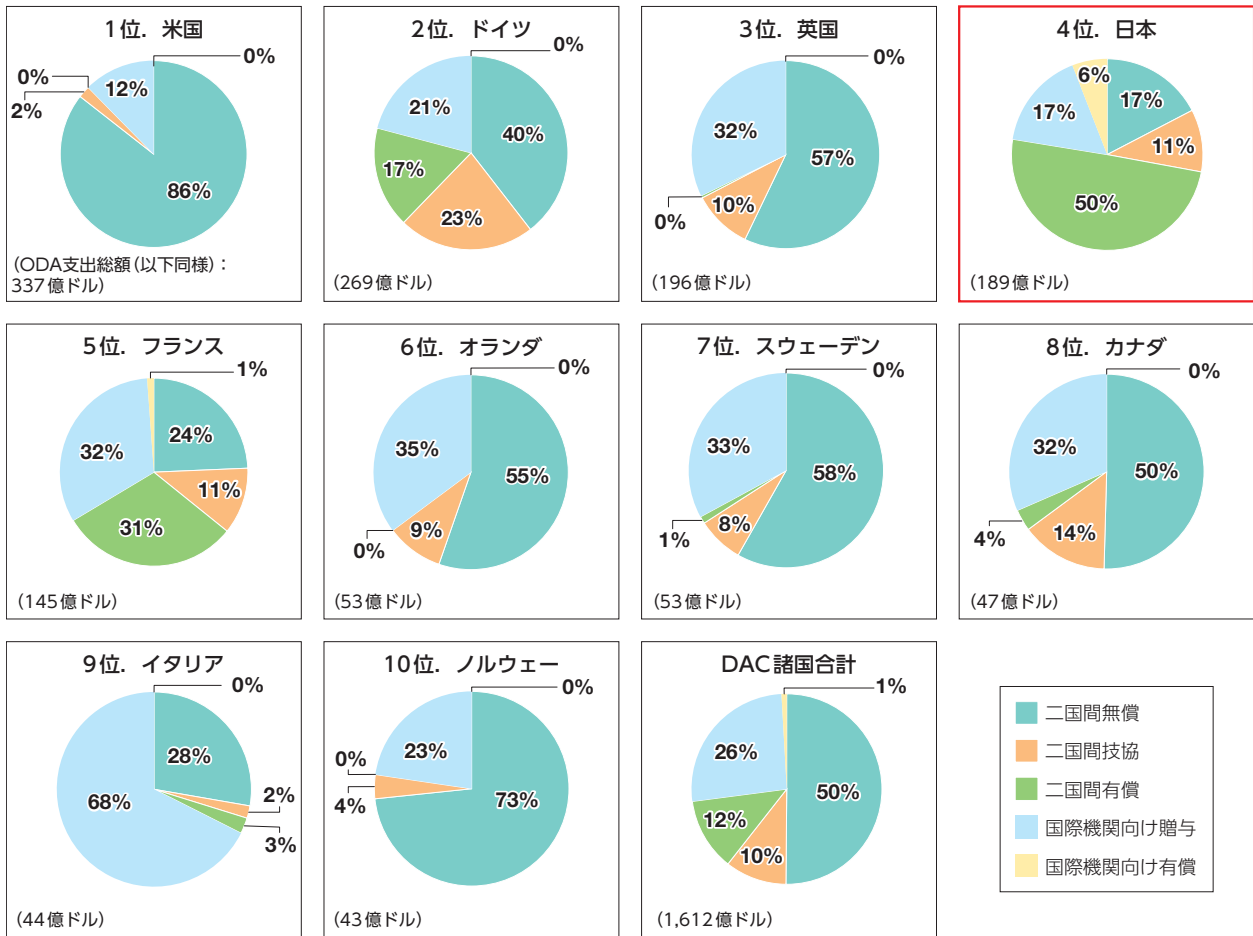
DAC諸国 (DACに実績報告を行っている国のみ) による支援は計160億ドル以上、NGOによる支援は計450億ドル以上に達しています。

途上国への資金の流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することは国際社会で開発協力を連携して推進するためには不可欠ですが、非DAC諸国などが実施する援助の内容は、DACが作成・公表する統計ではすべてが明らかになっていないのが現状です。また、DACが定めるODAの3要件に必ずしも適合しない開発協力を行っている援助主体があること、特に、途上国向け融資について、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付が行われているとの指摘もあります。

現在、OECDや様々な国際フォーラムにおいて、これらの新興ドナーによる援助や民間資金の活用を含む

図表 I - 9

DAC 諸国の援助手法別実績 (2019年)



出典：DAC 統計 (DAC.Statistics on OECD.STAT)  
(注)

- ・ 2019年DAC実績上位10か国、支出総額ベース。
- ・ 四捨五入の関係で合計が100%とならないことがある。

国際的な援助のルールや枠組みを作るための議論が行われています。日本の働きかけにより、2020年11月に開催されたOECD・DACハイレベル会合にて採択されたコミュニケでは、DACメンバー以外の開発協力の供与国に対し、透明性と説明責任を向上させるよう国際的なスタンダードや慣行を一層遵守するよう求める旨が盛り込まれました。日本としては、中国等、新興ドナーの援助が国際的な基準や取組と整合的な形で透明性を持って行われるように、引き続き国際社会と連携しながら働きかけていきます（新しい国際統計システムについては142ページの「開発協カトピックス」を参照。また、36ページの債務問題への取組および150ページの諸外国・国際機関との連携も参照）。

図表 I -10 DAC 援助受取国・地域リスト

(2018年～2019年実績に適用)

| 政府開発援助 (ODA) 対象国   |                                       |   |  |   |
|--|---------------------------------------|---|--|---|
| 後発開発途上国 (LDCs)<br>(47か国)   | 低所得国 (LICs)<br>一人当たりGNI<br>\$ 1,005以下 | 低所得国 (LMICs)<br>一人当たりGNI<br>\$ 1,006- \$ 3,955 以下   | 低所得国 (LMICs)<br>一人当たりGNI<br>\$ 3,956- \$ 12,235 以下 | 高所得国 (UMICs)<br>一人当たりGNI<br>\$ 12,235 以上  |
| アフガニスタン<br>アンゴラ<br>イエメン<br>ウガンダ<br>エチオピア<br>エリトリア<br>ガンビア<br>カンボジア<br>キニア<br>ギニアビサウ<br>キリバス<br>コモロ<br>コンゴ民主共和国<br>サントメ・プリンシペ<br>ザンビア<br>シエラレオネ<br>シブチ<br>セネガル<br>ソマリア<br>ソロモン<br>タンザニア<br>チャド<br>中央アフリカ<br>ツバル<br>トーゴ<br>ニジェール<br>ネパール<br>ハイチ<br>バヌアツ<br>バングラデシュ<br>東ティモール | [北朝鮮]<br>ジンバブエ                        | アルメニア<br>インド<br>インドネシア<br>ウクライナ<br>ウズベキスタン<br>エジプト<br>エスワティニ<br>エルサルバドル<br>ガーナ<br>カーボベルデ<br>カメルーン<br>キルギス<br>グアテマラ<br>ケニア<br>コートジボワール<br>コンボ<br>コンゴ共和国<br>ジョージア<br>シリア<br>スリランカ<br>タジキスタン<br>チュニジア<br>[トケラウ]<br>ナイジェリア<br>ニカラグア<br>パキスタン<br>パプアニューギニア<br>[パレスチナ]<br>フィリピン<br>ベトナム<br>ボリビア<br>ホンジュラス | ミクロネシア連邦<br>モルドバ<br>モロッコ<br>モンゴル<br>ヨルダン           | アゼルバイジャン<br>アルジェリア<br>アルゼンチン<br>アルバニア<br>アンティグア・バーブーダ<br>イラク<br>フィジー<br>エクアドル<br>ガイアナ<br>カザフスタン<br>カボン<br>北マケドニア<br>キューバ<br>グレナダ<br>コスタリカ<br>コロンビア<br>サモア<br>ジャマイカ<br>スリナム<br>赤道ギニア<br>セルビア<br>セントビンセント<br>[セントヘレナ]<br>セントルシア<br>タイ<br>中国<br>ドミニカ共和国<br>ドミニカ国<br>トルクメニスタン<br>トルコ<br>トンガ |
| ナウル<br>ナミビア<br>ニウエ<br>パナマ<br>パラオ<br>パラグアイ<br>フィジー<br>ブラジル<br>ベネズエラ<br>ベラルーシ<br>ペリウ<br>ペルー<br>ボスニア・ヘルツェゴビナ<br>ボツワナ<br>マーシャル<br>マレーシア<br>南アフリカ<br>メキシコ<br>モリシヤス<br>モルディブ<br>[モンセラット]<br>モンテネグロ<br>リビア<br>レバノン<br>[ワリス・フテユナ]  |                                       |   |  |   |

出典：DAC 統計 (DAC Statistics on OECD.STAT)

(注) ・GNI 値は2016年の数値  
・チリ、セーシェル、ウルグアイについては2018年に卒業。  
・[ ] は地域名を示す

# 第Ⅱ部

## 課題別の取組



グアテマラの小学校において、生徒に算数を教えるJICA海外協力隊員（写真：JICA）

- 1 「質の高い成長」の実現に向けた協力 | 28
- 2 普遍的価値の共有、  
平和で安全な社会の実現 | 44
- 3 地球規模課題への取組と  
人間の安全保障の推進 | 60



## 第 II 部 課題別の取組

第 II 部では、日本が世界で行っている開発協力<sup>注1</sup> に関し、「1 『質の高い成長』の実現に向けた協力」、 「2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進」の3つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

### 1. 「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、その成長が「質の高い成長」である必要があります。「質の高い成長」とは、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されない「包摂的」なものであると同時に、社会や環境と調和しながら継続できる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対する「強靱性」を兼ね備えたものです。これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は、自らの経験や知見、教訓および技術を活かし、途上国が「質の高い成長」を実現できるよう支援を行っています。

#### (1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間部門が中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大など民間活動が活発になることが不可欠ですが、開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

#### 日本の取組

##### …質の高いインフラ

開発途上国には依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています（出典：G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（GIH））。しかし、途上国において、「質の高い成長」を実現するためには、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、質の伴っ

たインフラを整備する必要があります。

具体的には、インフラ投資を行う上で、インフラの開放性・透明性、またライフサイクルコストからみた経済性、またマクロ（国）レベルの債務持続可能性を確保した上で、真に「質の高い成長」に資する「質の高いインフラ」を整備することが重要です。さらに、安全で、災害にも強い「強靱性」を有するのみならず、誰ひとり取り残さないという「包摂性」や社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を備えたものであることも重要です。日本は、途上国の経済・開発戦略に沿った形で「質の高いインフラ」を整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含めながら、途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を支援できることは、日本の強みです。



ベトナムにおいて、日本の有償資金協力により建設されたニャットン橋（写真：JICA）

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。さらに、質の高いインフラ投資の重要性および

<sup>注1</sup> ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

その諸要素については、中国議長下のG20杭州サミットにおいても合意されました。日本議長下のG20においては、これまでのG7およびG20での合意を踏まえつつ、国レベルの債務持続可能性等を含むインフラ・ガバナンスの強化等の要素を新たに盛り込みながら、インフラ投資がもたらす経済、環境、社会および開発面における正のインパクトの最大化を掲げる原則の策定に向け、議論を重ねました。その結果、2019年6月に開催された大阪サミットにおいて、①開放性、②透明性、③ライフサイクルコストから見た経済性、④債務持続可能性といった要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が、今後の質の高いインフラ投資に関する共通の戦略的方向性と志を示すものとして、新興ドナーを含むG20の首脳間で承認されました。このG20原則を普及させるために、各国が政策を立案し、実施する際に考慮すべき事項をまとめた文書「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」がOECDにより作成されました。また、2020年11月には日本とOECDの共催で、グッド・プラクティス集の完成を記念するイベントを開催し、中西外務大臣政務官から質の高いインフラ投資の重要性について発信しました。質の高いインフラ投資の重要性については、その後も二国間会談や様々な多国間会議の場において確認されてきています。

こうした中、2020年11月の日ASEAN首脳会議では、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊かいろうによる連結性を強化し、3年間で1,000人の人材を育成していくことを発表しました。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、



2019年3月に開通したインドネシアのジャカルタ都市高速鉄道(MRT)の新型車両。日本の技術と運営ノウハウを全面的に導入して完成した。(写真：JICA)

「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、OECD等の国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。

### …貿易・投資環境整備

日本は、ODAやその他の公的資金(OOF)\*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD7)では、ビジネスの促進が議論の中心となり、6つの全体会合の1つとして、「官民ビジネス対話」が実施されました。本会合はTICAD史上初めて民間企業を公式なパートナーと位置づけ、アフリカの官民と日本の官民が直接対話する場となり、日・アフリカ間の貿易投資拡大のための具体的な提案がなされたほか、直接投資の拡大や現地における人材育成を含む日本によるアフリカの民間セクター育成支援への強い期待が表明されました。また、安倍総理大臣(当時)からは、過去3年間で200億ドル規模だった対アフリカ民間投資が今後さらに大きくなるよう、政府として全力を尽くす旨表明しました。

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で海外への渡航が困難となり、日・アフリカ間のビジネスは一時停滞しました。当初は、アフリカにおける感染爆発が危惧されていたものの、アフリカ各国が水際対策・国内の移動制限を早期に強化したことなどから、感染拡大は比較的緩やかで、死亡率も低く留まっています。こうした状況の中、2020年秋には、多くの国で定期航空便が再開されるとともに、日本企業の駐在員がアフリカへ帰任する動きが見られました。現地で活動する日本企業も新型コロナ対策を講じながら、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナのビジネスを模索している最中です。日本政府としてもその流れを後押しすべく、産業人材育成やイノベーション・投資の促進を通じて、引き続き日本企業のアフリカ進出を全力で支援していきます。

また、世界貿易機関(WTO)では、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進

インド政府は、インド経済のさらなる成長のため、製造業の強化を重視していますが、その際の課題の1つとして、製造業において経営幹部となり得る人材が不足していることが指摘されています。近年は、環境汚染や省資源化への対応、貧困層を対象とするビジネス展開など、製造業において対応すべき新たな社会的なニーズも生まれており、こうした新たな変化にも応えていくことができる経営幹部の育成は、製造業の持続的・包括的な発展にとって重要となっています。



訪日研修の学びから着想したインドの廃棄物管理のビジネス計画について発表を行い、全体で意見交換を行う研修参加者（写真：JICA）

本プロジェクトは、2007年から2013年の間に日本が実施した「製造業経営幹部育成支援プロジェクト」で確立された経営幹部育成プログラム\*の枠組みを基礎としています。これまでに、日本のものづくりの経験を活かしながら、1,000社を超える企業に対する人材育成や、1,200人以上の上・中級経営幹部の育成など、製造業をリードする人材の育成をインド全土で進めてきました。

また、日本から専門家を派遣し、商品の部品などを供給する企業とその下請けとなる企業間の連携の向上などに関する専門的知識や技術の指導を実施しているほか、環境配慮と誰も取り残さない成長といったテーマを盛り込んだ研修も行っています。さらに、日本流のものづくりの精神と経営手法を伝えるべく、日本における研修も実施しており、ものづくりの現場視察や、日本の社会文化についての研究・発表を通じて、参加した経営幹部候補の意識改革にも貢献しています。

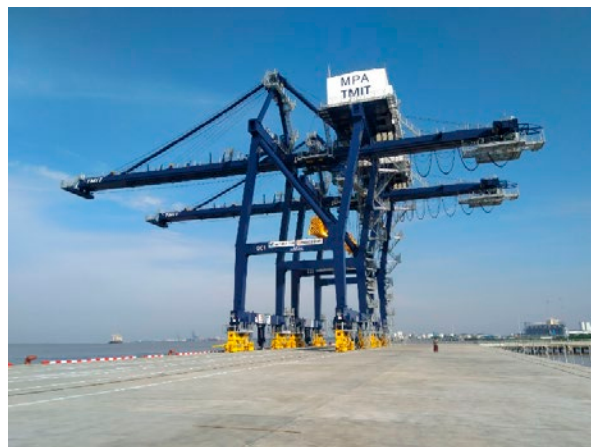
本プロジェクトは、インド政府からの評価も極めて高く、引き続き日本流の経営手法を普及することにより、インドの製造業の基盤が強化されることが期待されています。

\* 上級・中堅管理者を対象とした「上級経営幹部コース」、製造業経験者の中堅管理者候補を対象とした「中級経営幹部コース」（大学院での学位認定プログラム）、下請け中小企業を対象とした「中小企業育成コース」から構成されている。

することが重視されています。日本は、「貿易のための援助（Aid for Trade）」\*に特化した国際機関である国際貿易センター（ITC）などに拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しており、特に後発開発途上国（LDCs）\*に対しては特別特惠関税制度を導入し、無税無枠措置\*をとっています。また日本は、経済連携協定（EPA）\*や投資協定を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化および保護を通じたビジネス環境の整備を促進することにより、日本企業の途上国市場への進出を後押しし、ひいては、途上国の経済成長にも資することが期待されます。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「貿易のための援助（AfT）」に関する議論が活発になっています。日本は、途上国



日本の有償資金協力により整備されたミャンマーのティラワ港。日本の官民が参画するティラワ工業団地（SEZ）の玄関口であり、ミャンマーと諸外国との間を多くの貨物が行き来している。（写真：JICA）

が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備や、発電所・送電網などの建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育などの貿易関連分野における技術協力を実施しています。

これらの協力のうち、途上国税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、日本の税関の専門的知識

や技術などの共有を通じて、途上国税関の能力向上を目的とした支援を積極的に行っています。また、世界税関機構（WCO）への拠出金を通じて、WCOが実施する能力構築支援活動に貢献し、WCOのツールやベスト・プラクティスの導入・普及の促進を通じた国際貿易の円滑化および安全確保の両立等のための支援を実施しています。さらに、日本の税関出身のJICA長期専門家を、ASEAN6か国<sup>注2</sup>に派遣し、個別分野のニーズに応じた支援を実施するとともに、アフリカではJICA/WCO合同プロジェクトのもと、各国税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラムを実施しています。



「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」において、タイの税関を訪問し、プロジェクト専門家から話を聞く東アフリカ税関職員（写真：JICA）

さらに、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して、「一村一品キャンペーン」\*への支援も行っています。また、途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。このほか、2017年2月に発効した「貿易の円滑化に関する協定（TFA）」\*の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならず、サプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

### …国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、および国際開発金融機関（MDBs）\*等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられています。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を途上国に対して提供しています。たとえば、日本は、途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力を積極的に行っており、2020年には、税務調査、税源浸食と利益移転（BEPS）、審理事務<sup>注3</sup>などの分野について、ミャンマー、フィリピン、インドネシアへ国税庁の職員を講師として派遣しました。このほか、日本は、租税条約<sup>注4</sup>や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う、「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきています。また、IMFやアジア開発銀行（ADB）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

また、近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報が明確でないなど、税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経路地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。国際開発金融機関（MDBs）を通じた投資は途上国の発展にとって重要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増しています。

注2 カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイの6か国。

注3 事案の課税内容についての事実認定の可否や法令、通達に適合しているかどうかを適切に判断する事務。

注4 所得に対する租税に関する、二重課税の除去、脱税および租税回避の防止のための二国間の条約。

さらに、2012年にOECD租税委員会が立ち上げた、多国籍企業等による過度な節税対策の防止に取り組むOECD/G20 BEPSプロジェクト\*の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は、多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、

途上国を含む139以上の国・地域が参加しています。

### …金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

こうした考えのもと、金融庁は、2020年2月に、アジア等の途上国の証券監督当局の職員を招聘し、日本の証券分野の規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。



## 用語解説

## \* その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしない、条件の緩やかさが基準に達していないなどの理由で ODA には当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資などを指す。

## \* 後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れており、2014~2016年の1人当たりの国民総所得 (GNI) が平均で1,025ドル以下などの基準を満たした国々。2020年現在、アジア7か国、中東2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州3か国の46か国が該当する。

## \* 無税無枠措置

後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

## \* 経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながることを期待される。

## \* 貿易のための援助 (AfT : Aid for Trade)

途上国が WTO の多角的貿易体制のもとで、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

## \* 一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すものであり、海外でも活用している。一村一品キャンペーンでは、アジア、アフリカなど、途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具をはじめとする魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

## \* 貿易の円滑化に関する協定 (TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化、透明性向上等について定める協定で、2017年2月に発効した。WTO 設立 (1995年) 以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTO によれば、TFA の完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均 14.3% 減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

## \* 国際開発金融機関 (MDBs : Multilateral Development Banks)

開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的に MDBs と言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ (World Bank Group) と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行 (ADB : Asian Development Bank)、米州開発銀行 (IDB : Inter-American Development Bank)、アフリカ開発銀行 (AfDB : African Development Bank)、欧州復興開発銀行 (EBRD : European Bank for Reconstruction and Development) の4つの地域開発金融機関を指す。

## \* OECD/G20 BEPS プロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPS プロジェクトは、こうした問題に対処するため、2012年6月に OECD 租税委員会 (2016年未まで日本が議長) が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。2021年2月現在、「包摂的枠組」には、139以上の国・地域が参加しており、2020年12月現在、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約 (BEPS 防止措置実施条約)」を93か国・地域が署名、日本を含む59か国・地域が批准書を寄託している。



# パラオの空港事業に日本企業が進出！

～パラオの観光産業の発展に貢献するオールジャパンでの取組～

パラオでは、観光業がGDPの7割以上を占め、国の財政や産業も観光によって支えられています。しかし2015年以降、観光客数の増加に伴って、同国唯一の国際空港であるパラオ国際空港では空港の施設容量を超える利用者を抱え、ピーク時には出入国審査やチェックインのカウンターに長蛇の行列ができるなどの問題が発生していました。パラオが観光立国として今後も成長していくためには、空港施設の拡張や運営面の改善が急務となっています。

このような課題を解決するため、日本はパラオに対し、2019年から「パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業」を実施しています。

本事業は、航空産業に関する豊富な知見や航空会社とのネットワークを持つ双日株式会社、羽田空港の旅客ターミナルビルの運営ノウハウを持ち世界的に高い評価を受ける日本空港ビルデング株式会社（JAT）、および株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）による共同出資事業であり、大洋州地域初となるJICAの海外投融資\*1制度に基づく融資で同事業を後押しすることにより実現しました。事業を開始するにあたって、双日およびJATはまずJICAの準備調査を通じて検討を深めたのち、双日、JAT、JOINがパラオ政府とともに現地で空港運営事業会社パラオ・インターナショナル・エアポート株式会社（PIAC）を設立しました。その後、同社を通じてパラオ国際空港の既存ターミナルの改修・拡張を行うとともに、運営および維持管理業務を行い、同国に対して空港運営に関するノウハウを伝達しています。また、改修する既存ターミナルは2003年に無償資金協力で整備したものであり、日本による一貫した支援が本事業化につながっています。

本事業の実施に至った経緯について、PIACに出向していた双日の浅枝真弘氏は次のように語ります。「双日とJATは、以前から日本国内外の空港運営に携わることに強い関心を持っていました。そこで、各社の有するノウハウやネットワークが活用できることから、日本と関係が深い親日国であるパラオに注目しました。日本がこれまで実施してきたパラオへの支援の実績により、パラオ政府も日本企業が実施する本事業を好意的に受け止めてくれたのだと思います。」

パラオ国際空港の運営面における改善や指導を実施しているJATにとっては、本事業が初の海外事業となりました。現地では、PIACと双日、JAT、JOINが手を取り合い、新型コロナウイルス感染症の拡大による改修工事の遅れといった予期せぬ事態や、日



JATによる清掃指導の様子（写真：PIAC）



建設中の新ターミナル（2021年1月）（写真：PIAC）

本とパラオとの文化・慣習の違いに配慮しながらも着実に事業を進めています。

「JATは、パラオ国際空港の運営改善全般にわたり、様々な提案を行いました。具体的には、清掃の徹底、案内サインの設置場所の改善、バリアフリー化を視野に入れた施設の改修、空港とテナントとの協力関係の強化、空港の拡張に伴う新規テナントの配置などです。日本での経験をPIACと共有し、進めています。」と、JATの武井涼氏は話します。

また、現地で事業の実施にあたるPIACの成田満副社長（JATより出向中）は、「事業開始当初はタイムカードによる勤務時間の管理がなされておらず、設備のメンテナンスや清掃に関する体系的なマニュアルが存在しない状況でした。業務の改善は、現地の方々の意識改革や働きやすい環境づくりから粘り強く行いました。」と、話してくれました。

本事業は、パラオの抱える重要な課題を日本政府と日本企業が協力して解決するといった、まさにオールジャパンの取組です。パラオでは、これまでインフラ施設が民営化された前例がなかったこともあり、本事業は、同国における基幹インフラの民営化を推進するきっかけにもなっています。また、パラオにおける初の官民連携（PPP）インフラ事業\*2でもある本事業は、同国において官民連携のモデルケースとなっており、他国の企業との間でも、再生可能エネルギーを活用した電力事業がPPP方式により新しく実施されることが検討されています。日本企業の有する専門的な知見や技術をひとつひとつ現地に伝えていくことを通じ、同空港を利用する旅客とフライト数の拡大につなげ、観光産業に大きく依存するパラオ経済の発展に寄与すること、さらには、本事業の成功を通じて、パラオに進出する日本企業が増えることが期待されています。

新型コロナウイルスによる困難を克服し、本事業の成功が、日本とパラオとの友好・信頼関係のさらなる促進につながるよう、日本は引き続き民間企業と連携していきます。

\*1 本スキームの詳細については、139ページを参照。

\*2 制度の詳細については、136ページを参照。

## 2

## 開発協カトピックス

## 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進

2016年に日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）」の考え方は、今や米国のみならず、オーストラリア、インド、ASEAN諸国、欧州諸国にまで広がりがつつあります。

2020年10月の菅総理のベトナムおよびインドネシア訪問の際、ASEANによる「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」とFOIPの連携等について首脳間で意見交換がなされました。翌月の日ASEAN首脳会議では、「インド太平洋に関するASEANアウトルックについての日ASEAN首脳会議共同声明」が発出され、AOIPとFOIPが、本質的な原則を共有していることが確認されました。同声明では、海洋協力、連結性、SDGs、経済というAOIPの重点分野に沿って協力を進めていきます。FOIPの重要性とAOIPに対する全面的な支持は2020年10月に東京で開催した日米豪印外相会合でも再確認されています。アフリカ諸国についても、2020年12月の茂木大臣の外遊時に各国ハイレベルとFOIPの実現に向け協力することで一致しました。日本は、今後も様々なパートナーと緊密に連携しながら、重層的な協力関係を強化していきます。

FOIPの実現のための基本的な考え方は、①海洋秩序に関する政策発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、②自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、③インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現、④能力構築支援等を通じたガバナンスの強化、⑤海洋安全保障および海上安全の確保であり、その実現のためにODAも戦略



第2回日米豪印外相会合に出席する茂木外務大臣（2020年10月6日）

的に活用してきています。

インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現に向けた質の高いインフラの整備と

しては、「メコンの大動脈」と言われるホーチミン、プノンペン、バンコクの巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊<sup>かいろ</sup>や、ベトナムのダナンからラオス、タイ内陸部を結びミャンマーを通じてインド洋につながる東西経済回廊の連結性強化に資するプロジェクトを実施してきました。具体的には、カンボジアのつばさ橋の建設やラオスの国道9号線の改修など、物流の効率化や交通渋滞の緩和に寄与する取組を実施しています。また、インドネシア西ジャワ州パティンバンでは新港建設を支援中で、2020年12月には先行開港区の建設が一定程度終了したことから、一部区間の完成披露として暫定オープン式典が行われました。さらに、能力構築支援等を通じたガバナンスの強化の例として、自立的かつ持続可能な成長を後押しするため、相手国政府の財政政策や公的債務管理に関する能力強化を目的に、マクロ経済政策アドバイザーの派遣なども実施しています。

海上安全の確保の観点からは、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピン・ベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーをはじめとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施し、海賊やテロといった要因を取り除き、平和と安定を確保すべく取組を継続しています。

日本およびこの地域の安定と繁栄は、透明性の高いルールに支えられ、様々な人・物・知恵が活発に行き交う「自由で開かれたインド太平洋」の存在なくしてはあり得ません。日本はこれからも、ODAを含む様々な支援を活用し、FOIPの実現に向けた取組を進めていきます。



日本の支援により建設された「つばさ橋」（写真：久野真一/JICA）



## (2) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に活用する場合、経済成長に大きく貢献しますが、供与時点では予想しなかった事情等によって返済が困難となり、過剰に債務を抱えてしまった場合には、途上国の持続的成長を阻害する要因となり得ます。本来は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになっている場合、国際社会による対応が必要になります（新型コロナの流行を受けた途上国債務問題への対応については、6ページの開発途上国の債務問題への対応を参照）。

2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）<sup>\*</sup>が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するという提案であるマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI：Multilateral Debt Relief Initiative）が合意されました。最貧国の債務問題に関しては、重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ<sup>注5</sup>について、これまでに39か国がその対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2019年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ<sup>注6</sup>において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当てており、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられています。

しかし、近年、一部の低所得国においては、拡大HIPCイニシアティブやマルチ債務救済イニシアティブ

による債務救済を受けたにもかかわらず、再び公的債務が累積し、債務持続可能性が懸念されています。この背景として、債務国側では、自国の債務データを収集・開示し、債務を適切に管理する能力が不足していること、債権者側では、担保付貸付等の非伝統的かつ非譲許的な貸付を含む、新興債権国や民間債権者による貸付が増加していることが指摘されています。このような状況を踏まえ、G20では、低所得国における債務透明性の向上および債務持続可能性の確保に向けた議論を行っており、とりわけ日本議長下の2019年、G20において、債務国および官民の債権者双方による協働を呼びかけ、2019年6月、福岡でのG20財務大臣・中央銀行総裁会議および大阪でのG20サミットにおいて、それぞれの具体的な取組の進展を確認することができました。

2020年4月、新型コロナの拡大による低所得国への影響に対処するため、G20およびパリクラブは、これら諸国の公的債務の支払いを2020年末まで一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」（DSSI）に合意しました。このDSSIの支払猶予期間については、2020年10月、新型コロナの影響に引き続き対処する必要があるとの観点から、6か月間の延長が合意されました。さらに、2020年11月、G20およびパリクラブは、DSSI対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）に合意しました。G20およびパリクラブは、DSSIに基づく債務の支払猶予を着実に実施するとともに、今後、「共通枠組」のもとで、DSSI対象国からの要請に基づき、必要に応じて、個別に債務救済を実施していくこととなります。

低所得国をはじめとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。港湾、道路といったインフラ案件は額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮しない融資は、「債務の罌」として国際社会から批判されています。2019年のG20大阪サミットで各国首脳によって承認された「質の高いイン

<sup>注5</sup> 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

<sup>注6</sup> 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

「質の高い成長」の実現に向けた協力 | (3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

フラ投資に関するG20原則』においては、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれました。また、同原則には開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性といった原則も盛り込まれています。G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

## 日本の取組

日本は、円借款の供与にあたって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延<sup>注7</sup>、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2019年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2019年に引き続き、2020年も円借款債務の免除実績はありませんでした。

日本は、G20原則の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出等を通じ、途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理にかかる能力の向上に取り組んでいます。例えば、ガーナ、ザンビア等への債務管理・マクロ経済政策アドバイザー派遣、国際通貨基金 (IMF)・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。

<sup>注7</sup> 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

<sup>注8</sup> Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

<sup>注9</sup> 新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

## (3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT)<sup>注8</sup>の普及は、産業の高度化や生産性の向上、および持続的な経済成長の実現に役立つとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決に貢献します。さらに、ICTの活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備といった民主化の土台となる仕組みを改善します。また、新型コロナの拡大を受けデジタル・トランスフォーメーション (DX: Digital Transformation)<sup>注9</sup>の重要性も高まっています。このように、ICTは、利便性とサービスの向上を通じた市民社会の強化、および質の高い成長のために非常に重要です。



中南米諸国向け地デジおよび緊急警報放送システム (EWBS) に関するオンライン研修で講義する JICA 専門家

## 日本の取組

### …情報通信技術 (ICT)

日本は、地域・国家間に存在する ICT の格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2017年、各国の ICT 政策立案者や調達担当者向けに、「質の高い ICT インフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。具体的には、日本は、自国の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)<sup>\*</sup>の海外普及活動に積極的に取り組み、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。ISDB-Tは、中南米、

アジア、アフリカ各地域で普及が進んでおり、2019年3月には新たにアンゴラが採用を決定したことで、同年12月現在、計20か国<sup>注10</sup>で採用されています。日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施しており、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省では、ISDB-Tの海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

ASEAN地域においては、インドネシアやフィリピンを中心とする<sup>とうしょ</sup>島嶼国の遠隔地に低コストで高速のインターネット利用環境を整備しています。アジア太平洋地域では、<sup>ぜいじやく</sup>脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットが利用できない人々は20億人以上おり、日本は低コストで高速のインターネット利用環境を整備するためASEAN海外投融資イニシアティブ（99ページの案件紹介も参照）のもと、2,500ドルの融資を行いました。

また、日本は、「防災ICTシステムの海外展開」にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、コミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、日本は、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、途上国における防災能力の向上等に寄与することを目指します（防災について、詳細は86ページを参照）。

加えて、日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信およびICTに関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）<sup>\*</sup>と協力し、途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。

新型コロナの世界的な拡大を受け、2020年10月、アフリカ諸国を主な対象として、新型コロナの感染拡大の抑止に資するデジタルインフラ強化および利用環境整備のための国家戦略の策定等を支援する、総務省およびITUの共同プロジェクトを開始しました。本プロジェクトには、サウジアラビアも参加し、今後、総務省、ITUおよびサウジアラビアの3者が協力してプ

ロジェクトを進めていきます。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）<sup>\*</sup>が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。2020年には3年に1度のAPT総会がバーチャルで開催され、日本の議長運営のもと、2021年から2023年のAPT戦略計画や予算等についての審議・決定が行われたほか、次期事務局長・事務局次長の選挙が行われ、<sup>こんどうまさのり</sup>近藤勝則氏が事務局長に選出されました。

日本は、APTの活動の主な目的の1つである情報通信に関する人材育成を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。2019年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティ等に関する研修を5件実施し、各加盟国から約50名が参加しました。研修では、各研修生が座学および施設見学で日本の技術を学び、自国のICT技術の発展に役立てています。また、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の同地域への進出も期待できます。



ベトナムにおける「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」での認定ホワイトハッカー研修の様子（写真：JICA）

また、東南アジア諸国連合（ASEAN）では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント（詳細な設計）」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEANICTマスタープラン2020（AIM2020）」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイ

<sup>注10</sup> 日本、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドル、アンゴラの20か国（2019年12月時点）。

バー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

日本は、2016年にサイバーセキュリティ戦略本部に報告した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づき、具体的取組として、日ASEAN統合基金 (JAIF)\*を通じて「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター (AJCCBC)」を設立する (詳細は56ページを参照) とともに、2020年1月には日ASEAN技術協力協定に基づくサイバーセキュリティ研修 (詳細は57ページの案件紹介を参照) を実施しました。

### …科学技術・イノベーション促進、研究開発

ODAと科学技術予算を連携させた地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)\*は、日本の科学技術に関する支援の主な取組として2008年に始まり、2020年度までに、世界52か国において157件の共同研究プロジェクトが採択されています (149ページの「匠の技術、世界へ」も参照)。

また、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、マレーシア日本国際工科院 (MJIT: Malaysia-Japan International Institute of Technology) に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の編成を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。さらに、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・



SATREPSのもと、ザンビアで実施されている「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究プロジェクト」にて、夜に捕獲したコウモリを選別している様子 (写真: 北海道大学) (149ページの「匠の技術、世界へ」も参照)

資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有する、アジア地域でトップレベルの大学院大学であるアジア工科大学院 (AIT: Asian Institute of Technology) において、日本人教官が教鞭きょうべんをとるリモートセンシング (衛星画像解析) 分野の学科に所属する学生への奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

エジプトでは、日本型の工学系大学院教育の特徴を活かした、少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育の提供をコンセプトとする公的な大学である「エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」を継続して支援しています。日本国内の大学の協力を得て、実践的な工学教育や日本式の研究中心等の教育の導入など、大学院・学部の運営支援を行っているほか、アフリカ諸国からの留学生受入れも支援しており、アフリカ・中東地域における産業・科学技術人材の育成に貢献しています。



## 用語解説

### \* 重債務貧困国 (HIPCs : Heavily Indebted Poor Countries)

貧しく、かつ重い債務を負っているとして、包括的な債務救済枠組である「拡大HIPCイニシアティブ」の適用対象となっている、主にアフリカ地域および東アジア地域を中心とする39の開発途上国。

### \* 地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T : Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。

### \* 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野に関する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施している。

### \* アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

### \* 日・ASEAN統合基金 (JAIF : Japan-ASEAN Integration Fund)

ASEAN共同体の設立を目指し、域内格差の是正を中心とした統合を進めるASEAN諸国の努力を支援するため、2005年12月の日・ASEAN首脳会議において小泉総理大臣（当時）が総額75億円（約70.1百万ドル）を拠出することを表明したことを受け2006年に設置された基金。その後、2013年の日・ASEAN特別首脳会議において、安倍総理大臣（当時）が「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」および実施計画を発出するとともに、①海洋協力、②防災協力、③テロ・サイバー対策、④ASEAN連結性強化を4つの重点事項として同ビジョン・ステートメントおよび実施計画（2017年に実施計画を改訂）を実現するために活用することを想定した「JAIF2.0」に総額1億ドルを拠出することを表明。日本は、2019年および2020年にも「JAIF2.0」に追加拠出をしている。

### \* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development) → 149ページの「匠の技術、世界へ」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、①国際科学技術協力の強化、②地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、③キャパシティ・ディベロップメント注11を目的とし、日本と途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と途上国側の研究機関・研究者を支援している。

注11 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成を行うこと。

#### (4) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長のためには、人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が途上国の産業発展に大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2019年の失業者数は、前年度より160万人増加し、1億8,800万人でした。また、国際労働機関（ILO）は、新型コロナの感染拡大により、2020年4月から6月の世界の総就労時間が感染拡大前と比べて約17%減少し、フルタイム労働者換算で4億9,500万人に相当するという統計を発表しました。こうした状況の中で、より良い仕事の未来に向けて安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的セーフティー・ネット<sup>注12</sup>を構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

#### 日本の取組

##### ・・・職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施にあたり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2019年の間に、31か国64案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実

施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、職業技術教育訓練（TVET：Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民および紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議では、アジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協力イニシアティブ」が発表されました。2018年11月の日ASEAN首脳会議においては、同イニシアティブが目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」が発表されました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。

さらに、2016年に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国間で高度人材を環流させる新たな取組である「イノベティブ・アジア」事業を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、中長期的には、日本と各国の外交関係強化につながることを目指しています。

このほか、厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア<sup>注13</sup>を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等<sup>注14</sup>を日本国内および対象国内で行っています。2019年度にこれらの研修に参加したのは、3か国合計123名で、これにより、

<sup>注12</sup> 人々が安全で安心して暮らせる仕組みのこと。

<sup>注13</sup> インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスが対象。

<sup>注14</sup> 「試験基準・試験問題作成担当者研修」、「試験・採点担当者研修」および「トライアル検定評価担当者研修」の3種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

また、アフリカに関して、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、「TICAD7における日本の取組」の一環として、産業人材育成支援を打ち出しました。その中で、カイゼン・イニシアティブ（43ページの「国際協力の現場から」も参照）、および職業訓練センターやアフリカ開発銀行信託基金による技術支援等を通じ、イノベーションや農業・ブルーエコノミー<sup>注15</sup>等の産業多角化と雇用創出を支える



日本が能力強化を支援しているアンゴラの職業訓練センターの建築学科の屋外実習にて、安全第一で作業を行う様子（写真：JICA）

140,000人の人材育成を行うことや、ABEイニシアティブ\*（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）3.0により、日・アフリカビジネス推進に資する産業人材を6年間で3,000人育成することなどを表明しました。産学官連携によるABEイニシアティブを通じては、2019年度末までに、日本全国の84大学162研究科がすでに1,200人以上の研修員を受け入れています。

### …雇用創出を含む労働分野

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題に対し、国際労働機関（ILO）への任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善などに寄与する技術協力を行っています。このほか、ガンビア、モーリタニアおよびモザンビークでの若者等の雇用支援など、アフリカ地域における支援にも貢献しており、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています。



### 用語解説

#### \* ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）

アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラム。2013年に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で、ABEイニシアティブにより5年間1,000人の受入れを表明し、さらに2016年のTICAD VIでは、新たに現場における人材育成を加えて3年間で1,500人を育成することを発表。2019年のTICAD7でも継続して取り組んでいくことが表明され、6年間で3,000人を育成することを発表した。

注15 海や河川、湖等における資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。

## 国際協力の現場から



## 「カイゼン」でエチオピアの未来を拓く

～日本の強みを生かし、技術協力と無償資金協力の組み合わせで相乗効果を発揮～



建築資材工場でエチオピア人のカウンターパートおよび企業側担当者  
と協議する杉本専門家（2013年2月）（写真：日本開発サービス）

アフリカ東部に位置するエチオピアでは、製造業をはじめとした国内産業の競争力を高めるため、日本発の「カイゼン\*」という手法に着目し、2009年からJICAを通じた協力が開始されました。故メレス首相（当時）の肝いりでエチオピアカイゼン機構（EKI：Ethiopian KAIZEN Institute）が設立され、日本の協力は、EKIを足掛かりに、まずは「カイゼン」の考え方をエチオピア国内で定着させるため、研修や工場でのカイゼン実習を通じて技術や経験を移転する技術協力の取組を進めることからスタートしました。

この協力の成果によって、現在はエチオピア国内に広く概念が普及し、同国企業を対象に「カイゼン」の取組について研修やカイゼン指導を行うコンサルタントの資格認証登録制度も導入されました。設立当初はわずか9名のスタッフで始まったEKIは、約110名のコンサルタントを抱えるまでになり、多くの同国企業に「カイゼン」を広めています。また、現在は、日本人専門家が帰国した後もエチオピア人スタッフ自身の手でEKIが「カイゼン」の普及を行うことができるようにするための協力が進められています。

「私たちの指標では生産性が3～5割上がった例も珍しくありません。これからは学校や省庁などへの展開や、企業においては経営戦略やマーケティングへの波及、さらには『カイゼン』技術を首都圏だけでなくエチオピア全土に広げていくことが課題です。」と、2011年から2020年



TICAD産業人材育成センター完成予想図（建設：株式会社フジタ、機材調達：株式会社シリウス）（作成：日本工営・コーエイリサーチ&コンサルティングJV）

に技術協力専門家／総括として指導した株式会社日本開発サービスの杉本次次氏は語ります。

製造業だけでなく、サービ

ス業などにも「カイゼン」を普及させたいエチオピア政府は、現在、輸送を担う政府系の公社に対してもEKIのコンサルタントによる研修を実施しています。その結果、5Sの徹底や輸送ルート・手段の組み合わせの見直しなどによって、年間約1億円の費用を削減するという大きな成果を生み出す見込みとなっています。

EKIはこれまで自前の施設を持たず、コンサルタントは研修先の工場や企業に直接出向いて個別に指導していたため、活動は首都アディスアベバ周辺に限られていました。無償資金協力で現在、建設と機材の調達が進んでいるTICAD産業人材育成センターは、この問題を解決し、エチオピアにおける「カイゼン」の普及をさらに後押しするものです。アフリカ連合（AU）本部の近くに建設中の同センターは、EKIの本部事務所に加え研修・宿泊施設を備える予定となっており、地方からの研修生が宿泊して研修を受けることができるようになります。

同センターの設計および施工監理を行う日本工営・コーエイリサーチ&コンサルティングJVの皇合善文氏は次のように語ります。「センターの完成後は、年間で最大約1万2,000名の研修生を受け入れることが可能になります。新型コロナウイルス感染症の影響で工事が一時中断しましたが、できるだけ早く完成させて、人材の育成とエチオピアの発展につなげてほしいです。」

エチオピア政府は、TICAD産業人材育成センターについて、国内向けの研修施設にとどまらず、近隣諸国に「カイゼン」を広める際にも活用することを視野に入れており、同センターは、アフリカの中核的な人材育成拠点の一つとして、近隣国からも研修生を受け入れる予定です。10年以上に及ぶ日本の地道な協力が実を結び、アフリカ大陸で、日本流の「カイゼン」の取組が着実に根付いています。



縫製業の工場現場で製造工程の「カイゼン」を指導する日本人専門家（写真：日本開発サービス）

\* どうすれば少しでも生産過程のムダを省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取り組みで、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。



## 2. 普遍的価値の共有、 平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

### 2-1 公正で包摂的な社会の実現のための 支援

#### (1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッド・ガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重などが開発途上国の発展の礎<sup>いしづえ</sup>となります。この観点から、法令の整備や、法曹<sup>せうせい</sup>、矯正・更生保護に従事する職員を含む司法関係者の育成などの法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善など、人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

#### 日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、知的財産権法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する、人材育成を含めた支援を、モンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、ウズベキスタン、コートジボワールなどの国々で行っています。特に、ラオスでは、日本が20年以上にわたり、ラオスに対する法制度整備支援に一貫して取り組んだ結果、2020年5月に同国初の民法典が施行されました。このように、途上国の法制度・経済制度が整備されれば、

日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなります。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。



ラオスにおける技術協力「法の支配発展促進プロジェクト」において行われた、民法典に関する勉強会の様子（写真：JICA）

日本は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）\*を通じて、アジア・アフリカ諸国等の途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年2回：春期のテーマは犯罪防止や犯罪対策、秋期のテーマは犯罪者の処遇）と国際高官セミナー（年1回：テーマは刑事司法を巡る諸問題）を実施し、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。

ほかにも、途上国における基本法令の起草支援、法制度運用・執行のための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、国際研修、調査研究、現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどのアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘<sup>しょうへい</sup>し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナーなどを実施しました。

さらに日本は、途上国のニーズに沿った支援を、積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。



用語  
解説

\* 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）

国連と日本政府との協定に基づき1962年に設立。法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営。開発途上国の刑事司法実務家を対象とする国際研修等を実施し、設立以来、139の国・地域から6,000名を超える卒業生を輩出している。

## (2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

### 日本の取組

日本は、国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗の防止および取締りに関する法制度の整備や、腐敗に脆弱な国における法執行機関などの能力構築支援に積極的に関与してきました。2020年、日本は2019年に引き続き、国連腐敗防止条約の実施状況を審査し、条約の効果的実施に必要な技術援助ニーズの特定などを行う国連腐敗防止条約実施レビュー・メカニズムの運営を支援するため、UNODCに拠出を行うなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

また、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、1998年から、汚職防止刑事司法支援研修を毎年1回実施しています。同研修は、国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出して毎年実施しているもので、各国における汚職防止のための刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国におけるガバナンスの取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。

## (3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる途上国に対して、選挙制度支援などを通じて民主化への

動きを後押しすることが重要です。

### 日本の取組

2020年11月、ミャンマーでは、現行憲法下で3回目となる総選挙が平和裡に行われました。公正かつ透明性の高い選挙を実施することは、ミャンマーの民主主義の定着にとって重要な課題であることから、日本はミャンマーに対する無償資金協力「選挙支援計画（UNDP連携）」を実施し、ミャンマーの全投票所に一定期間色落ちしない特殊インクを配備し、すべての有権者を対象に二重投票の防止に活用（指に塗布）することで、公正かつ透明性の高い選挙の実施に寄与しました。

日本は、スリランカに対し、2020年7月、草根・人間の安全保障無償資金協力「自由・公正な総選挙実施を通じた民主化推進計画」において、同国における民主主義の定着や理解醸成、人権が尊重される社会の構築のための支援として、選挙監視活動従事者への研修や広報・啓発活動に対する資金を供与しました。また、啓発活動では、有権者の安全に配慮した新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る投票行動についてもプログラムに組み込み、実施しました。

また日本は、コートジボワールや中央アフリカに対し、透明性・信頼性の高い選挙実施のための支援を決定し、選挙用資機材保管コンテナ等の選挙管理のための機材供与や、選挙運営に係る能力強化研修等を実施しました。



G20で初となるG20腐敗対策閣僚会合（テレビ会議）に出席した宇都外務副大臣（2020年10月）

## 2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

### (1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因による地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題を引き起こし、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

#### 日本の取組

国際社会では、2005年に設立された国連平和構築委員会（PBC）\*などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本は設立時からPBC組織委員会のメンバーを務め、積極的に貢献してきました。2006年に設立された国連平和構築基金（PBF）\*にも、2020年12月時点で総額5,550万ドルを拠出し、第7位の主要ドナー国として、アフリカやアジアをはじめとする各国における紛争の再発防止、紛争予防、平和の持続などを支援しています。また、2020年の国連総会一般討論演説において、菅総理大臣は、PBCの場を含め、制度や能力構築の分野への国際支援に取り組むなど、平和の持続に貢献していく旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後に平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization, Reintegration）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国の安定・治安の確保のための支援を行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、対象国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組にお

いて日本は、平和構築における女性の役割が重要であるとする国連安保理決議（女性・平和・安全保障（WPS）関連決議）に基づいて、女性の参画の促進に取り組んでいます。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

また、日本は、国連、支援国および要員派遣国の3者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員の訓練や必要な装備品の提供を行う協力枠組みである「国連三角パートナーシップ・プロジェクト」のもと、自衛官等のべ172名を教官として派遣し、アフリカ8か国<sup>注16</sup>の工兵（施設）要員277名に対し重機の操作訓練を実施しました。本プロジェクトの対象地域はアジアおよび同周辺地域にも拡大し、ベトナムにおいて実施された2018年の試行訓練、2019年および2020年の本格訓練に、あわせて自衛官等68名を派遣し、9か国<sup>注17</sup>56名の工兵（施設）要員に対して訓練を行いました。さらに、国連PKOの現場では、負傷後、医療従事者に負傷者を引き継ぐまでの1時間以内に、多くの要員の人命が失われています。これに



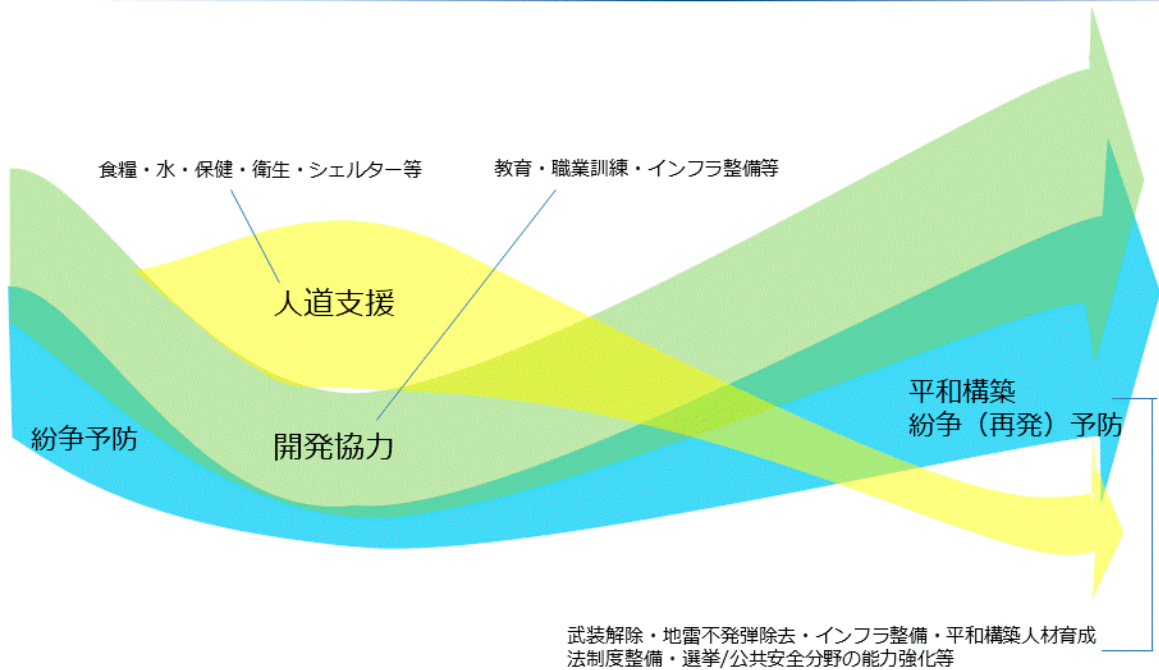
ナイジェリア・ベヌエ州カメルーン難民キャンプにて難民と話し合いを行うUNHCR職員（写真：UNHCR）

注16 ウガンダ、ケニア、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ、ガーナ、シエラレオネ、ナイジェリアの8か国。

注17 ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、プータン、ミャンマーの9か国。

ODAによる平和構築支援

緊張の高まり      紛争の勃発      紛争の収束      平和の回復      平和と安定の持続



人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

対処するため、2019年10月より、医療分野において救命訓練を開始しました。

・・・難民・避難民支援

シリアやミャンマーなどの情勢を受け、2019年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、難民・避難民等に対する支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとする国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民等に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な

地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民・避難民等への支援を実施しています。2020年の新型コロナの感染拡大を受け、日本は、これらの国際機関等に総額1.4億ドルの緊急支援を行いました（新型コロナの拡大を受けた対応については、第I部特集を参照）。

日本は、こうした国際機関を通じた難民・避難民等への支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAやNGO、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかにも、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）が難民・避難民への支援を行っています（145ページの「イ、日本のNGOとの連携」も参照）。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点のもとに自立を後押しする「開発協力」

を行うこと（人道と開発の連携）を推進しています。これは、難民や避難民等が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防するためには、平時から中長期的な観点に立って国造りや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることが重要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視し、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます（ベネズエラ避難民の支援については121ページの「国際協力の現場から」、ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援については103ページを参照）。

### …社会的弱者の保護と参画

紛争や地雷などによる障害者、孤児、<sup>かひ</sup>寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOである特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスが、ウガンダ・アジュマニ県において行った南スーダン難民とホストコミュニティ住民を対象にした職業訓練や資機材の供与等を通じ、避難民等の自立、地域安定化と社会開発の促進を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じた元児童兵の社会統合支援や、性的暴力を受けた子どもおよび国内避難民に対する総合的な人道支援を実施しています。ほかにも日本は、国連女性機関（UN Women）と協力して、カメルーンおよびナイジェリアに対して、紛争および災害下の女性および女児を対象に、持続可能な生計手段確保のためのインフラ整備および職業訓練等を実施しています。

### …社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大などによる社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

### …対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く流通しています。これらは、一般市民などに対して無差別に被害を与え、復興と開発のための活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々や地域を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、地雷除去や被害者への支援に加え、リスク低減教育などの予防的な取組を通じた国際協力も着実に進めています。たとえば、カンボジア地雷対策センター（CMAC）では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらに、2020年は新型コロナウイルスの感染拡大により実施できていませんが、CMACはコロンビアなど他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人難民を助ける会（AAR Japan）が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法に関する知識の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム（JPF）事業を通じて、



ジョージアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により支援した爆発性戦争残存物・地雷除去活動における演習の様子

同国において教材の開発や講習会などを通じた地雷等回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、これらの活動を通じて住民への啓発活動が着実に進められています。

このほか、日本は、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力などを行っています。具体的には、同国の不発弾処理機関の能力向上への支援のほか、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において、不発弾処理に必要な灌木除去の機械化や関連資機材の整備、人材育成などを行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷・不発弾対策も積極的に行っています。2019年には、アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、ナイジェリア、南スーダン、スーダンおよびソマリアに対して、国連地雷対策サービス部（UNMAS）を通じた地雷・不発弾対策支援（除去・危険回避教育等）を行っています。また、国連開発計画（UNDP）

経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター（CPADD）において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として、日本はUNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会（ICRC）を通じて、シリア、パレスチナ、イエメン等で、地雷・不発弾対策支援（危険回避教育等）を行っています。

また、日本は小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援、さらには輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などを目指して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援なども実施しています。

### …平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は多様化・複雑化しています。日本は、2007年度に「平和構築人材育成事業」を開始し、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成してきました。2015年度以降は同事業の内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業<sup>注18</sup>」として、現場で必要な知識や技術習得のための国内研修と国際機関の現地事務所での海外実務研修を行う「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」を実施してきています。また、これらのコースの修了生の多くが、アジアやアフリカ地域の平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。



### 用語解説

#### \* 国連平和構築委員会（PBC：Peacebuilding Commission）

2005年3月に設立された国連機関。地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識のもと、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする。

#### \* 国連平和構築基金（PBF：Peacebuilding Fund）

2006年10月に設立された基金。和平プロセスへの差し迫った脅威への対応、和平合意や政治対話の支援、国家機構および国家能力強化、経済活性化および行政サービス確立等に使用される。

注18 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace\\_b/j\\_ikusei\\_shokai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html)



# 4 世界最大規模の避難民キャンプでの 新型コロナウイルス感染症対策 ～UNHCRの活動～

2017年8月、ミャンマーのラカイン州で発生した激しい武力衝突を受けて、何十万人もの人々が、数日のうちに一斉に<sup>いっせい</sup>バングラデシュ南東部コックスバザールに避難しました。着の身着のまま故郷を追われた避難民の命と生活を守るため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、バングラデシュ政府や国際機関、NGOなどのパートナー団体と密接に連携・協力しながら、住居などのインフラの整備や水や食料などの緊急支援物資の提供を行ってきました。

しかし3年がたった今も、祖国ミャンマーへの帰還に向けた道のりは容易でなく、避難民たちはコックスバザールのキャンプにおける日々の生活でさまざまな困難に直面しています。2020年初頭からは、世界を脅かしている新型コロナウイルス感染症の拡大がさらなる試練としてのしかかっています。

コックスバザールに逃れてきた避難民は約86万人\*。30以上のキャンプに分かれて避難生活を送っています。バングラデシュの中でも最も貧しい地域の一つであり、キャンプでの<sup>びいじやく</sup>密集した環境や脆弱な医療・衛生環境のもとで、新型コロナの感染リスクは一層高くなっています。

そこで、UNHCRはキャンプ内の感染の抑制・予防のために、パンデミックの初期から対策に取り組んできました。日本も、主要なドナー国として主に2つの分野で大きな役割を果たしています。

1つ目は、医療施設の整備や物資の供与です。UNHCRは日本政府からの資金協力を得て、感染者の治療を行うための隔離施設を整備し、集中治療室（ICU）に必要な医療機器、個人防護具などの物資を提供しました。コックスバザールでは5月に初の感染者が確認されましたが、



新型コロナウイルスの感染予防のため設置された手洗い施設で手を洗う避難民（写真：UNHCR）

日本などの支援を受けて、医療体制を早期に整備することができたため、適切な治療を迅速に行うことができました。



避難民の子どもたちとUNHCRダッカ事務所の細井麻衣氏（写真：UNHCR）

2つ目が、避難民キャンプの衛生環境の改善です。感染症の拡大を防ぐためには、衛生管理の徹底が必要不可欠です。感染リスクを抑えるために、トイレやシャワー設備の改良、廃棄物処理システムの改善が行われました。これらの感染対策は、モンスーン襲来への備えとして、水を原因としたコレラなどの感染症の予防にも効果を発揮しています。

こうした支援は、キャンプで実際に人道支援活動に従事する人々の存在なしには語れません。その中には、UNHCRをはじめ、国際機関やNGOで働く日本人も多く含まれています。「不安と恐怖。これがまさに、新型コロナの危機が始まったときの私たちの気持ちです。」と話すのはUNHCRバングラデシュ事務所の細井麻衣さん。UNHCRは医療や衛生システムの整備に休みなく取り組んできましたが、そこに一役買ってきただけで避難民のボランティアたちだと言います。細井さんによれば、避難民は「自分たちの手で自分たちの生活を守るために、自らがボランティアとなって、感染拡大を防ぐための啓発活動などに取り組んでいます。避難先で二重苦、三重苦の困難に直面している彼らの自助努力には勇気づけられる。」とのこと。彼女は、「日本の皆さんにもそんな避難民たちの強さに思いを寄せてほしいです。」と願っています。

\*出典：UNHCR Bangladesh, Operational Update External, November 2020 <https://data2.unhcr.org/en/documents/details/83629>

## (2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊があり、①被災者の捜索・救助活動を行う「救助チーム」、②医療活動を行う「医療チーム」、③感染症対策を行う「感染症対策チーム」、④災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う「専門家チーム」（モーリシャスへの緊急援助隊派遣については、131ページの案件紹介を参照）、⑤大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う「自衛隊部隊」（詳細は53ページの「国際協力の現場から」を参照）を、個別に、または組み合わせて派遣します。



大雨・洪水の被害を受けたジブチ市内の小中学校において、排水および機能復旧作業を行う自衛隊員の様子（写真：防衛省）（53ページの「国際協力の現場から」も参照）

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2020年には、フィリピン、オーストラリア、フィジー、レバノン、スーダン、ニジェール、ベトナム、カンボジア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、コロンビアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者、難民・避難民等を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関など

に対し、緊急無償資金協力を行っています。国際機関などが実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

また、日本のNGOはODA資金を活用した被災者支援も行っています。日本のNGO、経済界、政府による協力・連携のもと、緊急人道支援を行う組織であるジャパン・プラットフォーム（JPF）は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民への支援を行っており、JPFの加盟NGOは、現地政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています（145ページの「イ. 日本のNGOとの連携」も参照）。



2020年11月、グアテマラにおけるハリケーン被害に対する緊急援助物資の引き渡しの様子（写真：JICA）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの整備や人材育成などを行うとともに、緊急物資を迅速に被災国へ輸送するロジスティック・システムを構築し、同システムを活用した支援を行っています。

## (3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正な取引、人身取引（性的サービスや労働の強要等）<sup>注19</sup>、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）<sup>注20</sup>などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化・巧

<sup>注19</sup> 人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、または収受する行為（人身取引議定書第3条参照）。

<sup>注20</sup> 犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為がその一例。



妙化しています。また、イラクとレバントのイスラム国 (ISIL) の影響を受けた各地の関連組織などによるテロ行為や、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ<sup>注21</sup>の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみの努力では限界があるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

## 日本の取組

### ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など、人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援を行っています。

その一例として、警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受け入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察のあり方を伝授しています。



エルサルバドルでの技術協力「地域警察活動に基づく新警察モデルの実施強化プロジェクト」において、警察官が地域住民にハンモック作りの技術を教えて自立を支援し、治安の良い地域作りを促進。JICAとブラジルの三角協力により実施（写真：松木雄一/JICA）（三角協力については118ページを参照）。

### イ. テロ対策

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国際的なテロ対策も新たな時代に入りました。パンデミックの

影響は、国内の政治、経済、社会のみならず、国際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、価値観にまで波及しており、テロを取り巻く環境も大きく変化しています。テロリストは、ガバナンスの脆弱化<sup>びいじやく</sup>、貧困、人種・民族問題の顕在化による社会的分断など、パンデミックを受けた社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを含む各地域でテロ活動を継続しています。更には、世界的に人々の情報通信技術への依存が高まったことで、インターネット・SNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散や、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為に対する包括的な対応が緊急の課題となっています。

また、2019年に「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」がイラクおよびシリアにおける支配地を喪失したことも受け、外国人テロ戦闘員の帰還・移動の問題に関しては、元戦闘員およびその家族の送還、適切な訴追、脱過激化、リハビリ、社会再統合を含む対策を講じること、また、特に若者や女性が暴力的過激主義に感化されないよう、草の根レベルでの啓蒙活動やコミュニティ強化を行うことが非常に重要となっています。このほかにも、差し迫った課題としては、海上保安の強化、刑務所内での暴力的過激主義の予防および受刑者の処遇などがあり、本年はこれらテロを取り巻く環境に新型コロナ感染拡大が与えた影響にも迅速に対応するべく、国際機関を通じて様々なプロジェクトを実施しています。

日本は2019年度、UNDPと国連女性機関 (UN Women) が実施する、女性や若者のエンパワーメントといったコミュニティ支援のプロジェクトに計240万ドル、UN Womenが実施する、セネガルの国境地域におけるコミュニティレベルの対話促進による平和構築および女性や若者の和平仲介者育成を目指す事業に21万ドル、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) が実施する、刑務所内での過激化防止のための職員の能力向上や収容者のリスク分析に基づく分類手法の導入等を実施するプロジェクトに約140万ドルを拠出するなどしています。

注21 自国で成長した人が起こすテロのこと。

## 国際協力の現場から



## 「サンキュージャパン！」

～ジブチ豪雨で被災した小中学校での自衛隊部隊による排水・復旧作業～

2019年11月21日、アフリカ大陸の「角」に位置するジブチを襲った豪雨は、同国に大きな被害をもたらしました。ジブチはもともと雨が少ない国ですが、3日間で年間降水量の約3倍の雨が降った結果、洪水被害により約25万人が被災しました。その影響で、市内の道路も寸断され、一部で電気の供給もストップするなどの予期せぬ事態となりました。

こうした状況のなか、ジブチ政府からの要請を受け、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動のためジブチに拠点を置いている自衛隊部隊の一部による国際緊急援助活動が、11月26日から7日間にわたって実施されました。

活動の主な舞台となったのは、首都ジブチ市内の小中学校でした。排水設備がほとんど整備されていなかった小中学校は、コンクリートの壁に囲まれた敷地内がすべて冠水<sup>かんすい</sup>し、建物内も浸水したため、学校は閉鎖を余儀なくされていました。そこで部隊は、市内4校での被害状況の調査を行った上で、排水・復旧作業を実施しました。作業は、自衛隊拠点の施設保全のために配備していた排水ポンプを利用して行われました。

「自衛隊の拠点で働くジブチ人もおり、参加した隊員は、いつもお世話になっているジブチの人たちに恩返しできればという思いで作業に取り組みました。ただ、これほどの豪雨<sup>ごうう</sup>を想定して用意された機材ではなかったため、限られた条件のもとで、現場でできることを懸命に探りながら作業を進めました。」と当時の様子<sup>ようす</sup>を、排水作業の指揮<sup>と</sup>を執った野村達也<sup>のむらたつや</sup>1等海尉<sup>かいい</sup>は語ります。



ジブチ当局のスタッフとも協力して中学校での排水作業を行う自衛隊部隊（写真：防衛省）



再開した学校の前で現地の生徒たちと（写真：防衛省）

学校の敷地内に溜まった水を抜き切ることを目標に、毎日約20名ずつ交代で作業にあたり、6日間で2校の排水作業を完了しました。排水作業の後には、1日でも早い学校の再開に向け、隊員は教室の清掃作業を手作業で行いました。参加した隊員は延べ約230名。約1,950トンの排水作業を行い、加えて日本政府がJICAを通じて供与したテント、毛布等の緊急援助物資約4.3トンの車両輸送・被災者への配布なども隊員の手によって実施されました。

「作業は、現地水道局のスタッフ、消防および警察などとも協力して行いました。言葉の壁もあり、コミュニケーションがとりにくい場面もありましたが、学校の再開という目的を共有していたので、お互いに身振り手振りでコミュニケーションをとりながら、最後まで一緒に頑張りました。」と野村1尉は語ります。

部隊の活躍が実を結び、学校は12月1日に再開することができました。排水・復旧作業は、地元の子どもたちや住民の方たちが見守る中で行われたことに加え、ジブチの首相や内務大臣も現場を訪れ、作業をしている自衛隊員に直接感謝の言葉が述べられました。

緊急援助活動の終了から数週間が経ち、町に出かけたときには、日本の国旗を付けた自衛隊員の姿を見た住民から「サンキュージャパン！」とたくさんの声援を受けたと、野村1尉は当時を振り返ります。「改めて日本の代表として活動していることを実感し、日本とジブチの友好関係の促進に貢献できたことを誇りに思います。」と野村1尉は締めくくりました。

## ウ. 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化しています。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進しているほか、主に次のような国際協力を行っています。

### …薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、UNODCに拠出し、薬物対策を支援しています。具体的には、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする関係諸国において、薬物情勢、捜査手法および国際協力に関する討議を行い、相互協力体制の構築を図っています。

### …人身取引対策

日本は、人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国であり、2014年に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である人身取引の根絶のため、様々な取組を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本政府による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関およびNGOなどとの連携を強化しています。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援や、被害者に対する教育支援、職業訓練等の自立・社会復帰支援を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCやUN Womenなどの国連機関のプロジェクトへの拠出等を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献しているほか、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。



ベトナムでの技術協力「被害者支援及びカウンセリングのための人身取引対策ホットライン運営強化プロジェクト」における、ホットライン111のハノイオペレーションセンターの様子（写真：JICA/ベトナム労働傷病兵社会省児童保護局）

### …資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された金融活動作業部会（FATF）などの政府間枠組みを通じて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCと連携し、バングラデシュ、モルディブ、パキスタンを含む南アジア地域を中心に、テロ資金供与対策として法整備支援をはじめとする能力構築支援などに取り組んでいます。

## エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

### …海洋

海洋国家である日本は、エネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海からの脅威への対処を始め、海上交通の安全確保は国家の存立・繁栄に直結する課題です。また、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のため、日本のみならず、地域の経済発展にも極めて重要です。

日本は、海洋における法の支配の確立・促進のため、ODAなどのツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成などを通じ、インド太平洋地域の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握（MDA）能力向上のための国際協力も推進しています。具体的には、ベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供

与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。また、2020年11月に開催された第12回日メコン首脳会議において、菅総理大臣から、「5つの協力」の1つとして、メコン諸国のMDA能力向上のための情報集約ウェブポータルを提供するとともに人材育成を行う旨を発表しました（自由で開かれたインド太平洋実現のための取組については35ページの「開発協カトピックス」を参照）。

また、日本は、アジア地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を進めており、日本は、事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年から日本が主導し、ReCAAP-ISCと共催で、締約国等の海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした研修を実施しています。

アフリカ東部のソマリア沖アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本は、ジブチ行動指針<sup>注22</sup>の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,553万ドルを拠出しています。この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同地域訓練センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。日本はまた、ソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金<sup>注23</sup>に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力のもとで、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締り研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的な解決にはソマリアの復興と安定が不可欠との認識のもと、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約5億ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故は、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそれがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）を派遣しています。また、モーリシャス沿岸における貨物船油流出事故を受け、日本は、モーリシャス政府からの要請に応じて同国に3回にわたって国際緊急援助隊を派遣し、同国政府や関係国・機関と協力して、油の流出状況の調査や油防除作業の他、環境分野に関する支援活動を行いました。また、現地で使用しうる油防除に関する資機材を先方政府に提供しました（詳細は131ページの案件紹介も参照）。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、2009年以降毎年、日本財団の助成のもと、途上国の海図専門家を育成する研修を英国で実施し、これまで41か国から72名の修了生を輩出しています。IHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成する大洋水深総図（GEBSCO）プロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、2004年以降毎年、日本財団の助成のもと、GEBSCOに貢献できる人材育成研修を米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで43か国から96名の修了生を輩出しています。



フィリピンで日本政府が円借款で建造を支援した巡視船「マラブリゴ」を視察した茂木外務大臣（2020年1月）

注22 ソマリアとその周辺国の地域協力枠組み。

注23 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、マルチパートナー信託基金事務所（MPTF）が資金管理を行っている。

### …宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組み新興国や開発途上国の人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション（ISS）日本実験棟「きぼう」を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は国際的に高く評価されています。2020年4月には、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を途上国に提供する宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連宇宙部（UNOOSA）の協力枠組み「KiboCUBE」プログラムを通じて、グアテマラ初の小型衛星が放出されました。グアテマラ大統領からは祝意のメッセージビデオが送られ、現地における日本の宇宙協力に対する期待の高まりがうかがえました。また、6月から10月には、学生がISS船内ドローンを動かすためのプログラムを作成し、「きぼう」船内で与えられた課題をクリアしながら、その時間や課題対応力を競う、きぼうロボットプログラミング競技会（Kibo-RPC）が開催され、日本およびアジア太平洋地域7か国/地域から313チーム、1,168人の学生が参加しました。



グアテマラ初の超小型衛星を前に記念撮影を行うデル・バジェテ大学衛星開発チームとJAXA関係者（写真：JAXA）

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に行うための基本方針を策定し、積極的な支援を行っています。たとえば、モザンビークやコンゴ民主共和国などにおいて、「だいち2号」による熱帯林のモニタリング（JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム：JJ-FAST）を活用した森林モニタリングシステムを実施しています。

### …サイバー空間

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要がありますが、開発途上国をはじめとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外渡航や日本企業の海外進出は、渡航・進出先国が管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても有益です。

日本は、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議の合意に基づき開催されている日ASEANサイバー犯罪対策対話に出席しており、2019年1月にブルネイで開催された第3回対話では、日本におけるサイバー犯罪対策の取組の紹介などを行いました。このほか、国際機関がアジア諸国を対象に行うサイバーセキュリティに係る能力構築のためのプロジェクトへの拠出なども行っています。

また、2009年より日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議を開催しており、日・ASEANの枠組みにおけるサイバーセキュリティ政策の相互理解と連携を強化するとともに共通課題の解決に向けた協力を実施しています。この枠組みのもと、2013年度よりASEAN加盟国とサイバー演習および机上演習を継続的に実施しています。

このほか、日本政府が拠出する日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、タイのバンコクに日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターを設立し、ASEAN



インドネシアにおける「サイバーセキュリティ人材育成プロジェクト」でのカリキュラム作成についての議論の様子（写真：JICA）

各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。2020年には、日ASEAN技術協力協定に基づく第1号案件として、ASEAN諸国およびASEAN事務局関係者を対象としたサイバーセキュリティに関する研修を1月から2月にかけて実施しました（詳細は57ページの案件紹介を参照）。

また、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得および日ベトナム治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。

2018年度から、日米の政府および民間企業の専門家と協力し、インド太平洋地域向けに、電力やガスなどの重要インフラ分野に用いられる産業制御システムのサイバーセキュリティに関する演習を毎年度実施しています。

## ASEAN

### ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上技術協力（課題別研修）（2020年1月26日～2月7日）

近年目覚ましい経済成長を遂げているASEAN（東南アジア諸国連合）<sup>\*1</sup>では、2015年末にASEAN共同体が発足し、域内統合が進められていますが、それに伴う課題も浮き彫りになっています。日本はASEANの統合プロセスを一層後押しするため、2019年5月、ASEAN各国との間の技術協力協定に加えて、共同体としてのASEANに対して技術協力をを行うための協定を締結し、ASEAN全体にわたる人材育成を行うための仕組みを作りました。

そして、2020年1月、日本は同協定に基づく第1号案件として、日本で、ASEAN地域のサイバーセキュリティ対策強化のための政策能力向上のための研修を実施しました。本研修には、初めてASEAN事務局および日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）<sup>\*2</sup>の職員が出席し、ODA卒業国<sup>\*3</sup>であるシンガポール、ブルネイ等からの行政官を含む総勢17名の情報セキュリティ政策担当者が参加しました。



研修の様子（写真：JICA）

ASEAN各国での適切なサイバーセキュリティ政策の立案および実施を促すため、本研修では講義や日本国内の関連施設の見学などを通じて、日本のサイバーセキュリティ分



オンラインセミナーの様子（写真：JICA）

野の取組や政府機関における情報セキュリティ・マネジメントを学ぶ機会を提供しました。また、参加者同士の活発な議論を通じて、ASEAN各国の状況について情報交換を行いました。

さらに、コロナ禍での研修事業の新たな試みとして、2020年9月には本研修に参加した元研修員向けのオンラインセミナーを実施しました。同セミナーには日本での研修に参加した17名のうち11名が出席し、各国の現状を共有するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらすサイバーセキュリティへの影響を含め、活発な議論が繰り広げられました。

日本は今後とも、このような研修事業を通じて、ASEANの域内統合に貢献するとともに、日本の提唱する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」の実現を促進すべく、日本とASEANの双方にとって有益な協力を行っていきます。

\*1 ASEANの構成国については、100ページの注1を参照。

\*2 詳細は56ページを参照。

\*3 所得水準が向上した結果、ODA対象国を定めるODA統計指示書付属書1に掲載されなくなり、ODA対象国から「卒業」した国々のこと。

## 日本のカルチャーを通じた、 世界中の親子に向けたエール！

2020年、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、長い時間を家で過ごす親子の健康を応援し、その不安な気持ちを少しでも和らげるために、ハローキティは、しまじろうと一緒に「だいすきなみんなといっしょプロジェクト\*1」をスタートし、「みんなといっしょたいそう」や「ありがとうメダル」ぬり絵を配信しました。ピコ太郎さんは、ペンとパイナップルをハンド（手）とソーブ（石鹸）に持ちかえた手洗い動画「PPAP-2020-\*2」やポスターの配信など、日本にとどまらず世界中に正しい手洗いの大切さを楽しく呼びかけています。そこで、外務省は株式会社サンリオ前田南美さんとエイベックス・マネジメント株式会社ピコ太郎チームの皆さんから話を聞きました。

### ①「だいすきなみんなといっしょ 会えなくてもいつも一緒にいるよ」

#### ●プロジェクトはどのように誕生したのですか？

株式会社サンリオ（以下、サンリオ）では、世界中の親子の不安な気持ちに寄り添い励ますためには、ハローキティだけでなく、企業の垣根を越え、様々なキャラクターと力を合わせ、共にこの困難な状況に立ち向かっていかなければならないと考えていました。同時期に、そのような状況下においてもできる、キャラクターを生かした活動をされていた株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」のご担当者とお話する機会があり、こどもちゃれんじと一緒に国内各社に呼びかけました。

#### ●どのような思いで企画・作成されたのでしょうか？

今、世界中の人々が不安を抱えながら日々を送られていると思います。サンリオとしては、そうした不安な気持ちを少しでもやわらげるため、企業やジャンルそして世界観の異なるキャラクターが集まり、この困難な状況に立ち向かう親子に向けて「今は会えなくても、いつも一緒にいるよ。応援しているよ。」というメッセージを伝えたいと思い、今回の企画を考えました。

#### ●具体的にはどのような取組ですか？

「みんなといっしょたいそう\*3」は、保護者の方の「自宅で過ごす時間が増えて親子ともにストレスを感じている。」「子どもが体を動かさず、運動不足で心配。」などの不安の声に伝えるため、専門家の監修のもと、家の中でも自然な体づくり



「みんなといっしょたいそう」は、国連本部の新型コロナウイルス感染症特集ウェブページ (<https://www.un.org/en/coronavirus/children-keeping-active-hello-kitty-and-friends>) でも紹介されました

につながるような体操を設計し、配信しています。海外向けに英語版、中国語版も作成しました。また、総勢20のキャラクターが参加して、困難な状況で頑張っている方々に贈るための「ありがとうメダル\*4」も配信しました。



総勢20ものキャラクターがタッグを組み、困難な状況で頑張っている方々に贈るための「ありがとうメダル」を配信

#### ●どのような点を工夫されましたか？

「みんなといっしょたいそう」も「ありがとうメダル」も、感染拡大が続く難しい状況にもかかわらず、各社のご協力により、通常では考えられないスピードで企画からリリースまでたどり着くことができました。集まって撮影することが出来ない状況でしたので、「みんなといっしょたいそう」のサンプル画像を作成・共有し、各社でできる範囲での撮影を行うといった工夫をしました。さらに、多くの企業が参加した「ありがとうメダル」では、可能な限り各キャラクターの世界観をそのまま維持しつつ、各社が気軽に参加できるようにコンテンツを工夫した結果、20ものキャラクターからの参加を得ることができました。

#### ●どのような反響がありましたか？

2020年10月末時点で、「みんなといっしょたいそう」の再生回数は合計1000万回以上、「ありがとうメダル」ぬり絵ダウンロード数は合計26,000回以上と、世界中で本当にたくさんの方々にお楽しみいただいています。「コラボという点で『親子や子供へのエール』というメッセージが強く感じられた。」「キティちゃん達が子どもと親に寄り添ってくれている、その気持ちが伝わり嬉しかった。」「自由に外に出られず、親子ともに心身が不安定になりがちなので、好きなコンテンツが自分たちを応援してくれていると思うと嬉しい。」などの嬉しいコメントをいただきました。

#### ●今後取り組みたいことなどがあれば教えてください。

ハローキティは、本プロジェクトの前から、思いやりの心をもって、世の中に向けて「みんななかよく」を発信してきました\*5。国連や外務省と協力してSDGsの推進・啓発も行っています。今回は、企業の垣根を越えてひとつのプロジェクトを発信することで、その思いがより分かりやすく伝えられたと思います。これからも、皆様に喜んでいただける企画を通じて、キャラクターの思いを一人ひとりお届けしていきます。

## ② 「ピコ太郎の手洗い動画『PPAP-2020-』に合わせて 手を洗おう！ Wash！ Wash！ Wash！」

### ●プロジェクトはどのように誕生したのですか？

新型コロナの影響で、世界は経験したことのない恐怖に包まれていたと思います。この状況を打破するため、エンターテイメントの力で何かできることはないかと考えました。

そこで、ピコ太郎をプロデュースする古坂大魔王が、新型コロナに対する様々な対策の中で今すぐ誰でもできることは「手洗い」であり、それを「楽しく」「正しい」方法でお伝えすることができれば、感染予防にもつながるのではないかと考えつき、「PPAP-2020-」の制作が始まりました。2020年4月5日に「PPAP-2020-」を配信したところ、公開から約1か月でYouTubeでの再生回数が1000万回を超え、世界の150か国以上に届いたので、私たちの意図が伝わったと考えております。

また、その反響を受けて配信後すぐに「PIKOWash!」プロジェクト\*6の話があり、「楽しく」「正しい」手洗い方法を啓発するというプロジェクトの企画内容が私達のコンセプトと共通していたため、さらに「PIKOWash!」プロジェクトもスタートしました。

### ●どのような思いで企画・作成されたのでしょうか？

新型コロナという未知への恐怖から、外出もできなくなり、人々の不安はピークだったと思います。不安を和らげるために、「感染予防法」を「世界中の人々」に「笑顔で」届けたいという思いで企画し、どのように届けるか試行錯誤しながら作成しました。

### ●具体的にはどのような取組ですか？

ピコ太郎のプロデューサーである古坂大魔王と話し合い、「正しい」手洗いによる感染予防を「楽しく」啓発するプロジェクトとしました。子どもたちが真似してくれる作品を作れたら、家族全員が一緒になって真似をして世界中の人たちに届くと考え、ターゲットを「世界の子どもたち」に設定しました。

世界中に配信するため、YouTubeを公開の場として選び、言葉の問題を乗り越えられるように音楽と振り付けを分かりやすくすることを重要視しました。ピコ太郎の代表作である「PPAP」のカバーにすることでいち早く馴染んでもらうことなども意識しています。楽曲のラストに「Pray for People And Peace」（人々と平和のために祈る）という最も届けたいメッセージを込めるなど、細部にまでこだわりました。



動画ではおなじみの曲と振り付けに合わせて「wash!」と繰り返しながら正しい手洗い方法を発信。UNICEFも「洗う方法もバッチリ」とツイート (<https://twitter.com/unicefinjapan/status/1246993245973827584>)

### ●どのような反響がありましたか？

日本国内のメディアだけでなく海外メディアでも多く取り上げて頂きました。SNS上では、ありがたいことに国内外の子ども達も「Wash! Wash!」と元気に歌って踊っている映像が多く拡散され、国連児童基金（UNICEF）東京事務所にも公式ツイッターで「洗うポイントもばっちりなので、ぜひマネしてみてください。」とご紹介頂きました。身近でも「うちの子どもがずっと踊っているよ。」「おかげさまで手洗いが子ども達の習慣になったよ。」と大変嬉しいお言葉を頂きました。

学校や教育委員会、行政などからも多数活用したいとオファーを頂き、実際に保育園・幼稚園、小学校などの教育機関でも「PPAP-2020-」に合わせて手洗いをしてくださっている施設があるとお聞きしています。

### ●今後取り組みたいことなどがあれば教えてください。

ピコ太郎の活動理念は世界平和です。2017年からSDGs推進大使を務めた経緯もありますので、世界中の人々が、皆同じく笑える平和な世界を目指して今後も活動していきます。Pray for People And Peace!



無料で公開している手洗いポスターは、日本語だけでなく英語でも作成

- \*1 <https://www.anytimewithcharacters.com/>
- \*2 動画はこちらから：  
<https://www.youtube.com/watch?v=WKfoJv6Kx8>
- \*3 動画はこちらから：<https://youtu.be/0vH1SPmrFIE>
- \*4 むりえは、「だいすきなみんなといっしょプロジェクト」ホームページからダウンロードできます。
- \*5 ハローキティは、新型コロナ対策の一環として国連が実施しているPAUSE/ちょっと待ってキャンペーンにも参加しています (<https://www.youtube.com/watch?v=yLYkc943Do4>)。
- \*6 <https://pikowash-official.com/>



### 3. 地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困、テロ、難民・避難民、感染症、防災、気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。2020年、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中のすべての人々の生命、生活および尊厳を脅かし、人間の安全保障に対する危機を引き起こしました。このような、国境を越える地球規模の課題の解決に際しては、旧来の先進国と開発途上国という概念を越えて国際社会が連携して取り組む必要があります（2020年の新型コロナ対策にかかる日本の取組については、第1部を参照）。

そのような取組に際して重要となる持続可能な開発目標（SDGs）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで全国連加盟

国によって合意された、2030年を期限とする17の国際目標です。先進国を含む国際社会全体がコミットしたSDGsは、途上国と先進国の双方が取り組む必要がある地球規模の課題を根本的に解決するための「羅針盤」となりえます。

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGsの推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」や具体的な施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」の策定などを通じ、SDGs達成のための取組を国内外で精力的に行っています。ここでは、そうした日本のSDGs達成に向けた取組について、保健、水・衛生、教育、ジェンダー、環境、気候変動など、各分野の切り口から広く紹介します（106ページおよび154ページの「開発協カトピックス」も参照）。

#### 人間の安全保障

SDGsが描くのは、豊かで活力ある「誰一人取り残さない」社会です。これは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという日本が長年にわたって推進してきた「人間の安全保障」の理念と軌を一にするものです。人間の安全保障は、開発協力大綱でも、日本の開発協力の根本にある指導理念として位置付けられており、日本政府は人間の安全保障の推進のため、①概念の普及と②現場での実践の両面で、様々な取組を実施しています。

##### ①概念の普及

2012年に日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択された後も、日本は、国連人間の安全保障ユニットを中心とした概念普及の取組を継続しています。2019年2月、日本は、人間の安全保障の概念の誕生から25周年という機会を捉え、ニューヨークの国連本部において、UNDP、国連人間の安全保障ユニットおよび関係国と共に、人間の安全保障25周年シンポジウムを開催しました。

##### ②現場での実践

日本は、国連における「人間の安全保障基金」の設立（1999年）を主導したほか、2019年度までに同基金に累計で約478億円を拠出しています。同基金は、2019年末までに99か国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト257件を支援してきました。

#### 緒方貞子氏追悼記念シンポジウム

「人間の安全保障」の理念の精緻化と実用化を最前線で主導した緒方貞子氏を追悼する記念シンポジウムが、2020年11月2日にJICA主催で開催されました。グテーレス国連事務総長およびグランディ国連難民高等弁務官からビデオ・メッセージが寄せられ、緒方貞子氏の人間の安全保障分野における功績を振り返りました。また、新型コロナ共存・新型コロナ後の時代において、人間の安全保障の理念のもと、国際社会が如何にして直面する課題を乗り越えるべきかについてパネルディスカッションが行われました。



緒方貞子氏追悼記念シンポジウムにおいて、国内外のパネリストが人間の安全保障について議論している様子（写真：JICA）

## (1) 保健・医療

少なくとも世界人口の約半数が、基礎的な医療が受けられていない状況にあるといわれています<sup>注24</sup>。国連児童基金（UNICEF）や世界保健機関（WHO）などによると、感染症、栄養不足、下痢などにより命を落とす5歳未満の子どもの数は、年間530万人以上<sup>注25</sup>とされています。また、産婦人科医や助産師など、専門技能を持つ者による緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約29.5万人以上<sup>注26</sup>の妊産婦が命を落としています。さらに、2020年は、新型コロナウイルス感染症の拡大が地球上のすべての人々の生命と生活に重大な支障を及ぼしました。

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。

### 日本の取組

#### …UHCの推進（国際会議での日本のイニシアティブ）

日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視しています。G7、G20、アフリカ開発会議（TICAD）、国連総会などの国際的な議論の場においても、「日本ブランド」としての基礎的な保健サービスの提供、UHCの推進を積極的に主導してきました。

2020年は、新型コロナの世界的な感染拡大を受け、UHC達成に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であり、UHCへの投資が成長戦略としても重要であることが改めて認識されました。

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は、議長国として、UHCの達成、健康で活力ある高齢化、薬剤耐性（AMR）を含む健康危機を議題とし、課題解決に向けた具体的な施策を議論しました。首相宣言では、UHCの推進について、国ごとの状況や優先課題に基づいて取り組み、保健政策のための人材を



アンゴラにおいて、医療機材のメンテナンスを行う帰国研修員（写真：JICA）

強化することに合意しました。その上で、保健財政について、初めて開催されたG20財務大臣・保健大臣合同セッションでコミットメントが確認された「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」に従い、保健・財務当局間の更なる協力を要請しました。2020年9月には、議長国サウジアラビアのもと、2019年に続きG20財務大臣・保健大臣合同会議が開催され、共同声明において、パンデミックへの備えおよび対応の観点から、上記の「共通理解」へのコミットメントを再確認しました。2020年11月に開催されたG20リヤド・サミットでは、「人間の安全保障」の理念に立脚し、持続可能な保健財源の確保を含めUHCに向けた取組が不可欠である旨を菅総理大臣から発言しました。G20リヤド首脳宣言では、良く機能し、価値に根差し、包摂的で、強じん性のある保健システムは、UHC達成に向けて極めて重要であること、また、途上国における持続可能な保健財源の重要性が確認されました。

2019年8月のTICAD7では、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）やG20大阪サミットの成果も踏まえ、「横浜宣言2019」の中で、アフリカでのUHCのさらなる推進が確認されました。また、「横浜行動計画2019」においても、保健・財政当局の連携強化を通じた持続可能な保健財政等の保健システム強化、能力開発の強化、感染症・非感染性疾患対策、母子保健、栄養改善および水・衛生、民間セクターとの連携促進など、効果的な施策を通じて、アフリカにおけるUHCを一層推進することが明記されました。さらに

注24 WHO Fact Sheets 2019

注25 2018年時点。前回データ集計時は540万人以上。

注26 2017年時点。前回データ集計時は30.3万人以上。

日本は、「TICAD7における日本の取組」において、UHC拡大推進、アフリカ健康構想の立ち上げ、東京栄養サミットの開催などを打ち出しました（東京栄養サミットについて、詳細は90ページを参照）。

国連においては、2019年9月、初めてのUHCハイレベル会合が開催されました。同会合では、安倍総理大臣（当時）が、閉会式で唯一の加盟国首脳として登壇し、2019年のG20大阪サミットおよびTICAD7において、UHCに関する各国の取組を促進したことを紹介し、保健に加え、改めて、栄養、水・衛生分野の横断的取組の促進、保健財政の強化の重要性を強調しました。本会合では政治宣言が承認され、2030年までにすべての人々に基礎的医療を提供すること、医療費支払いによる貧困を根絶することなどの目標が確認されました。

2020年9月26日、菅総理大臣は就任後初めて国連総会一般討論演説を行い、冒頭で新型コロナ対策を絡めた日本の国際保健政策に触れました。その中で、同感染症の拡大は、人間の安全保障に対する危機であり、その対策を進めるにあたっては、「誰の健康も取り残さない」ことを目指し、UHCを達成することが重要であると指摘しました。

その上で、①治療薬・ワクチン・診断の開発、途上国を含めた公平なアクセス確保への全面的な支援、②病院建設、機材設備、人材育成等を通じた各国の保健医療システムの強化支援、③水・衛生や栄養等の環境整備を含めた健康安全保障のための施策の実施といった分野を中心に国際的な取組を積極的に主導する旨を表明しました。

中でもワクチンの接種は、最も費用対効果の高い投資の一つであり、毎年200～300万人の命を予防接種によって救うことができると見積もられています。日本は、この取組を推進すべく、2020年6月4日に開催されたGaviワクチンアライアンス\*の第3次増資会合（「グローバル・ワクチン・サミット」）において、Gaviに対して当面3億ドル規模の拠出を行う旨を発表しました（Gaviで活躍する日本人職員については、第I部特集の12ページを参照）。また、二国間援助において日本は、ワクチンの製造、管理およびコールドチェーン<sup>注27</sup>の維持管理などの支援を実施し、予防接種率の向上に貢献しています。

さらに、2020年10月8日、国際社会におけるUHCの啓発を一層促進することを目的に、茂木外務大臣は、日本とともにUHCフレンズ議長国を務めるタイおよびジョージアの外務大臣と共同で、UHCフレンズ閣僚級会合を主催しました。本会合には、グテーレス国連事務総長のほか、タイ、ジョージア、ケニアおよびセネガルから外務大臣、ガーナ、ウルグアイおよびインドから保健担当大臣、テドロスWHO事務局長、フォアUNICEF事務局長、パークレーGaviワクチンアライアンス事務局長、ハチェット感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）事務局長等が参加しました。

冒頭、茂木外務大臣はスピーチを行い、菅総理大臣の国連総会一般討論演説に沿いながら、日本が主導している具体的な取組を説明し、国際社会と手を携えながらUHCの実現に向けて尽力していく旨述べました。具体的には、日本が「グローバル・ワクチン・サミット」においてプレッジした当面3億ドル規模の支援のうち、1.3億ドル以上を、途上国によるワクチンへの公平なアクセスの強化のため、COVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）のワクチン事前買取制度（AMC）\*に拠出することを表明しました。関係国・機関からは、本拠出も含めたUHCの達成に向けた日本のリーダーシップに対し、謝意が表されました（ワクチンの開発・普及を巡る国際的な取組については、第I部特集の6ページを参照）。

また、2020年12月4日、国際社会の新型コロナ対策や同感染症が社会・経済活動に及ぼす影響を評価し、今後の対応における国際社会の連携を一層強化することを目的として、国連新型コロナ特別総会が開催されました。菅総理大臣は、ビデオ・メッセージの形で、「人間の安全保障」の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」UHCの達成を目指すことの重要性や、感染症危機の克服、保健医療システムの強化、感染症に強い環境の整備を推進していく旨を述べました。

### …UHCの推進（日本の具体的取組）

日本政府は、2015年に定めた「平和と健康のための基本方針」のもと、日本の経験・技術・知見を活用して、「誰も取り残さない」UHCを達成するための支援を行っています。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改

<sup>注27</sup> 低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医薬品の品質を保つことが出来る。

善（87ページの「(8) 食料安全保障および栄養」を参照）、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾病対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます。



東ティモールの国立病院において院内感染予防について説明を行うJICA海外協力隊員（写真：JICA）

途上国の母子保健については、5歳未満児の死亡率や妊産婦死亡率の削減、助産専門技能者の立会いによる出産の割合の増加などで改善が見られたものの、未だ大きな課題が残されています。日本は、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化と、途上国のオーナーシップ（主体的な取組）や能力の向上を基本として、持続的な保健システムを強化することを目指し、ガーナ、セネガル、バングラデシュ、カンボジア、ラオスなどをはじめ、多くの国で支援を実施しています。こうした支援を通じて日本は、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期と新生児期・幼児期に必要なサービスへのアクセス向上に貢献しています。

また、日本は、日本の経験と知見を活かし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・産褥期<sup>さんじょく</sup>注28、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアを含め、母子手帳の活用を推進しているタイ、フィリピン、ラオス、カンボジア、ケニアの間では、各国での経験を共有し

て学び合う場が持たれています。さらに、これらの諸国は、現在母子手帳の試行運用を実施しているアフガニスタンおよびタジキスタンとの意見交換も行っています。ほかにも、ガーナをはじめとするアフリカ各国において、母子手帳を活用した取組が行われています。

日本のNGOにおいても、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを利用して、保健・医療分野で事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人ADRA Japanは、ネパールで新生児・小児保健環境改善の必要性が高いバンケ郡において、保健施設の修繕、医療資機材の提供、および郡・医療関係者、地域住民の保健知識の向上を目的とした研修を実施しています（64ページの案件紹介も参照）。

さらに日本は、支援の実施国において、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行など、ほかの開発パートナーとともに、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています（67ページの案件紹介も参照）。

そのほか、日本は、UHCの達成に向けた政策改革を支援しており、セネガルやケニアにおいて、UHC達成のための保健セクター政策借款を実施するなど、包括的かつ中長期的な視点からもUHCの推進に取り組んでいます。

### …公衆衛生危機対応能力および予防・備えの強化

グローバル化が進展する今日、感染症流行は容易に国境を越えて拡大し、国際社会全体に深刻な影響を与えるため、新興・再興感染症注29への対策が重要です。2014～2015年の西部アフリカ諸国でのエボラ出血熱の流行は、多数の命を奪い、周辺国への感染拡大や医療従事者への二次感染の発生といった問題を引き起こし、国際社会における主要な人道的、経済的、政治的な課題となりました。また2018年8月以降、コンゴ民主共和国ではエボラ出血熱が再び流行しています。こうした流行国や国際機関に対し、日本は、資金援助に加え、専門家派遣や物資供与といった様々な支援を切れ目なく実施しました。さらに、日本の民間企業の技術を活かした治療薬や迅速検査キット等の供

注28 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1～2か月間のこと。

注29 新興感染症とは、SARS（重症急性呼吸器症候群）・鳥インフルエンザ・エボラ出血熱など、かつては知られていなかったが、近年新しく認識された感染症のこと。再興感染症とは、コレラ、結核など、かつて猛威をふるったが、患者数が減少し、収束したと見られていた感染症で、近年再び増加してきた感染症のこと。

「1人目の子どもを生後1週間で亡くし、2人目も流産した。近隣の医療施設までは徒歩1時間以上。妊産婦健診には1～2回しか行ったことがない」。これは東ティモールの首都があるディリ県の僻地に暮らす母子が直面する現実です。同県には、電気や道路の整備が進んでおらず、予防接種や妊産婦健診受診率が50%弱と同国の平均よりも低く、基礎的な保健・医療サービスが普及していない地域があります。

このような状況を改善するため、特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会は首都ディリ県のメティナロ郡と首都沖合の離島であるアタウロ島に暮らす人々に保健医療サービスを届けるため、公共診療所（ヘルスポスト）\*を建設し、小型船を供与しました。また、医療従事者の能力向上や、地域住民への健康教育にも取り組んでいます。



本事業の対象地域である離島の診療所で受診を待つ母子（写真：シェア＝国際保健協力市民の会）

本事業を通じ、人口2,000人の無医村であるメティナロ郡マヌレウアナ村において、2019年11月から2020年10月までに延べ約1,200人が診療所を利用することができるようになりました。また、

アタウロ島では保健センター職員と地域住民が協力し、本事業で供与した小型船を使用して移動型健康診断を実施しています。



本事業で供与した小型船で医薬品やワクチンを沿岸の村へ運ぶ様子（写真：シェア＝国際保健協力市民の会）

その結果、ディリ県全体の予防接種率は、2割近く改善しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で国内の受診率が低下した2020年も、保健センターが試行錯誤しながら保健医療サービスを継続したことで、対象地域では、8月までに昨年の同時期よりも380人増の2,324人が予防接種を受けることができました。

さらに、本事業を通じ、医師や助産師、保健ボランティアなど、これまでに延べ97人が保健知識の向上を目的とした研修を受講しました。彼らは今後も学んだ知識を保健医療サービスの提供や住民への健康教育に活かしていきます。

\* 東ティモールは、保健省のもとに各県を管轄する保健局が全13県にひとつずつ設置されており、県下には保健センターや公共診療所（ヘルスポスト）が設置されている。

与を行うなど、官民を挙げてエボラ危機の克服を後押ししています（アフリカにおける感染症分野へのSATREPSによる支援については、149ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。



ネパール・バンケ郡のヘルスポストにおいて、手洗い方法について学ぶ地域保健ボランティア（写真：特定非営利活動法人ADRA Japan）

従来から日本は、感染症対策には持続可能かつ強靱な保健システムの構築が基本になるとの観点に立ち、とりわけアフリカ各国の公衆衛生危機への対応能力お

よび予防・備えを強化するとともに、すべての人が保健サービスを受けることができるアフリカを目指し、医療従事者の能力強化や保健施設の整備をはじめとした保健分野への支援、インフラ整備、食料安全保障の強化など、社会的・経済的復興に役立つ支援を迅速に進めています。

また、日本は、こうした健康危機に対応する国際社会の枠組みである「グローバル・ヘルス・アーキテクチャー」の構築においても、G7やTICADなどの国際会議の場において議論を主導しています。2016年のG7伊勢志摩サミットの際には、WHOの公衆衛生危機への対応を議論し、安倍総理大臣（当時）が5,000万ドルの拠出を表明し、WHOの健康危機プログラム、緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）\*などに拠出されました。こうした拠出は、2018年から続く、コンゴ民主主義共和国でのエボラ出血熱アウトブレイクへの対応、2020年の新型コロナへの対応などに活用され、健康危機対応に貢献しています。また、2020年6月に日本が世銀グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金

(HEPRTF) 等を活用し、途上国における感染症の備え・対応のための能力強化等の支援を実施しています。

### …感染症の薬剤耐性 (AMR) への対応

感染症の薬剤耐性 (AMR) <sup>注30</sup> は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増えています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワン・ヘルス・アプローチ」を推進しており、2019年のG20大阪サミットの首脳宣言においても、「ワン・ヘルス・アプローチ」に基づく努力を加速することが合意されました。2019年10月に岡山で開催されたG20保健大臣会合では、同アプローチに基づくAMR対策の継続等の重要性を記載した大臣宣言が採択されました。また、日本は、同月に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP (Global Antibiotic

Research & Development Partnership) への約10億円の拠出を発表し、AMRリーダーシップグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2020年には、GARDPに対し、約2億円を拠出しました。

### …三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア)

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の終息が掲げられています。日本は、2000年にG8九州・沖縄サミットで設立が合意された機関である「世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)」を通じた三大感染症対策および保健システム強化への支援に力を入れており、2002年の設立時から2019年12月末までに約34.6億ドルを拠出しました。さらに、日本は、グローバルファンドの支援を受けている開発途上国において、三大感染症への対策が効果的

## ナイジェリア

### ①ポリオ撲滅事業、②ポリオ撲滅計画／小児感染症予防計画

①円借款、②無償資金協力 (①2014年5月～実施中、②2000年～2013年<sup>\*1</sup>)

ナイジェリアはかつて、アフリカ最後の野生株ポリオウイルスの常在国で、世界で同ウイルスが常在する3か国<sup>\*2</sup>のうち1か国であり、2012年時点では世界のポリオ発生数の約半数を同国が占めていました。

こうした状況を受け、日本は、ナイジェリアに対し、ポリオ撲滅のための対策強化として、ワクチンの調達から人材育成まで幅広い支援を実施してきました。

たとえば、国連児童基金 (UNICEF) を通じた無償資金協力「ポリオ撲滅計画」及び「小児感染症予防計画」においては、ワクチンの調達に加え、遠隔地へのワクチンの輸送・保管を可能とする太陽光発電冷蔵庫などのコールドチェーン<sup>\*3</sup>の整備に取り組みました。また、日本はナイジェリア国家ポリオ検査室の検査技術向上のための協力や関連する機材の供与や、JICA研修を通じたポリオ研究者の人材育成なども行いました。



経口ポリオワクチン (口から飲むタイプ) を子どもに接種する様子 (写真: JICA)

さらに、2014年、日本はポリオワクチン調達のため、円借款事業を実施しました。ナイジェリアでは、円借款で調達したワクチンを用いて、ポリオ撲滅のため徹底した予防接種事業が展開されました。同円借款は一定の目標を達成することを条件に、ビル&メリンダ・ゲイツ財団がナイジェリア政府に代わり円借款資金を返済する新たな仕組み (ローン・コンバージョン方式)<sup>\*4</sup>を採用しました。

日本をはじめとする国際社会の貢献により、2020年8月25日、アフリカからのポリオ撲滅が宣言されました<sup>\*5</sup>。ナイジェリアにおいて、感染症対策に長期間携わってきた磯野光夫 JICA国際協力専門員は、次のように語っています。

「国土が広く、アクセスが容易でない地域も多い上に、治安も不安定な状況が続いていたなか、ポリオ撲滅を達成できたのは、ナイジェリア政府のリーダーシップに加え、最前線で困難なポリオ対策に従事してきた多くのスタッフの尽力によると思います。」

今後も日本は、アフリカにおける感染症の予防や拡大防止のため、国際社会とともに貢献していきます。

- \*1 2000年から2013年まで毎年、無償資金協力を実施。
- \*2 ナイジェリア、アフガニスタン、パキスタンの3か国。
- \*3 62ページの注27を参照。
- \*4 2017年12月、本事業においてあらかじめ設定したワクチン接種率などの成果目標の達成が認められたことから、ビル&メリンダ・ゲイツ財団が円借款債務を承継している。
- \*5 ナイジェリアにおいて直近3年間に野生株ポリオが発生していないこと (ポリオフリー) をWHOが認定。

**注30** AMR (anti-microbial resistance)。病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

に実施されるよう、グローバルファンドの取組を二国間支援でも補完できるようにしています。また、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健のための施策とも相互に連携を強められるよう努力しています。



ガーナにおける技術協力「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」を通じて新しく作成された母子手帳の説明を受ける母親たちの様子（写真：JICA）

二国間支援を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、啓発・検査・カウンセリングの普及を行っています。特にアフリカを中心に、「感染症・エイズ対策」隊員として派遣されているJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2008年に発表した、「ストップ結核ジャパンアクションプラン」\*に基づき、日本は、自国の結核対策で培った経験や技術を活かし、官民が連携して、世界の年間結核死者数の1割（2006年の基準で16万人）を救済することを目標に、途上国、特にアジアおよびアフリカに対する年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ミャンマーやソロモンにおいて、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組の支援を実施しています。また、WHOとの協力による支援も行っています。

### ・・・ポリオ

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、未だ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国）を中心に、主にUNICEFと連携し、撲滅に向けて支援してきました。2020年8月には、アフリカ最後の野生株ポリオの常在国であったナイジェリアにおいて、直近3年間、野生株ポリオが発生していないことが認定さ

れ、アフリカからのポリオフリーが宣言されました。日本は、ナイジェリアに対して、ワクチンの調達から人材育成まで幅広いポリオ対策支援を続けてきました（ナイジェリアでのポリオ根絶に向けた取組については、65ページの案件紹介を参照）。

また、パキスタンにおいて、1996年以降、UNICEFと連携した累計110億円を超える無償資金協力を行っているほか、2016年には、約63億円の円借款を供与しました。この円借款では、一定の目標が達成された場合に、パキスタン政府の返済すべき債務を民間のビル&メリンダ・ゲイツ財団が肩代わりするという新たな方法（ローン・コンバージョン）が採用されました。

### ・・・顧みられない熱帯病（NTDs）

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれ、世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。感染症は国境を越えて影響を与えうることから、国際社会が一丸となって対応する必要があり、日本も関係国や国際機関と密接に連携して対策に取り組んでいます。

日本は、技術協力を通じ、2000年から太平洋島嶼国に対してフィラリア症の対策支援を行っています。長期にわたるこれらの支援が功を奏し、大洋州14か国のうちの8か国（クック、ニウエ、バヌアツ、マーシャル、トンガ、パラオ、ナウル、ソロモン）がフィラリア症の制圧を達成し、これらに続いて2019年10月には、WHOによりキリバスのリンパ系フィラリア症制圧が宣言されました。今後も専門家の派遣等を通じて太平洋島嶼国におけるフィラリア症の制圧計画に向けた支援を継続していきます。



コンゴ民主共和国における「感染症疫学サーベイランスシステム強化プロジェクト」での現状調査の様子（写真：JICA）



## 用語解説

## \* Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、8億2,200万人の子どもたちに予防接種を行い、1,400万人以上の命を救ったとされている。日本は、2011年に拠出を開始して以来2020年度第一次補正予算に至るまで、累計約2億5,000万ドルの支援を実施。

## \* プライマリー・ヘルス・ケア (PHC : Primary Health Care)

健康を基本的な人権と認識し、すべての人の健康を実現するため、また、人々が最も必要とするニーズに応えるため、地域住民が主体的に参加し、問題を自らの力で総合的、かつ平等に解決していくアプローチのこと。①人々の健康に対する要求に応じた包括的で平等な保健医療サービス、②健康の決定要因に対する体系的な取組、③個人や家族、コミュニティに対して、自身の健康に対する決定権を与えること、の3つを構成要素とする。

## \* COVAX ファシリティ (COVID-19 Vaccine Global Access Facility) のワクチン事前買取制度 (AMC)

COVAXは、新型コロナワクチンの製造・供給の促進を目指して、Gavi主導のもと、時限で立ち上げられた包括的な資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済を活かして交渉し、迅速かつ手ごろな価格でワクチンを供給する仕組み。AMCは、開発途上国向けのワクチンの開発・製造・供給を促すため、企業がワクチンを製造した後、Gaviが一定量を買取することを保証し、開発後の市場を確保するとともに、需要に見合う規模のワクチン製造体制を整えるために開発企業の製造能力拡張を後押しする仕組み。ドナーが資金拠出をプレッジし、ワクチン実用化後における途上国の購入費用の一部を負担することで、開発企業の開発及び製造コスト回収の目処を立てるとともに、途上国が負担する費用を抑制し、ワクチン普及を支援。

## \* 健康危機プログラム (WHO Health Emergencies Program)

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

## \* 緊急対応基金 (CFE : Contingency Fund for Emergencies)

2014年に西アフリカで流行したエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。拠出の判断がWHO事務局長に一任されており、拠出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

## ボリビア

オルロ県母子保健ネットワーク強化プロジェクト  
技術協力プロジェクト (2016年2月~2020年2月)

オルロ県はボリビア西部の標高約3,700メートルの高地にあり、先住民が多く住んでいます。ボリビアは、ハイチに次いで中南米で妊産婦死亡率<sup>\*1</sup>や5歳未満児死亡率<sup>\*2</sup>が高く、母子保健関連指標は総じて悪い状況にあります。

本プロジェクトは、オルロ県の母子保健サービスと、妊産婦および5歳未満児の健康を改善するために実施されました。本プロジェクトでは、オルロ県の3保健管区・計16市を対象に、日本から延べ21名の専門家を派遣し、医療従事者や保健行政担当者、妊産婦への研修などを実施しました。また、母子の健康に関連した生活習慣の向上などの重要性について意識向上のための啓発活動を行いました。



本プロジェクトで設立した「健康な生活のための教育チーム」が対象地域の妊婦に対して、栄養改善の指導を行っている様子 (写真: JICA)

その結果、住民参加による母子保健サービスの改善につながっています。たとえば、本プロジェクトにより、対象地域において産前健診を受診する割合が70%近くまでになり、地域の医療従事者によって形成される健康な生活のための教育チームの数も倍増しました。また、本プロジェクトを通じて作成され、保健省の承認を得た、小児発達のための情報分析ガイドは、オルロ県にとどまらずボリビア全国で活用されています。

日本は、これまで約20年に渡ってボリビアで母子保健分野の協力を行ってきましたが、常にボリビア政府に寄り添った支援を実施することを大切にしています。本プロジェクトでも、ボリビア政府が掲げる、コミュニティ・家族自らが健康リスクを考え、必要な予防的措置を講じるといった住民参加型の多文化統合ケアモデルの概念<sup>\*3</sup>を重視して協力を行いました。その結果、同国の文化や考え方に合致した形で母子の健康の改善が図られています。

\*1 2015年WHO推計値で206人(出産10万件当たりの死亡率)。  
\*2 2015年WHO推計値で38人(出生数1,000件当たりの死亡率)。  
\*3 「健康に対する考え方は文化により異なること、病気に対処するよりも健康的に生きること」(<https://www.jica.go.jp/project/bolivia/008/outline/index.html>も参照)。



## (2) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができず、30億人が基本的な手洗い施設のない暮らしをしています。また、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが水汲みの役割を担っており、時には長時間もかけて水を汲みに行くため、子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。こうした観点から、SDGsの目標6において、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」旨が定められています。



エチオピア・ガンベラ州クレ難民キャンプにおける手洗いキャンペーンの様子（写真：特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）

### 日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、円借款、無償資金協力、および専門家の派遣や途上国からの研修員受入れなどの技術協力により、途上国での安全な水の普及に向けて支援を続けているほか、UNICEFなどの国際機関を通じた支援も行っています。

日本は、アジア・大洋州地域のインドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスといった国々で上水道の整備・拡張のための事業を実施しました。たとえば、2019年10月には、日本はラオスとの間で、世界遺産地区を抱えるルアンパバーン市での配水管の新規敷設などを含む水供給サービス改善のための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力によ

り、同市の給水人口が2017年実績の約58,800人から、事業完成3年後の2025年には約70,000人に増加し、持続可能な都市環境整備に寄与することが期待されます。また、2020年3月には、日本はカンボジアとの間で、人口の急増に伴い水の供給能力向上が喫緊となっているタクマウ市において、上水道施設を新規に整備するための無償資金協力に関する交換公文に署名しました。この協力により、2030年までに当該地域住民約12万人が安全な水へアクセスできるようになり、同国の生活の質の向上に寄与することが期待されます。

このほか、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを利用して、日本のNGOにより、水・衛生環境改善事業が実施されています。たとえば、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンは、カンボジアで衛生インフラが脆弱なプレアビヒア州において、衛生設備の建設および地域主導の包括的衛生改善活動を実施しています。事業1年目には、同国の3郡で、3つの貯水槽を建設しました。

こうした取組と並行して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、日本は、井戸や給水・灌漑設備の整備、災害対策など、地域の住民に直接裨益する水・衛生分野の支援を多数実施しています。たとえば、コートジボワールにおいて、日本は、「グロービスマス村井戸建設計画」により、井戸4基を供与しました。これにより、地域住民が安全な水へアクセスできるようになり、水因性疾病が減少するだけでなく、女性や子どもの水汲み労働が軽減されることにより、女性の社会進出や子どもの就学率の向上に貢献しています。

また、日本国内および現地の民間企業や団体と連携した途上国の水環境改善の取組も、世界各地で行われています。たとえば、南西アジアのスリランカでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用して、経済的な水道整備に資する圧縮コンクリート製タンクの普及・実証事業が実施されました。同事業により、1万4,650世帯に水を供給することが可能となり、その後、現地事務所を立ち上げ、新たなタンクの建設計画が進むなどの成果が現れています。

さらに、環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの

13の参加国<sup>注31</sup>の協力のもと、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽に関するワークショップやセミナーを開催するなど、浄化槽の技術や法制度などを紹介する取組を通じて、途上国における浄化槽の普及を後押ししています。



カンボジアにおいて、日本の無償資金協力により建設された浄水施設 (写真：JICA)

### (3) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできない子どもが約5,900万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億5,800万人（全体の17%）<sup>注32</sup>が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。さらに、世界銀行が世界開発報告（2018）で指摘しているように、学校に通っていても子どもたちが基礎的な読み書きや計算さえできないという「学びの危機（Learning Crisis）」も大きな問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校閉鎖により、多くの子どもが影響を受けました。とりわけ、障害のある子ども、少数民族や不利な環境に置かれたコミュニティの子ども、避難民や難民の子ども、遠隔地に住む子どもが取り残されるリスクが最も高くなっており、学校閉鎖に伴う子どもの栄養不足、早婚、ジェンダー平等などへ

の影響も懸念されている状況です。このような状況に対応するため、世界中で遠隔教育を含めた新たな学習方法が模索されています。日本もオンライン学習などにおける独自の知見や技術を活かした支援を行っています（73ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。社会の変化や技術革新に対応した、若者に対する教育や職業訓練の機会の提供、および地球規模課題の解決に向けてイノベーションを創出できる人材育成も求められています。

SDGsの目標4として、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられました。国際社会は、2015年に「教育2030行動枠組」\*を策定し、同目標の達成を目指しています。

2019年には、日本はG20議長国として、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ～包摂的で強靱かつ革新的な社会を創造するための質の高い教育～」を取りまとめ、G20大阪首脳宣言では、人的資本に投資し、すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進するというコミットメントを再確認しました。また、安倍総理大臣（当時）は、2019年9月の第74回国連総会における一般討論演説で、すべての女兒および女性に対する包摂的で質の高い教育の推進に言及し、「教育をひたすら重んじるところに、日本の対外関与はその神髄をみる」と強調しました。

#### 日本の取組

日本は、従来から、人間の安全保障を推進するために不可分な分野として、教育分野の支援を重視しており、開発途上国の基礎教育\*や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野で支援を行っています。

G20議長国である日本のイニシアティブの一つとして、2019年から2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者を支援する「教育×イノベーション」イニシアティブが発表されました。2030年までにすべての子どもが質の高い初等・中等教育を修了できるようにするためには、支援を加速化させるイノベーションが不可欠です。このイニシア

<sup>注31</sup> カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、日本の13か国。

<sup>注32</sup> 「Global Education Monitoring Report 2020」6ページ及び354ページ。https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000373718

ティブを通じて、基盤的な学力を育む教育やSTEM教育<sup>注33</sup>、eラーニングの展開などの支援を一層強化していきます。

2019年8月のTICAD7では、アフリカに対する教育・人材育成分野の取組として、理数科教育の拡充や学習環境の改善を通じて300万人の子どもたちに質の高い教育を提供することや、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）\*およびケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学への支援などを通じて、科学技術イノベーション分野で5,000人の高度人材を育成することを発表しました。E-JUSTにおいては、アフリカからの留学生150人を受け入れることを発表し、2020年中に28名のアフリカ人留学生が新たに入学しました。



草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて建設されたカンボジア・カンボット州の幼稚園で学ぶ園児たち（写真：プラネット・エンファント&ディベロップメント）

また、日本は、教育に特化した国際的な基金である「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」\*に対して、2008年から2020年までに総額約3,058万ドルを拠出しています。GPEの支援を受けたパートナー国では、2015年から2018年の間にGPEが支援した子どもは約2,500万人におよび、子どもの4人に3人は初等教育を修了しました。

このほか、ニジェールをはじめとする西アフリカ諸国を中心として、日本は2004年から、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、子どもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」を実施しており、世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの普及を各国全土に拡大しています。

また、エジプトにおいては、2016年に発表された

「エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）」のもと、2017年2月から現地の学校での日本式教育の導入が進められており、2020年10月までに、この日本式教育を導入する「エジプト日本学校」が新たに41校開校しました。エジプトでは日本式教育モデルである「特活プラス」が導入され、掃除、日直、学級会など、感性や徳性を含む調和的な人格形成を目的とした全人的教育の中心となる小中学校での特別活動が実施されています。また、日本は、小学校進学前の子どもに対する幼稚園での遊びを通じた学び、および学校経営者に対する特別活動を行うために必要な経営に関する支援を実施し、エジプトにおける人材育成に協力しています。

さらに、アジア太平洋地域において、日本は、同地域の教育の充実と質の向上に貢献するため、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、SDGsの目標4（教育）の進捗について議論する「アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）」の年次開催や、初等中等教育および高等教育の質の向上、幼児教育の充実、ノンフォーマル教育の普及および教員の指導力向上など、同地域のSDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。ほかにも日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関等への留学生受入れなどの多様な方策を通じて、途上国の人材育成を支援しています。

### …持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組である「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が、UNESCOを主導機関として、2020年1月1日から開始されました。これは、「国連ESDの10年（UNDESD）」（2005年から2014年）、そして「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015年から2019年）の後継プログラムとして、2019年11月の第40回UNESCO総会および同年12月の第74回国連総会で採択されたものです。ESDは、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsのすべてのゴールの実現

<sup>注33</sup> Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの教育分野の総称。

に寄与するものであり、日本は、ESD 提唱国として、ESD の推進に引き続き取り組むとともに、UNESCO への信託基金拠出金を通じて、世界での ESD の普及・深化へ貢献しています。また日本は、同信託基金を通じて、ESD 実践のための優れた取組を行う個人または団体を表彰する「ユネスコ／日本 ESD 賞」を UNESCO とともに実施しており、これまでに 15 団体に授与するなど、積極的に ESD の推進に取り組んでいます（UNESCO で活躍する日本人職員の声については 157 ページを参照）。



ボリビア・サンファン移住地のサンファン学園（日系学校）において活動する日系社会青年海外協力隊員（写真：JICA）

## キルギス

学校安全プログラム支援計画（UNICEF 連携）  
無償資金協力（UNICEF 連携）（2017 年 3 月～2020 年 3 月）

一般公募

中央アジア北東部に位置する山岳の内陸国であるキルギスでは、地震や洪水、地滑りなど、様々な自然災害が発生し、近年の気候変動により状況はさらに悪化しています。2014 年に実施された調査において、約 85% の教育施設は安全性が低く災害の影響を受ける可能性があると考えられ、子どもたちが安心して学ぶ場所であるべき学校の安全性の確保が大きな課題となっていました。

そこで、日本は国連児童基金（UNICEF）と連携し、キルギスにおいて学校の安全性確保と防災体制を強化し、教員と子どもの防災意識を高めるための支援を実施しました。具体的には、防災モデル校 10 校の安全性を調査し、これまで防災設備がほとんど整えられていなかった学校に対して、警報システムや非常口標識、火災時のための金属製防火扉などを設置しました。また、災害時に子どもたちが命を守る行動を取ることができるよう、121 校の 6 万 5 千人の生徒、3 千人の教員、および地方自治体職員に対して避難訓練や防災教



防災をテーマとした絵を発表するキルギスの子どもたち（写真：UNICEF キルギス事務所）

育を行いました。

あるモデル校の校長からは、「学んだことを活かし、年に 2 回の避難訓練を行っています。支援のおかげで、子どもたちの防災意識が高まりました」という声が届きました。ま



地震を想定した避難訓練に取り組むモデル校の子どもたち（写真：UNICEF キルギス事務所）

た、学校の防災に関する教員研修ビデオを作成したり、キルギスの人気キャラクターを用いた気候変動と防災に関する教育アニメを 5 つ作成して国営テレビなどで幅広く放映するなど、全国的な防災意識の向上にも大いに貢献しています。

UNICEF キルギス事務所は、この協力を実施する上で、日本の防災に関する知見を活かすことを重視しました。また、キルギス政府と協力・連携して、学校の防災体制が充実するように、地方自治体レベルでの災害リスクの分析や子どもに配慮した防災の取組を制度化することを推進しました。さらに、日本において防災教育政策や取組を学ぶスタディツアーを実施するなど、政府の防災担当者の人材育成にも貢献しました。



## 用語 解説

### \*教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「EFAダカール行動枠組」の後継となる行動枠組。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

### \*基礎教育

生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身につけるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

### \*エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology)

2009年に締結された「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定（二国間協定）」に基づいて設立された大学。同協定に基づき、日本は、日本型工学教育の特徴である「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする大学としてE-JUSTが開設・運営されるよう、日本国内の大学の協力も得ながら、教育・研究用資機材の整備などの技術支援を行っている。現在は、E-JUSTが今後、中東・アフリカ地域における高等教育セクターや産業界の発展に貢献する産業・科学技術人材を輩出していけるよう、エジプト国内のトップレベルの研究大学としての基盤を確立することを目指し、技術支援を実施している。

### \*教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative) から改称された。

### \*持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の創り手を育む教育。「持続可能な開発」とは、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」開発を意味しており、これを実現する社会の構築には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を、自らの問題としてとらえ、その解決を図る必要があり、そのために新たな価値観や行動を生み出すことが重要であるとされる。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsのすべての目標達成に向けた鍵となることが確認され、さらに、2019年の第74回国連総会決議で採択された2020年からの「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。

## 匠

## の技術、世界へ

## 1

eラーニング・システムを活用した日本流の質の高い教育の普及  
～ウズベキスタンの公教育と民間教育を使いやすく分かりやすいシステムでサポート～

中央アジアの内陸国ウズベキスタンでは、産業発展に向けた教育・人材育成やICT化が進められており、国民の間での教育熱も高まっています。しかし、公立学校の教員数の不足や教員の能力の問題、教材や民間教育サービスの不足が大きな足かせとなっていました。

こうした状況のもと、eラーニング・システムを開発・運用する株式会社デジタル・ナレッジ社（東京都）は、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業の枠組を利用し、日本の質の高い教育のコンテンツを普及させるため、「ウズベキスタン国地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム（LMS）に係る普及・実証・ビジネス化事業」を実施しました。

本事業では、デジタル・ナレッジ社のeラーニング教育システムをウズベキスタンの国民教育省ICTセンターに導入し、公教育と民間教育双方の発展のために活用しました。具体的には、公教育分野では、学校教員対象の教授法プログラムや小中学生対象の数学用教材など、日本の大手教育企業のオンラインの教育プログラムをウズベキスタン向けに修正して提供しました。また、民間教育分野では、放課後に公立学校の校舎を借り、同社の教育システムを導入した小中学生のための塾を開設しました。特に教員向けのプログラムについては、生徒の理解度・学力向上のための具体的な研修を受けたことがなかったウズベキスタンの教員から、「こういう教え方があるのか」という感嘆の声が上がりました。

「我が社が開設した放課後の塾は、日本の個別指導塾や電子そろばん等のサービスを提供するもので、当初2クラス程度を予定していましたが、口コミで評判が広まり応募が殺到するほど人気が出たため、急遽クラスを増設する必要があるほどでした。元々、日本流の教



eラーニング・システムを活用して学習するウズベキスタンの生徒たち（写真：デジタル・ナレッジ）

育ビジネスが成り立つのかという点を確認するために応募した事業でしたが、結果として、教育に対する国民の熱意が素晴らしく、必要なインフ

ラも整いつつある大きな可能性を持った国であるという、ウズベキスタンの潜在性についても改めて知ることができました。」と、デジタル・ナレッジ社の齋藤亮氏は語ります。

JICAウズベキスタン事務所で本事業を担当した久保田企画調査員は、「デジタル・ナレッジ社の皆さんのウズベキスタンに対する大きな愛情を感じます。」としつつ、次のように語ります。「通常、民間企業がウズベキスタン政府を説得し、事業を動かしていくことはとても難しいのですが、デジタル・ナレッジ社は国民教育省との固い信頼関係のもと、スピード感をもって事業を展開しています。同社が提供するサービスへの期待はもちろんですが、その熱意が先方政府に伝わっていることも大きいと思います。また、国民教育省の副大臣（当時）が、JICAの人材育成奨学計画（JDS\*）を通じて日本の大学院に留学した経験があり、日本の教育への信頼が厚いこともその背景にあります。」

2020年3月、新型コロナウイルス感染症対策のため全土で休校措置が取られた際も、国民教育省から直接協力要請が寄せられました。「同社は当初の事業計画を拡大してオンライン学習プログラムを無償提供し、ウズベキスタン政府から高く評価されています。」とJICA本部の民間連携事業部で本事業を担当した小澤職員は振り返ります。

日本企業とウズベキスタン政府との信頼関係のもと、日本の質の高い教育とICTの技術が、ウズベキスタンの子どもたちの「学びたい」という思いに応え、同国の発展のために貢献しています。

\* JDSについて、詳細は147ページを参照。



教授法プログラムの研修を熱心に受けるウズベキスタンの教員たちの様子（写真：デジタル・ナレッジ）

## (4) ジェンダー・包摂的成長

### ア. 女性の能力強化・参画の促進

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。ミレニアム開発目標（MDGs）が策定された2000年代初めと比べると、教育・政治・経済等の分野における女性の参画に一定の進展は見られたものの、現在も多くの国で、政府による高度な意思決定などの公の場に限らず、家庭など私的な場面でも、女性が男性と同じように意思決定に参加する機会を持っていないとは言えません。

一方で、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。たとえば、これまで教育の機会に恵まれなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させ、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、途上国の包摂的な経済成長にも寄与するものです。

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女兒の能力向上は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女兒の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

#### 日本の取組

21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていくため、①女性の権利の尊重、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化<sup>注34</sup>と女性の



インドの養蚕農家の女性自助グループメンバーに繭工芸品の作り方を紹介するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

エンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

日本は、G20ハンブルク・サミットにて立ち上げが発表された「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）<sup>\*</sup>」に、2018年3月、5,000万ドルの支援を行いました。これは、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業等が直面する様々な障壁（資金アクセス、女性にとって不利な法制度・規制等）の克服を支援することで、途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としており、現在、39か国においてプロジェクトを実施しています。また、2019年3月、女性の経済的活躍を目的としてG20に提言を行う民間主導のグループであるW20（Women20）の会合と同時に、5回目となる国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を開催しました。同会議において、安倍総理大臣（当時）は、途上国における女性の教育機会拡大のため、2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女兒および女性に、質の高い教育と人材育成の機会を提供する旨を表明しました。さらに、2020年11月のG20リヤド・サミットでは、菅総理大臣から、2019年6月のG20大阪サミットで立ち上げに合意した、指導的地位への女性の昇進のための民間部門のイニシアティブである「EMPOWER（エンパワー）」の具体的取組の開始を歓迎する旨を発言しました。

このほか日本は、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も実施しており、2019年には約1,800万ドル、2020年には約2,200万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平

<sup>注34</sup> あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていってプロセスのこと。

## ジンバブエ

サイクロン・イダイの影響を受ける南部アフリカ3か国に対する緊急無償資金協力  
(ジンバブエのサイクロン被災地域における性的搾取・虐待の予防教育と月経中の衛生管理事業)  
緊急無償資金協力 (2019年4月~10月)

ジンバブエ東部のマニカランド州では、2019年3月に上陸したサイクロンによって土砂崩れや洪水が発生し、約27万人が被害を受けました。同地域では、一時避難先としてキャンプ地が用意されるなどの緊急災害対応が行われましたが、子どもや女性に対する虐待や暴力のリスクの増加、衛生環境の悪化が懸念されていました。

そこで日本は、ジンバブエに対して、緊急無償資金協力として60万ドルを供与し、そのうち、サイクロン被災地における性的搾取・虐待の予防と月経中の衛生管理の改善のため、国連児童基金 (UNICEF) が事業 (15万ドル) を実施することになりました。

UNICEF ジンバブエ事務所は、本事業において、過去の緊急災害支援で見逃されがちであった女性の月経中の衛生管理に焦点を置き、住民が衛生管理に関する知識を身につけ理解を深めるための活動を行うとともに、月経中の衛生管理



マニカランド州のサイクロン被災地域で配布した月経中の衛生管理キットを受け取る生徒 (写真: UNICEF)

キット4,000個を配布しました。各キットには、下着3点、<sup>くし</sup>櫛1個、歯ブラシ1個、<sup>せつぽん</sup>歯磨き粉1個、石鹸1キログラム、使い捨ての生理用ナプキン30枚、



月経中の衛生管理についての授業を受ける生徒たち (写真: UNICEF)

再利用可能な生理用ナプキン5枚が一式になっていました。また、虐待や暴力のリスクから子どもたちを保護し、予防するための啓発活動を行いました。

2019年は、ジンバブエ政府が全国を対象に月経中の衛生管理に関する調査を行った年でもあり、日本の貢献はジンバブエ政府、NGO、および援助団体にも広く知られるようになりました。また、本事業の経験をもとに、UNICEF ジンバブエ事務所は、今後の緊急支援事業においても、月経中の衛生管理キットの配布を通じた女性の衛生管理改善の支援を組み込むことを検討しており、キットの中身をジンバブエ国内で調達できるように、現地の関係団体への働きかけも行っています。



イラクのキルワーク難民キャンプにおいて、キャッシュ・フォー・ワークによる支援で職業訓練を受ける女性 (写真: UN Women)

和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組に貢献しています。たとえば、イラクでは、キルワークの難民キャンプの女性に対するエンパワーメントのため、イスラム国による被害を受けた2,382名の女性に対し、包括的で質の高い健康管理および生計支援が提供され、

キャッシュ・フォー・ワーク<sup>注35</sup>による支援により、80名の女性に対し、<sup>ほうせい</sup>縫製、食品加工等の労働に従事したことへの対価として、賃金が支給されました。また、2020年には同様に難民キャンプの女性たちの手により、新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク11,600枚が製造・販売されています。さらに、50名の女性にリーダーシップに必要なスキルの訓練が行われ、40名の女性にミシンが提供されました。また、2,302名の女性と女兒に対して、カウンセリング等の心理社会的支援や、法的権利の啓発などが行われ、支援を受けた女生と女兒は、サービスに対する認識とアクセスが向上し、紛争や、新型コロナによって引き起こされた心理的外傷によるストレスからの回復が見られました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (OSRSG-SVC: The Office of the Special Representative of the

注35 自然災害や人道危機発生時の支援において、被災者や難民を一時的に雇用し、労働の対価を支払うことで自立を支援する方法。



Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)との連携を重視しています注36。2020年、日本は同事務所に対し、コンゴ民主共和国、ソマリア、中央アフリカ、マリ、ナイジェリア、南スーダンにおける案件について100万ドル以上の拠出を行い、加害者処罰のための法制度整備や、紛争に関連する性的暴力の被害者に対する支援の制度整備を含む包括的な支援を通じて、性的暴力への予防および対応能力強化に貢献しています。

さらに、より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要との考えから、日本は、2015年に「女性・平和・安全保障（WPS：Women, Peace and Security）」に関する国連安全保障理事会決議第1325号]および関連決議の履行に向けた「行動計画」を策定、実施しており、2019年3月に改訂版を策定しました。また、日本は、2018年のG7外相会合で合意されたG7WPSパートナーシップ・イニシアティブのもと、パートナー国をスリランカとし、同国駐在のG7各国大使館とも協力しながら、2019年度から、スリランカのWPS行動

計画策定支援や、過去26年間の国内紛争により寡婦<sup>かぶ</sup>となった女性を含めた同国女性へのリプロダクティブ・ヘルスを中心とする保健分野での支援や経済エンパワーメントのための支援などを促進しています。



ベトナム政府および国連主催の「女性・平和・安全保障（WPS）国際会議」にて、宇都外務副大臣によるビデオ・メッセージが放映されている様子（2020年12月）

日本はこのような活動を通じて、すべての女性および女児のエンパワーメントとジェンダー平等の実現、男女が共に支え合う社会および制度の構築を目指し、各国と協力していきます。



### 用語解説

#### \*女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi：Women Entrepreneurs Finance Initiative）

開発途上国において、女性起業家や女性が運営する中小企業が直面する障害（資金アクセス、法制度等）を克服するための支援を実施することにより、途上国における女性の経済的自立を支援し、その経済・社会参画の促進を目的とする、世界銀行と参加国14か国によるイニシアティブ。支援内容は、女性起業家の資金等へのアクセス支援、金融機関等に対する女性起業家とのビジネス促進に向けた助言、途上国の法制度改善に向けた技術協力など。同イニシアティブは、ドナー国から約3.5億ドル、および民間資金・国際金融機関から動員する資金と合わせ、10億ドル超の資金を利用可能とすることを目指している。

### イ. 格差是正（脆弱な立場に置かれやすい人々への支援）

SDGsの達成に向けた取組が進められる中、大局的な国家レベルで課題がどこにあるのかを特定し、的確に対応することが困難であるという問題が顕在化<sup>けんざい</sup>していますが、「格差の拡大」への対応においても、同様の問題が存在しています。貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。

新型コロナの拡大は、特に、社会的に脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な立場に置かれているすべての人々の生存と生活に大きな影響を与えています。また、最も脆弱な人々の就学機会が制限されることや女性が社会的・経済的にマイナスの影響を受けることにより、格差の拡大や虐待などが助長されることも指摘されています。こうした状況に対しては、一人ひとりの立場に立った形でのアプローチが有効であり、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にとっても不可欠であるといえます。

注36 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w\\_000129.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html)）にも掲載しています。

たとえば、日本は、ASEAN地域における、新型コロナ対策関連の協力の一環として、ブルー・オーチャードが運営するCOVID-19新興国中小企業支援ファンド経由で、マイクロファイナンス機関（MFI）に対する資金提供を行う出資契約に署名しました。同協力は、新型コロナの影響を受けている女性事業者を中心とした中小零細事業者（MSME）の金融アクセス改善および雇用維持を図り、女性・低所得者・中小零細企業等のエンパワーメントに寄与しています（詳細は99ページの案件紹介を参照）。

## 日本の取組

### ・・・障害者支援

社会において弱い立場にある人々、特に障害のある人たちが社会に参加し、包容されるよう、日本は、ODA政策の立案および実施に当たり、障害のある人を含めた社会的弱者の状況に配慮しています。障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねて

きた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて途上国の障害者施策に役立てています。

たとえば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害者支援に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、途上国からの研修員の受入れや、理学・作業療法士やソーシャルワーカーをはじめとした専門家、JICA海外協力隊の派遣などを通じ、幅広い技術協力も行っています（JICA海外協力隊の活躍については、以下の案件紹介を参照）。

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、独立した条項を設けて、締約国は国際協力およびその促進のための措置をとることとしており（第32条）、日本は今後も、ODAなどを通じて、途上国における障害者の権利の向上に貢献していきます。

## ニカラグア、セントルシア

### 視覚障害者自身による視覚障害者への自立支援、正しい東洋医学の技術を手から手へ伝える JICA 海外協力隊員

①②シニア海外ボランティア（ニカラグア）、③海外協力隊（セントルシア）  
① 2010年～2012年、② 2013年～2015年、③ 国内待機中（2019年3次隊）

自身も視覚障害者で鍼灸マッサージ師であり、日本の盲学校で教員も務めた綱川 章 隊員は、これまで2回、中米ニカラグアの首都マナグア市にシニア海外ボランティアとして派遣されました。

ニカラグアでは、腰痛や肩こりなどの治療として薬に頼らない東洋医学が注目されていましたが、正しい治療法を教授できる人材が不足していました。そこで綱川隊員は、現地にある日本ニカラグア東洋医学大学で、基礎医学や指圧・あん摩技術、臨床実習を行い、合計約500時間の講義を通じ、20名の指圧師やあん摩師を養成しました。



ニカラグア、マナグア市の日本ニカラグア東洋医学大学で視覚障害者に手から手へ指圧技術を伝える綱川隊員

特に視覚障害者への実技指導では、それぞれの学生の障害の程度などに配慮しながら、視覚障害者が手に職をつけ自立できるためのサポートを行いました。また、ニカラグア人指導者の育成にも力を入れ、全盲の指導者

を2名育成しました。

綱川隊員は、ニカラグアでの支援について、次のように語ります。

「渋滞する車の間を物乞いをして歩く障害者がいることを知り悲しく感じることもありました。し

かし、マンホールの蓋のない道路を、元気に白杖をつけて講座に通ってくる受講生が、最終的に指圧師となり、家族・家計を支えるようになったのは感無量でした。」

綱川隊員は、ニカラグアでの経験から、視覚障害者自身による視覚障害者への支援が、自立の目標を直接的・具体的に示すことを通じて将来への希望を与えるだけでなく、障害者に対する社会の意識を変える大きなインパクトを持つことを実感したそうです。そして、再び新天地で自分の経験と技術を活かしたいという思いでカリブの島セントルシアへの派遣に応募し合格、現在は日本国内で派遣に備えています。



日本ニカラグア東洋医学大学で指圧講座を修了した学生が参加したあん摩講座にて



エクアドルにて、日本が供与した車両で身体障害者をリハビリセンターに搬送している様子

### …子どもへの支援

一般に、子どもは脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などに加え、新型コロナの影響もあり、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。また、子どもの難民や国内避難民も急増しており、日本は二国間の支援や国際機関を経由した支援など、様々な形で人道支援や開発支援を行っています。2020年には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、アジア、中東、アフリカ地域の66か国において、新型コロナへの感染防止のための物資供与や保健従事者への技術協力、感染リスク啓発活動などを支援しました。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力<sup>注37</sup>では、特に草の根レベルで住民に直接裨益<sup>ひえき</sup>するような協力を行っており、小・中学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、井戸や給水設備の整備などを通じて、子どもたちの生活状況の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

たとえば、ベトナムにおいて、タインホア省トゥオンニン村に位置し、少数民族の児童が多く通学する、トゥオンニン村小学校において、災害にも強い新たな校舎の建設に協力しています。この協力によって、教室不足で十分な授業を受けられていなかった443名の児童の学習環境が改善されるほか、災害に強い教育環境作りに貢献することが期待されます。また、コロンビアにおいては、図書館を運営しているスクレ県トルービエホ市に対し、新たに児童図書館1棟を建設する協力を行いました。これにより、同市の児童約5,000名を含む市民約22,000名の読書や識字教育の

ための環境が改善されることが期待されます。

マラウイにおいては、1994年の政府による初等教育の無償化により就学児童数が急激に増加した一方で、国全体において急増する児童数に対応できる学校施設の整備が大幅に遅れていることを受けて、デッサ県カパラムラ小学校への3棟6教室の建設および既存の4教室の床改修、2人掛け用机300台の設置を支援しており、児童2,096名の学習環境および教師40名の授業運営環境の改善が期待されます。

ほかに、カンボジアとの間で、2019年1月、無償資金協力「カンボジアにおける児童に対する暴力の防止及び暴力への対応計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもと、日本は、暴力撲滅のために世界的に認知されている研修をカンボジア政府職員に対して実施するほか、児童に実際に相対するソーシャルワーカー・医療関係者などの接遇能力強化を行っています。2020年時点では約1,200名の政府関係者とソーシャルワーカー・医療関係者等が研修を受けており、これにより、教育現場における身体暴力の減少および身体的暴力を受けた児童が専門官などに相談しやすい環境の整備が期待されます。

また、キルギスでは、2020年3月、無償資金協力「気候及び災害リスクに対する児童の強靱性向上計画（UNICEF連携）」に関する交換公文に署名しました。この計画のもと、キルギス国内の学校約600校への防災設備の整備および約1,800校への防災マニュアルの作成・配布や避難訓練を実施しています。その結果、約90万人の児童の災害リスクが軽減され、学校を拠



ドミニカ共和国にて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により整備されたエル・ボソ市幼児教育施設で授業を受ける児童たち

<sup>注37</sup> 事業の概要や実績の詳細については、外務省ホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/kaigai/human\\_ah/](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/)）に掲載しています。

点とする防災能力が向上することが期待されます。

このほか、アフガニスタンでは、2020年11月に、無償資金協力「小児感染症予防計画」に関する交換公文に署名しました。この協力は、2021年に予定されている定期予防接種活動および幼児向けポリオワクチン接種キャンペーンのためのワクチン調達を支援することにより、約143万人の1歳未満児、約319万人の妊娠可能な年齢層の女性および約1,000万人の5歳未満児への接種を可能とするものです。さらに、定期予防接種およびポリオワクチン接種キャンペーンを着実に実施することで、予防可能な疾患による感染・死亡を防ぎ、アフガニスタン全土の子どもと妊娠可能な年齢層の女性の健康状態の改善に寄与することが期待されます。(ポリオ予防・撲滅のための支援については、66ページの「ポリオ」および65ページの案件紹介も参照)。

## (5) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は国民の誇りであり、観光資源として周辺住民の生活向上に有効に活用できます。一方で、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。また、こうした人類共通の貴重な文化遺産をはじめとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

また、スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するのみならず、相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことから、人々の生活の質の向上に貢献しています。スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

### 日本の取組

日本は、文化無償資金協力\*を通じて、1975年より、途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全やスポーツ振興などのための支援を実施しています。具体的には、途上国の文化・スポーツ関連施設および高等教育・研究機関施設の整備や機材供与、文化遺産、文化財の修復・保存・活用のための機材供与や施

設整備を行ってきました。こうして整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。

2020年には、日本語教育を含む教育分野、文化遺産保存分野、スポーツ分野への支援を含む19件の文化無償資金協力を決定しました。さらに日本は、2021年に延期された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピックムーブメントを広めていくためのスポーツを通じた国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」注38を推進すべく、ODAやスポーツ外交推進事業を活用したスポーツ支援を行いました注39。このほか、スポーツ分野において142名のJICA海外協力隊員を派遣しました。



インドとスリランカそれぞれのラグビーフットボール協会に派遣中のJICA海外協力隊員が指導するユースチーム間の国際親善試合の練習会の様子。両国選手の友好親善の促進を図るほか、両国におけるラグビーの強化・普及と、国際協力を通じた青少年の健全育成を目指して開催された。(写真：JICA)

また日本は、国連教育科学文化機関 (UNESCO) に設置した「日本信託基金」等を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。2020年度は約10億円を拠出し、その中から文化遺産分野の事業を複数実施しています。特に、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていけるよう、日本は途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などにより、技術や知識の移転に努めています。また、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承 (語り伝え) などの無形文化遺産についても、同じく日本信

注38 スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム (<https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/>)

注39 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外務省の取り組み ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/ep/page24\\_000800.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html))

託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどの支援を行っています。

ほかにも、アジア・太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能

力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2020年はブータンの専門家を対象に文化遺産の有効活用・管理に関する研修等をテレビ会議形式で実施しました。



#### 用語解説

#### \*文化無償資金協力

開発途上国の文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解の増進を図るための無償資金協力。途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体等を対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

## (6) 環境・気候変動対策

環境・気候変動問題は、これまでG7、G20サミットにおいて、繰り返し主要テーマの一つとして取り上げられ、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」でも言及されるなど、国際的にその取組の重要性が認識されています。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、世界最大のドナー国として、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ (GEF) \* を通じた開発途上国支援も行っています。今後も引き続き、国際社会における議論に積極的に参画していきます。

### 日本の取組

#### …海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年6月のG20大阪サミットでは、議長国を務めた日本の主導のもと、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20各国に共有され、2020年12月時点では86の国と地域に共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備などを支援していくことを表明し、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、①廃棄物管理 (Management of Wastes)、②海洋ごみの回収 (Recovery)、③イノベーション (Innovation)、④能力強化 (Empowerment) に焦

点を当てた、「マリーン (MARINE) ・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブのもとで、具体的な施策を通じ、廃棄物管理、海洋ごみの回収およびイノベーションを推進するため、途上国における能力強化を支援しています。

2018年および2019年、日本は、国際機関を通じた支援として、国連環境計画 (UNEP) <sup>ユネップ</sup> をはじめとした国際機関に対して、アジア地域における海洋プラスチックごみ対策のための科学的知見の構築や能力開発等のために、約28.4億円を拠出しました。国連環境計画アジア太平洋地域事務所による対策プロジェクト「CounterMEASURE I及びII」においては、インドシナ半島のメコン川下流域および南西アジア地域において、地域住民への啓発活動を実施し、また、プラスチックの海洋流出を監視するための手法を開発しました。その開発にあたっては、プラスチック汚染箇所を検出する日本企業の技術を活用し、プラスチック流出リスクの高い「ホットスポット」とされる886か所を特定しました。これまで、本プロジェクトを通じて回収されたプラスチックは約1,692キロ、調査のために分析されたプラスチックは約823キロ、啓発活動および清掃作業への参加者は約4,690名にのぼります。

また、2019年のG20エネルギー・環境大臣会合で採択された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、2020年のG20環境大臣会合にあわせて、サウジアラビアのイニシアティブのもと、日本が支援し、「第2次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。

このほか、日本は、2018年11月の日・ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援を拡大する一環として、マイク

ロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施しています。2021年1月に開催した研修はオンラインで行い、インドネシアから5名、ベトナム、タイ、ミャンマーから各4名、合計17名が参加しました。



マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶオンライン研修の様子

加えて、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成<sup>けいもう</sup>、啓蒙および広報活動なども実施しています。たとえば、日・ASEAN統合基金（JAIF）の拠出のもと、ベトナム資源環境省、一般財団法人NHKインターナショナル、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）などの様々な団体を通じて、ASEAN加盟国の行動計画策定や、漁業からの海洋ごみの監視と削減のための地域共同研究と能力構築、テレビ番組の作成、海洋プラスチックごみ対策に関するバンコク宣言2019履行のための支援等を行っています。さらに、同年12月に開催された第8回日中韓サミットでは、海洋プラスチックごみなどを含む共通の課題に対処する共同の努力を支持し、促進することを確認しました。

### …海洋資源の保全

ASEAN地域においては、域内の持続可能な漁業および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすべく、IUU（違法・無報告・無規制）対策に関する研修やワークショップをSEAFDEC（東南アジア漁業開発センター）との協力のもと、JICAを通じて実施しています。IUU漁業による規制閾値<sup>いきち</sup>を超えた漁獲による魚類の生態系への影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の1つである漁業の持続可能性を強化することにつながります。

### …気候変動問題

気候変動問題は、国境を越えて取り組むべきグローバルな課題であり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。1997年に採択された京都議定書が先進国のみに温室効果ガスの削減義務を課していたことなどから、すべての国が排出削減に取り組む新たな枠組みとして、2015年にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、2016年に発効しました。2020年11月に英国・グラスゴーで開催予定であったCOP26は、新型コロナウイルス感染症の影響で2021年11月に開催が延期となったものの、市場メカニズムの実施指針の採択等に向けて交渉は継続しています。

2020年3月、日本は、(NDC<sup>注40</sup>)（国が決定する貢献）を国連に提出し、NDCの削減目標の検討はエネルギーミックスの改定と整合的に、さらなる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指すことを表明しました。

また、2020年10月、菅総理大臣は所信表明演説において、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力していくため、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。また、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要であると述べました。この方針に対して、グテーレス国連事務総長<sup>かかん</sup>から果敢な決断を心から歓迎するとの表明があったほか、COP25議長国のチリ、COP26議長国の英国をはじめ、国際社会から高い評価が示されました。

2020年12月12日には、イギリス、フランスおよび国連が共催し、チリ、イタリアが協賛する首脳級のイベントとして「気候野心サミット2020」が開催されました。このサミットは、パリ協定採択5周年を記念し、気候変動対策へのさらなる取組を国際社会に呼びかけることを目的としたものであり、75か国・地域<sup>の</sup>首脳、国際機関、グローバル企業、NGOやユース団体の代表が参加し、日本からは菅総理大臣が出席

<sup>注40</sup> 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策を「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution：NDC）」として定め、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）事務局に提出することになっている。



気候野心サミット2020において放映された菅総理大臣によるビデオ・メッセージ（2020年12月）

しました。菅総理大臣はビデオ・メッセージの中で、2050年までの「カーボンニュートラル」の実現を目指す上での日本の取組について述べました。

また、日本は、途上国における気候変動対策支援にも積極的に取り組んでいます。2015年には、2020年に官民合わせて約1.3兆円の気候変動に関する途上国支援を実施することを表明し、目標達成に向けて着実に取り組んでいます。

二国間の支援の具体例としては、サモアにおいて太平洋気候変動センターの設立を支援し、気候変動対策に関する専門家を派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に

努めています。また、トンガにおいては、災害に強い電力供給を支援するため、可倒式風力発電設備等の整備を支援しており、同国における再生可能エネルギーの導入促進、電力の安定供給に貢献しています。

途上国における気候変動対策支援の一つとして、優れた低・脱炭素技術などを、途上国をはじめとする世界に展開していく「二国間クレジット制度（JCM）」\*を推進しています。これにより、途上国の温室効果ガスの削減に貢献し、その成果を二国間で分け合うことが可能になります。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る二国間文書に署名したことを皮切りに、これまでに17か国との間でJCMを構築しました。2020年末までに、モンゴル、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、サウジアラビア、タイにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する37件のプロジェクトからJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での排出削減に寄与しています。

また、石炭火力輸出支援については、昨年、世界的実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む観点から、今後新たに計画される支援の厳格化を行いました。日本

## ソロモン

### ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト 技術協力プロジェクト（2017年9月～2022年8月）

ソロモンは、国土の約90%（2020年）が森林に覆われています。林業は主要産業のひとつで、木材（主に丸太）の輸出による収益は外貨収入の約65%を占めています。近年、アジア地域の木材需要の増加に応じて輸出量も増加しています。

そのため、大規模な商業伐採の影響による森林資源の枯渇と森林の劣化が懸念されています。たとえば、2000年から2010年までの10年間で、約16万ヘクタールに及ぶ森林において、樹木上部の枝や葉の茂っている部分を表す樹冠被覆率が20%以上も減少したといわれています。また、森林の大半が民有林であることから、森林資源の持続的な利用の促進と、森林劣化の危機に対する住民の意識の向上が重要となっています。



森林研究省職員が主導するプロジェクト会議（写真：JICA）

このような状況を踏まえ、本プロジェクトでは、持続可能な林業のために森林研究省の能力強化を支援しています。

プロジェクトの専門家は、森林研究省と緊密に連携し、同

省が進める森林政策や森林情報整備への技術的な支援を行うとともに、同省職員の調整・指導能力の向上のための取組も行っています。また、住民参加型のパイロット活動を通じて、森林・林地の持続的な利用に対する地域住民の意識とオーナーシップが向上した結果、森林資源に頼りすぎない生活が少しずつ実現しています。

さらに、本プロジェクトは、森林研究省と協力して、森林分野技術作業委員会の事務局を運営し森林分野で活動する援助機関を調整する中心的な役割を果たしています。このように、日本の協力がソロモンの森林政策に貢献するとともに、持続的な森林資源の利用に大きな効果をもたらしています。



パイロット活動の一環として、住民へコミュニティの境界策定を指導するJICA専門家（写真：JICA）



太平洋島嶼国の気候変動対策業務の拠点となるサモアの太平洋気候変動センター（写真：JICA）

として、相手国のエネルギー政策や気候変動政策への関与を深め、脱炭素社会の実現をリードしていきます。

さらに日本は、世界最大の多国間気候基金である「緑の気候基金（GCF）」\*を通じた途上国支援も行っています。日本は、同基金に最大30億ドルの拠出を表明しており、同基金の第2位のドナー国として、気候変動の影響に脆弱な国々への支援に力を入れています。GCFでは、2020年12月までに159件の案件がGCFの支援事業として承認・実施されており、全体で12億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による4.1億人の裨益が見込まれています。また、日本からは、JICAおよび三菱UFJ銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに三菱UFJ銀行による2つの事業案件（チリにおける太陽光・揚水水力発電計画（2019年7月）およびサブサハラ・南米7か国における持続可能な民間森林事業支援（2020年3月））が採択されました。

### …生物多様性

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、2010年10月に生物多様性条約\*第10回締約国会議（COP10）を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、愛知目標\*の達成に向けた途上国の能力開発などを支援するため、「生物多様性日本基金」\*に拠出しており、条約事務局において、本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップの開催などが進められています。ま

た、愛知目標に替わる次の世界目標を含む、ポスト2020生物多様性枠組の策定に向けたプロセスの一環として、公開作業部会などが開催され、日本も議論に参加し、貢献しました。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に参加するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本は、ゾウの密猟対策を実施する施設の建設などを支援しています。

### …環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを途上国の公害問題を解決するために活用しています。また、化学産業における環境管理技術、環境負荷化学物質の分析技術およびリスク評価、化学物質の微量文政技術等において、途上国への専門家の派遣および途上国からの研修員の受入れなどの技術協力を行っています。

2013年に日本で開催された、水銀に関する水俣条約外交会議において、日本は議長国として「水銀に関する水俣条約」の採択を主導し、同条約は2017年8月に発効しました。日本は、水俣病<sup>みなまた</sup>注41の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。2020年12月には、UNEP-ROAPを実施機関とし、10か国を対象とした水銀管理に関するオンライン研修を行うなど、途上国に対する支援を行いました。

また廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに10,000人育成することとしたほか、2020年11から12月まで6回にわたり、国際連合地域開発センターとの共催で、「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム第10回会合」をウェブ

注41 水俣病は、工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患。熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認された。



ナーシリーズとして開催しました。同会合では、アジア太平洋地域における3R<sup>注42</sup>および循環経済推進に役立つ制度面および技術面の情報を各国と共有するとともに、会合の成果としてアジア太平洋地域における廃棄物問題の概要をまとめた「プラスチック廃棄物レポート」を採択しました。

また2020年11月には、日本はカンボジアとの間で、海洋プラスチックごみ対策計画に関する交換公文に署名しました。この計画では、国連開発計画(UNDP)と連携し、4R(Refuse(使用拒否)、Reduce(使用量削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用))の促進や市民・企業のごみ出し意識啓発のための事業を行い、都市部の環境改善とメコン川を通じて海洋に排出されるプラスチックごみの削減を図ることで、カン

ボジア国民の都市生活環境整備や、持続的な開発目標(SDGs)のゴール14「海の豊かさを守ろう」に貢献することが期待されます。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)\*」では、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行っています。大雨によって廃棄物の山が崩落した事故を受け、日本は、見返り資金の活用によるパイロット工事や専門家の現地指導により、日本が開発しアジア・アフリカなど世界各地で導入が進んでいる「福岡方式」を同処分場に適用することで、再崩落の防止および今後の安全対策を支援しています。2019年より開始していた最初の安全対策工事については、2020年10月に完工しました。



## 用語解説

### \*地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)

開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む183か国が参加(2020年6月時点)。世界銀行(WB)がトラスティを務める。国際開発金融機関(WBやADB等)、国連機関(UNDPやUNEP等)など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質および廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約の5条約の資金メカニズムに指定されている。

### \*二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)

優れた脱炭素技術や製品、システム、サービス、インフラを開発途上国に提供し、温室効果ガス削減プロジェクトなどを通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、実現した削減分を「クレジット」として、日本の削減目標の達成に活用する仕組み。

### \*緑の気候基金(GCF: Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減・吸収と気候変動適応に関する活動を支援する多国間気候基金。

### \*生物多様性条約(CBD: Convention on Biological Diversity)

生物多様性問題に対して地球規模での取組を進めるため、1992年に採択された条約。同条約は①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用(生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること)、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

### \*愛知目標(戦略計画2011-2020)

2010年のCOP10において採択された、生物多様性条約の2020年までの戦略計画で掲げられた目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指しており、短期目標として、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動の実施を目的として、20の個別目標を設定している。

### \*生物多様性日本基金

愛知目標の達成のため、開発途上国の能力養成を行うことを目的としてCOP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。日本は、2010年および2011年度に計50億円を拠出。

### \*アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP: African Clean Cities Platform)

2017年4月に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、国連環境計画(UNEP)および国連人間居住計画(UN-Habitat)とともに設立。アフリカの37か国65都市が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材等の作成、スタディツアーの企画などを実施している。

注42 Reduce(リデュース: 廃棄物の削減)、Reuse(リユース: 再使用)、Recycle(リサイクル: 再生利用)の3つのRの総称。



ACCPの取組の一つであるエチオピアの都市における廃棄物管理支援事業（UN-HABITAT 経由）で、「福岡方式」の開発者である松藤康可福岡大学名誉教授が現場で指導している様子

### (7) 防災の主流化と防災対策・災害復旧対応、および持続可能な都市の実現

災害に対して脆弱な開発途上国では、貧困層が大きな被害を受け、難民化することが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害の長期化が大きな問題となるなど、災害が途上国の経済や社会全体に深刻な影響を与えています。このため、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求めら

れており、中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」を推進することが重要となっています。

また、近年、人間の主要な居住地域であり、経済・社会・政治活動の中心である都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。たとえば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物処理への対応や、大気・水などの汚染防止への対応、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化への対応などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが重要な開発協力課題となっています。

そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び居住地の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

## ネパール

### チトワン郡における災害リスク軽減能力強化プロジェクト（第1、2年次）

日本NGO連携無償資金協力（2017年11月～2019年11月）

一般公募

ネパール南部の平野部に位置するチトワン郡マディ市では、南から北に向かって流れる大小複数の川があり、毎年雨期になると頻繁に氾濫して田畑や家屋に洪水の被害を与えてきました。そこで、特定非営利活動法人「シャプラニール＝市民による海外協力の会」は、“One River One Community”という、1つの川を1つのコミュニティとして捉え、上流から下流まで一貫して洪水対策に取り組む広域流域管理の概念のもと、川全体の災害リスクを減らす事業を実施しました。マディ市のバンドルムレ川周辺の8つの集落において、2016年から独自に事業をはじめ、2017年からは日本NGO連携無償資金協力を通じて3年にわたって防災事業に取り組みました。

洪水リスクを減らす直接的な対策としては、日本の地滑り・洪水防災技術の専門家による調査と技術指導のもと、川幅を拡幅して土堤を設け、洪水リスクがある危険な場所には籠に石を詰めた蛇籠で護岸工事をするなど、インフラ整備を行いました。また、バンドルムレ川流域において、コミュニティ災害管理委員会の結成を促し定期的な会合を実施して、集落ごとに防災地図（ハザードマップ）を作りました。さらに、大雨時に警戒を知らせる手動回転式サイレンを提供するなど、住民の防災意識の向上にも取り組みました。

その結果、事業開始から3度の雨期を経ても、対象地域で

の洪水は報告されていません。また、住民たちは、これまで川が氾濫する直前や氾濫してから避難していたのが、上流の集落から下流の集落へサイレンを使って危険を知らせるなど、事前に防災のための行動がとれるようになりました。さらには、この取組を高く評価したマディ市が、市の予算に洪水対策の防災予算を計上するなど、ODAの基本理念である自立的成長を促す、持続的な取組となっています。



ハザードマップ作成のため、住民たちがコミュニティ内で洪水被害を受ける場所、安全な場所を地面に地図を描きながら確認している様子（写真：シャプラニール＝市民による海外協力の会）

## 日本の取組

### …防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験<sup>つちか</sup>で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています。2015年には、仙台において開催された第3回国連防災世界会議の結果、「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。この枠組みには、「防災の主流化」、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。

さらに、新たな協力イニシアティブとして、2019年、安倍総理大臣（当時）が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表しました。日本は、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、防災に関する日本の進んだ知見と技術を活かし、国際社会により一層貢献していく姿勢を示しました。具体的には、洪水対策などのため、2019～2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援を行うことに加え、行政官や地方リーダー計4万8千人の人材育成、および次世代を担う子どもたち計3万7千人に対する防災教育の実施を表明しました。これにより、各国の建造物の性能補強や災害の観測施設の整備が進むだけでなく、防災関連法令・計画の制定や防災政策立案・災害観測などの分野での人材育成が進み、各国の「防災の主流化」が進展しています。



ホンジュラスでのJICA専門家による防災訓練の様子（写真：JICA）

このほか、2015年12月の国連総会において、安倍総理大臣（当時）の呼びかけにより、11月5日を

津波に対する意識啓発のため、「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2019年9月に札幌にて、「『世界津波の日』2019高校生サミット in 北海道」が開催され、2020年11月にはオンラインにて、「第3回世界津波博物館会議」が開催されました。

また、日本は国際機関を通じた防災協力も実施しています。たとえば、UNDPと緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や津波避難訓練などの事業を実施しています。同事業のフェーズIは、「世界津波の日」に基づき、津波防災啓蒙および各国の防災能力強化や体制強化を現場における実践的な観点から支援を行い、津波に脆弱<sup>ぜいじやく</sup>な地域の子どもの含むコミュニティの住民が、津波に備え、自然災害が発生したときにどう行動すべきかを学ぶことを目的としたもので、2017年6月から2018年11月までに実施されました。同事業では、対象18か国、計115校において津波防災計画の策定・更新、津波教育プログラムが実施され、61,175名が避難訓練に参加するとともに、アジア太平洋地域の学校津波対策ガイドブックも策定、活用されました。この経験をもとに2018年12月から開始されたフェーズII<sup>注43</sup>では、2020年7月までを対象期間とし、パラオで9月を防災月間とする大統領令が発出されるなど防災の制度化が推進されたほか、136の学校の教師等の研修、11か国202の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、88,841名の生徒、教師、および学校関係者が津波避難訓練に参加しました。

加えて、国連訓練調査研究所（UNITAR）とも協力しており、2016年から毎年、UNITAR広島事務所により、「世界津波の日」の普及・啓発を目的とし、自然災害に脆弱な途上国の女性行政官などを対象に、自然災害、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成事業（講義、国内被災地のスタディツアー等）が実施されています。同事業には、2019年までに太平洋・インド洋島嶼国<sup>とうしよ</sup>18か国から123名が参加しました。

### …持続可能な都市の実現

日本は「開発協力大綱」を踏まえ、防災対策・災害

注43 対象国はアジア太平洋地域の18か国（うち5か国は新規）。

復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験を活かし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「Build Back Better（より良い復興）」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、福岡に所在するアジア太平洋地域本部と連携し、日本の民間企業や自治体の環境技術を海外に紹介しています。

### (8) 食料安全保障<sup>注44</sup> および栄養

国連食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国連世界食糧計画（WFP）、国連児童基金（UNICEF）、および世界保健機関（WHO）が共同で作成した報告書である「世界の食料安全保障と栄養の現状2020」によると、2019年の世界の栄養不足人口は6億8,780万人で、世界の約11人に1人に達したと推定されています。2014年まで10年以上減少傾向にありましたが、2015年に増加に転じて以降、6千万人以上増加しています。SDGsの目標2として掲げられた「飢餓の終焉、食料安全保障と栄養改善、持続可能な農林水産業の実現」を達成するためには、さらなる努力が不可欠な状況です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する世界経済の落ち込みにより、暫定的な予測ではあるものの、8千万人から1億3千万人が追加的に栄養不足に陥る可能性が指摘されています。この深刻な食料危機に対し、レジリエンス（強靱さ）や適応能力の強化に向けた行動の加速と拡大が世界に呼びかけられています。

食料安全保障を確保するためには、持続可能な食料増産のみならず、栄養状態の改善、社会的セーフティー・ネットの確立、必要な食料支援や病害虫・家畜の感染症への対策など、国際的な協調による多面的な施策が求められます。栄養状態の改善については、特に、妊娠から2歳の誕生日を迎えるまでの1000日間における妊婦と子どもの栄養状態を改善することが、子どもの長期的な成長過程にも多大な影響を与え

るため、重要とされています。

また、開発途上国の貧困層の多くは農村地域に住み、その大部分が生計を農業に依存していることから、農業・農村開発に取り組むことも重要です。加えて、途上国の農家の多くは、農産物を高く買い取ってもらえないことなどが要因となって、貧困から抜け出せない状況にあり、その解決策として、フードバリューチェーンの構築が提起されています。これは、農家をはじめ、種や肥料、農機などの必要な資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など多くの関係者が連携して、農産物の付加価値を、生産から製造・加工、流通、消費に至る段階ごとに高められるような連鎖をつくる取組です。具体的には、農産物の質の向上、魅力的な新商品の開発、輸送コストの削減、販売網の拡大による販売機会の増加などが農産物の付加価値としてあげられます。

### 日本の取組

日本は、フードバリューチェーンの構築を含む農林水産業の振興に向けた協力を重視し、地球規模課題として、食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している途上国に対して食糧援助を行い、中長期的には、飢餓などの食料問題の原因の除去および予防の観点から、途上国における農業の生産増大および生産性向上に向けた取組を中心に支援を進めています。中長期的支援として、具体的には、日本の知識と経験を活かし、栽培環境に応じた研究・技術開発や技術の普及能力の強化、水産資源の持続可能な利用の促進、農民の組織化、政策立案などの支援に加え、灌漑施設や農道、漁港といったインフラ整備などを実施しています。



インドのヒマーチャル・プラデシュ州マンディ県における、野菜栽培・加工の現地普及員らが地区農民に技術指導を実施する様子（写真：JICA）

注44 すべての人がいかなるときにも十分で安全かつ栄養ある食料を得ることができる状態のこと。

## 外国人人材の受入れ促進でラオスと日本の農家を活性化！

～ラオス政府・香川県ファーマーズ協同組合・JICAの連携による農業振興～

ラオス北部のシェンクワン県は、農業開発が遅れインフラも整備されていない山岳地域に位置し、モン族などの山岳民族が主に焼畑農業や自然採取した果樹などで生計を立てている貧困地域です。ラオス政府は、山岳民族の定住農業への転換を促進する施策を進めていますが、貧困問題を解決するには至っていません。

2008年から、アジアからの技能実習生を受け入れている香川県ファーマーズ協同組合は、ラオスからの技能実習生の出身地であるシェンクワン県の現状を知り、同県の貧困農家が定住して農作物を栽培・収穫し、安定した収入を得られるよう、2017年より産地形成に向けた事業を開始しました。

香川県ファーマーズ協同組合の<sup>こんどうたかし</sup>近藤隆理事長は次のように話します。「高冷地であるシェンクワン県の気候は、温帯の野菜や果樹の栽培に適していることから、香川県で栽培しているニンニクの種子の試作に着手しました。農業生産法人をラオスに設立し、苗木栽培も開始しています。将来的には、キウイフルーツの花粉を授粉用に栽培することなどを目標にしています。現地の気候や状況に合わせ、現地スタッフと連携して農民に技術指導したり、資材を供給しています。」また、本事業に参加している組合員の株式会社<sup>もりかわたけし</sup>アンフィニの森川剛史氏も「現地に適合する可能性のある果樹苗木を選別して日本からラオスに輸出しました。将来的には農作物を加工して商品化し、優良な品種をラオス産として販売促進活動を行い、近隣諸国へ輸出していきたいと考えています。」と抱負を語っています。

これまで香川県ファーマーズ協同組合は、「外国人技能実習制度」を活用し、技能実習生を送り出す「途上国



ラオスからの技能実習生がニンニクの出荷作業を行う様子（写真：香川県ファーマーズ協同組合）

の農村」と、受け入れる「日本の地域」の双方にメリットを生み出してきました。現在、ラオスを含め4か国から約200名の外国人人材を受け入れており、技能実習生たちは、2020年12月時点で最長で6年間、同協同組合傘下の農家で労働に従事しながら農法を学んでいます。ラオスについては、技

能実習生の帰国後、現地農業生産法人が彼らに働く場を提供するといった流れもできつつあり、香川県で学んだ



ラオス・シェンクワン県の農村の風景（写真：香川県ファーマーズ協同組合）

技能実習生が山岳民族の居住する地域で農業支援の一翼を担って活躍しているケースもあります。ラオスの農家にとっては所得の向上と就農・雇用の機会創出、香川県の農家にとっては安定的な人手の確保ができ、将来的にはラオスからの良質な種子や花粉も確保できるようになるというwin-winの関係につながっているのです。

こうした香川県ファーマーズ協同組合の活動を一層拡充すべく、2019年10月、「持続的農業開発にかかるシェンクワンー香川県ーJICA連携プログラム」が開始されました。同プログラムは、ラオス農業森林省、香川県ファーマーズ共同組合、そしてJICAが連携し、シェンクワン県において、野菜・果樹の生産・販売を支援し、貧困農民の生計向上を目指すものです。JICAは、ラオス政府との調整や行政手続の円滑化、農業普及員への指導、農産物の流通に関わる市場調査を実施しており、今後、JICA海外協力隊や専門家を派遣して、農家や農業法人の活動を支援します。香川県では、技能実習生の受入れ環境の改善等、民間企業や関連団体の賛同を得てオール香川で新たな取組を推進しています。「シェンクワンー香川県ーJICA連携プログラムは、ODAと外国人技能実習制度の協働によるラオスと香川県の双方のニーズに応える好事例です。」と、JICA経済開発部の<sup>しのぎきゆうすけ</sup>篠崎祐介氏は語ります。

本事業に参加している、NPO法人<sup>すえざわかつひこ</sup>アクティブチェーン農学の末澤克彦氏は、「日本の技術をそのまま輸出するのではなく、現地に適合させるための指導や助言が重要」と指摘します。また、近藤理事長も、本事業の成果と今後の目標について次のように語ります。「帰国した技能実習生が、日本で学んだ技術を自国で活かせるよう支援を続けた結果、意欲ある優秀な人材が技能実習に応募してくれるようになってきました。この良い循環をしっかりと続け、将来につなげていきたいです。」

外国人人材の受入れを基盤とした産地形成事業の成功が、今後も途上国と日本双方の地方の農業振興につながっていくことが期待されます。

### …食料支援と栄養改善への取組

日本は、食料不足に直面している途上国からの要請に基づき、食糧援助を行っています。2019年度には、二国間食糧援助として13か国に対し、総額40.5億円の支援を行い、日本政府米を中心に、約68万トンの穀物（コメ、小麦）を供与しました。

また、日本は、WFPとの連携の下、ネパールのヌワコット郡において、地産地消型食材を用いた学校給食を提供するための施設整備及び学校給食普及に向けた能力構築並びに地域住民への栄養教育のための研修等を実施するための3.52億円の無償資金協力を行いました。

二国間支援に加え、日本は、国際機関と連携して、飢饉の要因となる紛争の発生・再発を予防する観点からの食料支援にも取り組んでいます。たとえば、WFPを通じて、緊急食糧支援、教育の機会を促進する学校給食プログラムのほか、農地や社会インフラ整備などへの参加を食料配布により促し、地域社会の自立をサポートする食料支援などを実施しています。

WFPは2019年に、世界83か国で約9,710万人に対し、約420万トンの食糧を配布するなどの活動を行っており、日本は2019年、WFPの事業に総額1億5,693万ドルを拠出しました。

栄養改善への取組に関しても、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行っているほか、多国間では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じた支援を行っています。ほかにも、日本は、国際的に栄養改善の取組を牽引する国際的イニシアティブであるSUN（Scaling Up Nutrition）にドナー国として参加しています。近年は、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年には、栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）を発足させました。このプラットフォームを通じ、日本は、民間企業、市民社会、学術研究機関といったパートナーと協同で、食品関連事業者などによる途上国における栄養改善の取組を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献しています。

## ベトナム

### 栄養士制度普及促進事業

JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業<sup>\*1</sup>（味の素による「ベトナム栄養制度創設プロジェクト」との連携）（2014年4月～2016年6月）

一般公募

近年成長が著しいベトナムにおいては、国が豊かになりつつある一方で、肥満などの過栄養や生活習慣病の急増といった健康問題が現れはじめています。そのため、正しい栄養知識を国民に伝える栄養士を養成する必要性が高まっています。

そこで、2011年、味の素株式会社はベトナム国立栄養研究所とともに「ベトナム栄養制度創設プロジェクト<sup>\*2</sup>」を開始し、2013年には4年制栄養士養成コースがハノイ医科大学に開講されました。日本栄養士会、十文字学園女子大学、神奈川県立保健福祉大学などが同プロジェクトに協力し、2017年にはベトナム初の栄養士が43名誕生しました。

また、同社は、JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて、栄養関連制度に関わる政府、大学および病院関係者と、栄養士養成コースの教官および学生を日本に招いて研修を実施しました。また、訪日した関係者らは日本で学んだ知識や現場視察の経験を基に、ベトナム国内で栄養管理や政策の重要性を伝える「栄養シンポジウム」を開催しました。



ベトナム人栄養士がインターンとして京都大学病院の栄養士から学んでいる様子（写真：味の素ファンデーション）

その成果もあり、2015年には栄養士が公務員の職業として法的に認定されるなど、ベトナムにおける

栄養士制度の基盤ができました。

同社はその後も支援を続け、臨床栄養分野におけるインターンシップ事業や現地ワークショップを行いました<sup>\*3</sup>。また、2017年以降は、公益財団法人味の素ファンデーションが

事業を継続し、現在では栄養士を養成する大学は9校にまで増えました。ベトナム保健大臣はワークショップで「5年で500人」の栄養士養成に言及しており、その目標に向けて、様々な支援が積み重ねられています。

新たに誕生した栄養士が、ベトナム国内での健康状態の向上のための担い手として活躍するためには、まだまだ教育や制度の充実が必要です。栄養士が活躍できるよう、味の素ファンデーションは、持続可能な仕組みづくりのための支援を行っています。



ベトナム国立栄養研究所の研修センターで栄養学を学んでいる医療従事者とプロジェクト専門家（写真：味の素ファンデーション）

\*1 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業（現：普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型））

\*2 Vietnam Nutrition system Establishment Project (VINEP)

\*3 医療技術等国際展開推進事業（2015年、2017年）

## 国際連合世界食糧計画（WFP）の2020年ノーベル平和賞受賞

2020年10月9日、2020年のノーベル平和賞にWFPが選ばれました。WFPは、1961年に設立された緊急食糧支援等を実施する国連の機関です。

菅総理大臣および茂木外務大臣は、受賞に対する祝意を表明するメッセージをそれぞれ発出しました。その中で、今日、世界が新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面する中、連日対応にあたっているWFP職員に深甚なる敬意を表するとともに、国際連合唯一の食糧支援機関として、人道危機に際し、豊富な活動実績を有するWFPを高く評価しており、今後もWFPの取組を力強く後押ししていく考えを表明しました（WFPの邦人職員の活躍については、12ページのコラムも参照）。



WFP日本事務所、WFP協会およびWFP議員連盟一行による表敬を受け、WFPのノーベル平和賞受賞について報告を受けた菅総理大臣（写真：内閣広報室）

このほか、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において、日本は、アフリカでの栄養改善を加速化するための「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げ、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）にて、アフリカの5歳以下の子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの経験・知見をアフリカ全土に拡大することを表明しました。このように、日本主導の栄養改善の取組が本格的に動き始めています。

### …東京栄養サミット2021の開催

日本は、栄養をユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に重要な基礎分野と位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック開催国として、2021年12月を目処に「東京栄養サミット2021」を開催する予定です。同サミットを通じて、栄養改善に向けた国際的取組を推進することを目指しています。

同サミットでは、栄養に関連する様々な分野を取り上げ、多くの関係者とともに課題解決に向けた議論を行う予定です。具体的には、栄養のUHCへの統合、健康的で持続可能なフード食料システムの構築、脆弱な状況下における栄養不良対策、データに基づくモニタリング（説明責任）、栄養改善のための財源確保の5つのテーマを取り上げる予定です（UHCについて、詳細は61ページから63ページを参照）。

### …フードバリューチェーンの構築と農林水産業の振興

日本は、政府と民間企業が連携した取組により、途上国などにおけるフードバリューチェーンの構築を推進しています。2019年12月には、各国・地域でフードバリューチェーン構築の重点的取組を定めた「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」を策定し、2020年度には、同プランに基づき、ベトナム、タイ等と二国間政策対話などを実施しました。

また日本は、アフリカの食料安全保障・貧困削減の達成のため、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視し、その発展に貢献しています。たとえば、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ（NERICA）\*の研究支援と生産技術の普及支援、包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）に基づいたコメ生産増大のための支援などを行っています。

さらに、2019年のTICAD7において、サブサハラ・アフリカのコメ生産量をさらに倍増（2018年目標値の2,800万トンから2030年までに5,600万トンへ倍増）させることを目標として、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）フェーズ2の立ち上げを表明しました。CARDフェーズ2では、対象国を23か国から32か国に増やし、自国産米の品質向上のための取組を含むRICEアプローチ\*を採用することなどにより、コメの生産量倍増に向けた取組を強化しています。

## モロッコ

水産業振興のための JICA 専門家派遣  
個別専門家 (2017年5月~2020年1月)

日本とモロッコとの間には、水産セクター開発において40年にわたる長い協力の歴史があります。日本は、水産インフラ整備、沿岸漁業振興、水産教育、資源研究といった多面的な支援を行いました。今や、モロッコの水産業はアフリカ最大級の漁獲量を誇るまでに発展し、水産物は国の総輸出額の約10%を占め、関連産業を含めて約66万人もの雇用を生んでいます。その一方で、社会的、経済的に弱い立場にある零細漁業者も少なくありません。

そのため、2017年5月から、<sup>すげやましゅんじ</sup>杉山 俊 土 専門家がモロッコの海洋漁業局に行政アドバイザーとして派遣されました。

杉山専門家はまず、零細漁業の実態を知るため、海洋漁業局の同僚とともに数か月かけて、沿岸部に点在する約23か所の漁村を訪ねました。そして、漁師たちが訴える過酷な状況に耳を傾け、地場製品の開発、観光業と漁業の連携、女性グループの参画、といった様々な可能性について現場で議論し、その結果を提言としてまとめ、モロッコ政府に提出しました。



漁民との会話を通じて漁村の状況を確認する杉山専門家 (写真: JICA)

その内容は、イワシの瓶詰めの製造やムール貝の養殖を通じた零細漁業者の収入機会向上のための取組、欧米からの観光客の取り込みに向けた漁協直営レストランや水産物直売所と漁港の連携とい

った取組などで、これに加え、水産物直販のための技術研修なども行いました。

また、モロッコは、日本から学んだ水産インフラ整備などの経験を生かしてサブサハラアフリカ諸国への南南協力\*1

を進めています。杉山専門家はそのような同国の活動も後押しし、アフリカ地域全体で水産分野が発展するための協力を進めています。

なお、この提言は、モロッコの水産セクターの持続的な発展を意図した「ブルーエコノミー (BE) \*2」の具体的な実施枠組みとしてまとめられたものであり、日本にとっても、BEという新しい分野での支援の経験を得ることにつながっています。このように、日本とモロッコの双方にとって有益な新たな試みが着々と進められています。

\*1 118ページの用語解説を参照。

\*2 海や河川、湖などにおける資源の持続的な利用を通じて、海洋資源の保全と経済発展の両立を目指すもの。多様な関係者を巻き込み、地域の海洋・水産資源を有効活用した経済開発を目指すコンセプトで、近年脚光を浴びており、モロッコだけでなくアフリカ諸国でもその取組への期待が高い上、水産品加工や商品開発における日本の経験を活かすことが可能。



女性組合と地場産品のアイデアを交換する杉山専門家 (写真: JICA)

なお、自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、日本は農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ\*を通じ、2019年までに、アフリカ以外を含む29か国を対象に、技術指導員18,013人、小規模農家183,042人に対して、市場志向型農業の振興に向けた人材育成を実施してきました。

加えて日本は、TICAD VIにおける各国からの農業



カメルーン的首都ヤウンデ市で陸稲の収穫後処理研修において唐眞の説明を行う日本人専門家

分野へのさらなる協力要請を受けて、アフリカ諸国と日本とをつなぐプラットフォームを立ち上げました。同プラットフォームに基づき、2019年から2020年までの間に、7名の経験豊かな専門家を派遣し、優れた農業技術の移転と人材育成を進めると同時に、農業分野の優れた案件を推進しています。

### …多国間協力による食料安全保障

「責任ある農業投資」\*のもと、FAO、IFAD、国際連合貿易開発会議 (UNCTAD)、世界銀行の4つの国際機関で「責任ある農業投資原則 (PRAI)」が策定され、2014年の世界食料安全保障委員会 (CFS) では、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則 (CFS-RAI)」が採択されました。日本は、関係国際機関と連携し、「責任ある農業投資」のための調査研究や、地域レベルの意識向上と理解促進を図るため、優良事例を共有するなどの取組を推進しています。



また、2016年のG7伊勢志摩サミットで、「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」を発表しました。同行動ビジョンを受け、2030年までの目標達成のため、女性のエンパワーメント、栄養改善、農業・フードシステムにおける持続可能性および強靱性の確保を重点分野として取り組んでいます。

またG20において、日本は、国際的な農産品市場の透明性を向上させるための「農業市場情報システム (AMIS : Agricultural Market Information System)」を支援する取組を行ってきました。これは、2011年にG20が食料価格乱高下への対応策として立ち上げた、関連する組織間のプラットフォームで、これを活用してG20各国、主要輸出入国、企業や国際機関が、タイムリーで正確かつ透明性のある農業・食料市場の情報(生産量や価格など)を共有しています。日本は、食料安全保障の向上に貢献するべく、日本の情報を共有するとともに、AMISへの事業費の拠出を行っています。

そのほか日本は、途上国が自らの食料生産基盤を強

化するため、FAO、IFAD、国際農業研究協議グループ (CGIAR)、WFPなどの国際機関を通じた農業支援に加え、国際獣疫事務局 (OIE) やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。たとえば、日本はFAOを通じて、途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備などを支援しています。加えて、15の農業研究機関からなるCGIARが行う品種開発などの研究を支援するとともに、研究者間の交流を通じたCGIARとの連携を進めています。また、<sup>こうていえき</sup>口蹄疫、ASF (アフリカ豚熱) などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症について、OIEとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs)」への積極的な貢献などを通じて、両国際機関と連携しながら、アジア・太平洋地域における動物衛生の向上に貢献しています (149ページの、「匠の技術、世界へ」も参照)。



## 用語解説

### \* ネリカ (NERICA : New Rice for Africa)

1994年、国際農業研究協議グループ (CGIAR) のアフリカ稲センター (Africa Rice Center) が、多収量であるアジア稲と雑草と、病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。アフリカ各地の自然条件に適合するよう、従来の稲よりも、①収量が多い、②生育期間が短い、③乾燥 (干ばつ) に強い、④病虫害に対する抵抗力がある、などの特長がある。日本は1997年から、国際機関やNGOと連携し、新品種のネリカ稲の研究開発、試験栽培、種子増産および普及に関する支援を実施するとともに、農業専門家やJICA海外協力隊を派遣した栽培指導や、アフリカ各国の研修員の日本国内での受け入れを行っている。

### \* アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development)

稲作振興に関心のあるアフリカのコム生産国と連携して活動することを目的とした、ドナー (援助国、アフリカ地域機関、国際機関など) が参加する協議グループ。アフリカにおけるコム生産拡大に向けた自助努力を支援するため、2008年第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) において我が国が提唱し、立ち上げた。

### \* RICE (Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment) アプローチ

CARD フェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコム生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動・人口増に対応した生産安定化や、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための農業経営体系の構築が挙げられる。

### \* 小規模農家向け市場志向型農業振興

#### (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチ

2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチであり、野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の所得向上を目指すもの。日本は、2013年の第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) において、SHEPアプローチのアフリカ諸国への広域展開と人材育成 (技術指導員1,000人、小農組織5万人) を表明するなど、同アプローチを取り入れた活動をアフリカを中心に世界各国で実践している。

### \* 責任ある農業投資 (Responsible Agricultural Investment)

世界規模での食料増産の必要性や国際食料価格の高騰を踏まえ、途上国の農村部における深刻な貧困の削減などを目的とした農業投資の増加の必要性と、農業投資によって生じる現地の人々の食料安全保障や土地所有権などの様々な権利が脅かされるといった意図せざる負の影響への対応の調和を図ることで、農民を含む現地と投資家の利益の最大化、および両者のリスクの最小化を目指すもの。2009年のG8ラウイラ・サミット (イタリア) において、日本が提唱。

## (9) 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は、2018年時点で約7.9億人、特に、サブサハラ・アフリカでは、同地域人口の約2人に1人以上に上るといわれています。2030年においても、世界で約23億人がクリーンな調理燃料・技術（電気、LPG、天然ガスなど）へのアクセスがないと予想されており、それに伴う屋内空気汚染は、若年死亡の要因の1つにもなっています。また、電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや、雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアをはじめとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されており、エネルギーの安定的な供給や環境への適切な配慮が欠かせません。

### 日本の取組

日本は、途上国の持続可能な開発を確保するため、近代的なエネルギー供給を可能にするサービスを提供

し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ（経済社会基盤）整備も支援しています。たとえば、日本はケニアにおいて、クリーンかつ天候に左右されない安定的な電力供給のため、円借款により、オルカリア地熱地帯における地熱発電所の建設・改修などを支援しており、合計で約400メガワットの発電に貢献しています。また、国土が狭くかつ散在し、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域では、日本は、「ハイブリッド・アイランド構想」のもと、エネルギー安全保障および低・脱炭素達成社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。サモアにおいては、我が国の支援により設置した太平洋気候変動センターにおいて、太平洋島嶼国地域における気候変動対策分野の人材育成にも注力しています。

## アゼルバイジャン

### ①セヴェルナヤ\*・ガス火力複合発電所計画、 ②シマル・ガス火力複合発電所2号機建設計画 有償資金協力(円借款) (①1998年2月～2003年10月、②2005年5月～2019年9月)

カスピ海に面するアゼルバイジャンは、石油や天然ガスなどの豊富な天然資源に恵まれています。1991年にソ連から独立した後、急速な経済成長に伴い、工業用のみならず一般家庭における電力需要が急増したため、ソ連時代からの老朽化した発電設備では電力需要を満たせていませんでした。特に、1980年代から使用し続けてきた発電設備および送電線の老朽化は深刻な問題となっていました。

この状況を打開するため、日本は本事業を通じ、電力需要が集中する同国東部地域において、シマル火力複合発電所1号機および2号機のガス火力複合発電設備の建設を支援しました。これら2基の合計出力はアゼルバイジャンの発電容量の約10%を占めています。本事業は、同国初の熱効率の高い、優れた発電設備を導入することで、同国の電力不足の緩和や経済の持続的成長に大きく貢献しています。また、同国の電力ネットワーク全体の中で、電力を持続的かつ安定的に供給することに貢献しています。



シマル・ガス火力複合発電所2号機の外観 (写真: JICA)

なお、この2つの発電設備の完成の裏には、設計から完工まで25年以上にわたる、その実現のために尽

力した東電設計株式会社の佐藤光行氏による献身的な取組がありました。アゼルバイジャン側の財政難等の問題から、事業の完工が見通せない時期もありましたが、佐藤氏は先方実施機関のスタッフと交渉し、建設を進めるための方策を一緒に話し合いながら、本事業の完工に邁進しました。その結果、2号機についても2019年9月に開所式を迎えることができました。その功績はアゼルバイジャン政府からも大きく評価され、同年12月、佐藤氏は大統領からエネルギー分野での功労者に贈与される「進歩勲章」を授与されました。

このような、佐藤氏をはじめとする日本側関係者の努力と熱意が、同国の発展とともに、日本とアゼルバイジャンの友好関係の促進にも大きく貢献しています。



アゼルバイジャンの大統領から進歩勲章を授与された佐藤氏 (写真: JICA)

\* 現在はアゼルバイジャン語を用いて「セヴェルナヤ」ではなく「シマル」と呼ばれています。



チュニジアのラデス発電所において、日本企業関係者が地元の小学生にコンパインド・サイクル（ガス火力）発電施設の建設について説明する様子

また日本は、石油・ガス・鉱物資源などの開発において、資金の流れの透明性を高めるための多国間協力の枠組みである「採取産業透明性イニシアティブ (EITI)」を支援しています。採取企業は資源産出国政府へ支払った金額を、資源産出国政府は採取企業から受け取った金額を、それぞれEITIに報告しています。47の資源産出国と、日本を含む多数の支援国に加え、採取企業やNGOが参加して資金の流れを透明化することで、腐敗や紛争を予防し、成長と貧困削減につながる、責任ある資源開発の促進を目指しています。

## (10) SDGs達成のための科学技術イノベーション (Science, Technology and Innovation for SDGs : STI for SDGs)

現在、世界では、人工知能 (AI) やロボット技術に代表される科学技術の進展により、製造業、サービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報技術、情報通信技術 (ICT 注45) が活用されるなど、社会変革が生じ、経済成長を支えています。

国連は、持続可能な開発のための2030アジェンダ (パラグラフ70) に基づき、国連機関間タスクチーム (UN-IATT : UN Inter-agency Task Team on STI for SDGs) を設立し、各国との連携のもと、地球規模でのSTI for SDGsを推進しています。また、2016年以降、SDGsに関する国連STI フォーラムが毎年開催され、2019年9月のSDGサミット政治宣言では、持続可能な開発のためのデジタル変革に重点を置いたSTIの活用への貢献する旨が盛り込まれるなど、限られた資源を最大限活用し、SDGsの実現に貢献するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

## ジョージア

### ツアルカ地区2村バイオブリケット製造施設建設計画 草の根・人間の安全保障無償資金協力 (2019年2月~2020年2月)

ジョージアのツアルカ地区は、首都トビリシから約100キロ西に位置しています。同地区は、自然災害のためジョージア西部の山岳部から移住を余儀なくされた人々や、紛争による国内避難民などを含む、アルメニア系、アゼルバイジャン系、ギリシャ系からなる多様な人種が暮らす地域の1つです。また、「ジョージアのシベリア」とも呼ばれるほど冬の寒さが厳しいことでも知られています。生産できる農作物も限られていることから、住民の多くが貧しい生活を送っています。

ツアルカ地区では、ガスの配給が行き届いておらず、依然として薪ストーブが使用されており、長く厳しい冬を越すた



本案件で建設されたバイオブリケット製造施設

めに、1世帯が1年間に使用する薪の量は約1トンから1.5トンにものぼると言われています。しかし、同地区では、薪を購入できない貧困世帯も多く、木材を

不法に伐採する事例も報告されています。また、同地区に生育している木々は、本来防風林として植えられた人工林であるため、伐採による防災への悪影響も懸念されています。



バイオブリケットを製造する様子

このような状況を受け、日本は現地のNGO「ブリッジイノベーションと開発」を通じて、同地区の2つの村にバイオブリケットと呼ばれる加工薪の製造施設を建設しました。バイオブリケットは、間伐材やおがくずなど、住民の生活空間に既に存在している廃材を利用して作られるため、薪と比較して安価です。これによって、約200世帯 (約1,000人) がバイオブリケットを使うことができるようになり、住民による森林伐採に歯止めがかかり、周辺地域の環境保全にもつながることが期待されています。

注45 37ページの注8 参照

## 4

## 開発協カトピックス

## 「インフラシステム海外展開戦略2025」の策定

日本政府は、インフラ輸出による経済成長の実現のため、2013年に「インフラシステム輸出戦略」を策定し、2020年までに約30兆円のインフラシステム受注を成果目標として推進してきました。

2020年12月に開催された第49回経協インフラ戦略会議<sup>\*1</sup>において、近年のインフラ輸出を巡る国際競争の激化やデジタル化の急速な進展などの国際的な環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた「インフラシステム海外展開戦略2025」が策定されました。新戦略では、2021年から5年間の目標として、2025年のインフラシステムの受注額を新たに34兆円とした成果目標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しています。

新戦略では、従来の産業競争力向上による「経済成長の実現」の目的に加え、これまでになかった方針として、「質の高いインフラの海外展開の推進を通じた『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』の実現等の外交課題への対応」と「展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献」が打ち出されました。FOIPについては、主要な取組の1つである連結性の強化に貢献する質の高いインフラ構築に係る案件形成や、新型コロナウイルス収束後の国際環境の中で、展開先となる国・地域とともに考え、発展し、繁栄するモデルを推進することが示されています。また、SDGsについては、環境・気候変動、感染症、防災などの重要な地球規模課題への対処が急務であり、これらに資するインフラ事業の形成・参画に向けて取り組んでいくことが明記されました。気候変動については、2050年までに温室



東ティモールの唯一の国際湾口となっているディリ港で、日本の協力により新しく建設されたフェリーターミナルに停泊する国内フェリーに乗客が乗り込む様子（写真：JICA）

効果ガス排出を  
実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進するとともに、世界の脱炭素化にも貢献することが明



インド工科大学にて行われたリチウムイオン電池搭載の電動三輪車の試運転。富山市の民間企業「ITSEV」が高気温に適したリチウムイオン電池による都市大気改善事業にかかる案件化調査を行った。（写真：JICA）

記されています。

加えて、官民連携についても、新戦略の具体的施策の柱の一つに位置付けられています。インフラの整備やO&M（運転・保守）、法制度の整備、人材育成などにおいて、円借款、海外投融資、無償資金協力、技術協力などの様々なメニューを組み合わせながら取組を充実させていく考えです。これにより、日本のODAを含む公的資金の優位性と日本企業の技術力や資金力を組み合わせた魅力的なパッケージとして、日本企業の海外展開と相手国の経済社会開発の双方に資する開発協力を、最大限効果的かつ戦略的に活用していきます。

新戦略で打ち出した方針の実現に向け、ODAを含む公的資金も戦略的に活用しつつ、相手国のニーズに合わせた形で、我が国の優れた技術・ノウハウを含む質の高いインフラを途上国に提供し、インフラの海外展開を促進していく考えです（FOIP実現のための取組については35ページの「開発協カトピックス」、SDGsについては第II部3.地球規模課題への取組と人間の安全保障の推進を参照）。

<sup>\*1</sup> 日本の経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、内閣官房長官を議長として開催されているもの。

## 日本の取組

日本は、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で、自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎として、近年、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」などにより、途上国が抱える課題解決のための科学技術面での協力に取り組んできました（SATREPSについて、詳細は40ページの「用語解説」を参照）。たとえば、インドネシアでの地熱探査技術開発による低炭素社会に寄与する地熱エネルギー利用促進や、ザンビアでの鉛汚染のメカニズム解明と予防・環境修復技術の開発は、SATREPSによる課題解決の好例といえます（SATREPSによる具体的な取組について、149ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

2015年12月、日本の外交や国際会議を含む各種外交政策の企画・立案過程に活用する「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」の一環として、科学技術外交の関連分野における学識経験者で構成される「科学技術外交推進会議」が設置されました。同会議は、2017年5月に、SDGs実施に向けた科学技術外交の具体的な取組に関する提言「未来への提言：科学技術イノベーションの『橋を架ける力』でグローバル課題の解決を」および、2018年5月に、SDGs達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言をそれぞれ公表しました。



インド工科大学ハイデラバード校で実施された日印共同研究事業（エネルギー低炭素社会実現を目指した新興国におけるスマートシティの構築）（写真：JICA）

この2つの提言も踏まえて、2019年のG20大阪サミットでは、STIの重要性、ならびに、STIの潜在力を活用する上で、政府、学术界、研究機関、市民社会、民間セクターおよび国際機関を含む様々な利害関係者の効果的な関与が不可欠である旨が認識され、大

阪首脳宣言の付属文書として、G20開発作業部会で作成された「持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）ロードマップ策定の基本的考え方」が承認されました。

これに並行し、UN-IATTは、世界各国でのロードマップ策定検討を促進させるため、「グローバルパイロットプログラム」と呼ばれる取組を開始し、エチオピア、ガーナ、ケニア、インド、セルビアの5か国が最初のパイロット国に選ばれました。日本は、EUおよび国際機関と協力してこれら5か国を支援するため、特にケニアとインドについて、2020年度よりロードマップの策定やその実施における支援を始めています。

また、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）において、日本は、同会議に向けて科学技術外交推進会議から提出された提言である「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」の内容を踏まえ、STI for SDGsのための国際共同研究および国際機関と連携した研究開発成果の実用化の促進に向けた議論に貢献しました。また、TICAD7の成果文書として採択された「横浜宣言2019」の中でも、STIの重要な役割を認識する旨が盛り込まれました。

加えて、途上国などのSDGs達成に貢献しうる日本の優れた科学技術の活用を促すための、「STI for SDGs プラットフォーム」の構築に向けた取組を進めています。

また、日本は引き続き、STIの高いポテンシャルを生かして、気候変動、海洋環境の変化、生物多様性の減少、食料・水資源問題、感染症、災害など、SDGsが掲げる幅広い地球規模課題の解決に向けた国際社会の取組に積極的に参画していきます。

# 第Ⅲ部

## 地域別の取組



エチオピアの「国立イネ研究研修センター強化プロジェクト」において、イネの生育調査の方法を同センター職員に指導するJICA専門家（写真：JICA）

|   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | 東アジア地域        | 99  |
| 2 | 南西アジア地域       | 107 |
| 3 | 大洋州地域         | 112 |
| 4 | 中南米地域         | 116 |
| 5 | 欧州地域          | 122 |
| 6 | 中央アジア・コーカサス地域 | 124 |
| 7 | 中東・北アフリカ地域    | 126 |
| 8 | アフリカ地域        | 130 |

## 第 III 部 地域別の取組

日本は、各地域における問題の経済的、社会的背景なども理解した上で、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、支援の重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に開発協力を行うことで開発途上国の問題解決の支援に取り組んでいます。第 III 部では、こうした地域別の取組について紹介します。

図表 III - 1 二国間政府開発援助の地域別実績（2019年）

（単位：百万ドル）

| 援助形態<br>地域       | 二国間政府開発援助 |              |          |          |                  |            |           |          |             |           |            |             |
|------------------|-----------|--------------|----------|----------|------------------|------------|-----------|----------|-------------|-----------|------------|-------------|
|                  | 贈 与       |              |          | 計        | 政府貸付等            |            |           | 支出純額     |             | 支出総額      |            |             |
|                  | 無償資金協力    | うち国際<br>機関経由 | 技術<br>協力 |          | 貸付<br>実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | (A) - (B) | 合計       | 対前年比<br>(%) | 合計        | 構成比<br>(%) | 対前年比<br>(%) |
|                  |           |              |          |          |                  |            |           |          |             |           |            |             |
| アジア              | 738.15    | 160.26       | 653.65   | 1,391.81 | 7,580.34         | 5,989.93   | 1,590.40  | 2,982.21 | 99.8        | 8,972.14  | 61.1       | 19.5        |
| 東アジア             | 425.02    | 64.25        | 418.52   | 843.54   | 2,957.58         | 4,352.63   | -1,395.05 | -551.50  | 59.6        | 3,801.12  | 25.9       | 22.9        |
| 北東アジア            | 37.31     | —            | 24.82    | 62.13    | 56.41            | 896.06     | -839.65   | -777.52  | 10.6        | 118.54    | 0.8        | 27.0        |
| 東南アジア            | 386.16    | 63.06        | 388.57   | 774.73   | 2,901.17         | 3,456.56   | -555.39   | 219.34   | 143.8       | 3,675.90  | 25.0       | 22.9        |
| 南西アジア            | 217.67    | 64.08        | 202.11   | 419.78   | 4,076.16         | 1,494.14   | 2,582.02  | 3,001.80 | 17.5        | 4,495.94  | 30.6       | 12.5        |
| 中央アジア・<br>コーカサス  | 63.29     | 1.22         | 26.85    | 90.14    | 426.00           | 130.66     | 295.33    | 385.47   | 70.9        | 516.13    | 3.5        | 54.2        |
| アジアの<br>複数国向け    | 32.17     | 30.71        | 6.18     | 38.35    | 120.60           | 12.50      | 108.10    | 146.44   | 90.5        | 158.94    | 1.1        | 85.3        |
| 中東・<br>北アフリカ     | 445.46    | 384.64       | 89.33    | 534.79   | 976.49           | 730.40     | 246.08    | 780.88   | -16.4       | 1,511.28  | 10.3       | -10.2       |
| サブサハラ・<br>アフリカ   | 675.71    | 220.22       | 310.50   | 986.22   | 567.24           | 187.93     | 379.31    | 1,365.53 | 12.4        | 1,553.46  | 10.6       | 16.5        |
| 中南米              | 120.50    | 15.03        | 118.03   | 238.53   | 174.30           | 252.29     | -77.99    | 160.54   | -15.8       | 412.83    | 2.8        | -8.8        |
| 大洋州              | 139.62    | 6.35         | 39.97    | 179.59   | 41.45            | 14.89      | 26.56     | 206.16   | 3.1         | 221.04    | 1.5        | 0.8         |
| 欧州               | 13.12     | 3.43         | 13.97    | 27.09    | 49.93            | 72.68      | -22.75    | 4.34     | -48.4       | 77.02     | 0.5        | -4.5        |
| 複数地域に<br>またがる援助等 | 424.88    | 370.86       | 1,500.79 | 1,925.66 | 9.17             | —          | 9.17      | 1,934.83 | -4.2        | 1,934.83  | 13.2       | -4.2        |
| 合計               | 2,557.44  | 1,160.78     | 2,726.24 | 5,283.68 | 9,398.92         | 7,248.12   | 2,150.80  | 7,434.48 | 22.7        | 14,682.60 | 100.0      | 10.4        |

（注）

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- ・「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

## 1. 東アジア地域

東アジア地域には、韓国やシンガポールのように高い経済成長を遂げ、既に開発途上国から援助供与国へ移行した国、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国（LDCs）、インドネシアやフィリピンのように著しい経済成長を成し遂げつつも国内に格差を抱えている国、そしてベトナムのように市場経済化を進める国など様々な国が存在します。日本は、これらの国々と政治・経済・文化のあらゆる面において密接な関係にあり、また、この地域の安定と発展は、日本の安全と繁栄にも大きな影響を及ぼします。こうした考え方に立って、日本は、東アジア諸国の多様な経済社会の状況や、必要とされる開発協力の内容の変化に対応しながら、開発協力を行っています。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大と、世界規模で人的・物的往来が制限されたことで、東アジア地域でも多くの国が社会的・経済的に大きな打撃を受けました。そのため日本は、東アジ

アおよび東南アジア諸国の10か国に対し、総額約230億円の保健・医療関連機材の供与、技術協力支援を行っているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額約2,950億円の財政支援円借款を供与しました。さらに、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」（詳細は以下の案件紹介を参照）のもと、質の高いインフラや中小企業支援等に関する民間セクターへの投融資も拡大し、ASEAN諸国の経済再生に貢献しています。

また、ASEANの感染症対応能力を強化するため、日本はJICAの技術協力による専門家派遣や研修の実施を含め、ASEAN感染症対策センターの設立を全面的に支援していきます。日本は、同センターを通じて、ASEAN地域における公衆衛生緊急事態への対応や新興感染症対策の準備・探知・対応能力の強化に貢献していきます（詳細は14ページの「開発協力トピックス」を参照）。これに加えて、日本はワクチン開発や医療物資調達を目的とした「新型コロナに関す

## ASEAN

### 対ASEAN海外投融資イニシアティブ 海外投融資（2020年～2022年）

世界の「開かれた成長センター」たるASEAN（東南アジア諸国連合）<sup>\*1</sup>域内の膨大な開発資金需要に応えるために、ドナーや開発金融機関の無償資金協力や借款といった公的資金に加え、民間セクターの資金を動員する重要性が増しています。こうした背景のもと、日本は2019年11月の日ASEAN首脳会議において、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。

同イニシアティブのもと、日本は、質の高いインフラ、金融アクセス・女性支援、グリーン投資<sup>\*2</sup>の3分野について、他の開発金融機関や民間金融機関とも協調し、官民合わせて2020年～2022年の3年間で30億ドル規模の資金の動員を目指し、JICAが海外投融資を通じて12億ドルの出融資を提供する用意がある旨を発表しました。

同イニシアティブの具体的な取組として、2020年11月、ASEAN諸国を中心に中小零細事業者向け金融アクセスの改善に取り組むブルー・オーチャード<sup>\*3</sup>が設立したファンドに対し、JICAが最大3,500万ドルを出資することを決定しました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響でASEAN諸国が経済的打撃を受ける中、こうした支援を通じ、女性事業者や中小零細企業者の差し迫った資金需要に応え、これらの事業者の経済的地位の向上、ひいてはASEAN諸国の経済発展にも貢献することが期待されています。

対ASEAN海外投融資イニシアティブは、「インド太平洋に関するASEANアウトック（AOIP）」に沿った日・ASEAN協力を具体的に進める上での有効な枠組みです。日



ブルー・オーチャードへの出資によって、支援を受けた女性事業者（写真：JICA）

本は今後も、同イニシアティブをはじめ民間資金動員のためのツールも活用しながら、ASEANの持続可能な発展に貢献するとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有するAOIPの実現を後押ししていきます。

\*1 ASEANの構成国については、100ページの注1を参照。

\*2 気候変動対策の一環として、太陽光・水力発電、省エネルギー事業等に投資すること。

\*3 マイクロファイナンス機関への投融資を行うファンド運営に強みを持つスイスのファンドマネジメント会社



るASEAN対応基金」に対し、APT基金からの拠出に加え、日本として新たに100万ドルを拠出しました。

## 日本の取組

日本は、質の高いインフラ投資を通じた経済社会基盤整備、制度や人づくりへの支援、貿易の振興や民間投資の活性化など、ODAと貿易・投資を連携させた開発協力を進めることで、この地域の目覚ましい経済成長に貢献してきました。近年は、基本的な価値を共有しながら、開かれた域内の協力・統合をより深めていくこと、相互理解を推進し、地域の安定を確かなものとして維持していくことを目標としています。そのため、日本は、これまでのインフラ整備と並行して、防災、環境・気候変動、保健・医療、法の支配、海上の安全など、様々な分野での支援を積極的に実施するとともに、大規模な青少年交流、文化交流、日本語普及事業などを通じた相互理解の促進に努めています。

日本と東アジア地域諸国がより一層繁栄を遂げていくためには、アジアを「開かれた成長センター」とすることが重要です。そのため、日本は、この地域の成長力を強化し、それぞれの国内需要を拡大するための支援を行っています。



日本の無償資金協力「プノンペン公共バス交通改善計画」を通じて供与した日本の国旗が付いた市バスを待つカンボジアの首都プノンペンの学生たち（本事業の詳細は103ページの案件紹介を参照）（写真：石川正頼／在カンボジアJICA事務所）

## ●●東南アジアへの支援

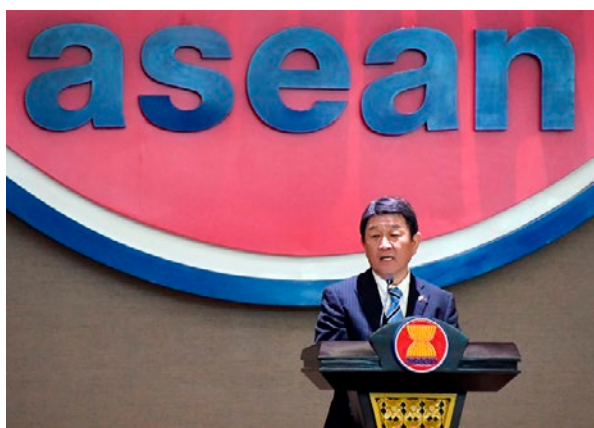
東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国<sup>注1</sup>は、日本のシーレーンに位置するとともに、2018年10月時

点で約13,000の日系企業（事業所数）が進出するなど経済的な結びつきも強く、政治・経済の両面で日本にとって極めて重要な地域です。ASEANは、2015年に「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」からなる「ASEAN共同体」を宣言し、域内の連結性強化と格差是正に取り組んできました。また、2019年6月にASEANが発表した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」<sup>\*</sup>は、法の支配や開放性、自由といった基本原則を謳<sup>うた</sup>っており、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な原則を共有しています。2020年1月にインドネシアを訪問した茂木外務大臣は、対ASEAN外交政策スピーチの中で、AOIPを全面的に支持し、協力をさらに進める旨表明しました。また、2020年10月の菅総理大臣のベトナムおよびインドネシアへの訪問や、11月のASEAN関連首脳会議では、AOIPの協力分野のもとで日ASEAN協力をさらに具体化していくことで一致しました（35ページの「開発協力トピックス」も参照）。

日本は、こうしたASEANの取組を踏まえ、連結性強化と格差是正を柱として、インフラ整備、法の支配、海上の安全、防災、保健・医療、平和構築などの様々な分野でODAによる支援を実施し、これまで、ASEAN諸国に対して累計で約18兆5,536億円を供与してきました。また、開発分野において、民間資金や開発金融機関の資金力を活用する重要性が増していることも踏まえ、2019年11月の日・ASEAN首脳会議において、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。また、同年12月、茂木外務大臣から、質の高いインフラ投資、金融アクセス・女性支援、グリーン投資の分野において、3年間で官民合わせて30億ドル規模の資金動員を目指し、JICAを通じて12億ドルの出融資を提供する用意がある旨を発表しました（同イニシアティブの詳細については、99ページの案件紹介を参照）。2020年12月時点で、9件が採択され、290.7億円の出融資を行っています。

連結性の強化に関しては、日本は、物理的インフラの整備にとどまらず、制度の改善や現地の人々への技術移転などを通じてインフラを最大限活かす「生きた連結性」を実現しています。2016年のASEAN首脳

<sup>注1</sup> ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポール、ブルネイはODA対象国ではない）。



ASEAN事務局において、日本の対ASEAN政策に関するスピーチを行う茂木外務大臣（2020年1月）

会議においては、ASEAN域内におけるインフラ、制度、人の交流の3つの分野での連結性強化を目指した「ASEAN連結性マスタープラン」の後継文書である「ASEAN連結性マスタープラン2025」\*が採択されました。日本は、この新マスタープランに基づいてASEANの連結性強化を支援しており、2019年5月には、ASEANの一体性・中心性の強化を後押しするため、日・ASEAN技術協力協定に署名しました。2020年1月には、同技術協力協定に基づく第一号案件として、サイバーセキュリティに関する研修（詳細は57ページの案件紹介を参照）を実施したほか、2020年度中に港湾運営、物流および海洋プラスチックごみ対策に関する研修を実施しました。また、2020年11月の日ASEAN首脳会議において、「日ASEAN連結性イニシアティブ」を発表し、現在実施中の計約2兆円の陸海空の回廊連結性プロジェクトを中心にハード面でASEAN連結性強化を支援し、ソフト面では今後3年間で連結性強化に資する1,000人の人材育成を行うことを表明しました。

インフラ整備に関しては、日本は、2019年6月のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」にのっとり、東南アジア諸国に対するこれまでの支援の経験も踏まえ、国際スタンダードに沿った「質の高いインフラ投資」の普及に努めています。その一例として、フィリピンでは、「首都圏鉄道3号線改修事業」を実施しています。2000年に開通した同線は、当初日本企業が維持・管理を行い、安定した運行がなされていました。一方、他国企業が維持管理を担った2012年以降は予算不足等もあ

り、適切な維持管理業務が実施されず、線路や車両が劣化し、運行トラブルが頻発する事態に陥っていました。このため、フィリピン政府からの要請を受け、日本の技術を活用したMRT3号線の改修が開始され、運行速度の高速化・運行間隔の短縮などが進んでいます。日本の最先端の技術で鉄道の安全性・快適性を向上させることで、同線の利用促進を図り、首都圏の深刻な交通渋滞が緩和されることが期待されています。

また、防災・災害医療分野に関しては、2014年のASEAN防災担当大臣会議で採択された「One ASEAN, One Response : ASEAN Responding to Disasters as One」の方針を実行できる仕組みづくりのため、日本は2016年からASEAN災害医療連携強化プロジェクト（ARCH）を開始し、2017年にはARCHで取り組んでいる活動の必要性が明確に盛り込まれた「災害医療にかかるASEAN首脳宣言（ALD）」が採択されました。こうした中、ARCHは、ASEAN各国の災害医療チームが参加する地域連携合同演習の開催や災害医療に関する標準手順書の作成など、多くの成果を出しています。また、ASEAN域内の基準に限らず、世界保健機関（WHO）との研修の共同開催などを通じて、災害医療チームの世界基準にものつとったASEAN地域の災害医療分野の連携能力強化を進めています。

さらに、人材育成分野に関しては、2018年11月の日ASEAN首脳会議において、次の5年を見据え、「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」として、AI等のデジタル分野を含め、新たに8万人規模の人材を育成することを表明しました。また、ASEAN地域における産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」をタイに設立して、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施していきます。加えて、日本は、ASEANを含むアジア諸国との間で、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップ等を通じ、高度人材の環流を支援し、日本を含むアジア全体のイノベーションを促進するための「イノベティブ・アジア」事業を行っており、2017年度から2021年度までの5年間にわたりアジア全体から受入れを行っています。日本は今後も、アジアにおける産業人材育成を積極的に支援していきます。

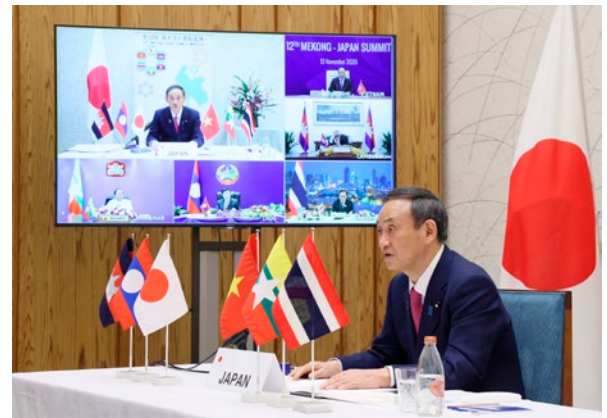


日本の無償資金協力により整備された、東ティモール国立大学工学部の新校舎での講義の様子（写真：JICA）

ASEAN諸国の中でも特に潜在力に富むメコン地域<sup>注2</sup>に関しては、毎年日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催しています。そのうち、おおむね3年に一度、日本で会議を開催し、地域に対する支援方針を策定しています。2018年10月、第10回日メコン首脳会議が東京で行われ、今後の日メコン協力の方向性を示した「東京戦略2018」が採択されました。同戦略は、①生きた連結性、②人を中心とした社会、③グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めています。また、2019年11月にタイ・バンコクで行われた第11回日メコン首脳会議では、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン地域の潜在力を最適な形で引き出すため、国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ投資も活用しながら、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長の3つを優先分野として取り組んでいくこととしました（詳細は106ページの「開発協力トピックス」を参照）。同イニシアティブに基づく具体的な取組として、2020年7月の第13回日メコン外相会議において、茂木外務大臣から「草の根・メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン諸国の地域に根差した経済社会開発およびSDGsの実現を支援していくことを表明しました。2020年度は、同イニシアティブとして、メコン地域の5か国を対象に少なくとも10億円規模の草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施し、今後もこの取組を継続していきます。

また、同年11月の第12回日メコン首脳会議では、新型コロナウイルスの影響でメコン諸国の経済が打撃を受け開発資金が不足する中、民間企業等が行う開発事業の実

施を後押しするため、「メコンSDGs出融資パートナーシップ」をはじめとする「5つの協力」（①民間セクターに対する出融資の推進、②小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、③法の支配に関する協力、④海洋に関する協力、⑤サプライチェーン<sup>きょうじん</sup>強靱化に関する協力）を発表しました。今後、同パートナーシップのもと、メコン地域における海外投融资案件の形成を推進していきます。さらに、日本は、メコン地域の経済成長に欠かせない連結性強化を重視して取り組んでおり、カンボジアのシハヌークビル港開発、ラオスのビエンチャン国際空港の機能改善、ミャンマーの東西経済回廊の幹線道路の整備、ベトナムのホーチミン都市鉄道の建設、タイのバンコク都市鉄道（レッドライン）の建設など、「東京戦略2018」のもとでのプロジェクトも実施してきており、メコン地域の連結性向上に貢献するプロジェクトを着実に実施しています。2021年には第13回日メコン首脳会議が日本において開催され、日メコン協力がさらに深化することが期待されます。



テレビ会議方式の第12回日メコン首脳会議に出席し、ベトナムのグエン・スアン・フック首相と共同議長を務めた菅総理大臣（2020年11月）（写真：内閣広報室）

メコン地域のうち、特に民主化の進展に取り組むミャンマーに対しては、急速に進むミャンマーの改革努力を後押しするため、①少数民族に対する支援を含む国民の生活向上、②法整備支援や人材育成、③インフラ整備を3本柱とし、幅広い支援を行っています。特に、最大都市ヤンゴン近郊のティラワ経済特区（SEZ：Special Economic Zone）の整備のため、日本は官民を挙げて協力しており、日本政府はODAを通じて周辺インフラの整備に貢献しています。2020年10月現在、SEZには、世界から113の企業

注2 カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国に及び地域。

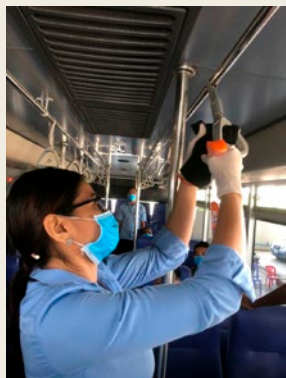
# カンボジア

## プノンペン公共バス運営改善プロジェクト 技術協力プロジェクト（2017年1月～2022年2月）

一般公募

カンボジアの首都プノンペンでは、近年の経済発展や急激な都市化により、交通渋滞など都市環境の悪化が深刻です。また、人口増加や所得増加による車両保有台数の拡大、交通事故死者数の増加も懸念されています。そのため、自動車に代わる市民の移動手段を確保するために、プノンペン都は2014年9月にバス公社を設立しました。しかし、バスの運行を開始した当初は、市民からの認知度が低かったことに加え、時刻表やバス停もないため利用者の満足度も低く、乗客数が低迷していました。また、乗務員の運転技術や安全教育も十分でなく、すべての路線を中古バスでカバーする状態であり、車両故障や事故が頻発して**ひんぱつ**していました。

こうした状況を改善するため、2017年1月から、本プロジェクトが開始され、国際開発センターを中心とする合併事業による専門家チームがバス公社の運営改善に乗り出しました。



新型コロナウイルス予防研修の様子。日本人専門家が遠隔でバス乗務員に車内の除菌・清掃指導を行っている。（写真：国際開発センター）

最初に取り組んだのが運行サービスの改善です。路線図作成、バスに関するアプリの開発と位置情報の提供、バス停デザインの改良、バス優先信号の試行実験などのサービス向上に繋がる活動を実施しました。また、専門家チームは、運転手に対する運転技能や安



バス車内啓発ポスター。日本の公共交通機関で活用された新型コロナウイルス予防対策ポスターを参考に啓発ポスターを作成し、全車両に貼付済み。（写真：国際開発センター）

全教育、整備士に対する点検・整備技能の指導も行っています。さらに、日本が無償資金協力で80台の新型バスを供与したことも受けて、バス公社は、現在では181台、13路線にまでサービスを拡大させました。こうした運行サービスの向上に伴い、路線バスの乗客数は、2017年7月から2年間で、1日当たり6千人から3万人に増加しました。

2020年12月現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、バスは運休しています。しかし、専門家チームは、日本から遠隔でバス車両の除菌や乗務員の感染予防対策の徹底を指導するなど、運行再開に向けて取り組んでいます。プノンペンにおいて、一日も早く安心して利用できる市民の足が復活することが待ち望まれています。

（そのうち56社が日本企業）が進出し、既に93社（そのうち50社が日本企業）が稼働しています。これは、日本の「質の高いインフラ投資」が世界からの信頼を受け、結実した成功例といえます。

また、少数民族和平を促進すべく、停戦が実現したミャンマー南東部において、住宅や基本インフラ整備、農業技術指導を含む復興開発支援を進めています。また、2017年以降70万人以上の避難民が流出した西部のラカイン州において、国内避難民および周辺コミュニティ住民を対象に、食糧、栄養、保健、水・衛生、教育等の人道支援を実施しており、同州北部において、避難民帰還に向けた環境整備としての小規模インフラ、職業訓練などの支援を実施しています。さらに、同州全体において、道路、電力、学校建設などの開発支援にも取り組んでいます。

### …中国との関係

対中ODAは近年も日中関係強化に大きな役割を果たしてきましたが、2018年10月、安倍総理大臣（当時）の中国訪問の際、日本政府は、日中両国が対等なパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になったとの認識のもと、対中ODAを終了させるとともに、開発分野における対話や人材交流などの新たな次元の日中協力を推進することを発表しました。この発表を受けて、対中ODAは2018年度をもって新規採択を終了し、既に採択済みの複数年度の継続案件については、2021年度末をもってすべて終了することになります。

2019年には、対中ODA40周年を迎え、記念レセプションや、日本の協力によって建設された日中友好病院などを視察する開発協力プレストアールなど、これまでの対中ODAの歩みを振り返り、総括する一連の

第III部  
1 東アジア地域

イベントが中国で開催されました。

近年の中国に対するODAは、日本国民の生活に直接影響する越境公害や食品の安全など、協力の必要性が真に認められるものに絞って極めて限定的に実施されており、技術協力（2019年度実績3.58億円）<sup>注3</sup>と、草の根・人間の安全保障無償資金協力（2018年度で終了）<sup>注4</sup>によるものです。

技術協力について、日本は、たとえば、日本への影響も懸念されているPM2.5を含む大気汚染を中心とした環境問題に対処する案件や、現地進出日本企業の

円滑な活動にも資する中国の民法や民事・行政訴訟法などの起草・改正作業を支援する案件を実施しています。また最近は、中国の経済発展を踏まえた新しい協力のあり方として、中国側が費用を負担する形での協力を進めています。たとえば、2018年に開始した「日中石綿関連癌診断能力向上プロジェクト」や、2013年に四川省で発生した芦山<sup>ろざん</sup>地震の被災地における防災教育推進（「四川省における防災教育推進及び能力向上プロジェクト」）などの支援に係る費用は中国側が負担しています。



#### 用語解説

#### \* インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP : ASEAN Outlook on the Indo Pacific)

インド太平洋におけるより緊密な協力のためのビジョンを創り出し、ASEANを中心とした地域枠組みを強化するイニシアティブ。新たなメカニズムの創設や既存のメカニズムの置き換えを目的とするものではなく、現在および将来の地域と世界に発生する課題により良く対処するため、ASEAN共同体の構築プロセスを強化することを意図したもの。日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な共通点を有している。

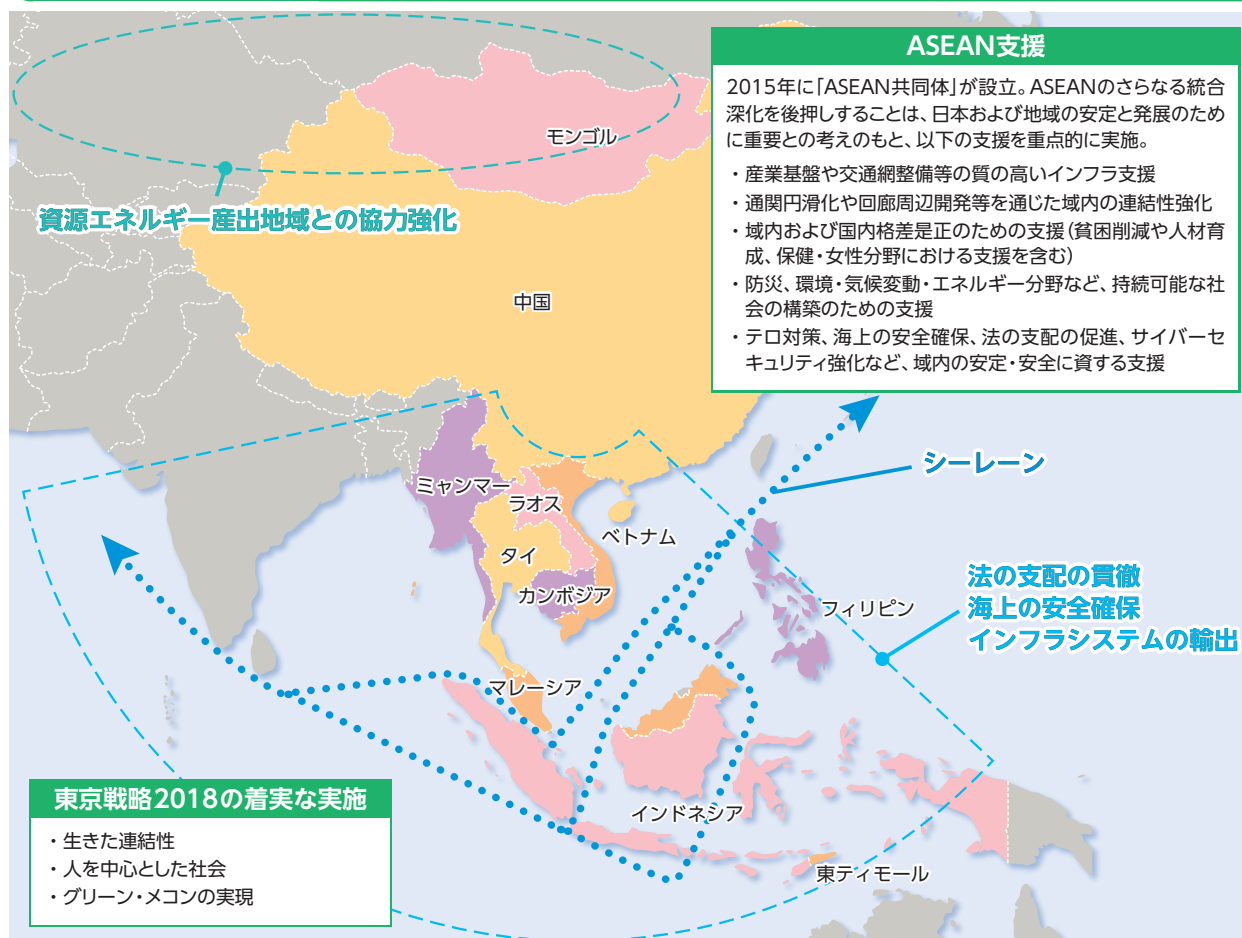
#### \* ASEAN連結性マスタープラン2025 (MPAC 2025 : Master Plan on ASEAN Connectivity 2025)

2015年を目標年としていた「ASEAN連結性マスタープラン」(2010年採択)の後継文書として、2016年のASEAN首脳会議にて採択された、ASEAN連結性強化のための行動計画。2015年採択の「ASEAN2025 : 共に前進する」の一部と位置付けられている。同文書は、「持続可能なインフラ」、「デジタル・イノベーション」、「シームレスなロジスティクス」、「制度改革」、「人の流動性」を5大戦略としており、それぞれの戦略のもとに重点イニシアティブが提示されている。

<sup>注3</sup> 近年の技術協力の実績は以下のとおり。  
32.96億円 (2011年度)、25.27億円 (2012年度)、20.18億円 (2013年度)、14.36億円 (2014年度)、8.06億円 (2015年度)、5.00億円 (2016年度)、4.04億円 (2017年度)、4.00億円 (2018年度)、3.58億円 (2019年度)

<sup>注4</sup> 近年の草の根・人間の安全保障無償資金協力の実績は以下のとおり。  
8.43億円 (2011年度)、2.88億円 (2012年度)、2.84億円 (2013年度)、0.85億円 (2014年度)、1.07億円 (2015年度)、0.29億円 (2016年度)、995万円 (2017年度)、0.23億円 (2018年度)

## 日本の開発協力の方針 東アジア地域の重点分野



図表Ⅲ-2 東アジア地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名         | 贈与            |              |               | 計             | 政府貸付等           |                 |                  | 合計<br>(支出純額)   | 合計<br>(支出総額)    |
|----|------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|
|    |                  | 無償資金協力        | うち国際機関経由     | 技術協力          |               | 貸付実行額<br>(A)    | 回収額<br>(B)      | (A) - (B)        |                |                 |
| 1  | フィリピン            | 26.27         | 4.82         | 93.83         | 120.10        | 880.29          | 501.93          | 378.37           | 498.47         | 1,000.40        |
| 2  | ミャンマー            | 179.85        | 44.52        | 80.51         | 260.36        | 496.57          | -               | 496.57           | 756.93         | 756.93          |
| 3  | インドネシア           | 26.75         | 1.80         | 59.17         | 85.92         | 578.42          | 1,547.35        | -968.94          | -883.02        | 664.34          |
| 4  | ベトナム             | 16.44         | 0.73         | 56.76         | 73.20         | 577.38          | 501.94          | 75.43            | 148.63         | 650.57          |
| 5  | タイ               | 1.78          | 0.14         | 27.73         | 29.51         | 229.87          | 764.39          | -534.51          | -505.01        | 259.38          |
| 6  | カンボジア            | 60.29         | 0.75         | 31.49         | 91.79         | 84.64           | 21.54           | 63.11            | 154.89         | 176.43          |
| 7  | モンゴル             | 37.10         | -            | 21.37         | 58.48         | 56.41           | 29.08           | 27.32            | 85.80          | 114.88          |
| 8  | ラオス              | 44.48         | 7.79         | 21.80         | 66.28         | 10.32           | 5.49            | 4.83             | 71.11          | 76.60           |
| 9  | 東ティモール           | 29.83         | 2.08         | 7.79          | 37.62         | 11.49           | -               | 11.49            | 49.10          | 49.10           |
| 10 | マレーシア            | 0.04          | -            | 9.45          | 9.49          | 32.19           | 113.93          | -81.74           | -72.24         | 41.68           |
| 11 | 中国               | 0.21          | -            | 3.39          | 3.60          | -               | 866.98          | -866.98          | -863.38        | 3.60            |
|    | 東アジアの複数国向け       | 1.55          | 1.18         | 5.13          | 6.68          | -               | -               | -                | 6.68           | 6.68            |
|    | <b>東アジア地域合計</b>  | <b>425.02</b> | <b>64.25</b> | <b>418.52</b> | <b>843.54</b> | <b>2,957.58</b> | <b>4,352.63</b> | <b>-1,395.05</b> | <b>-551.50</b> | <b>3,801.12</b> |
|    | <b>(ASEAN合計)</b> | <b>356.33</b> | <b>60.98</b> | <b>380.78</b> | <b>737.11</b> | <b>2,889.69</b> | <b>3,456.56</b> | <b>-566.88</b>   | <b>170.23</b>  | <b>3,626.80</b> |

(注)

- 順位は支出総額の多い順。
- 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- [-] は、実績が全くないことを示す。
- 無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- 複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- 国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- 「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

## 2030年に向けたSDGsのための 日メコン・イニシアティブ

東南アジア・インドシナ半島のメコン河流域に位置するカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイおよびベトナムの5か国は、成長著しいアジアの中でも、特に、高い経済成長力、豊富な労働力を有する地域として今後の発展が大いに期待されています。また、メコン地域は、北は中国、東と南は南シナ海に接し、西はインド洋を介してインドにつながっており、陸上・海上ともにアジアの輸送ルートを中心に位置する要衝です。

日本は、メコン地域諸国と緊密な経済・貿易関係を有しており、同地域との関係を強化することは、外交上も大変重要です。日メコン協力を着実に実施するため、日本は、2009年から毎年、「日本・メコン地域諸国首脳会議」を開催しており、これまで3年おきに東京で開催してきました（次回の日本開催は、2021年秋頃を予定しています）。

このトピックのタイトルである「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」は、2019年11月にタイ・バンコクで行われた第11回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択された日本とメコン地域諸国との間の協力分野の枠組であり、同地域によるSDGs達成に向け、「メコン地域の潜在力を最適な形で引き出す」ことを目標としています。同イニシアティブは、メコン地域の持続可能な発展を後押しすると同時に、日本とメコン地域諸国との間の「戦略的パートナーシップ」を象徴するものです。

同イニシアティブは、国際スタンダードにのっとった質の高いインフラ投資も活用しながら、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長、の3つを優先分野として、各分野での取組を通じて、(ア)地域と社会の強靱性を高め、(イ)地域の成長力を維持・強化し、(ウ)社会の発展を一人一人の人生の「豊かさ」につなげていくことを目指しています。

①環境・都市問題については、2019年のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をメコン各国と共有した上で、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを共に目指しています（80ページの環境・気候変動対策も参照）。たとえば、カンボジアでは、国連開発計画（UNDP）と連携して、4R（Refuse, Reduce, Reuse, Recycle）の促進や市民・民間企業のごみの



ラオスにおける井戸の建設

分別意識啓発のための事業を展開し、メコン河を通じて海洋に排出されるプラスチックごみの削減に取り組んでいます。

②持続可能な天然資源の管理・利用については、気候変動

等の影響によりメコン河の水量に変化が生じており、従来よりも複雑な洪水・渇水対策が求められて

います。こうした中、メコン河の水資源管理が開かれた枠組みで行われることが重要であるとの認識の下、日本は、メコン河委員会（MRC：Mekong River Commission）\*との連携を強化しています。2020年3月には、メコン河流域の洪水・渇水対策を念頭に、メコン河流域の降雨量および水位を観測する精度を高めるため、MRCとの間で同機関の人員や施設・機能を強化する無償資金協力の交換公文に署名しました。

③包摂的成長については、その実現のための教育・人材育成について「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」や「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」のもとでの取組を進めていきます（69ページの万人のための質の高い教育および101ページの東アジア地域への支援も参照）。これらのイニシアティブのもと、タイではメコン地域における産業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専（高等専門学校）」を設立して、日本と同水準の高専教育を実現するための協力を行っています（詳細は101ページおよび147ページを参照）。

また、これら3つの分野における協力を一層推進する観点から、2020年7月の日メコン外相会議において、茂木外務大臣が「草の根・メコンSDGsイニシアティブ」を発表し、メコン5か国の地域に根差した経済社会開発およびSDGsの実現を支援していくことを表明しました。2020年度は、メコン地域諸国を対象に少なくとも10億円規模の草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施し、今後もこの取組を継続していきます。

さらに、2011年から計6回にわたり官民合同で実施してきた「グリーン・メコン・フォーラム」を、「日メコンSDGsフォーラム」に格上げし、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」の中長期的な実施をフォローアップしていきます。

日本は、メコン諸国の人々と社会に寄り添いながら、メコン諸国自身の取組を後押しすることで、互いに高め合うパートナーシップを築いていきます。

\* メコン河委員会（MRC）は、1995年に下流域国4か国（カンボジア・タイ・ベトナム・ラオス）が締結した「メコン河流域の持続的開発のための協力に関する協定」に基づき設置された。洪水・渇水対策のほか、漁業資源管理、ダム開発、環境問題等幅広い分野でメコン河の河川管理を実施している機関。



産業人材育成計画（写真：JICA）

## 2. 南西アジア地域

南西アジア地域は、インドなどの巨大な市場を抱え、今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しています。東アジア地域と中東地域を結ぶ陸上・海上の交通路に位置するため、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のためにも戦略的に重要な地域です。また、同地域はテロおよび暴力的過激主義に対する国際的取組において大きな役割を果たしています。

一方、この地域には、道路、鉄道、港湾、上下水道などのインフラの欠如、人口の増大や自然災害への対応、初等教育制度や保健・医療制度の未整備、そして法の支配の未確立など、取り組むべき課題が依然として多く残されています。特に貧困の削減は大きな問題であり、世界の約3分の1の貧困人口が南西アジア地域に住んでいると言われて<sup>注5</sup>います。日本は、南西アジア地域の有する経済的潜在力を活かすとともに、拡大しつつある貧富の格差に対応するため、多岐にわたる支援を行っています。

### 日本の取組

2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、日本は、南西アジア諸国に対し、緊急支援円借款の活用や無償資金協力による機材供与、国際機関経由による支援および技術協力を組み合わせ、同地域の中長期的な財政・経済・社会の自立的向上を図るための支援を実施しています。たとえば、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制とともに、社会・経済の回復と安定および持続的発展に寄与するためインド、バングラデシュ、モルディブに新型コロナ危機対応緊急支援円借款支援を開始しました。そのほか、南西アジア諸国に対して医療機材を供与する無償資金協力も決定し、各国のニーズに応じた機材を供与していきます。

南西アジア地域の主要国であるインドでは新型コロナウイルスの感染者数が急増しました。インドにおける感染拡大を受け、日本は2020年8月には保健分野における財政支援として500億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款、および医療機材を供与するための10億円の無償資金協力に関する各書簡の交換を行いました。

また、バングラデシュにおいても、2020年8月までに保健分野における財政支援として350億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款、および医療機材を供与するための10億円の無償資金協力に関する各書簡の交換を行いました。

日本は、モルディブについても50億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款、および医療機材を供与するための6億円の無償資金協力に関する各書簡の交換を行いました。また、スリランカおよびパキスタンにおいても同様の無償資金協力の供与を決定し、それぞれに対し、8億円および10億円の無償資金協力に関する各書簡の交換を行いました。さらに、ネパールおよびブータンでも医療機材を供与するための総額3億円の無償資金協力をそれぞれで実施しています。南西アジアにおいては、これらの支援に加えて、各国で国際機関を通じた支援なども実施しました。

日本は、南西アジア地域の中心的存在であるインドとの間で、両首脳<sup>ほうせつ</sup>の相互訪問を行っており、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づいて、経済協力をはじめ、政治・安全保障、経済、学術交流など幅広い分野で協力を進めています。近年、インドは日本の円借款の最大の受取国であり、日本はインドにおいて、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸などの経済社会インフラ整備の支援に加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、生計向上に資する森林セクターの支援や保健・衛生環境の向上に資する支援などを実施しています。



インドに対する技術協力「鉄道安全能力強化プロジェクト」にて、訪日研修を通じて鉄道総合技術研究所を訪問するインド鉄道省および貨物専用鉄道公社職員

注5 出典：下記世界銀行ホームページ（ただし、同ホームページにはアフガニスタンが含まれている）。

<https://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/south-asia>

<https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2018/09/19/decline-of-global-extreme-poverty-continues-but-has-slowed-world-bank>



2020年3月には、アーメダバードやムンバイにおける地下鉄建設、生物多様性保全や気候変動問題などの地球規模課題に取り組む森林セクターの案件を含む、計9件の円借款供与のための書簡を交換しました。

また、2020年9月の日印首脳電話会談では、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道整備計画を着実に進め、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。同事業が実現すれば、現在、在来線特急で最短でも7時間必要なムンバイ・アーメダバード間の移動が2時間に短縮でき、料金は航空運賃の約半分になることが見込まれます。

このように、日本のODAは、保健医療整備やインフラ開発、貧困対策、投資環境整備、人材育成など、様々な分野での支援を通じ、インドの成長において大きな役割を果たしています。

近年発展が目覚ましく、日本企業の進出も増加しているバングラデシュの間では、「日・バングラデシュ包括的パートナーシップ」を推進しており、①経済インフラの開発、②投資環境の改善、および③連結性の向上を3本柱とする「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)」構想のもと、開発協力を進めています。2019年5月に、ハシナ・バングラデシュ首相が訪日

した際、安倍総理大臣(当時)は、「日本は、バングラデシュのSDGsの達成および『2021年までの中所得国化』の実現に向けて支援を継続していく」と述べた上で、BIG-B構想の推進、両国間の人物交流の拡大や貿易・投資のさらなる促進への期待を表明し、2020年8月の首脳電話会談でもその方針を再確認しました。これら首脳間の合意のもと、2020年8月には、日本はバングラデシュとの間で、バングラデシュ国内や地域の連結性向上や経済インフラ整備に寄与する「ダッカ都市交通整備計画(IV)」、「ダッカ都市交通整備計画(5号線北路線)(第一期)」、「ジャムナ鉄道専用橋建設計画(第二期)」、「ハズラット・シャージャラル国際空港拡張計画(第二期)」、「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備計画(調査・設計のための役務)」、「フードバリューチェーン改善計画」および「都市開発及び都市行政強化計画」の計7件の円借款の供与に関する交換公文に署名しました。

なお、日本は、2017年8月のミャンマー・ラカイン州における襲撃事件以降の治安悪化を受けてバングラデシュに流入してきた避難民や避難民の受け入れにより大きな負担を抱えるホストコミュニティ支援を目

## バングラデシュ

### コックスバザール県ミャンマーからの避難民キャンプにおけるプライマリヘルスケアクリニック建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力(2019年3月~2020年3月)

2017年8月、ミャンマーのラカイン州北部で大規模な武力衝突が発生しました。その際に多くの避難民が国境を越えてバングラデシュに移動し、バングラデシュのコックスバザール県では現在も約85万人\*が生活しています。

同県ウキヤ郡にある避難民キャンプの1つは、地形上の理由から雨期やサイクロン発生時にしばしば洪水が発生し、北側の急こう配地域では土砂崩れのリスクが高い状況でした。このような水害によりキャンプ内の衛生状況は悪化しており、コレラやデング熱などの病気のリスクも増加していました。

バングラデシュ赤新月社は、同キャンプにおいて、簡易な



建設されたプライマリヘルスケアクリニックで活動する医療スタッフ(写真:バングラデシュ赤新月社)

外科手術、心的ケアを含めた妊婦健診や健康促進のための啓発活動などを実施していますが、診療や手術などの医療サービスごとにテントが異なっていたため、患者は診療中にテント間の移動を強いられ、身体的負担が大きかったほか、雨天

時には土が流されて施設の一部分が使用できなくなることもありました。

このような状況を改善するために、バングラデシュ赤新月社は、草の根・人間の安全保障無償資金

協力により水害に耐えうる施設としてプライマリヘルスケアクリニックを新たに建設しました。これにより、医療サービスを1か所で集中して提供することが可能となっただけでなく、医療施設の安全性が向上し、月2,600人にのぼる患者が必要ときに適切な医療を受けることができるようになりました。

日本はこれからも、人間の安全保障を推進するため小規模ながらも地域に密着した人道支援を提供していきます。



本案件で建設したプライマリヘルスケアクリニック

\* 出典: UNHCR (2020年10月) [https://data2.unhcr.org/en/situations/myanmar\\_refugees](https://data2.unhcr.org/en/situations/myanmar_refugees)

的とした対バングラデシュ支援として、2020年に、国際機関を通じて水・衛生、栄養、保健、医療、女性保護、教育、職業訓練等に関する約28.28億円の支援を行いました（50ページの「国際協力の現場から」も参照）。また、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護などにも取り組んでいます。



バングラデシュの避難民キャンプ内での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、研修を受けた避難民がボランティアとして啓蒙活動を実施している様子（写真：UNHCR）（50ページの「国際協力の現場から」も参照）

アジアと中東・アフリカをつなぐシーレーン上の要衝に位置するスリランカは、伝統的な親日国であり、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、特に連結性強化や海洋分野で同国との協力強化を進めています。また、日本は、スリランカの質の高い成長を促すため、進出している日系企業の活動環境の改善にも寄与する空港、道路、電力などのインフラ整備に加え、同国の紛争の歴史や格差が拡大している現状を踏まえ、開発の遅れている地域を対象に生計向上や農業分野を中心とした産業育成・人材育成などの協力、および災害対策への支援を継続しています。2020年7月には、違法薬物対策機材の供与のための2億円の無償資金協力、および国連世界食糧計画（WFP）と連携し、食糧（東日本大震災の被災地で生産された魚缶詰約388トン）の供与のための3億円の無償資金協力に関する書簡を交換しました。

モルディブは、スリランカ同様、インド洋シーレーンの要衝に位置し、日本にとって地政学的な重要性を有する国です。2018年1月には河野外務大臣（当時）がモルディブを訪問したほか、2019年10月にはソーリフ大統領とシャーヒド外務大臣が揃って訪日し、首

脳会談および外相会談が行われ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて両国で協力していく旨が合意されました。この方針のもと、2020年には、テロ・治安対策能力強化のための関連機材（警察車両、液体検査装置、可搬型X線不審物検査装置等）の供与として5億円、海上での救難・救助対応能力の強化のための海上保安機材（通信機器、潜水関連機器等）の供与として8億円の無償資金協力を決定しました。また、モルディブの若手行政官が日本で学位を取得するために必要な学費などを供与する「人材育成奨学計画」の支援も行いました。

パキстанは、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っています。同国において、これまで日本は、空港・港湾の保安能力向上、平和構築・テロ対策分野の機材・製品の供与、不正薬物取引および国際的な組織犯罪に対する国境管理能力強化、テロ掃討軍事作戦で発生した避難民への支援を実施してきました。また、ポリオ・ワクチンの調達を通じたパキстанのポリオ撲滅支援など、保健分野でも支援を実施しています。さらに、教育分野でも継続的に支援を行っており、2020年10月には、国連人間居住計画（UN-Habitat）と連携し、ハイバル・パフトゥンハー州における学校の耐震化や防災教育などの地域の防災対策強化に関する4.71億円の無償資金協力に関する書簡を交換しました。



ネパール、パキстанおよびモルディブの駐日大使との昼食会を開催し、意見交換を行った國場幸之助外務大臣政務官（2020年12月）

2015年にネパールで発生した大地震に際して、日本は8つの国際機関等を通じて1,400万ドル（約16.8億円）の緊急無償資金協力を実施しました。また、中長期の復興プロセスとして、総額約2.6億ドル（約320億円超）規模の住宅（計約9万戸）、学校（計約280校）の再建を支援し、さらに災害脆弱性の克服

および強靱なネパールの構築に向け、政府の災害リスク削減に係る能力強化や建築基準にのっとった建物の普及などに係る各種技術支援を実施しています。2020年には、新憲法を通じた民主主義の定着と発展に向けたネパールの取組を後押しするため、中央および地方政府のガバナンス能力向上を支援するとともに、教育格差是正のため、ネパール政府の教育開発計画である「学校セクター開発計画」に対する支援や、ネパールの若手行政官が日本で学位を取得するために必要な学費等を供与する「人材育成奨学計画」に対する支援を行いました。加えて、WFPと連携して、ネパールのヌワコット郡において、地産地消型食材<sup>注6</sup>を用いた学校給食を提供するための施設整備および学校給食の普及に向けた能力構築などに関する3.52億円の無償資金協力を決定しました。



耐震構造を施した新しい校舎の前の校庭を元気に駆けるネパールの学校の生徒たち

また日本は、ブータンと1986年に国交を樹立して以来、良好な関係を築いてきており、2016年に国交樹立30周年を迎えました。2020年1月には、令和元年度ODA調査派遣が行われ、調査団による農業分野、医療分野における支援の現状の視察と、ブータン

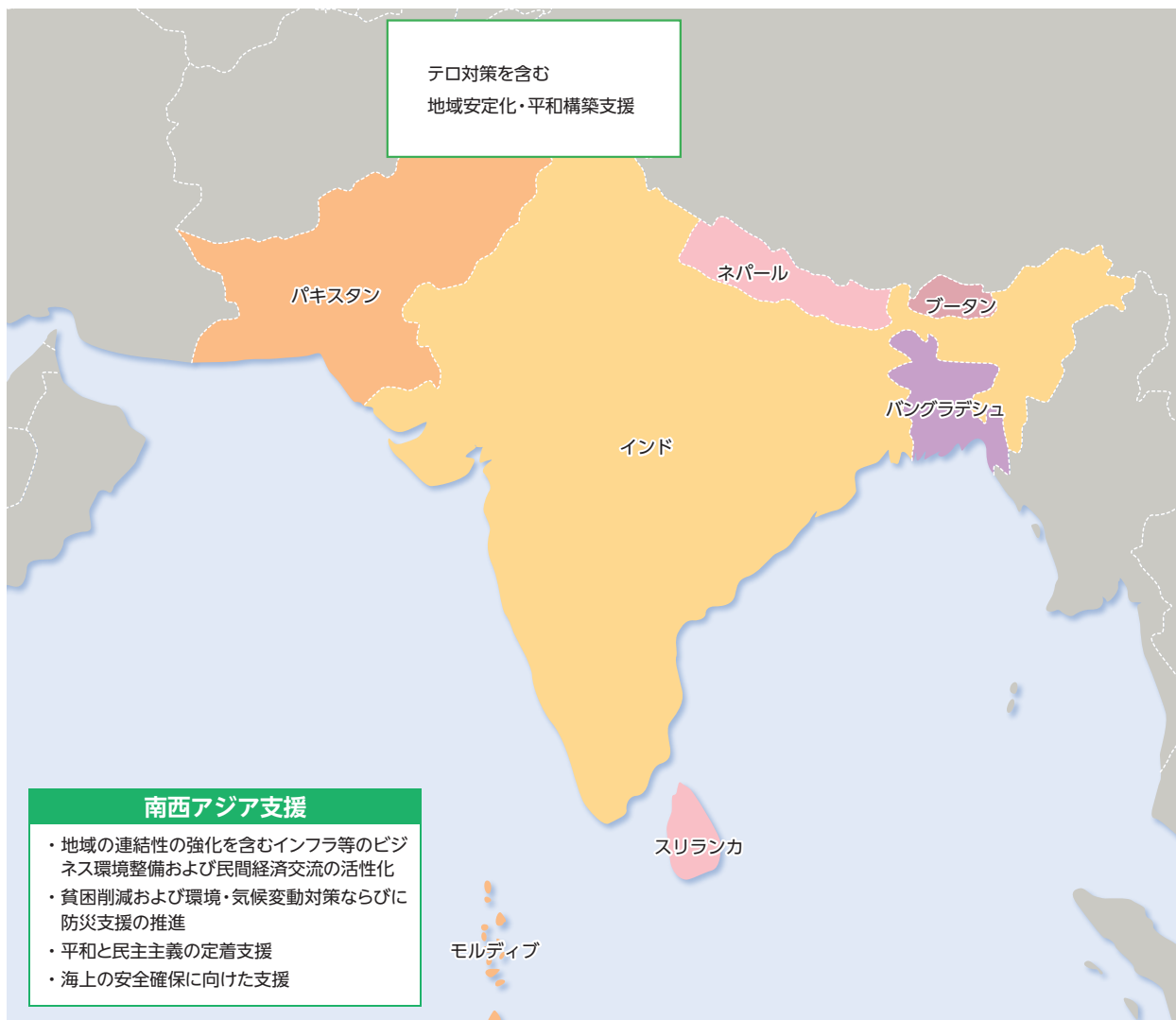
のジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王陛下への<sup>はいえつ</sup>拝謁や、ツェリン首相、ドルジ外務大臣、ドルジ上院議長などと意見交換が行われました。ブータンに対する日本の開発協力は、両国間の友好関係の礎<sup>いしづえ</sup>となっており、国民総幸福量（GNH：Gross National Happiness）を最大化するという同国の基本理念を念頭に置いた国家開発計画を尊重しながら、支援が実施されています。特に農業生産性の向上、道路網、橋梁<sup>きょうりょう</sup>等の経済基盤整備や、人材育成といった分野では、着実な成果を上げています。2020年3月には、農家の農業機械へのアクセスの改善等のための2件の無償資金協力（「第二次賃耕のための農業機械整備計画」および廃棄物収集・運搬および最終処分場運営に係る機材整備のための「廃棄物管理改善計画」）の交換公文に署名し、ブータンの自立的かつ持続可能な国づくりを支援しています。さらに、5月には、ブータンの若手行政官等が修士または博士の学位を取得するために必要な学費などを供与する無償資金協力事業「人材育成奨学計画」の交換公文に署名し、ブータンの発展のみならず、日本との友好関係強化に貢献する人材の育成を支援しています。



ブータンにおける「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」のモデル果樹農家でキウイの<sup>せんてい</sup>剪定を指導するJICA専門家（写真：JICA）

<sup>注6</sup> 国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内で消費する取組。

## 日本の開発協力の方針 南西アジア地域の重点分野



図表Ⅲ-3 南西アジア地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名         | 贈与            |              |               | 計             | 政府貸付等           |                 |                 | 合計<br>(支出純額)    | 合計<br>(支出総額)    |
|----|------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    |                  | 無償資金協力        |              | 技術協力          |               | 貸付実行額<br>(A)    | 回収額<br>(B)      | (A) - (B)       |                 |                 |
|    |                  |               | うち国際<br>機関経由 |               |               |                 |                 |                 |                 |                 |
| 1  | インド              | 7.48          | —            | 106.15        | 113.63        | 2,586.31        | 905.17          | 1,681.14        | 1,794.77        | 2,699.94        |
| 2  | バングラデシュ          | 55.15         | 37.70        | 37.98         | 93.13         | 1,162.46        | 116.41          | 1,046.06        | 1,139.18        | 1,255.59        |
| 3  | スリランカ            | 18.16         | 5.27         | 11.71         | 29.86         | 195.99          | 193.17          | 2.81            | 32.68           | 225.85          |
| 4  | ネパール             | 48.62         | —            | 17.59         | 66.21         | 71.02           | 10.71           | 60.31           | 126.52          | 137.23          |
| 5  | パキスタン            | 57.75         | 21.11        | 16.71         | 74.46         | 57.65           | 266.60          | -208.95         | -134.49         | 132.11          |
| 6  | ブータン             | 17.99         | —            | 9.50          | 27.49         | 2.73            | 0.97            | 1.76            | 29.25           | 30.22           |
| 7  | モルディブ            | 12.53         | —            | 2.15          | 14.68         | —               | 1.10            | -1.10           | 13.58           | 14.68           |
|    | 南西アジアの<br>複数国向け  | —             | —            | 0.32          | 0.32          | —               | —               | —               | 0.32            | 0.32            |
|    | <b>南西アジア地域合計</b> | <b>217.67</b> | <b>64.08</b> | <b>202.11</b> | <b>419.78</b> | <b>4,076.16</b> | <b>1,494.14</b> | <b>2,582.02</b> | <b>3,001.80</b> | <b>4,495.94</b> |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「南西アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

### 3. 大洋州地域

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがあります。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域、EEZ）を持ち、海上輸送の要であるとともに、かつお・まぐろ漁業に必要な不可欠な漁場を提供しています。太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要です。

一方、太平洋島嶼国は比較的新しい独立国が多く、経済的に自立した国家を築くことが急務です。また、経済が小規模で、第一次産業に依存していること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国に特有な共通の課題があります。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施しています。

#### 日本の取組

太平洋島嶼国の政治的な安定と自立的経済発展のためには、各国の社会・経済的な脆弱性を克服するための支援のみならず地域全体への協力が不可欠です。日本は、太平洋島嶼国で構成される地域協力の枠組みである太平洋諸島フォーラム（PIF）<sup>注7</sup>との協力を進めるとともに、1997年以降、3年ごとに、太平洋島嶼国との首脳会議である太平洋・島サミット（PALM）を開催しています。また、2010年以降、PALMの1年半後を目処にPALM中間閣僚会合が開催されています。



サモアで実施中の技術協力「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」における研修の様子（写真：JICA）

2018年5月、福島県いわき市で第8回太平洋・島サミット（PALM8）が開催され、「①自由で開かれた持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展の基盤強化、③人的交流・往来の活性化」を柱とし、これまでの実績を踏まえた、従来同様のしっかりとした開発協力の実施と、成長と繁栄の基盤である人材の育成・交流の一層の強化（3年間で5000人以上）を謳った協力・支援方針が発表されました。

また、2019年5月、関係省庁間会議である「太平洋島嶼国協力推進会議」において、オールジャパンでの太平洋島嶼国への取組を強化する方針がとりまとめられました。こうした支援方針も踏まえ、日本は、太平洋島嶼国に対し、港湾・空港など基礎インフラ整備をはじめとする二国間の協力や、複数の国を対象とした技術協力を実施しています。

PALM8の第1の柱である「自由で開かれた持続可能な海洋」では、太平洋島嶼国の担当職員に向け、違法・無報告・無規制漁業（IUU）の抑止のための研修を行いました。また、第2の柱の「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」では、各国気象局の人材の育成、住民が迅速に避難できる体制づくりなどの包括的な支援による「防災の主流化」や、廃棄物管理にかかる人材と制度の強化に取り組んでいます。たとえば、G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成に向け日本が立ち上げた「マリーン（MARINE）・イニシアティブ」（詳細は80ページを参照）の一環として、大洋州地域の持続可能な廃棄物管理にかかる人材および組織・制度的な基盤強化のための支援を行っています。同イニシアティブを通じて、2019年度には約300人を育成し、間接的な裨益者は約5万人に達しました。また、太平洋島嶼国の気候変動問題への取組を支援するため、日本は、サモアにある地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局（SPREP）と連携し、各国の気候変動対策に携わる人材の育成に向けた支援も進めています。加えて、第3の柱である「人的交流・往来の活性化」では、若い行政官らに対する本邦大学院における修士課程教育と、本邦省庁におけるインターンシップを実施する事業などを行っています。

注7 PIF加盟国・地域は、オーストラリア、ニューージーランド、パプアニューギニア、フィジー、サモア、ソロモン、バヌアツ、トンガ、ナウル、キリバス、ツバル、ミクロネシア連邦、マーシャル、パラオ、クック、ニウエ、フランス領ポリネシア、ニューカレドニアの16か国および2地域。

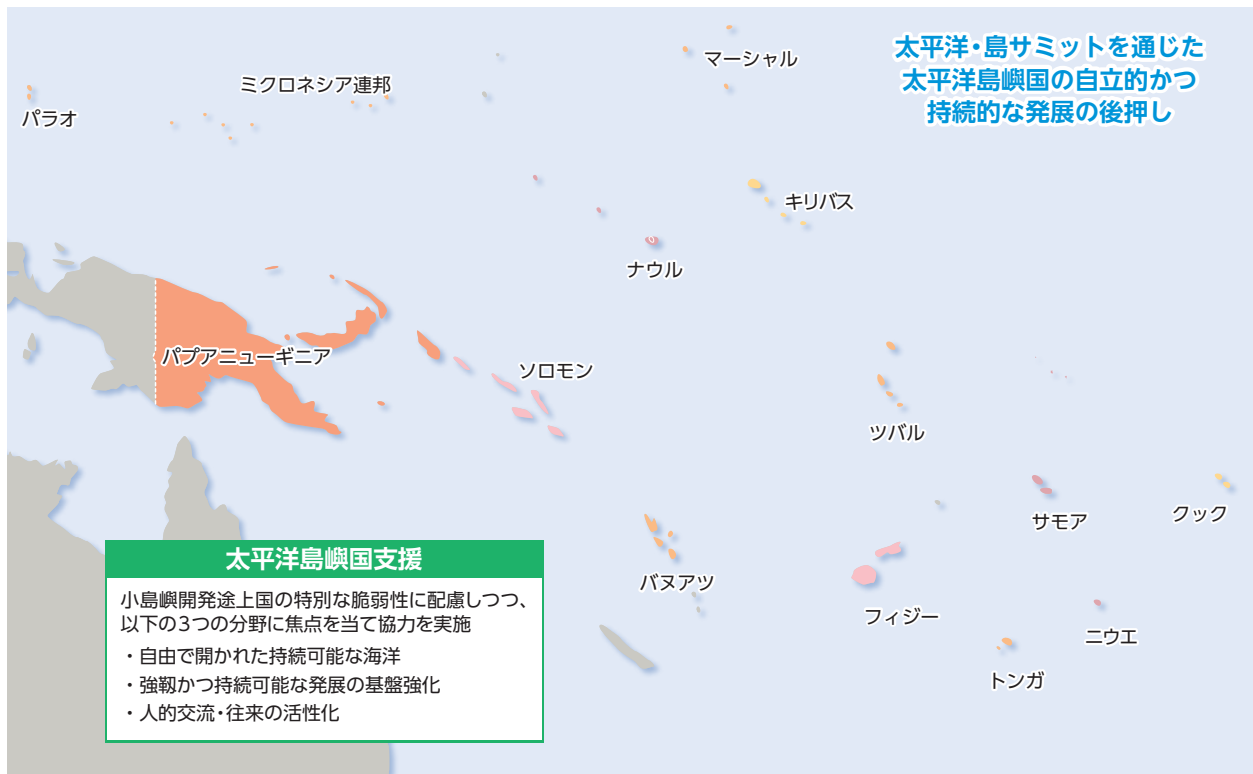


大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクトにおけるパプアニューギニアの廃棄物処分場での活動の様子（写真：JICA）

さらに、2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、日本は、2020年に大洋州地域の14か国に対し、総額約40億円の保健・医療関連機材等の供与や技術協力支援を行っているほか、経済の回復を支援するため、パプアニューギニア、フィジー、およびソロモンに対して総額425億円の財政支援<sup>しやっかん</sup>借款を供与することを決定しました。

日本は今後も保健医療システムの強化や新型コロナの影響を受けた経済の回復のための支援を米国、オーストラリアやニュージーランド、その他のパートナーと連携しつつ行っていきます。これらの取組により、ポスト・コロナ時代において、安定した、強<sup>きょうじん</sup>靱かつ繁栄した大洋州地域をともに構築していきます。

日本の開発協力の方針 大洋州地域の重点分野



図表Ⅲ-4 大洋州地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名  | 贈与     |              |       | 計      | 政府貸付等        |            |           | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|----|-----------|--------|--------------|-------|--------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
|    |           | 無償資金協力 |              | 技術協力  |        | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | (A) - (B) |              |              |
|    |           |        | うち国際<br>機関経由 |       |        |              |            |           |              |              |
| 1  | パプアニューギニア | 20.92  | -            | 7.91  | 28.82  | 36.12        | 11.95      | 24.17     | 52.99        | 64.94        |
| 2  | サモア       | 34.12  | -            | 3.15  | 37.26  | -            | 1.83       | -1.83     | 35.44        | 37.26        |
| 3  | パラオ       | 11.84  | -            | 2.34  | 14.18  | 4.22         | -          | 4.22      | 18.40        | 18.40        |
| 4  | トンガ       | 15.23  | -            | 1.55  | 16.78  | -            | -          | -         | 16.78        | 16.78        |
| 5  | フィジー      | 4.42   | 0.10         | 7.19  | 11.61  | -            | 1.11       | -1.11     | 10.49        | 11.61        |
| 6  | キリバス      | 10.81  | -            | 0.76  | 11.56  | -            | -          | -         | 11.56        | 11.56        |
| 7  | ミクロネシア連邦  | 9.29   | -            | 2.12  | 11.41  | -            | -          | -         | 11.41        | 11.41        |
| 8  | マーシャル     | 9.38   | -            | 1.03  | 10.41  | -            | -          | -         | 10.41        | 10.41        |
| 9  | ナウル       | 8.33   | -            | 0.06  | 8.39   | -            | -          | -         | 8.39         | 8.39         |
| 10 | ソロモン      | 1.84   | -            | 6.31  | 8.15   | -            | -          | -         | 8.15         | 8.15         |
| 11 | バヌアツ      | 2.66   | -            | 3.32  | 5.98   | 1.12         | -          | 1.12      | 7.10         | 7.10         |
| 12 | ツバル       | 3.38   | -            | 0.12  | 3.50   | -            | -          | -         | 3.50         | 3.50         |
| 13 | クック       | 0.39   | -            | 0.07  | 0.46   | -            | -          | -         | 0.46         | 0.46         |
| 14 | ニウエ       | 0.16   | -            | 0.10  | 0.26   | -            | -          | -         | 0.26         | 0.26         |
| 15 | [トケラウ]    | -      | -            | 0.00  | 0.00   | -            | -          | -         | 0.00         | 0.00         |
|    | 大洋州の複数国向け | 6.87   | 6.25         | 3.95  | 10.81  | -            | -          | -         | 10.81        | 10.81        |
|    | 大洋州地域合計   | 139.62 | 6.35         | 39.97 | 179.59 | 41.45        | 14.89      | 26.56     | 206.16       | 221.04       |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・[ ] は地域名を示す。

## 国際協力の現場から



## パプアニューギニア初の国定教科書と教師用指導書が完成！

～日本の教科書作りのノウハウを活かし、現地の実情に寄り添った学びに貢献～

パプアニューギニアは、都市から離れた小中学校が多数点在しており、アクセス困難な遠隔地では、教科知識を十分に持たずに授業を行う教師がいるなど、教員の質に大きな課題を抱えていました。カリキュラム改革の一環として、2001年に先進的な成果重視型の教育が導入されましたが、全国統一の教科書や教員のための教師用指導書は作成されず、大きな裁量を与えられた教員は、海外で作成された市販の参考書などを用いて自身の指導力に頼った授業を行っていました。結果、教育の質が確保できず、子どもたちを十分に指導できない状況となり、子どもの学力が落ちたとの批判が高まりました。

そのため、パプアニューギニア教育省は、2014年に成果重視型の教育を廃止し、その代わりに新たなスタンダード型カリキュラムを導入し、国定教科書を作成することになりました。しかし、国定教科書を作成したことのない同国においては、十分な知識や経験が不足していました。

こうした状況の中、教育省は、2005年から同国の理数科教育分野で支援を行っていた日本に協力を要請しました。2016年、全国の小学校3～6年生を対象とした理数科の国定教科書と教師用指導書を開発するため、「理数科教育の質の改善プロジェクト」が開始されました。

パプアニューギニア側から選任された教員とカリキュラム作成の職員、日本側の専門家が一堂に集まり、約4年にわたって初の国定教科書作りに向けた共同作業が行われました。日本の授業研究手法（模擬授業）を取り入れ、日本の教科書出版会社の学校図書株式会社がノウハウを提供しつつ、同国の子どもたちと教員にとって最も分かりやすい内容にするため、国の文化・自然を紹介しつつ、写真やイラストをふんだんに盛り込むなど、様々な



現地の実情に合った教科書と教師用指導書の作成作業を行う日本人専門家とパプアニューギニアのカウンターパートたち（写真：JICA）

工夫を行いました。算数の設問づくりにおいても、日本とはお金の単位や身近にあるものが異なるため、その一つ一つをパ



新しく作成された教科書を使って学ぶパプアニューギニアの子どもたち（写真：JICA）

プアニューギニアの先生たちと相談し、同国の実情を反映した内容に変えていく作業が行われました。

「国づくり・人づくりの根幹に関わる国定教科書の作成を任されるという経験は、非常に貴重な機会でした。2年目からは教科書内容を検証するため教員同士の模擬授業が宿泊体制で行われ、授業、検証、次の授業の準備など、ほとんど休みのない作業が行われました。」と、開発に携わった伊藤明徳<sup>いとうあきのり</sup>専門家は、当時の様子を振り返ります。

「何よりも素晴らしかったのは、自国の教育レベルを何としても向上させたいというパプアニューギニアの先生方の熱意でした。私たちも、パプアニューギニアのこれからの教育の出発点に立ち会えたことを本当に光栄に感じています。」と、本プロジェクトに参加した学校図書株式会社の芹澤克明<sup>せりざわかつあき</sup>氏と駒沢進<sup>こまざすすむ</sup>氏も語り、次のように続けます。「日本の教科書は、学習内容が系統立っていて優れています。例えば、かけ算を学んだ後に面積の計算を行うなど、各単元で履修した内容を踏まえて次の単元で新しい事項を学んで行く工夫がされているのです。こうして、単元を一步一步終えていくことで、6年間ですべての必要な知識がきちんと身につくよう作られています。パプアニューギニアの先生方も、日本の教科書に対し、『すごく勉強になった』『必要な学習内容が初めて分かった』と歓喜の声を寄せてくださいました。」

約4年の年月をかけて完成した理数科の教科書と教師用指導書は、2020年2月の新学期から使用されています。同国では、日本のように児童一人ひとりに教科書が配布されることはなく、授業が終わるときに先生が回収しています。日本のノウハウが結集した新しい教科書は、何度も何度も繰り返し学びの場で活用され、パプアニューギニアの教育の質の向上に大きく貢献しています。



## 4. 中南米地域

中南米地域は人口約6.4億人、域内総生産約5.5兆ドル（2019年）の巨大市場であり、通商戦略上も重要な地域です。また、この地域は民主主義が根付き、鉱物・エネルギー資源や食料資源の供給地でもあり、国際社会での存在感を着実に高めています。ODA対象国の中では平均所得水準は比較的高いものの、国内での貧富の格差が大きく、貧困に苦しむ人が多数残されていることもこの地域の特徴です。また、200万人を超える日系人の存在などもあり、日本との人的・歴史的な絆は伝統的に強く、日本は中南米地域と長い間、安定的な友好関係を維持してきました。



ブラジル訪問の際、アラウジョ外務大臣との、「ニオブ及びグラフェンの生産及び利用に関する協力覚書」および「アマゾン地域の生物多様性の持続可能な利用に関するトメアス協力覚書」の署名式に臨む茂木外務大臣（2021年1月）

### 日本の取組

#### …防災・環境問題への取組

中南米地域は、アマゾンの熱帯雨林をはじめとする豊かな自然が存在する一方、地震、津波、ハリケーン、火山噴火などの自然災害に見舞われることが多く、防災の知識・経験を有する日本の支援は重要です。

日本は、2010年のマグニチュード7.0の大地震により壊滅的な被害を受けたハイチに対し、累計3.2億ドル以上の復旧・復興支援を行っており、また、カリブ海上の国々や地震が頻発するメキシコ、エクアドル、ペルー、チリをはじめとする太平洋に面した国々に対し、日本の防災分野の知見を活かした支援を行っています。また、日本は、2020年11月にハリケーン被害のあったニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、コロンビアに対して、緊急援助物資の供与を行いました。

また、中米域内においては、コミュニティ・レベルでの防災知識の共有や災害リスク削減を目指す「中米

広域防災能力向上プロジェクト「BOSAI」が大きな成果を上げています。このほか、カリブ諸国に対して日本は、気候変動や自然災害に対する小島嶼開発途上国特有の脆弱性を克服するため、1人当たりの所得水準とは異なる観点から支援を行っており、災害に強靱な橋梁や緊急通信体制の整備、災害対策能力強化に資する機材の供与等に加え、洪水対策・防砂専門家の派遣やカリブ8か国に対する広域の気候変動対策支援や技術協力などを行っています。

また、日本は、環境問題に関して、気象現象に関する科学技術研究、生物多様性の保全、リモートセンシングを利用したアマゾン熱帯林の保全や廃棄物処理場の建設など、幅広い協力を行っています。近年注目を集めている再生可能エネルギー分野において、日本は太陽光発電導入への支援を多くの国で実施しており、コスタリカやボリビア等では地熱発電所の建設に関する支援も行っています。また、ジャマイカでは米州開発銀行（IDB）と協力し、エネルギー導入促進のためのプロジェクトをドル建て借款により実施しています。また、カリブ諸国に対しては、水産分野において、ハリケーン被害を受けた水産施設の修復や水産専門家の派遣、水産関連機材の供与を行い、限りある海洋生物資源の持続可能な利用促進に貢献しています。2020年には、アンティグア・バーブーダおよびグレナダに対して、カリブ地域で深刻な被害をもたらしているサルガッサム海藻除去のための無償資金協力を決定しました。

#### …経済・社会インフラの整備

中南米は、近年、産業の生産拠点や市場としても注目されており、多くの日本企業が進出しています。中南米諸国の開発のための基盤整備の観点から、日本は都市圏および地方における上下水道インフラ整備も積極的に行っており、2020年8月には、パラグアイにおける安全かつ効率的な上下水道サービスの提供を通じた生活環境の改善のため、91.3億円の円借款供与のための書簡の交換を行いました。

このほか日本は、特に中南米諸国において、官民連携で地上デジタル放送の日本方式（ISDB-T方式）の普及に取り組み、2020年12月時点で中南米では14か国が日本方式を採用しています。日本は採用した国々に対して、同方式を円滑に導入できるよう技術移転を行い、人材育成を行っています。



フロレンティン駐日パラグアイ大使の表敬を受けた鈴木外務大臣政務官（2020年11月）

### ・・・医療・衛生分野および教育その他での取組

医療・衛生分野でも、日本は中南米に対して様々な協力を行っています。同地域においては、医療体制が弱く、非感染性疾患、HIV／エイズや結核などの感染性疾患、熱帯病などが未だ深刻な状態です。さらに2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、迅速で的確な診断と治療体制の確立が求められています。

このような中南米諸国に対し、2020年、日本は、新型コロナ対策支援として、各国政府の要請に基づき、保健・医療関連機材の供与のため、18か国との間で総額79億円の無償資金協力に関する書簡を署名・交換しました。このほか、17か国に対し、既存の技術協力や無償資金協力を通じて、総額約2億円の保健・医療関連機材の供与を実施しました。また、エルサルバドルに対しては、2015年に署名済みの災害復旧スタンバイ借款50億円について、新型コロナ対策支援のために貸付けを実施しました。2国間での支援に加え、汎米保健機構（PAHO）に3億円を拠出したほか、米州開発銀行（IDB）の日本信託基金を通じて能力強化や物資提供等を実施しました。

また、日本は、エルサルバドルにおいて、中南米ではマラリアに次いで深刻な熱帯病と位置付けられる寄生虫病のシャーガス病の病原因子の解明と治療薬の開発に関する共同研究を行っています。衛生分野では、日本は、安全な飲料水の供給や生活水の再利用のため、上下水道施設の整備への協力を数多く行いました。

中南米各国では日系社会が形成されており、日本は日系福利厚生施設への支援、研修員の受入れ、JICA海外協力隊員の派遣などを継続しています。

また、今も貧困が残存し、教育予算も十分でない中

南米諸国にとって、教育分野への支援は非常に重要です。日本は、ハイチに対する無償資金協力「中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画」などを通じて基礎教育施設の建設や、指導者の能力向上のための技術協力プロジェクトやボランティア派遣などを実施し、現地で高い評価を得ています。

### ・・・南南協力や地域共同体との協力

ブラジル、メキシコ、チリ、およびアルゼンチンの4か国は、南南協力\*で実績を上げています。また、これらの国と日本はパートナーシップ・プログラムを交わしており、たとえば、アルゼンチンと協力し、中南米やアフリカにおいて中小企業支援を実施していません。チリでは、三角協力を通じて中南米諸国の防災に資する人材育成を行っており、当初の目標であった4,000人を超えて、5,169人の人材育成を達成しました。また、ブラジルでは、日本の長年にわたる協力を受け、日本式の地域警察制度が普及しています。その経験を活用して、現在では三角協力の枠組みにおいて、地域警察分野のブラジル人専門家が中米諸国に派遣され、技術移転を行っています。メキシコにおいても、主に保健・医療分野におけるこれまでの日本の協力の成果を、中南米各国に共有する活動が実施されています。

また日本は、より効果的で効率的な援助を実施するため、中南米地域に共通した開発課題について、中米統合機構（SICA）やカリブ共同体（CARICOM）といった地域共同体とも協力しつつ、地域全体にかかわる案件の形成を進めています。

### ・・・中米移民、ベネズエラ難民・移民支援

中米においては、貧困や治安の悪さから逃れ、米国やメキシコへの移住を目指す移民キャラバンの問題が



グアテマラの火山山麓地域の防災活動について指導するJICA専門家および同活動に携わる地域住民たち（写真：JICA）

あり、日本は、2020年、メキシコ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスに対し、国際移住機関（IOM）や国連世界食糧計画（WFP）と連携し、中米での移民に対する自発的帰還の促進、移民流出防止や帰還移民の社会への再統合のための支援を行いました。

また、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、2020年12月までに約540万人のベネズエラ難民・移民が主に近隣諸国に流出し、受入れ地域住民の生活環境の悪化や、地域情勢の不安定化の一要因となる状況が発生しましたが、対応が十分にできていないことが課題となっています。2020年3月に、日本はベネズエラ難民を受け入れているブラジル、コロンビア、エクアドルおよびペルーに対し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）または国際移住機関（IOM）を通じて、脆弱な人々の保護、食料支援、職業訓練等の社会的統合支援のための無償資金協力の実施を決定しました。また、2020年5月、鈴木外務副大臣（当時）は、ベネズエラ難民への連帯を示す国

際ドナー会合に出席し、ベネズエラの周辺国をはじめとする地域の深刻な課題となっている同国避難民に関する各国の取組について意見交換を行いました。2020年12月には、国連児童基金（UNICEF）を通じて、ベネズエラ国内における帰還民・国内避難民を含む児童や妊産婦への予防接種の実施および医療従事者の能力強化のための協力を決定しました（121ページの「国際協力の現場から」も参照）。



ホンジュラスにおいて、草の根無償資金協力により増改築され教育環境が改善された、コマヤグア県シグアテペケ市マルコ・アウレリオ・ソト基礎教育学校で学ぶ生徒たち

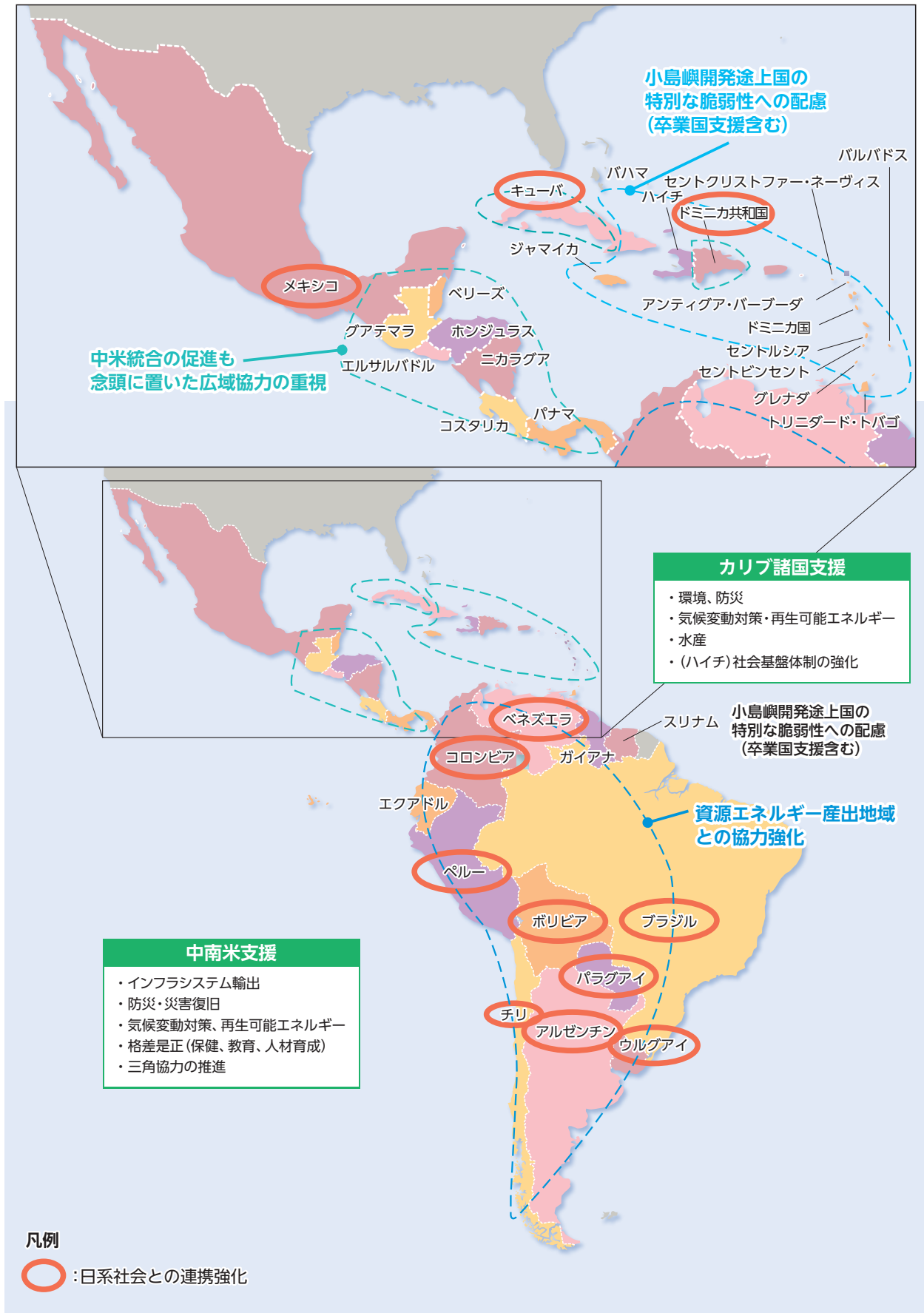


#### 用語 解説

#### \*南南協力（三角協力）

より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験、人材、技術、資金、知識などを活用して、他の途上国に対して行う協力。自然環境・言語・文化・経済事情や開発段階などが似ている国々に対して、主に技術協力を行う。また、ドナーや国際機関が、このような途上国間の南南協力を支援する場合は、「三角協力」という。

日本の開発協力の方針 中南米地域の重点分野



図表Ⅲ-5

## 中南米地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名         | 贈与            |              |               | 計             | 政府貸付等         |               |               | 合計<br>(支出純額)  | 合計<br>(支出総額)  |
|----|------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|    |                  | 無償資金協力        |              | 技術協力          |               | 貸付実行額<br>(A)  | 回収額<br>(B)    | (A) - (B)     |               |               |
|    |                  |               | うち国際<br>機関経由 |               |               |               |               |               |               |               |
| 1  | ブラジル             | 5.04          | 3.82         | 12.57         | 17.61         | 44.18         | 90.66         | -46.48        | -28.88        | 61.78         |
| 2  | パラグアイ            | 6.03          | -            | 6.77          | 12.80         | 43.20         | 29.29         | 13.91         | 26.71         | 56.00         |
| 3  | コスタリカ            | 0.52          | -            | 3.24          | 3.76          | 31.40         | 16.47         | 14.93         | 18.69         | 35.16         |
| 4  | ペルー              | 1.31          | -            | 8.20          | 9.52          | 22.98         | 45.99         | -23.01        | -13.49        | 32.50         |
| 5  | ホンジュラス           | 19.50         | -            | 4.21          | 23.71         | 0.53          | -             | 0.53          | 24.24         | 24.24         |
| 6  | グアテマラ            | 1.39          | 0.47         | 4.85          | 6.24          | 17.08         | 13.02         | 4.06          | 10.31         | 23.33         |
| 7  | ハイチ              | 21.99         | 2.08         | 0.82          | 22.81         | -             | -             | -             | 22.81         | 22.81         |
| 8  | ボリビア             | 13.68         | -            | 7.85          | 21.53         | 0.76          | -             | 0.76          | 22.29         | 22.29         |
| 9  | エクアドル            | 7.85          | 3.21         | 10.95         | 18.80         | -             | 4.54          | -4.54         | 14.26         | 18.80         |
| 10 | ニカラグア            | 5.72          | -            | 5.93          | 11.65         | 4.67          | -             | 4.67          | 16.33         | 16.33         |
| 11 | キューバ             | 10.72         | 0.75         | 3.50          | 14.22         | -             | -             | -             | 14.22         | 14.22         |
| 12 | エルサルバドル          | 1.74          | -            | 6.99          | 8.73          | 4.27          | 16.62         | -12.35        | -3.62         | 13.00         |
| 13 | コロンビア            | 6.56          | 4.62         | 4.87          | 11.43         | -             | -             | -             | 11.43         | 11.43         |
| 14 | メキシコ             | 0.07          | 0.07         | 8.65          | 8.72          | -             | -             | -             | 8.72          | 8.72          |
| 15 | ドミニカ共和国          | 1.11          | -            | 4.63          | 5.75          | -             | 3.95          | -3.95         | 1.80          | 5.75          |
| 16 | アルゼンチン           | 0.31          | -            | 4.26          | 4.56          | -             | 16.19         | -16.19        | -11.62        | 4.56          |
| 17 | セントビンセント         | 3.70          | -            | 0.33          | 4.03          | -             | -             | -             | 4.03          | 4.03          |
| 18 | スリナム             | 3.75          | -            | 0.00          | 3.76          | -             | -             | -             | 3.76          | 3.76          |
| 19 | セントルシア           | 1.83          | -            | 1.70          | 3.53          | -             | -             | -             | 3.53          | 3.53          |
| 20 | パナマ              | 0.80          | -            | 2.53          | 3.33          | -             | 9.60          | -9.60         | -6.27         | 3.33          |
| 21 | ジャマイカ            | 0.48          | -            | 2.11          | 2.59          | 0.47          | 4.65          | -4.18         | -1.59         | 3.06          |
| 22 | ガイアナ             | 2.70          | -            | 0.13          | 2.83          | -             | -             | -             | 2.83          | 2.83          |
| 23 | アンティグア・<br>バーブーダ | 1.91          | -            | 0.02          | 1.93          | -             | -             | -             | 1.93          | 1.93          |
| 24 | ベリーズ             | 0.40          | -            | 0.78          | 1.18          | -             | -             | -             | 1.18          | 1.18          |
| 25 | ドミニカ国            | 0.06          | -            | 0.48          | 0.54          | -             | -             | -             | 0.54          | 0.54          |
| 26 | ベネズエラ            | 0.25          | -            | 0.23          | 0.49          | -             | -             | -             | 0.49          | 0.49          |
| 27 | グレナダ             | 0.07          | -            | 0.05          | 0.12          | -             | -             | -             | 0.12          | 0.12          |
|    | 中南米の<br>複数国向け    | -             | -            | 8.38          | 8.38          | 4.76          | 0.40          | 4.36          | 12.74         | 13.14         |
|    | <b>中南米地域合計</b>   | <b>120.50</b> | <b>15.03</b> | <b>118.03</b> | <b>238.53</b> | <b>174.30</b> | <b>252.29</b> | <b>-77.99</b> | <b>160.54</b> | <b>412.83</b> |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

## 国際協力の現場から



## すべての人が安心して暮らせる社会のために

～日本政府と協力してベネズエラ避難民を支援～

南米ベネズエラでは、経済・社会情勢の悪化により、550万人以上のベネズエラ人が避難民として周辺国などへ避難しており、これは世界で最も深刻な難民問題の一つとなっています。私が住んでいるコロンビアにも約180万人のベネズエラ人が避難してきています。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、国際移住機関（IOM）と連携しR4V（Response for Venezuelans）と呼ばれるベネズエラ人支援のための援助を実施しています。私は2018年6月からベネズエラとの国境に位置するコロンビア東部のUNHCRククタ事務所で、ククタ市を含むノルテ・デ・サンタンデル県とその隣接県へ避難するベネズエラ人避難民の保護、R4Vを通じた50以上のローカル支援団体の援助内容の調整、情報管理、広報活動に取り組んできました。

コロンビアでは、2020年3月以降に新型コロナウイルスの感染が拡大し、執筆現在（2020年11月）に至るまで、ククタ市内のベネズエラとの国境管理所は閉鎖されています。しかし、閉鎖前は1日3,000から5,000人もの避難民が流入する状況であり、国境管理所閉鎖後も多くのベネズエラ人が身の安全や食料の確保、保健・医療や教育へのアクセスなどの基本的権利の保障を求めて山岳地や河川などの非正規国境からコロンビアへ入国してきていました。こうした国境付近には人身売買組織や武装集団が存在しており、ベネズエラからの避難民と地域住民の双方の安全上のリスクとなっています。また、感染拡大と厳しい経済活動制限によって、コロンビア国内に避難している避難民の多くが生活の糧を失い、深刻な食料不足や避難先住居からの立ち退きを求められるなど窮地に立たされています。

このような状況を受け、UNHCRコロンビア事務所では、コロンビア政府のほか日本政府をはじめとするパートナーと連携しながら支援を行っています。日本政府からは、2019年7月に3億200万円の国際機関連携無償資金協力



コロンビアのノルテ・デ・サンタンデル県を歩いて移動する難民と羽鳥保護補官が話す様子（写真：UNHCR）

「コロンビアにおけるベネズエラ難民、コロンビア帰還民及び受入コミュニティへの人道支援計画」が、さらに、2020年3月には、ベネズエラ周辺国（コロン

アドル・ブラジル）における避難民に対する計14億3000万円（コロンビアへは3億9600万円）の緊急無償資金協力がそれぞれ供与されました。これらの支援により、2019年7月から2020年5月



かつてコロンビアの紛争によってノルテ・デ・サンタンデル県に逃れてきたコロンビア人国内避難民の家族と、UNHCRの同僚と羽鳥保護補官。この家族は、コミュニティに逃れてきたベネズエラ人たちを支援している。（写真：UNHCR）

までの10か月間で、計4万人以上のベネズエラ人避難民やコロンビア人帰還民への法的支援や生活・定住支援及びカウンセリングなどの実施や、政府機関・職員などに対する難民受入れに関する法的・技術的助言等を通じた受入れ体制の強化、7万人以上のコロンビア国籍取得支援、避難民の移動やニーズ、保護状況に関する調査の強化、約1万人の避難民への一時避難シェルターの提供を行いました。

このほか、UNHCRコロンビア事務所では、ベネズエラ避難民のコロンビア社会への統合を目的として、受入れコミュニティも含めた難民の人権や基本的サービスへのアクセスに関する研修、生計手段確保のための支援などを行うとともに、母国を離れざるを得なかったベネズエラの人々に対するコロンビア国内での理解や支援促進のため、「Somos Panas Colombia\*」キャンペーンに取り組んでいます。同キャンペーンでは、コロンビア国内においてベネズエラ避難民への連帯、共感、寛容という価値観を共有することで、コロンビア人を含むすべての住民が暮しやすい社会を目指しています。

ベネズエラ人避難民問題は、既に周辺国政府、日本を含むドナー各国、国際機関、民間企業、市民団体、地域住民が連携して対応しているものの、その規模が非常に大きいことから、支援が行き届いておらず、今後も継続的な支援強化が求められています。私もUNHCRの一員として、なるべく多くの方々へ必要な支援が届けられるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

UNHCRコロンビア ククタ事務所保護補官（JPO派遣）  
はとりあつこ  
羽鳥篤子

\* “Somos panas” はスペイン語で私たちは友達の意味（<https://somospanascolombia.com/>（スペイン語のみ））

## 5. 欧州地域

欧州地域の中で、過去に共産主義体制にあった中・東欧、旧ソ連の多くの国々は、現在、市場経済に基づいた経済発展に取り組んでいます。日本は、人権、民主主義、市場経済、法の支配などの基本的価値を共有するこれらの国々との関係をさらに強化し、欧州全体の一層の安定と発展に貢献するため、経済インフラの再建、環境問題などへの取組を支援しています。

### 日本の取組

西バルカン諸国<sup>注8</sup>は、1990年代に発生した紛争の影響で改革が停滞していましたが、各国・国際機関などの復興支援、および各国自身による改革の結果、復興支援の段階から卒業し、現在は持続的な経済発展に向けた支援が必要な段階にあります。

結束する欧州を支持する日本は、2004年にEU（欧州連合）と共同で開催した西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合で確認された、「平和の定着」、「経済発展」、「域内協力」の3本柱を重点分野として開発協力を展開しています。2018年には、安倍総理大臣（当時）が西バルカン諸国のEU加盟を目指した社会経済改革を支援し、民族間の和解・協力を促進することを目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」を発表しました。日本は、西バルカン諸国において、「持続可能な経済成長の促進」を重点方針として支援しています。

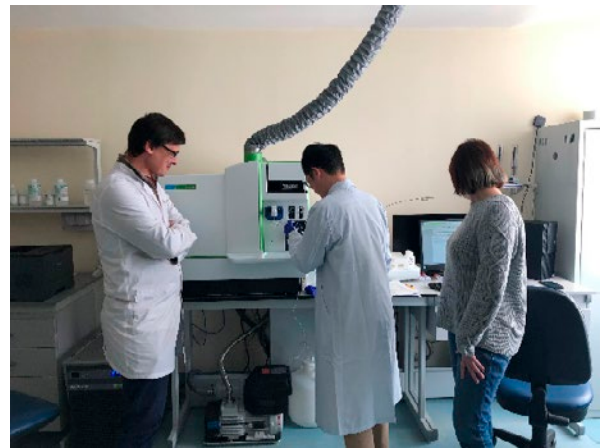
旧ソ連諸国であるウクライナやモルドバは、ロシアとEUとの間に位置し、地政学上重要な位置にあり、これらの国々の安定と持続的な発展は、欧州全体の安定にとって不可欠です。

日本は、ウクライナの自立的・持続的経済成長を後押しすべく、保健医療、財政、経済基礎インフラなどの幅広い分野において支援を行っています。情勢が依

然として悪化しているウクライナ東部に対しては、避難民への水・衛生分野の支援、シェルターの提供、住居修復などの支援を着実に実施しています。また、資金供与以外でも、技術協力を通じた財政改革支援、公共サービス改善支援、メディア支援のほか、新たに廃棄物管理能力向上などの支援を実施しています。

モルドバに対しては、同国の持続可能な経済発展や国民の生活水準向上に資する支援を行っています。

2020年、日本は、欧州地域に対し、新型コロナウイルス感染症の対策支援として、各国からの要請に基づき、保健・医療関連機材の供与のため、北マケドニア、コソボ、セルビア、モンテネグロの4か国との間で総額4億円の無償資金協力に関する書簡を署名・交換しました。

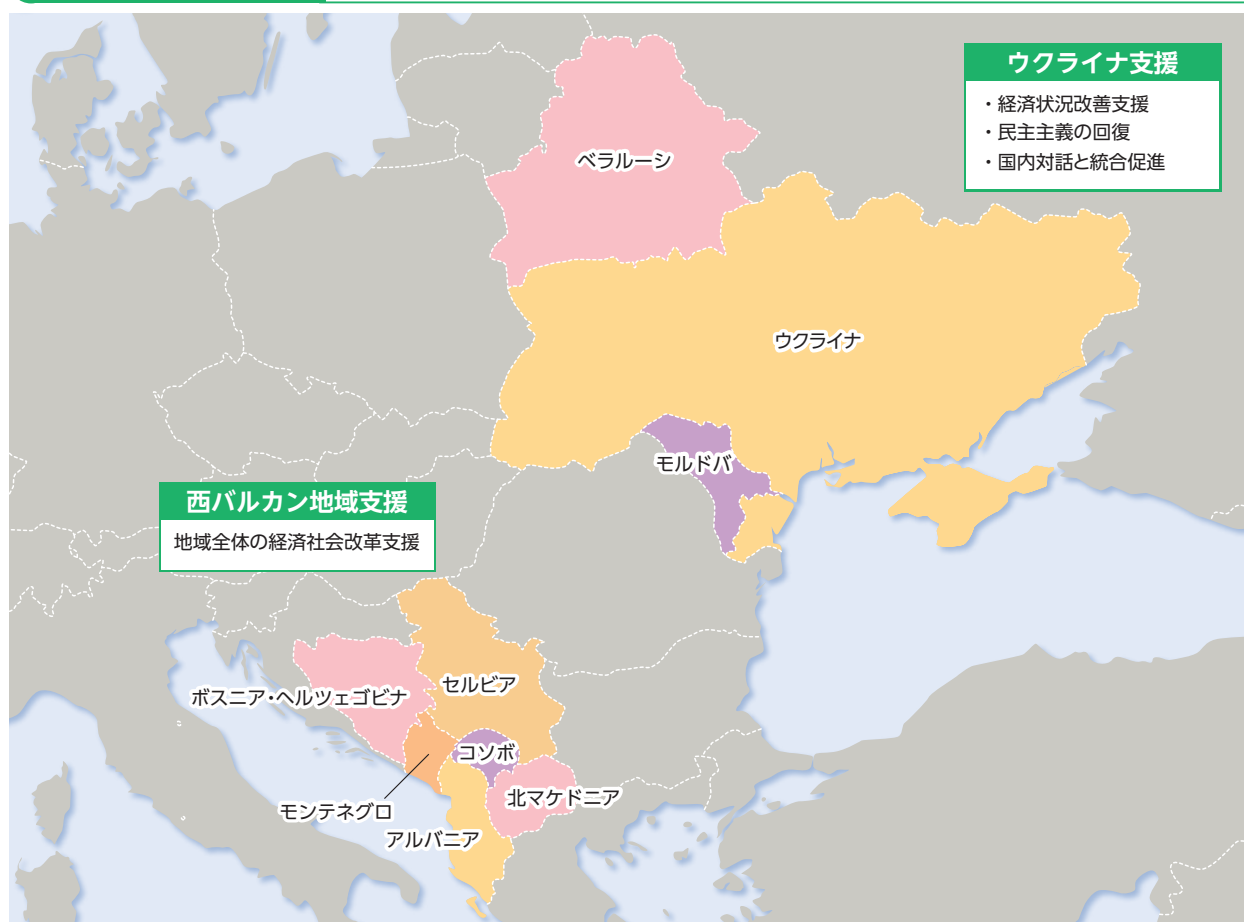


ウクライナの農業放射線研究所において、日本から供与された研究用機材を操作する研究員

さらに、欧州地域内の経済発展の格差を踏まえ、日本は、EUに加盟した国々に対し、援助対象国から卒業したものとして支援を段階的に縮小させるとともに、それらの国がドナー国として欧州地域の開発途上国に対する開発協力に一層積極的に取り組むことを促していきます。

注8 アルバニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モンテネグロの6か国。

## 日本の開発協力の方針 欧州地域の重点分野



図表Ⅲ-6

## 欧州地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名      | 贈与           |              |              | 計            | 政府貸付等        |              |               | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
|    |               | 無償資金協力       |              | 技術協力         |              | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B)   | (A) - (B)     |              |              |
|    |               |              | うち国際<br>機関経由 |              |              |              |              |               |              |              |
| 1  | セルビア          | 0.41         | —            | 2.58         | 2.99         | 25.32        | 1.22         | 24.10         | 27.09        | 28.31        |
| 2  | ボスニア・ヘルツェゴビナ  | 1.04         | —            | 0.79         | 1.83         | 22.18        | 4.06         | 18.12         | 19.96        | 24.02        |
| 3  | ウクライナ         | 5.65         | 2.82         | 2.32         | 7.98         | 1.14         | 8.54         | -7.40         | 0.58         | 9.12         |
| 4  | アルバニア         | 0.63         | —            | 3.41         | 4.04         | 1.29         | 6.46         | -5.17         | -1.13        | 5.33         |
| 5  | コソボ           | 2.74         | 0.09         | 1.42         | 4.16         | —            | —            | —             | 4.16         | 4.16         |
| 6  | 北マケドニア        | 0.84         | —            | 2.65         | 3.50         | —            | 4.80         | -4.80         | -1.30        | 3.50         |
| 7  | モルドバ          | 0.76         | —            | 0.20         | 0.96         | —            | —            | —             | 0.96         | 0.96         |
| 8  | ベラルーシ         | 0.34         | —            | 0.04         | 0.39         | —            | —            | —             | 0.39         | 0.39         |
| 9  | モンテネグロ        | 0.18         | —            | 0.05         | 0.24         | —            | —            | —             | 0.24         | 0.24         |
|    | 欧州の複数国向け      | 0.51         | 0.51         | 0.12         | 0.63         | —            | —            | —             | 0.63         | 0.63         |
|    | <b>欧州地域合計</b> | <b>13.12</b> | <b>3.43</b>  | <b>13.97</b> | <b>27.09</b> | <b>49.93</b> | <b>72.68</b> | <b>-22.75</b> | <b>4.34</b>  | <b>77.02</b> |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。



## 6. 中央アジア・コーカサス地域

ロシア、中国、南アジア、中東、欧州に囲まれた中央アジア・コーカサス地域の発展と安定は、ユーラシア地域全体の発展と安定にとって大きな意義を有しています。また、この地域は、石油、天然ガス、ウラン、レアメタル（希少金属）などの豊富な天然資源を有する戦略的に重要な地域です。この観点から、日本は、これらの地域の国々における人権、民主主義、市場経済、法の支配といった基本的価値の推進を支えています。また、同時にアフガニスタンやイランなど、中央アジアに近接する地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、同地域の長期的な安定と持続的発展のための国づくりを支援しています。

### 日本の取組

日本は、旧ソ連の崩壊に伴い独立した中央アジア・コーカサス諸国に対し、市場経済体制への移行と経済発展に向けた各国の取組を支援するため、老朽化したインフラ整備、市場経済化のための人材育成、保健医療をはじめとする社会システムの再構築など多彩な分野で支援を行っています。

中央アジア諸国との関係においては、同地域の「開かれ、安定し、自立した発展」には、域内国が共通の課題に共同で対処することが重要であるとの考えから、日本は、2004年に「中央アジア+日本」対話の枠組みを立ち上げ、地域協力の「触媒」としての役割を果たすよう努力してきました。近年は対話にとどまらない、より実践的な協力を進めています。

2020年8月、茂木外務大臣を議長として、「中央アジア+日本」対話・外相会合（テレビ会議）が開催されました。同会合において、茂木外務大臣と中央アジア5か国の外相は、(1) 新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力および日本との協力、(2) 2022年の外交関係樹立30周年を見据えた協力の在り方、特に次回の第8回外相会合に向けた議論の方向性について意見交換を行い、議長声明を発表しました。また、新型コロナ対策について、茂木外務大臣は、各国の取組を後押しするため、日本が(1) 保健・医療機材の無償供与、(2) 国際機関を通じた技術支援・保健医療物資供与、(3) アビガン錠の無償提供、(4) 医療専門家間の意見交換を含む感染症対策に係る情報・教訓・知見の共有を積極的に進めている旨を述べました。これに対し、中央アジア各国の

外相からは日本の協力に対する謝意が表明されました。茂木外務大臣から、新型コロナの状況下でも、これまで積み重ねてきた日本の対中央アジア外交の基本的考え方は全く揺るぎないと述べるとともに、自由で開かれた国際秩序の重要性について指摘し、各国外相から賛意が示されました。

中央アジア諸国のうち、特に、ウズベキスタンとの二国間関係では、2019年12月のミルジョーエフ大統領訪日の際、安倍総理大臣（当時）と首脳会談を行い、電力および農業分野での総額約1,900億円の円借款を含む経済協力案件等に合意しました。また、2020年12月には、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣が訪日し、麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣等との会談が行われました。茂木外務大臣との会談では、ウムルザーコフ副首相から、新型コロナ対策をはじめとする日本からの支援に対する謝意の表明がありました。両国は、2019年12月の大統領訪日の際に合意した経済協力案件等を着実に実施していくことで一致しました。

コーカサス諸国との関係では、日本は、アジアと欧州をつなぐゲートウェイとして重要な役割を担うコーカサス地域の自立的な発展のための協力を進めていく考えのもと、2018年9月の河野外務大臣（当時）によるコーカサス3か国（アルメニア、ジョージア、アゼルバイジャン）訪問の際に、「コーカサス・イニシアティブ」を発表しました。同イニシアティブは、①国づくりを担う人づくり支援と、②インフラ整備やビジネス環境整備を通じた魅力的なコーカサスづくりのための支援の2つの柱を基本方針としています。

日本は人材育成支援として、2019年までに中央アジア・コーカサス諸国から11,447名の研修員を受け



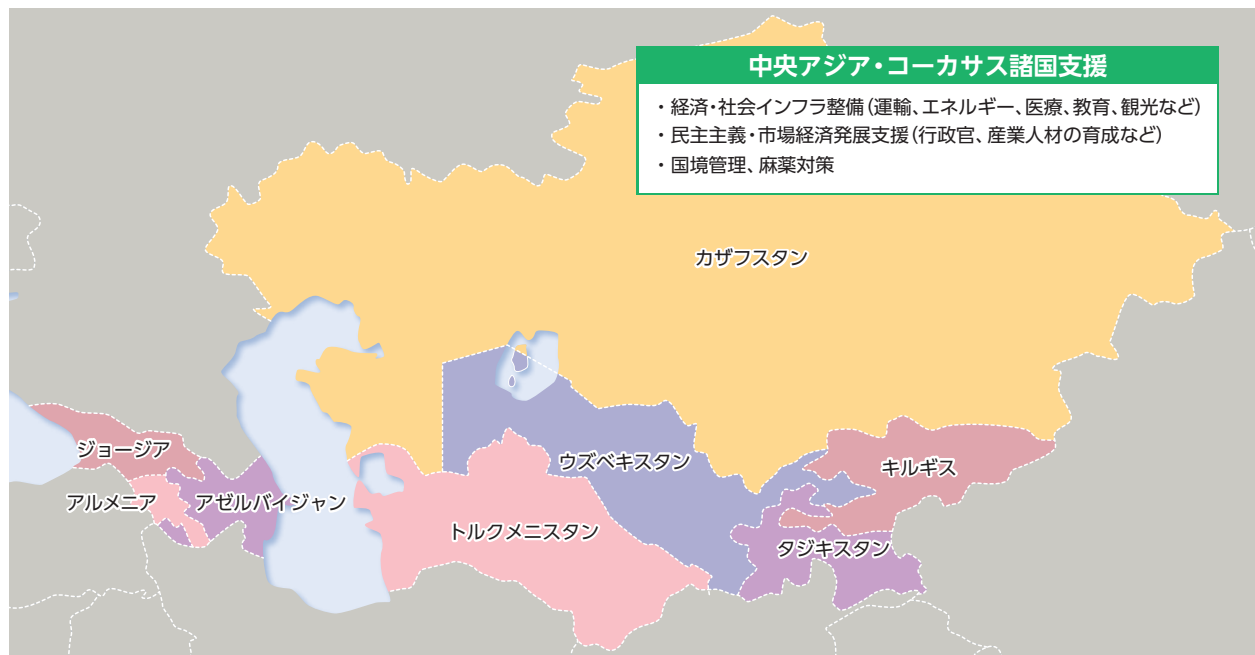
ウズベキスタンの学校において、新型コロナ対策にも貢献するe-learning教材を活用して計算を学ぶ児童たち（写真：JICA）

入れるとともに、同諸国へ向けて3,209名の専門家を派遣しています。また、若手行政官の日本留学プロジェクトである人材育成奨学計画や、日本人材開発センターを通じたビジネス人材育成など、新しい国づくりに必要な人材の育成を支援してきています。

また、日本は新型コロナ対策支援として、中央アジ

ア・コーカサス地域の6か国との間で、保健・医療関連機材の供与のため、総額25億円の無償資金協力に関する書簡を署名・交換しました。このほか、中央アジア5か国に対し、技術協力案件や無償資金協力案件を通じて、総額約1.9億円の保健・医療関連機材の供与を実施しています。

## 日本の開発協力の方針 中央アジア・コーカサス地域の重点分野



図表Ⅲ-7 中央アジア・コーカサス地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名               | 贈与           |             |              | 計            | 政府貸付等         |               |               | 合計<br>(支出純額)  | 合計<br>(支出総額)  |
|----|------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|    |                        | 無償資金協力       |             | 技術協力         |              | 貸付実行額<br>(A)  | 回収額<br>(B)    | (A) - (B)     |               |               |
|    |                        |              | うち国際機関経由    |              |              |               |               |               |               |               |
| 1  | ウズベキスタン                | 11.24        | —           | 6.09         | 17.33        | 395.36        | 28.53         | 366.83        | 384.16        | 412.69        |
| 2  | アゼルバイジャン               | 1.63         | —           | 0.36         | 1.99         | 29.54         | 33.19         | -3.65         | -1.66         | 31.53         |
| 3  | キルギス                   | 16.88        | —           | 10.47        | 27.35        | 0.56          | 9.58          | -9.02         | 18.33         | 27.91         |
| 4  | タジキスタン                 | 16.74        | —           | 5.60         | 22.35        | —             | —             | —             | 22.35         | 22.35         |
| 5  | アルメニア                  | 15.47        | 1.07        | 1.09         | 16.56        | —             | 10.29         | -10.29        | 6.27          | 16.56         |
| 6  | ジョージア                  | 0.98         | 0.15        | 0.41         | 1.39         | 0.54          | 5.29          | -4.75         | -3.36         | 1.93          |
| 7  | トルクメニスタン               | —            | —           | 1.52         | 1.52         | —             | 2.00          | -2.00         | -0.48         | 1.52          |
| 8  | カザフスタン                 | 0.35         | —           | 1.05         | 1.40         | —             | 41.78         | -41.78        | -40.38        | 1.40          |
|    | 中央アジア・コーカサスの複数国向け      | —            | —           | 0.25         | 0.25         | —             | —             | —             | 0.25          | 0.25          |
|    | <b>中央アジア・コーカサス地域合計</b> | <b>63.29</b> | <b>1.22</b> | <b>26.85</b> | <b>90.14</b> | <b>426.00</b> | <b>130.66</b> | <b>295.33</b> | <b>385.47</b> | <b>516.13</b> |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・【-】は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

## 7. 中東・北アフリカ地域

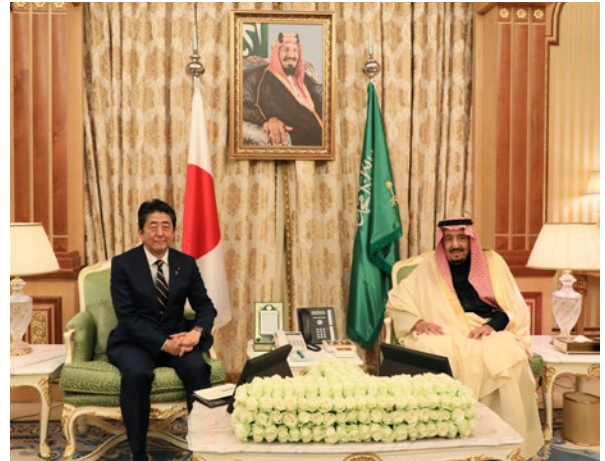
日本は原油輸入の約9割を中東・北アフリカ地域に依存しており、世界の物流の要衝である同地域は、日本の経済とエネルギーの安全保障の観点から、極めて重要な地域となっています。また、高い人口増加率で若年層が拡大し、今後成長が期待される潜在性の高い地域です。

同時に同地域は、1948年のイスラエル建国以来の歴史的問題である中東和平問題に加え、2011年に始まった「アラブの春」以降の各地における政治的混乱やイランを巡る地域の緊張の高まりなど、様々な課題を抱えています。特に、シリアでは戦闘が継続し、多くの難民・国内避難民が生まれ、周辺国も含めた地域全体の安定に大きな影響を及ぼしています。また、「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」のような暴力的過激主義の拡散のリスクも今なお各地に残存しています。一方で、2020年には、これまでの情勢からの変化も見られました。中東和平問題を巡っては、アラブ首長国連邦、バーレーン、スーダンおよびモロッコがイスラエルと国交正常化に合意するという動きがありました。

同地域の平和と安定を実現することは、地域全体、さらには国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼすことから、日本を含む国際社会全体にとって極めて重要です。持続的な平和と安定の実現に向けて、経済的支援や人材育成等を通じて支援していくことが求められています。

2020年、日本は、新型コロナウイルス感染症の対策として、中長期的な感染症へのレジリエンスを高め、「人間の安全保障」を確保するという観点から、様々な支援を実施しました。ヨルダン、エジプト、チュニジアおよびモロッコとの間で総額24億円の保健・医療関連機材供与のための無償資金協力に関する書簡を署名・交換しました。中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対しては、同国の新型コロナ対策として国際機関経由で約2,750万ドルの緊急支援を実施しました。また、イラクに対しては、2020年3月以降、イラク国内の難民キャンプへの医療機器の提供や感染症予防のための啓発活動等を含む新型コロナ対策支援として、約891万ドルの緊急支援を国際機関経由で実施しました。レバノンに対しては、新型コロナ対策として、約760万ドルの緊急支援を国際機関経由で実施しました。このほ

か、技術協力を通じた新型コロナ対策に関する支援も行いました。また、中東各国において、これまで行ってきた協力案件が新型コロナ対策で役立ってきた実績もあります。引き続き紛争等により不安定な情勢を抱える中東地域において、人間の安全保障の理念に基づいて、誰一人取り残さないための国際社会での連携した対応を行っていきます。



サウジアラビア訪問の際、サルマン国王と首脳会談を行った安倍総理大臣（当時）（2020年1月）（写真：内閣広報室）

### 日本の取組

#### …シリア・イラク・レバノン、およびその周辺国に対する支援

国際社会の懸案事項であるシリア問題について、日本は、2020年7月に開催された「シリアおよび地域の将来の支援に関する第4回ブリュッセル会合」（テレビ会議）において表明した、総額約1.89億ドルの支援を速やかに実施しました。この支援には、シリアおよびその周辺国に対する人道支援や社会安定化といった分野への支援が含まれています。さらに日本は、2020年3月、戦闘が激化したシリア北西部の避難民およびホストコミュニティの人々に対するシェルターや毛布、食料などの支援として475万ドルの支援を決定したほか、2020年12月、シリア国内の社会・経済状況の急激な悪化および新型コロナウイルスの急拡大に対処するため、北西部を中心に、食料および越冬のための衣類や住居修繕資材等の提供、水・衛生分野や保健分野で総額720万ドルの人道支援を決定しました。

イラクに対しては、日本は、円借款を通じた水・電気など基礎サービスの向上や研修事業などによる人づくりへの支援に加え、イラク政府の復興への取組を後押しするため、ISILの支配から解放された地域の復興や、難民・国内避難民の早期帰還・定着を目的とした

国際機関経由の無償資金協力も継続しており、2020年には約4,000万ドルの支援を国際機関経由で実施しました。

レバノンに対しては、日本は、2012年以降、難民支援およびホストコミュニティ支援として、2億2000万ドル以上の人道支援を実施しています。また、2020年8月にレバノンの首都ベイルートの港湾施設において発生した大規模爆発に際し、テントや毛布等の緊急援助物資を供与し、被害を受けた医療施設の整備等のため500万ドルの支援を実施しました。加えて、日本のNGOを通じた約120万ドルの草の根レベルの緊急人道支援を行っています。

2011年のシリア危機発生以降、日本のシリア・イラク、およびその周辺国に対する支援の総額は約29億ドル以上となっています。このように、絶えず人道状況が変化している同地域において、日本は<sup>じぎ</sup>時宜に即した効果的な支援を実施しています（46ページの「(1) 平和構築と難民・避難民支援」も参照）。



「レバノン国民に対する支援のための国際会議」（テレビ会議）において、ビデオ・メッセージを発出する<sup>りしあ</sup>齋藤外務副大臣（2020年12月）

また、日本は、人材育成や難民の自立支援に向けた取組も行っています。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて、中東地域における「寛容で安定した社会」の構築のため、日本は、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明し、着実に実施しました。この支援の一環として、日本は、5年間で最大150名のシリア人留学生を受け入れ、教育の機会を提供し、将来のシリアの復興を担う人材を育成することとしており、2019年には22名の留学生を受け入れました。

### …イエメン支援

日本は、これまで主要ドナーとしてイエメンへの支

援を実施してきており、2015年から2019年までの5年間で、国際機関を通じて総額約2億5,600万ドルの支援を実施してきました。また、人道支援を中心とする資金協力のほか、国費留学生の受入れやイエメン人外交官・公務員への日本語研修、JICAによるイエメン人専門家の本邦<sup>しょうへい</sup>招聘事業等を通じ、イエメンの自立的な安定化を後押しするための人材育成への支援を実施してきました。

### …アフガニスタン支援

日本は2001年以降、一貫してアフガニスタンの復興プロセスに貢献しており、支援総額は約68億ドルに達します。日本は、アフガニスタン支援における主要ドナーとして、同国政府およびG7や国連機関、世界銀行等の他ドナーとの協調に努めてきました。日本は現在、アフガニスタンの自立と安定に向けた取組を支えるため、治安分野では警察の能力強化、開発分野では農業開発およびインフラ整備に支援の重点を置いています。また、行政官を中心とした人材育成や教育、保健分野も重視しています。

2012年には、「アフガニスタンに関する東京会合」をアフガニスタンと共催し、アフガニスタンの持続可能な開発に向け、アフガニスタンおよび国際社会の相互責任を明確化し、それを定期的に確認・検証する枠組みである「相互責任に関する東京フレームワーク（TMAF）」を国際社会と共に創設しました。この枠組みは、その後も名称を変えながら引き継がれ、2020年11月に開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」（テレビ会議）では、「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み（APF）」が採択されました。茂木外務大臣はこの会合に対してビデオ・メッセージを発出し、日本は、2021年から2024年まで、年間1.8億ドル規模の過去4年間と同水準の支援を維持するよう努め、和平プロセスの進展がみられる場合には、追加的な支援を検討する用意がある旨を述べました。

### …中東和平（パレスチナ支援）

日本は、パレスチナに対する支援を中東和平における貢献策の重要な柱の一つと位置付け、1993年のオスロ合意以降、総額20.9億ドル以上の支援を実施しています。具体的には、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の社会的弱者やガザ地区の紛争被災民等に対して、その厳しい生活状況を改善するため、国際機

関やNGOなどを通じた様々な人道支援を行っています。また、人々の生活の安定・向上、財政基盤の強化と行財政能力の強化、経済的自立のための支援のために、将来のパレスチナ国家建設に向けた準備と、パレスチナ経済の自立化を目指した取組を行っています。

日本独自の中長期的な取組として、2006年以降、日本は、イスラエル、パレスチナおよびヨルダンとの4者による域内協力により、ヨルダン溪谷の経済社会開発を進める「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、その旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）の開発に取り組んでいます。2018年5月には、パレスチナを訪問した安倍総理大臣（当時）がJAIPを訪れ、ハムダッラー・シュタイエ・パレスチナ首相から現状について説明を受けるとともに、JAIP内で稼働するテナント（2020年10月時点で入居契約を済ませた33社のうち16社が稼働）の展示ブースをまわりました。

さらに2013年、日本は、人材育成や民間経済の発展等に関するアジアの知見を活用し、パレスチナの経済自立を支援する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」を立ち上げ、これまで、人材育成のための三角協力（118ページの用語解説「南南協力」を参照）や、貿易・投資拡大に向けた会合を実施しています。また、日本は同会合を通じて、パレスチナ難民支援を担っている国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の支援国拡大に向けた働きかけを行うなど、重要な役割を果たしています。2019年7月には、パレスチナのラマッラにおいて、

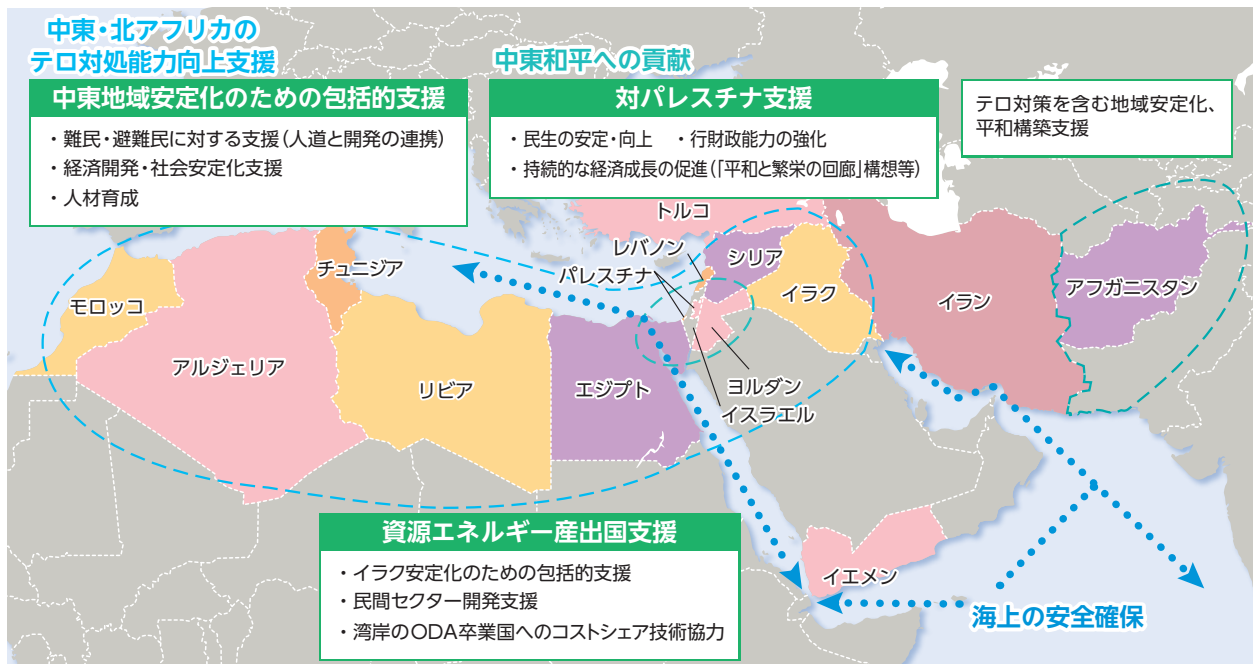
パレスチナとの共催でCEAPAD高級実務者会合が開催され、民間の活力をパレスチナの発展に取り込むことの重要性などが確認されました。また、2019年9月には、ニューヨークで行われたUNRWA支援閣僚級会合に茂木外務大臣が出席し、UNRWAへの支援として、教育、下水処理および食糧支援を対象に合計約1,100万ドルの無償資金協力を実施する旨が述べられました。更に2020年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、約560万人のパレスチナ難民に対して保健・医療等の基礎的サービス提供を担うUNRWAへの支援について、閣僚会合（テレビ会議）が3回開催され、10月には宇都外務副大臣が閣僚級戦略対話に出席し、主要ドナー国の一員として財政安定化にかかる議論に貢献しました。

日本は、このような支援を着実に実施し、国際社会と協力して、人道支援のみならず中長期的な視点から、日本の強みを活かした「人づくり」など、社会安定化と包摂的成長のための支援を行っています。



チュニジアの聴覚障害者援助協会ナブール支部にて活動するJICA海外協力隊員（写真：JICA）

## 日本の開発協力の方針 中東・北アフリカ地域の重点分野



図表Ⅲ-8

## 中東・北アフリカ地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名                 | 贈与            |               |              | 計             | 政府貸付等         |               |               | 合計<br>(支出純額)    | 合計<br>(支出総額) |
|----|--------------------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--------------|
|    |                          | 無償資金協力        |               | 技術協力         |               | 貸付実行額<br>(A)  | 回収額<br>(B)    | (A) - (B)     |                 |              |
|    |                          |               | うち国際<br>機関経由  |              |               |               |               |               |                 |              |
| 1  | エジプト                     | 13.99         | 1.16          | 24.77        | 319.12        | 196.75        | 122.37        | 161.13        | 357.89          |              |
| 2  | イラク                      | 51.10         | 50.60         | 7.11         | 246.20        | 91.97         | 154.22        | 212.43        | 304.40          |              |
| 3  | チュニジア                    | 0.71          | 0.36          | 4.89         | 173.97        | 77.38         | 96.59         | 102.19        | 179.57          |              |
| 4  | ヨルダン                     | 30.43         | 15.99         | 6.54         | 133.75        | 85.11         | 48.64         | 85.60         | 170.72          |              |
| 5  | アフガニスタン                  | 116.46        | 110.80        | 14.98        | -             | -             | -             | 131.44        | 131.44          |              |
| 6  | トルコ                      | 9.56          | 8.95          | 1.62         | 76.23         | 171.91        | -95.68        | -84.49        | 87.42           |              |
| 7  | シリア                      | 65.33         | 65.33         | 3.74         | -             | -             | -             | 69.07         | 69.07           |              |
| 8  | イエメン                     | 59.97         | 59.97         | 0.45         | -             | -             | -             | 60.42         | 60.42           |              |
| 9  | [パレスチナ]                  | 44.05         | 35.69         | 7.95         | -             | -             | -             | 52.00         | 52.00           |              |
| 10 | モロッコ                     | 1.38          | 0.78          | 4.80         | 26.53         | 91.94         | -65.40        | -59.22        | 32.71           |              |
| 11 | イラン                      | 6.37          | 5.81          | 11.14        | -             | 4.81          | -4.81         | 12.70         | 17.51           |              |
| 12 | レバノン                     | 11.09         | 9.59          | 0.39         | -             | 6.39          | -6.39         | 5.09          | 11.48           |              |
| 13 | リビア                      | 3.21          | 3.21          | 0.02         | -             | -             | -             | 3.24          | 3.24            |              |
| 14 | アルジェリア                   | 0.23          | 0.18          | 0.23         | -             | 0.74          | -0.74         | -0.28         | 0.46            |              |
|    | 中東・北アフリカの<br>複数国向け       | 31.57         | 16.21         | 0.10         | 0.69          | 3.40          | -2.71         | 28.95         | 32.35           |              |
|    | <b>中東・北アフリカ<br/>地域合計</b> | <b>445.46</b> | <b>384.64</b> | <b>89.33</b> | <b>534.79</b> | <b>976.49</b> | <b>730.40</b> | <b>246.08</b> | <b>1,511.28</b> |              |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。

- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・[-] は地域名を示す。

## 8. アフリカ地域

アフリカは豊富な天然資源と約13億の人口を背景に、大きなポテンシャルを有しています。一方、貧困問題、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、様々な課題にも直面しています。こうした課題に対応するため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された2015年、アフリカ連合（AU）首脳会合において、アフリカ自身の新たな開発アジェンダである「アジェンダ2063」が採択されました。

2020年、アフリカ地域においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数および死亡者数は世界の他の地域に比べると相対的には少なくとどまったものの、経済・社会状況には深刻な影響がもたらされました。日本は、新型コロナの感染拡大を防ぐとともに、経済・社会への影響に対処するため、アフリカ諸国に対し、保健・医療機材等の供与を含め、二国間および国際機関を通じて様々な支援を積極的に展開しています。

そのような中、茂木外務大臣は、2020年12月8日から14日まで、チュニジア、モザンビーク、南アフリカおよびモーリシャスを、また2021年1月11日から13日まで、セネガルとケニアをそれぞれ訪問しました。日本の外務大臣による2か月間で計6か国のアフリカ訪問は初めてのことで、この歴訪の機会を捉え、茂木外務大臣は、新型コロナ禍という逆境にあるからこそ、2022年にチュニジアで開催予定の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）を見据え、アフリカの取組を引き続き後押ししていくとの力強いメッセージを発信しました。

### 日本の取組

日本は、国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC）と共に、1993年からアフリカ開発会議（TICAD）を継続的に開催しています。TICADは、アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と国際社会による「パートナーシップ」の理念を具現化するものです。

日本は、四半世紀を越える歴史を誇るTICADにおいて、長年、保健分野を重点分野として位置づけ、アフリカの保健・医療体制を支えるための様々な協力を

積み重ねてきました。近年のTICADでは、2016年にケニアのナイロビで開催されたTICAD VIにおいて、公衆衛生の危機への対応と予防・備えおよびアフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を打ち出し、また、2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、感染症対策や官民連携を含むUHCの拡大に向けた取組を一層推進していくことを表明しました。日本としては、長年にわたる取組の成果に立脚し、今後ともアフリカの保健分野における国際的な連携の強化に主導的な役割を果たしていく考えです。

TICAD7では、保健分野以外にも、「アフリカに躍進を！ひと、技術、イノベーションで。」というテーマのもと、①経済、②社会、③平和と安定を3本柱として、アフリカ開発に関わる重要課題について幅広く議論が行われました。日本は、TICAD7の機会に発表した「TICAD7における日本の取組」に沿って、それぞれの分野において以下のような取組を進めており、今後も新型コロナ禍の影響を踏まえつつ取組を着実に進めていきます。また、TICAD8を見据え、新型コロナ禍で浮き彫りとなったアフリカの様々な開発課題に積極的に取り組んでいきます。



モザンビーク訪問の際の茂木外務大臣とマカモ外務協力大臣。WFPを通じた食糧援助と、カーボデルガード州とその周辺地域における人道危機に対する緊急無償資金協力の支援物資の供与の様子（2020年12月）

①経済については、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカにおけるビジネスの推進に資する産業人材の育成を行っています。同プログラムのもと、日本はTICAD V以降、JICAを通じてアフリカから約1,400人以上の研修員を受け入れています。ほかにも、連結性の強化に向け、三重点地域<sup>注9</sup>を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んでいます。

注9 東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環にわたる3地域。

②社会については、UHCの拡大に向けた取組を一層推進していくとともに、300万人の基礎医療アクセスや衛生環境を改善し、健康保険普及を進めるための取組を実施しています。日本は、ケニアにおける「UHCの達成のための保健セクター政策借款（フェーズ2）」や、ガーナにおける「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」等を通じて、UHCの推進に貢献しています。これら保健分野における日本のこれまでの支援は、新型コロナ禍において真価を發揮しています。また、日本は、理数科教育の拡充や学習環境の改善により、300万人の子どもたちに質の高い教育を提供すべく取組を進めています。

③平和と安定については、TICAD7で日本が提唱した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）\*」のもとで、アフリカ主導の紛争解決努力を支援するとともに、紛争やテロなどの根本原因

にアプローチすべく、制度構築などの支援を行っています（157ページの「国際協力の現場から」も参照）。その一環として、日本はTICADプロセスを通じ、アフリカの平和と安定のため、2008年以降、アフリカ15か国内のPKO訓練センター等が裨益するプロジェクトに対し1億ドル以上の支援を行い、約60名の日本人講師を派遣し、施設の訓練能力強化や研修の実施などを支援しています。

平和と安定の分野ではその他にも、アフリカ各国・地域において、例えば以下のような協力を行っています。

サヘル地域においては、TICAD7の機会に開催された「サヘル地域の平和と安定に関する特別会合」で表明したとおり、日本は、NAPSAの下、サヘル諸国の行政制度の脆弱性に焦点を当てながら、治安維持能力強化に繋がる機材の提供、制度構築に携わる人材育成、若者の職業訓練・教育機会の提供、PKO人材の

## モーリシャス

### モーリシャス沿岸における油流出事故に対する国際緊急援助隊（1次～3次）・JICA基礎情報収集調査

①国際緊急援助隊、②JICA基礎情報収集調査（①2020年8月12日～21日（1次隊）、8月21日～9月11日（2次隊）、9月4日～18日（3次隊）、②10月24日～12月22日（環境・水産）および11月22日～12月21日／2021年1月～2月（油防除・海難防止））

2020年7月25日、モーリシャス南東沿岸で、ばら積み貨物船「WAKASHIO」が座礁し、8月6日以降、油流出事故が生じました。モーリシャス政府からの要請を受けて、日本政府は直ちに国際緊急援助隊の派遣を決定し、8月から9月にかけて3度にわたって同国に専門家チームを派遣しました。

1次隊は、モーリシャス政府や関係国・機関と協力し、座礁船周辺海域及び沿岸の調査や、同国沿岸警備隊に対する油防除に関する研修を行うなど、油防除に関する指導・助言を行いました。その後派遣された2次隊及び3次隊は、事故海域でのサンゴ礁の生態調査、マングローブの生育状況と油の付着状況に関する調査および鳥類への影響に関する調査を行いました。

国際緊急援助隊は現地での活動期間を通じて様々な成果を上げました。特に、サンゴやマングローブへの油汚染の影響を調査する長期モニタリング体制の構築は、同国政府関係者などから高い評価を受けました。また、専門家によるマングローブ林からの油除



モーリシャス政府との協力のもと行った、海上調査の様子（2020年8月13日）（写真：JICA）

去方法に関する提言は、関係者によりその有用性が認められただけでなく、現地で活動する油回収業者に採用され、マングローブ林の保全に大きく貢献しました。

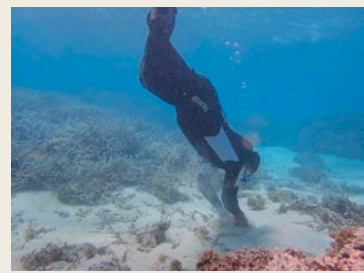
9月7日には、茂木外務大臣とジャグナット・モーリシャス首相が電話会談を実施し、茂木大臣から、日本政府としてもこの事故を重く受け止めており、今後これまでにない規模で協力を進める旨伝

達しました。これに対しジャグナット首相から、国際緊急援助隊の迅速な派遣や支援の申し出に謝意が示されるとともに、引き続き日本の協力を得たい旨の発言がありました。

また、10月と11月には、それぞれ環境・水産分野および油防除・海難防止分野を中心にJICA調査団が派遣され、国際緊急援助隊による活動の成果を踏まえつつ、今後の支援策具体化のために必要な情報収集を現地で行いました。

12月13日、茂木大臣がモーリシャスを訪問し、ジャグナット首相を表敬したほか、ボダ外相とも会談を行い、日本の協力の進捗状況について説明しました。更に同日午後には、スディア・モドゥー・モーリシャス・ブルーエコノミー・海洋資源・漁業・海運大臣の説明を受けつつ、油流出事故の被害及び復旧状況を視察しました。

日本は、引き続きモーリシャス政府や関係国・機関等と緊密に連携し、被害地域の自然環境の回復と経済活動の再興に向けて、迅速かつ中長期的な視点で協力を進めていきます。



サンゴの長期モニタリングの実施に向けた作業の様子（2020年9月14日）（写真：JICA）



育成強化に加え、難民・国内避難民・ホストコミュニティへの支援の継続を通じて、同地域の平和と安定に貢献しています。

モザンビークでは、カーボデルガード州における治安状況の悪化により国内避難民となった人々およびホストコミュニティへの人道支援を実施したほか、2020年12月の茂木外務大臣のモザンビーク訪問の機会には、海難救助関連機材の供与に関する無償資金協力に係る交換公文の署名・交換を実施しました。

南スーダンにおいては、2011年の独立以来、日本は、JICAや国際機関を通じて、インフラの整備、代替産業育成、基礎生活分野の支援、ガバナンスの向上などの分野で同国の国づくりを支援しており、南スーダンで治安が悪化した2013年以降は、東アフリカの地域機構である「政府間開発機構（IGAD）」を通じて、国際社会と協力しながら南スーダンの平和の定着を後押ししています。

さらに、日本は、南スーダン自身の平和イニシアティブである国民対話プロセスへの支援も行っています。国民対話への支援は、公共財政管理、警察能力の強化、税関能力向上等の人材育成支援、食糧援助を含めた人道支援といった支援と並んで、南スーダンにおける平和と安定の回復に大きな役割を果たしています。このほか、2017年5月、5年以上にわたって国

連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に派遣されていた自衛隊の施設部隊は活動を終了しましたが、司令部要員の派遣（2011年から2020年12月時点）を通じて日本のUNMISSの活動への貢献は引き続き行われています。

また、国民の融和、友好と結束を促進するため、南スーダン文化・青年・スポーツ省による国民体育大会「国民結束の日」の開催への支援を、2016年の第1回大会から毎年行っています。今後も、平和の定着と同国の国民が実感し、再び衝突が繰り返されないように、国際社会が協力して、南スーダンの平和の定着を支援していくことが重要です。



ナイジェリアのアダマワ州バザ村において、配布された農業資材を受け取った帰還民親子とUNDP職員（写真：UNDP）



用語  
解説

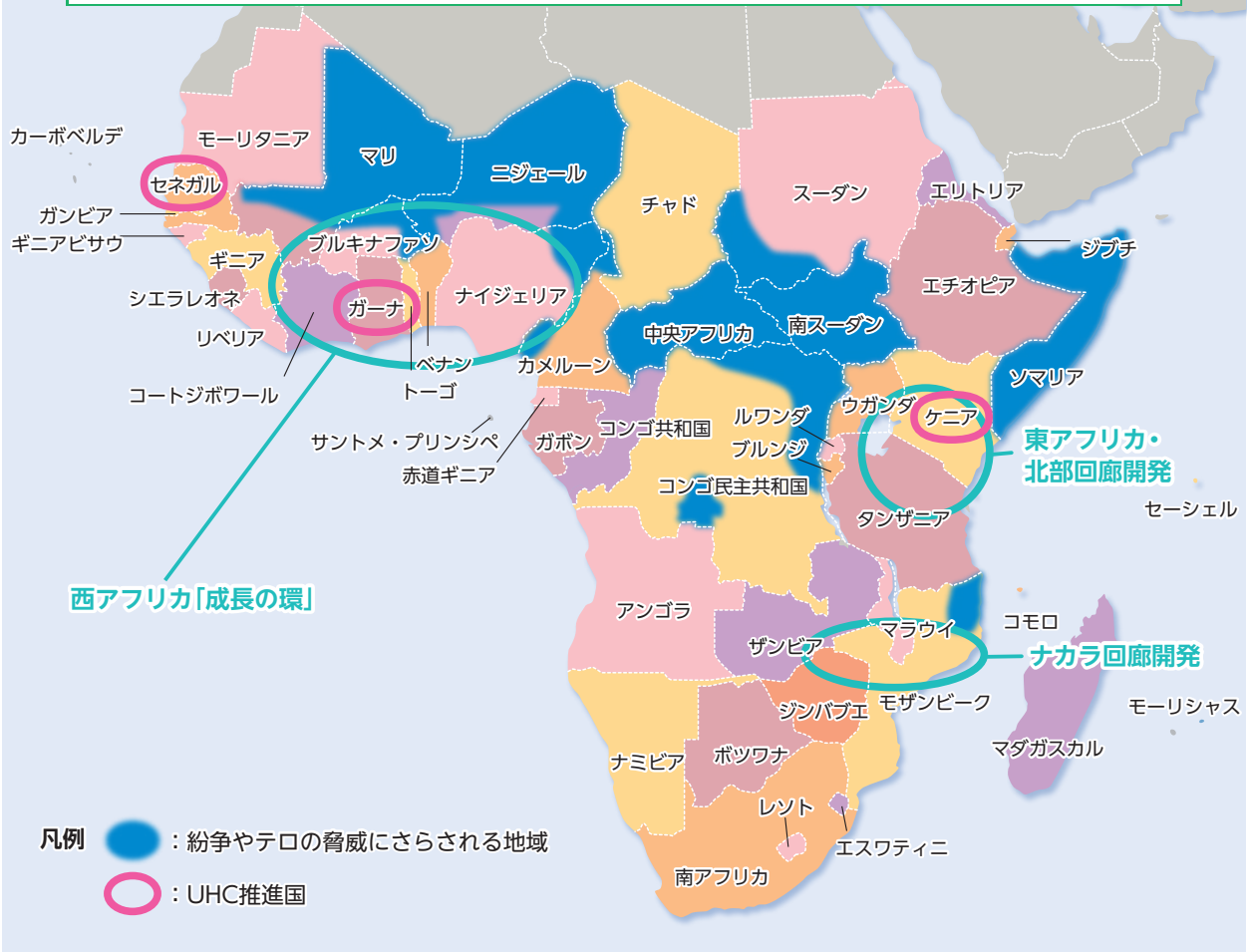
### \*アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA：New Approach for Peace and Stability in Africa）

2019年8月に横浜で開催されたTICAD7において、日本が提唱した新たなアプローチ。アフリカのオーナーシップの尊重および紛争やテロの根本原因に対処するとの考えのもと、アフリカ連合（AU）や地域経済共同体（RECs）などによる紛争の予防、調停、仲介といったアフリカ主導の取組、制度構築・ガバナンス強化、若者の過激化防止対策や地域社会の強靱化に向けた支援を行うもの。

日本の開発協力の方針 アフリカ地域（サブサハラ地域を含む）の重点分野

TICAD7における日本の取組（2019年8月）

- ①「経済」：200億ドルを超える民間投資の拡大に向け、アフリカにおけるビジネス環境改善に貢献するとともに、日本企業の進出とイノベーションを促進し、アフリカで生じつつある経済構造転換を後押しする。
- ②「社会」：生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障とSDGsの実現に向けて、強靱かつ持続可能な社会の構築に貢献する。
- ③「平和と安定」：経済成長・投資や生活向上の前提となる平和と安定の実現に向けたアフリカ自身による前向きな動きを後押しすべく、AU等主導の調停・紛争解決努力や制度構築支援を行うアフリカの平和と安定に向けた新しいアプローチ（NAPSA）を実施するとともに、日本らしい支援、特に地道で息の長い人づくり支援を行う。



図表Ⅲ-9

## サブサハラ・アフリカ地域における日本の援助実績

2019年

(単位：百万ドル)

| 順位 | 国名または地域名         | 贈与     |              |        | 計      | 政府貸付等        |            |           | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|----|------------------|--------|--------------|--------|--------|--------------|------------|-----------|--------------|--------------|
|    |                  | 無償資金協力 |              | 技術協力   |        | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | (A) - (B) |              |              |
|    |                  |        | うち国際<br>機関経由 |        |        |              |            |           |              |              |
| 1  | ケニア              | 19.02  | 8.07         | 28.71  | 47.73  | 242.35       | 76.17      | 166.17    | 213.90       | 290.08       |
| 2  | モザンビーク           | 19.51  | 3.86         | 18.47  | 37.98  | 54.74        | 0.94       | 53.80     | 91.79        | 92.72        |
| 3  | ルワンダ             | 13.52  | 2.27         | 9.91   | 23.43  | 55.26        | -          | 55.26     | 78.69        | 78.69        |
| 4  | ウガンダ             | 31.48  | 9.88         | 13.68  | 45.15  | 20.73        | 0.75       | 19.99     | 65.14        | 65.89        |
| 5  | エチオピア            | 31.24  | 13.78        | 19.05  | 50.30  | 14.15        | -          | 14.15     | 64.45        | 64.45        |
| 6  | タンザニア            | 15.07  | 0.86         | 20.03  | 35.11  | 23.98        | 4.17       | 19.82     | 54.92        | 59.09        |
| 7  | コートジボワール         | 25.55  | 2.21         | 13.08  | 38.63  | 14.22        | -          | 14.22     | 52.85        | 52.85        |
| 8  | マラウイ             | 40.21  | 0.97         | 10.63  | 50.84  | -            | -          | -         | 50.84        | 50.84        |
| 9  | ガーナ              | 30.24  | 0.80         | 17.85  | 48.09  | -            | -          | -         | 48.09        | 48.09        |
| 10 | ザンビア             | 24.50  | 1.80         | 13.68  | 38.18  | 8.56         | 1.66       | 6.90      | 45.08        | 46.74        |
| 11 | ジブチ              | 37.81  | 1.77         | 6.53   | 44.33  | -            | -          | -         | 44.33        | 44.33        |
| 12 | 南スーダン            | 35.97  | 20.08        | 6.77   | 42.74  | -            | -          | -         | 42.74        | 42.74        |
| 13 | カメルーン            | 8.02   | 7.65         | 8.99   | 17.01  | 18.11        | 1.24       | 16.87     | 33.88        | 35.12        |
| 14 | マダガスカル           | 10.53  | 2.60         | 8.62   | 19.16  | 13.39        | -          | 13.39     | 32.55        | 32.55        |
| 15 | セネガル             | 11.18  | -            | 16.13  | 27.31  | 1.47         | 0.28       | 1.19      | 28.50        | 28.78        |
| 16 | スーダン             | 20.14  | 10.10        | 7.99   | 28.13  | -            | -          | -         | 28.13        | 28.13        |
| 17 | コンゴ民主共和国         | 20.64  | 7.65         | 6.66   | 27.29  | -            | -          | -         | 27.29        | 27.29        |
| 18 | ブルキナファソ          | 20.78  | 5.70         | 6.01   | 26.78  | -            | -          | -         | 26.78        | 26.78        |
| 19 | リベリア             | 23.76  | 1.50         | 1.83   | 25.59  | -            | -          | -         | 25.59        | 25.59        |
| 20 | ジンバブエ            | 21.97  | 4.97         | 1.72   | 23.69  | -            | -          | -         | 23.69        | 23.69        |
| 21 | シエラレオネ           | 11.69  | 9.62         | 6.94   | 18.63  | -            | -          | -         | 18.63        | 18.63        |
| 22 | トーゴ              | 17.52  | 0.30         | 0.80   | 18.31  | -            | -          | -         | 18.31        | 18.31        |
| 23 | ギニア              | 14.30  | 3.00         | 2.04   | 16.34  | -            | -          | -         | 16.34        | 16.34        |
| 24 | ナイジェリア           | 6.97   | 5.52         | 8.20   | 15.17  | -            | -          | -         | 15.17        | 15.17        |
| 25 | ソマリア             | 13.19  | 13.10        | 1.18   | 14.38  | -            | -          | -         | 14.38        | 14.38        |
| 26 | ニジェール            | 11.51  | 4.08         | 1.88   | 13.39  | -            | -          | -         | 13.39        | 13.39        |
| 27 | ブルンジ             | 10.83  | 3.83         | 0.77   | 11.60  | -            | -          | -         | 11.60        | 11.60        |
| 28 | 南アフリカ            | 2.69   | 1.85         | 8.20   | 10.89  | -            | 0.86       | -0.86     | 10.03        | 10.89        |
| 29 | ベナン              | 5.11   | 0.50         | 5.27   | 10.39  | -            | -          | -         | 10.39        | 10.39        |
| 30 | カーボベルデ           | 6.25   | -            | 0.10   | 6.35   | 3.42         | 1.25       | 2.17      | 8.53         | 9.77         |
| 31 | ボツワナ             | 0.72   | 0.50         | 3.32   | 4.04   | 5.37         | 6.65       | -1.28     | 2.76         | 9.41         |
| 32 | モーリタニア           | 8.47   | 3.86         | 0.65   | 9.12   | -            | -          | -         | 9.12         | 9.12         |
| 33 | アンゴラ             | 5.90   | 0.80         | 2.81   | 8.71   | -            | -          | -         | 8.71         | 8.71         |
| 34 | マリ               | 7.09   | 4.00         | 1.50   | 8.59   | -            | -          | -         | 8.59         | 8.59         |
| 35 | エリトリア            | 6.25   | 3.49         | 0.94   | 7.18   | -            | -          | -         | 7.18         | 7.18         |
| 36 | エスワティニ           | 6.10   | 0.50         | 0.50   | 6.61   | -            | 1.85       | -1.85     | 4.76         | 6.61         |
| 37 | 中央アフリカ           | 5.71   | 5.71         | 0.10   | 5.81   | -            | -          | -         | 5.81         | 5.81         |
| 38 | チャド              | 5.55   | 5.55         | 0.21   | 5.76   | -            | -          | -         | 5.76         | 5.76         |
| 39 | ガボン              | 1.81   | 1.34         | 3.77   | 5.58   | -            | 0.49       | -0.49     | 5.08         | 5.58         |
| 40 | ギニアビサウ           | 4.95   | 4.95         | 0.19   | 5.14   | -            | -          | -         | 5.14         | 5.14         |
| 41 | レソト              | 4.01   | 3.71         | 0.58   | 4.59   | -            | -          | -         | 4.59         | 4.59         |
| 42 | ガンビア             | 3.28   | 1.00         | 0.96   | 4.24   | -            | -          | -         | 4.24         | 4.24         |
| 43 | モーリシャス           | 3.84   | -            | 0.20   | 4.04   | 0.07         | 3.04       | -2.97     | 1.07         | 4.10         |
| 44 | ナミビア             | 1.73   | 1.00         | 2.05   | 3.78   | -            | 8.61       | -8.61     | -4.82        | 3.78         |
| 45 | コモロ              | 3.36   | -            | 0.21   | 3.57   | -            | -          | -         | 3.57         | 3.57         |
| 46 | コンゴ共和国           | 2.24   | 2.15         | 0.90   | 3.14   | -            | -          | -         | 3.14         | 3.14         |
| 47 | サントメ・プリンシペ       | 1.93   | -            | 0.17   | 2.10   | -            | -          | -         | 2.10         | 2.10         |
| 48 | 赤道ギニア            | -      | -            | 0.11   | 0.11   | -            | -          | -         | 0.11         | 0.11         |
|    | サブサハラ・アフリカの複数国向け | 41.54  | 33.32        | 19.55  | 61.09  | 91.42        | 79.98      | 11.44     | 72.53        | 152.51       |
|    | サブサハラ・アフリカ地域合計   | 675.71 | 220.22       | 310.50 | 986.22 | 567.24       | 187.93     | 379.31    | 1,365.53     | 1,553.46     |

(注)

- ・順位は支出総額の多い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[-] は、実績が全くないことを示す。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。

- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、複数の国にまたがる援助を含む。
- ・国名はDAC援助受取国。ただし、合計は卒業国向け援助を含む。
- ・「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。

# 第Ⅳ部

## 多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組



カメルーンにおいて、幼稚園教諭に対し情操教育の充実化を図るためのセミナーを行う JICA 海外協力隊員（写真：JICA）

- |   |                     |     |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 多様なアクターとの連携強化のための取組 | 136 |
| 2 | 開発協力の発信に向けた取組       | 152 |
| 3 | 開発協力の適正性確保のための取組    | 158 |

## 第IV部 多様なアクターとの連携促進および開発協力の発信取組

日本の開発協力の実施にあたっては、政府やJICAによるODAを中心とした支援に加え、大企業や中小企業、地方自治体、大学、NGOを含む市民社会、国際機関などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。また、日本政府は、日本企業が積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っています。さらに、NGOや市民社会の力を引き出すと同時に、多様なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう、支援しています。

同時に、日本政府は、日本のODAが効果的で無駄のない方法で実施されるよう、開発協力の適正性の確保に引き続き尽力していくとともに、開発協力に対する理解を国内外でさらに深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っています。

なおこれらに加え、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関も、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包摂的<sup>ほうせつ</sup>ビジネス\*を推進しています。

### 1. 多様なアクターとの連携強化のための取組

#### (1) 民間企業との連携

開発協力の場においては、民間企業が持つ優れた技術、ノウハウやアイデアを応用してより良い支援を行うことが期待されています。日本政府としても、日本企業の持つ総合力が、外務省やJICAのODA事業等においてもさらに発揮されるよう、日本政府が実施する無償資金協力や円借款事業等において、日本の優れた技術やノウハウ等の活用にあつめていきます。また、民間の知見やノウハウをODAの案件形成の段階から取り入れたり、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割を分担し、民間による投資事業等との連携を促進し、民間の技術・知識・経験、資金を活用して、より効率的・効果的な事業を行うことで開発効果の発現も目指していきます。

#### ア. 無償資金協力

日本政府は開発途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を途上国に供与することを通じ、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業等の製品を活用した機材供与）も実施しています。この枠組みでは、途上国の経済社会開発を支援するのみならず、供与した製品に対する

認知度の向上を図るとともに、継続的な需要の創出にも取り組んでいます。

さらに、日本政府は、2014年度から、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を供与することを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2019年度にはカンボジアにおける水道道拡張案件に関する交換公文の署名が行われました。

#### イ. 円借款の制度改善

日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて「顔の見える援助」を促進するために、本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）を導入し、その後も適用範囲の拡大、金利引き下げなどの制度改善を行ってきました。また、災害復旧スタンド・バイ借款<sup>注1</sup>の創設などの追加的な措置を行ってきています。さらに、日本政府は、官民連携（PPP：Public-Private Partnership）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進し、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス（EBF）円借

注1 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

匠

の技術、世界へ

3

## 日本の技術とノウハウでコロナに打ち勝つ！

～質が高く安全な医療用酸素供給システムを通じ、ミャンマーの医療体制を底上げ～

急速な民主化や経済改革が進むミャンマーでは、医療水準の向上や医療関係者への教育の充実、保健医療体制の強化が急務となっています。中でも治療に不可欠な医療用酸素の安全かつ安定した供給は、大きな課題の一つです。

そこで、徳島県の北島酸素株式会社は、2017～2020年、JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」（普及・実証・ビジネス化事業\*1）の枠組みを利用して、ヤンゴンおよび郊外の5つの病院を対象に「安全・高品質・衛生的な医療用酸素の供給体制構築に係る普及・実証事業」を実施しました。

「ミャンマーの医療用酸素の提供においてもっとも大きな問題は、医療用酸素に関する国内の法律やルールが存在していなかったことです。そのため、日本においては医療用酸素に関する事故はほぼ発生しないのに対し、同国では多発していました。」と同社のブラッドリー・シェリー専務取締役は当時の様子を語ります。

ミャンマーでは、医療用酸素の品質や安全に関する取決めが存在しないため、製造された酸素の濃度が一定でなかったり、酸素ボンベが一般の荷物と同じように運搬されたりしていました。また、病院の管理体制も整備されていないため、時には病院担当者の発注の遅れにより医療用酸素の在庫が無くなるという事態も起きていました。

このような状況を改善するため、北島酸素は、まず医療用酸素の概念をミャンマー国内で普及させることを最優先に考え、同社が実践する「KITAJIMA ROCシステム」を通じて、医療用酸素の製造から病院内での管理方法までを伝授することに尽力しました。

「KITAJIMA ROCシステム」は、高品質な医療用酸素の製造、品質管理、安全配送、安定供給に総合的に対応する医療用酸素安定供給システムで、日本国内でも高く評価されています。事業実施中、北島酸素の社員は何度も現地へ渡航し、酸素ボンベの運搬業者に対してトラック積載量の管理、安全性を考慮した運搬方法、5S\*2



現地の医療用酸素配送スタッフに、北島酸素の社員が安全な配送方法を指導している様子（写真：北島酸素）



ヤンゴンの国立病院にて、医療用酸素の安全な使用方法を指導している様子（写真：北島酸素）

や安全衛生について、病院スタッフに対してはボンベの管理・使用方法について、全面的に指導しました。

「単に正しいノウハウを教えるだけではミャンマーの方たちにとって面倒な作業が増えるだけです。そこで私たちは、すべての作業について、『なぜ』その作業を行うのかという部分も丁寧に説明することを心がけました。ミャンマーの方たちは非常に優秀で誠実な方が多いので、理由が分かれば、きちんと作業してくれます。それを実感したとき、大きなやりがいを感じました。」と北島酸素国際事業部の小西優輔氏は話します。

このような意識改革を重視した協力により、事業の終了から半年後、北島酸素の社員が現地の支援対象病院を訪問した際には、現地の機材でROCシステムが構築されていたり、病院側が製造会社を指導していたりなど、事業前と比べて状況が大きく変化していたとのことでした。

ミャンマーにおいて、北島酸素の医療用酸素は、今や広く認知されており、同国での新型コロナウイルス感染症への対応にも活用されています。新型コロナ対策として、急速、ヤンゴンで新しく専門病院が設立された際には、ミャンマー政府から同社に直接の協力依頼があり、日本の機器メーカー、外務省および現地の日本大使館とも連携し、同社の医療用酸素が導入されました。

このように、日本企業による、日本の優れた医療技術の移転や知見の共有が、ミャンマーの国全体の保健医療体制の強化に大きく貢献しています。

\*1 旧：普及・実証事業

\*2 「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」(5S)の定着化のこと。

款<sup>注2</sup>）や採算補填（VGF）円借款<sup>注3</sup>なども導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」\*のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化や新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善を行っています。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を、重要案件については最短で約1年半にまで短縮しました。また、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款およびハイスpek借款<sup>注4</sup>を創設しました。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」\*において、手続迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査（F/S）\*開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図るなど、迅速な円借款の案件形成ができるよう、引き続き制度改善に努めています。

#### ウ. 民間提案型の官民連携支援スキーム

加えて、日本政府およびJICAは、民間企業の意見や提案を積極的に取り入れるべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」や「協力準備調査」といった民間提案型の官民連携支援スキームも推進しています。

##### ■ 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」

中小企業・SDGsビジネス支援事業は、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携を進めることを目的としています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、開発途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押しするものです。委託調査の形で実施され、必要な情報収集やビジネスモデルの策定（基礎調査、案件化調査）、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定（普及・実証・ビジネ

ス化事業）に活用されます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分され、中小企業支援型については、日本の中堅・中小企業の海外展開を支援するのみならず、日本国内の経済や地域活性化を促進することも期待されています。

2019年度は、47か国において合計173件の事業が採択されました。（73、139ページの「匠の技術、世界へ」も参照。事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ<sup>注5</sup>に掲載しています）。



インド、デリー市内のブックフェアで、子どもたちにイラスト作成の様子を見せる絵本作家真珠まりこ氏（ものを大切に作る「もったいない」の精神を説くベストセラー絵本「もったいないばあさん」作家）／環境・衛生教育を目的とした絵本の読み聞かせ・販売事業準備調査（中小企業・SDGビジネス支援事業）

##### ■ 「協力準備調査」

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働によるインフラ整備の動きが拡大しています。こうしたインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要です。また、インフラに限らず、民間事業を通じて途上国の経済・社会開発を促進する動きも活発化しています。そのため、JICAは、企業提案型の「協力準備調査」として海外投融資の活用を念頭に、途上国における事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、

<sup>注2</sup> EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

<sup>注3</sup> VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

<sup>注4</sup> 2016年5月のG7伊勢志摩サミットにて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を取りまとめたことに基づき、「質の高いインフラ」の推進に資すると特に認められる案件に対し、譲許性の高い円借款を供与するもの。

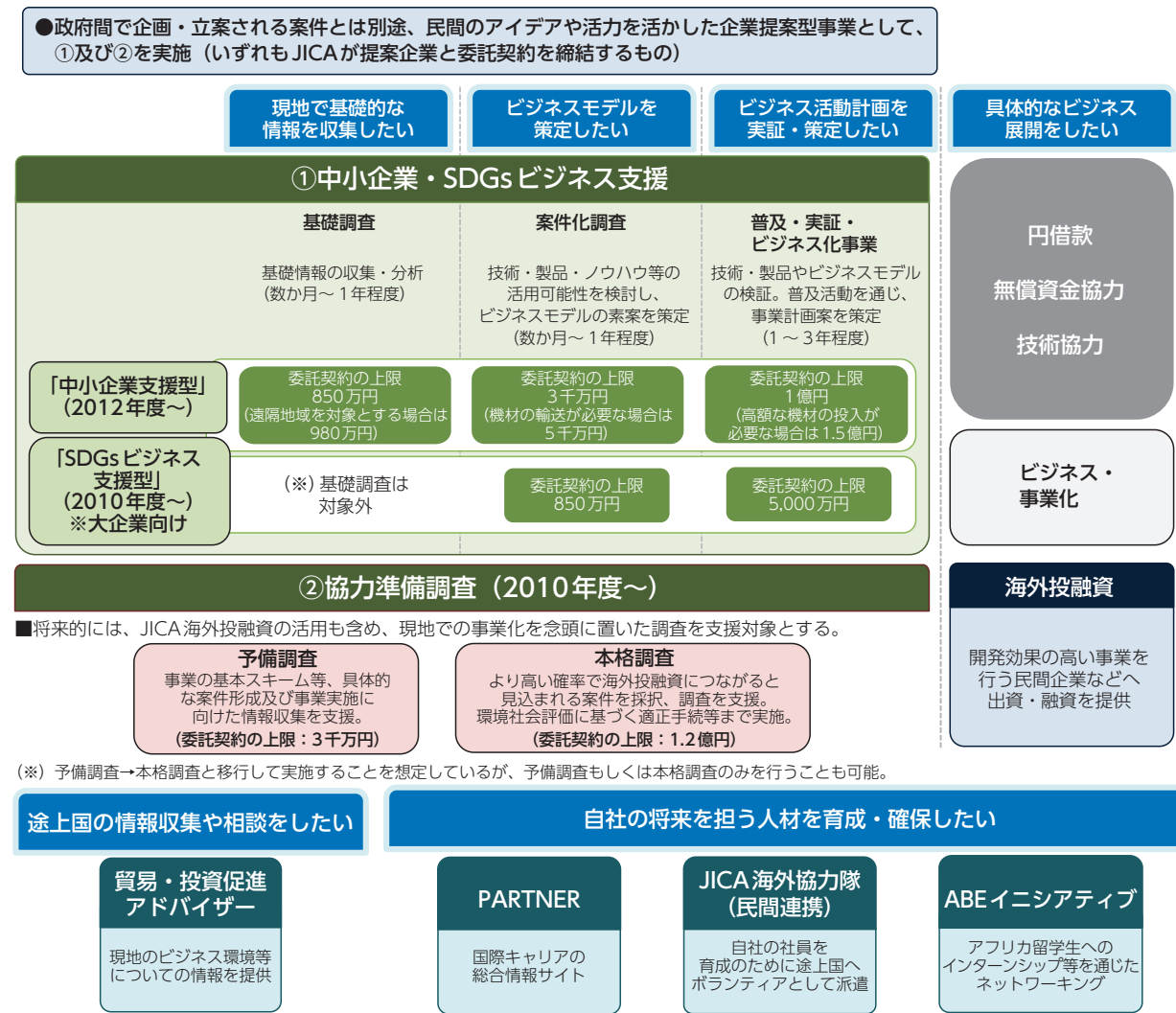
<sup>注5</sup> 中小企業・SDGsビジネス支援事業について：[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)

事業計画策定のためのフィージビリティ調査 (F/S) を支援しています (事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICA ホームページ注6 に掲載しています)。2019年度はアジアおよびアフリカ地域において7件の案件が採択されています。

■ 「JICA 海外協力隊 (民間連携)」

このほか、日本政府は、日本の中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する「JICA 海外協力隊 (民間連携)」\*を2012年に創設し、企業の海外展開を積極的に支援しています。

ODA を活用した官民連携支援スキーム



第IV部 1 多様なアクターとの連携強化のための取組

工. 海外投融资

経済のグローバル化に伴い、開発途上国の開発のための資金ニーズが増大し、現在では世界の ODA の総額を上回る民間資金が途上国に流入しています。開発における民間資金の役割の増大を踏まえ、民間資金との連携促進が一層重要となっています (142、143 ページの「開発協カトピックス」も参照)。

海外投融资とは、JICA が行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間企業に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し、経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融资は、そのよう

注6 協力準備調査 (海外投融资) (旧 協力準備調査 (PPP インフラ事業)) : [https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/psiffs/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html)



な民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資するものです。支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs・貧困削減、③気候変動対策となっており、2019年度末までに計36件の出・融資契約を調印しています（事業の仕組み、対象分野・条件などについては、JICAホームページ<sup>注7</sup>を参照）。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の<sup>かわせ</sup>為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表しました。具体的には、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始し、民間金融機関との協調融資を可能にしました。さらに、「先導性」要件の解釈を見直し、過去に類似案件への融資実績があったとしても、既存の民間金融機関による非<sup>じょうきよ</sup>譲許的な融資で現状対応できない場合には融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」\*において、JICAの海外投融資の柔軟な運用・見直しとして、海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）にまで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討の結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。

2020年11月には、案件申請企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、海外投融資の審査プロセスの運用を見直し、「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を初めて改訂しました。

灯油ランプをLEDランタンに置き換えて勉強する様子



灯油ランプから太陽光を電源としたLEDランタンに置き換えて勉強する様子。協力準備調査（BOPビジネス連携促進）（現在の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」）を経てサブサハラ・アフリカ地域初の海外投融資事業として実施された「サブサハラ・アフリカ地域オフグリッド太陽光事業」では、株式会社Digital Gridへの出資を通じてタンザニアにおける未電化地域住民の電力アクセス向上に寄与（写真：JICA）

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップのもとで推進されています。開発協力の実施にあたっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、政府が、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための<sup>しよくばい</sup>触媒としての役割を果たすことが重要です。

注7 海外投融資の概要：[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/loan/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html)

用語  
解説

<sup>ほうせつ</sup>  
\* 包摂的ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

\* フィージビリティ調査 (フィージビリティ・スタディ)

立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。また、そのプロジェクトの可能性、適切性、および投資効果について調査すること。

\* JICA 海外協力隊 (民間連携)

民間企業等の社員をJICA海外協力隊として開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの(旧名称は民間連携ボランティア制度)。企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。企業が事業展開を検討している国等へ社員を派遣し、その活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される(事業の詳細および実績については、外務省ホームページ掲載の2019年版開発協力参考資料集第2章第11節を参照)。

\* 質の高いインフラパートナーシップ

2015年5月に安倍総理大臣(当時)が発表したもので、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行(ADB)との連携、③国際協力銀行(JBIC)の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

\* 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ

2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣(当時)から発表したもので、アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、その後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

## 政府による援助だけでは限界!? ODA以外の開発資金の動員・活用

### ● ODAと民間資金

開発協力白書では、これまで多くの政府開発援助（ODA）事業について紹介してきましたが、実は、先進国から開発途上国へと向かう資金全体に占めるODAの割合はほんの15%程度に過ぎないということをご存じでしょうか。2017年の世界全体のODA額は約1,900億ドルであったのに対し、途上国向けの民間直接投資は約5,400億ドル、個人による海外送金は約4,300億ドルと、ODAの額を大きく上回っています\*1。

国連貿易開発会議（UNCTAD）の推計によると、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには年間3.9兆ドルが必要ですが、現状は2.5兆ドルもの資金が不足していると言われています。各国が厳しい財政状況に直面している中で、豊富な民間資金をいかに持続可能な開発に向けて活用できるかが課題となっています。

### ● 民間資金との連携

日本は、JICAの海外投融資や中小企業・SDGsビジネス支援事業などの枠組みを通じて、ODAを用いて民間の力を最大限引き出せるよう取組を進めています（官民連携の取組の詳細については136から140ページを参照）。

カンボジアのサンライズ・ジャパン病院がその一例です。日揮株式会社、株式会社産業革新機構（現：株式会社INCJ）、株式会社Kitahara Medical Strategies Internationalによる民間病院の整備事業への出資およびその事業化に際し、JICAは海外投融資による融資を行いました。この支援により、日本式最新医療を提供する病院がカンボジアに誕生しました。さらに、無償資金協力を通じて医療機器を提供するのみならず、同病院開業前には、技術協力を通じ、カンボジア人医師や看護師をはじめとする医療従事者60名を日本に招いて、医療技術・ノウハウを伝授しました。このように、複数の手法を組み合わせ

支援は、日本ならではの開発協力の取組と言えます。こうした取組の結果、質の高い医療サービスが求められていたカンボジアにおいて、患者やそのご家族に寄り添った医療を提供する医療スタッフを備えた「信頼できる日本式医療」を実現することができました。

本事業においては、日本企業の事業展開が実現したことに加え、整備された病院が、海外で腕を磨きたい若い日本人医師たちが経験を積む貴重な場となっていることも、大きな成果です。また、同病院開院当時（2016年）の外来患者数は1月当たり約1,300人でしたが、2018年には3倍以上の約4,500人に増加しており、カンボジアの人々の健康増進に大きく貢献しています。本事業における日本の支援はすべての関係者にとってWIN-WINの効果をもたらしています。

また、中小企業・SDGsビジネス支援事業では、民間企業からの提案に基づき、各社が有する優れた製品・技術等と途上国の開発ニーズとのマッチングをJICAが支援して、途上国での課題解決に貢献するビジネスの形成を後押ししています。

たとえば、株式会社すららネットは、同事業の協力準備調査（BOPビジネス連携促進）（現：普及・実証・ビジネス化事業）を活用して、スリランカにおいてアニメーションを使いゲーム感覚で算数を学ぶeラーニング教材の海外展開の事前準備調査を行いました。その結果、eラーニングシステムが実際に導入され、同時に貧しい地域の女性たちを「ファシリテーター（お世話をする人）」として育成し、児童の指導役となってもらうことで、現地の生徒の学力向上や女性の雇用創出に貢献しています。

また、同社は、スリランカが新型コロナウイルス感染症の感染拡大で長期間休校となったことを受け、休校開始後からオンラインによるeラーニングの無償提供を開始し、2020年3月～8月に約660名の児童に対し家庭で実施可能な算数の学習支援を行いました。まさに、政府だけでは



サンライズ・ジャパン病院で、日本人職員とカンボジア人職員が医療に従事している様子（写真：サンライズ・ジャパン病院）



なし得ない、民間のイノベーションと知見・経験、スピード感を活用した支援と言えます。

### ●民間資金の動員に関する国際的議論および日本の取組

SDGs達成に向けた途上国開発への民間資金動員の必要性は国際社会においてますます広く認識されつつあります。たとえば、2017年、OECD開発援助委員会（DAC）は、ブレンディッド・ファイナンス（BF）<sup>\*2</sup>原則を発表し、積極的な民間資金動員を奨励しています。

また、日本としても、2019年G20大阪サミット議長国として、G20各国と共同で取組を進めていく上でBFを含む革新的資金調達メカニズムが果たす役割の重要性を首脳文書で確認しました。また、同年、「開発のための革新的資金調達リーディング・グループ」を主催し、この分野に関する議論をリードしました。さらに、SDGsの達成に必要な資金を確保するために、革新的資金調達の手法や用途とすべき分野について議論するため、「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」を立ち上げ、2020年7月、インパクト投資やBFなどの民間資金動員を促すための提言を含む報告書（最終論点整理）が茂木外務大臣に提出されました。

### ●新しい国際統計システム

途上国開発における追加の資金動員の重要性は論をまちませんが、実はその一方で、従来のODAを超えて開発資金全体の流れをグローバルに捕捉する枠組みは必ずしも整備されていません。そこで現在、OECD/DACを中心に検討されている新たな統計システムが「持続可能な開発のための公的総支援（TOSSD：Total Official Support for Sustainable Development）」です。

同システムは、持続可能な開発に資する公的な資金の流れを幅広く捕捉すべく、2014年のDACハイレベル会合以降、本格的な議論が開始されたものです。TOSSDが実現すれば、中国、インド、ロシア、ブラジル、トルコ、サウジアラビア、UAEといったDACに参加していない新しい開発協力の担い手からの開発資金も捕捉することが可能となるほか、必ずしも開発を主な目的としない資金、さらには公的資金の関与によって動員された民間資金も、持続可能な開発に資するものであれば対象となります。

このようにTOSSDは、すべてのドナーからの途上国向け開発資金の流れを幅広く捉え、可視化するという壮大な試みと言えます。従来のODAでは測れない開発資金を多く有する日本にとっては、持続可能な開発への貢献を国際的により一層示すことができるようになります。

2017年以降、新興ドナーや途上国も参加するTOSSD国際タスクフォースにおいて、捕捉対象となる資金の範囲や集計手法等を巡って技術的な作業が重ねられてきてお

り、日本としても引き続きこれに積極的に参加していきます。TOSSDデータの報告は最近始まったばかりですが、今後、非DACドナーに広く普及することが期待されます。

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を大きく上回る民間資金が途上国に流入する現在、ODAには「民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割」（開発協力大綱）が求められています。日本は、ODA以外の公的資金、さらには民間資金も含めた持続可能な開発資金をさらに幅広く、かつ効率的に動員するための国際的なルール作りを引き続き積極的に貢献していきます。



株式会社すらネットのeラーニングシステムを使って算数を学ぶ子供たち（写真：すらネット）



女性ファシリテーターとeラーニングで学んだ子供たちへの表彰式の様子（左上は表彰式に参加したすらネット社員）（写真：すらネット）

- \* 1 OECD Resource flows beyond ODA in DAC statistics (<http://www.oecd.org/dac/stats/beyond-oda.htm>)
- \* 2 ブレンディッド・ファイナンス（BF）とは、OECDの定義によれば、開発目的の資金を戦略的に用い、営利目的の商業的な資金を持続可能な開発のために動員するという新しい方法。BF原則には、①開発にBFを活用することを適切に根拠づける、②商業的ファイナンスの動員を増加させるようBFを設計する、③現地の状況を踏まえてBFをテilerメイドする、④BFの連携が効果的なものとなるよう注力する、⑤BFの透明性及び結果をモニタリングする、が掲げられている。

## (2) JICA 海外協力隊や NGO などの市民参加型連携

### ア. JICA 海外協力隊 (JICA ボランティア事業)

1965年に発足し、半世紀以上の実績を有する青年海外協力隊を含む JICA 海外協力隊 (JICA ボランティア事業) は、累計で 98 か国に 5 万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。70 日間の派遣前訓練を修了した人材を途上国に原則 2 年間派遣し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です。

本事業は、途上国の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深めることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しており、国内外から高い評価を得ています。また、グローバルな視野を身につけた協力隊経験者が日本の地方再生や民間企業の途上国への進出に貢献するなど、協力隊経験の社会還元という側面も注目されています (JICA 海外協力隊 (民間連携) については、141 ページの用語解説を参照)。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国隊員の進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、より多くの人々が本事業に参加し

やすくなるよう努めています。

なお、2020 年度春募集については新型コロナウイルス感染症の拡大により選考中止となり、同秋募集については募集自体を中止しました。2021 年度の募集については、感染状況を踏まえながら募集を行う予定です。(新型コロナの拡大を受けた対応については、第 1 部特集を参照)。



ナミビアのオンダングワで生徒へ洋服の制作を指導する JICA 海外協力隊員 (写真: JICA)

なお、青年海外協力隊、シニア海外ボランティアを含む JICA ボランティア事業については、その総称を「JICA 海外協力隊」とし、年齢による区分 (青年・シニア) を、一定以上の経験・技能等の要否による区分

## ホンジュラス

### エル・パライン県バド・アンチョ市における栄養改善に向けた家庭菜園普及プロジェクト

JICA 草の根技術協力事業 (草の根パートナー型) (2017 年 8 月～2019 年 12 月)

エル・パライン県バド・アンチョ市は、ホンジュラスの乾燥地帯に位置し、国内でも特に貧しい市の一つです。住民の大半がとうもろこしや豆を生産して生計を立てていますが、2014 年以降、干ばつが年々長期化し、その影響による農作物の不作のため、住民は政府や国際機関からの食糧支援を受けています。また、購入可能な野菜も種類が限られ、住民は栄養バランスの偏った食生活を送っていました。



AMDA 社会開発機構の業務調整員が、住民が家庭菜園で育てた野菜を確認する様子 (写真: AMDA 社会開発機構)

これらの問題を解決すべく、JICA および特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構は、草の根技術協力事業を通じてバド・アンチョ市に家庭菜園を普及させ、住民が自ら消費する食物の栄養面にも配慮した食料増産を目指しました。具体的

には、現地 NGO と協力し、住民に対して、家庭菜園の実地研修、化学肥料をなるべく使用しない家庭菜園の技術教育、収穫した作物を使った料理教室等を実施しました。



家庭菜園で収穫された野菜を使用した料理教室の様子 (写真: AMDA 社会開発機構)

その結果、当初予定していた 120 世帯を上回る 182 世帯が家庭菜園を実践するに至り、また事業開始前と比較して、各家庭で栽培される作物が平均して 24 種類増加しました。さらに、地元で収穫物を販売するための青空市場が開催されるなどの効果も見られるようになりました。このような家庭菜園は、事業終了後も広がり続けています。

に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。

### イ. 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。NGOは、途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省は、こうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーと位置づけ、資金協力を含む支援（以下参照）、活動環境整備支援、およびNGOとの対話（146ページ）の3点を柱に連携を進めています。

また、外務省は開発協力大綱のもと、その後5年間のNGOとの連携の方向性に関わる計画をNGOと共同で作成し、2015年に発表しました。また、NGOと共に同計画の進捗報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

#### …•NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、様々な協力を行っています。

#### ■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も保健・医療、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾除去のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて、2019年度は日本の62のNGOが、32か国・1地域において、総額約55.9億円の事業を113件実施しました（10、64、85ページのコラムも参照）。

外務省は、2018年に計4回にわたり開催された有識者懇談会の提言に基づき、2019年4月から、日本NGO連携無償資金協力事業における一般管理費を、これまでの対現地事業経費の5%から最大15%まで引き上げました。これにより、従来NGOがODA事

業を実施するために投入してきた自己資金を、広報や民間資金の獲得などの組織の体制強化に充てられるようになりました。団体の財政基盤や組織力が強化されて、ODAの担い手としての認知度が国内外で高められることが期待されています。



ミャンマー国タコン郡サブセンターの完成（写真：特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン）

#### ■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織であり、2020年10月時点で44のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を行っています。2019年度には、アフガニスタン人道危機対応支援、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン難民緊急支援、ミャンマー避難民人道支援、ネパール水害被災者支援、アフリカ南部サイクロン被災者支援、ベネズエラ避難民支援など、12プログラムで106件の事業を実施しました（JPFを通じた新型コロナ対策支援については第I部特集、難民避難民支援については47ページも参照）。

#### ■NGO事業補助金

外務省は、2019年度、開発協力事業の案件発掘・形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施する6つの日本のNGOに対し、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

#### ■JICAの草の根技術協力事業

JICAが実施している草の根技術協力事業は、国際

協力の意志のある日本のNGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係のもとに実施する共同事業です。(制度の詳細や応募の手続き等は、JICAホームページ<sup>注8</sup>を参照)。草の根技術協力事業は約90か国を対象に、毎年200件程度を実施しています。

### …NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において政府以外の主体およびODA以外の民間資金活用の重要性が高まる中、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は、以下の取組を行っています。

#### ■ NGO相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体(2019年度は15団体に委嘱)が、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応しました。

#### ■ NGOインターン・プログラム/NGOスタディ・プログラム

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍する若手人材の育成を目的としており、2019年度は、計9人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に寄与することを目的としており、2019年度は、このプログラムにより9人が研修を受けました。

#### ■ NGO研究会

NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調

査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2019年度、「日本のNGO・CSO等における組織・活動状況実態調査」、「日本国内における防災・災害支援活動と国際協力NGOの能力強化」、および「日本の国際協力NGOにおける「セーフガーディング」の取組促進のための提言とガイドラインの作成」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

### …NGOとの対話 (NGO・外務省定期協議会、NGO・在外ODA協議会およびNGO-JICA協議会)

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として、1996年度に設けられました。2019年度は、全体会議に加え、「ODA政策協議会」と「連携推進委員会」の2つの小委員会をそれぞれ2回開催しました(NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ<sup>注9</sup>を参照)。

また、2002年以降、国内外における日本のNGOとの対話促進・連携強化を目指し、ODAに携わる大使館関係者、JICA、及びNGO関係者が「NGO・在外ODA協議会」の場において、ODAの効果的・効率的実施に関してオール・ジャパンとして取り組み、「顔の見える開発協力」を促進することを目的として意見交換を行っています。

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すため、NGO-JICA協議会やNGO-JICA勉強会等を開催しています。

### (3) 地方自治体との連携

開発途上国においては、急速な経済発展が進む中で、都市化の進展と共に、水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策分野等の都市問題に対応するニーズが急増しています。また、大都市のみならず、

<sup>注8</sup> <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

<sup>注9</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/taiwa/kyougikai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html)

地方都市においても様々な問題が増えています。このような中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で見聞を蓄積している日本の地方自治体が、途上国のニーズにきめ細かに対応することは、途上国の開発にとって大変有益です。このため、日本政府は自治体のODAへの参画を推進してきました。また、地方自治体も、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています<sup>注10</sup>（具体的事例については、88ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。

JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中に、「地域活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって、地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINな関係を築くことが期待されます。

#### (4) 大学・教育機関との連携

日本政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において、大学と協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力や円借款、草の根技術協力をはじめとする事業を推進しています。

一例をあげると、日本政府は、途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的として、人材育成奨学計画（JDS）を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として国内累計36大学で受け入れており、これまでに来日した留学生は、修士課程と博士課程合わせて4,600名を超えます。また、タイにおける産

業人材育成のため、日本独自の教育システムである「高専」（高等専門学校）の設立・運営を通じて、日本と同水準の高専教育を提供する協力を実施しています。さらに、ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト<sup>\*</sup>を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究などを行っています。

加えて、近年、地球温暖化や感染症をはじめとする地球規模課題の脅威<sup>きょうい</sup>が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まっています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や、持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識のもと、2008年から、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）<sup>注11</sup>」を実施しており、日本と途上国の大学・研究機関等の間で国際共同研究が行われています（具体例については、149ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での能力向上に寄与していることに加え、海外からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています（開発協力を通じた日本の国際化については、148ページの「開発協力トピックス」を参照）。



用語  
解説

#### \* アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施している。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力のもと、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

注10 ODAを活用した地方自治体の海外展開支援：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/page23\\_000707.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/page23_000707.html)

注11 40ページの用語解説を参照。科学技術協力：<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>



## 開発協力を通じた日本の活性化

日本の開発協力は、企業や地方自治体、大学、市民社会など、多様なアクター（主体）によって支えられています。こうしたアクターの関与は、日本の開発協力を有効に実施する上で欠かせない存在ですが、実は日本社会の活性化や国際化にも繋がっているのをご存知ですか。

そうした効果が生まれている分野の一つが、外国人材の往来を通じた地方の活性化です。新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少はありますが、近年日本を訪れる外国人の数は増加しており、日本に在留する外国人は2019年末時点で293万人、就労する外国人も同年10月末時点で166万人と、それぞれ過去最多を更新しました。こうした外国人材の増加を地方の活性化に繋げていくために、外国人材を円滑・適正に受け入れ、共生社会を実現するための環境整備が重要となっています。

2019年、JICAおよびラオス農業森林省、香川県ファーマーズ協同組合の連携の下で「持続的農業開発にかかるシェンクワン・香川県・JICA連携プログラム」が開始されました。JICAは、このプログラムを通じ、香川県関係者と協働して、ラオス・シェンクワン県において技術協力を行い、農産物の生産量を増加させて農家の生計向上とシェンクワン県の農業振興に繋げることを目指しています。加えて、本プログラムに参画する香川県にとっても、ラオスからの優秀な技

能実習生受入れの円滑化、ラオスでのビジネス展開の促進、外国人材の往来を通じた異文化理解の促進といったメリットが期待されます（詳細は、88ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

また、宮崎市では、JICAと宮崎市、宮崎大学および市内のIT企業が協力し、バングラデシュの成長を支えるICT人材育成を支援する仕組み（B-JET：Bangladesh-Japan ICT Engineers' Training Program）が構築されています。バングラデシュの工科大学卒業生等が日本語とビジネスマナーを学んだ上で来日し、宮崎大学で日本語研修を継続しながら市内IT企業でのインターンを行うというものです。この取組を通じて育成されたICT人材の一部は宮崎市内で就職しており、同市の国際化およびICT産業の活性化にも貢献しています。

こうした効果は、大学でも生まれています。「JICA開発大学院連携」は、ODAを通じて来日する留学生に対して、日本自身の開発・発展の経験やドナーとしての経験などについて体系的な学びの機会を提供し、途上国のリーダーとなる人材を育成することを目指して2018年に開始されました。ここで提供されるプログラムの一部は、ODA関係の留学生に限らず、他の留学生や日本人の学生にも開放されています。途上国の優秀な人材が来日し、他の学生とともに日本の経験について英語で学ぶことは、大学教育全体の活性化・国際化にも貢献することが期待されます。



B-JETに参加するバングラデシュの学生たち。現地でのトレーニングの後、来日し宮崎でインターンを行う



JICA開発大学院連携の一環で行われた「日本理解プログラム」に参加する留学生たち（写真：長岡市郷土史料館）

## 匠

## の技術、世界へ

## 4

## アフリカの未知の感染症に備える！

～北海道大学とザンビア大学によるウイルス性人獣共通感染症に関する共同研究～

新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱など、ヒトと動物の双方に感染するウイルス性人獣共通感染症は、近年世界的な脅威<sup>きょうゐ</sup>となっています。ザンビアにおいてもこのような感染症の発生が確認されており、その対策が同国の優先課題とされています。また、アフリカには未知のウイルスが存在している可能性が高く、新規ウイルスの研究は、アフリカのみならず、今や地球規模で注目されています。

そのような状況を受け、ザンビアでは、北海道大学およびザンビア大学獣医学部の共同研究により、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)\*を通じ、2013年から「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」が実施されました。また、2019年からは後継プロジェクトである「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究プロジェクト」が実施されています。

これら2件のプロジェクトでは、まず手始めとしてウイルス性人獣共通感染症に対する教育・研究基盤がほとんど整備されていなかったザンビア大学獣医学部に動物実験設備を含むウイルス学実験室を整備し、研究環境を整えました。また、ウイルス性出血熱等のウイルス性人獣共通感染症に対する診断法を同学部に導入しました。

「プロジェクトが始まった背景には、北海道大学とザンビア大学の長年にわたる深い関係があります。約30年前、日本の協力によりザンビア大学に獣医学部が作られました。その際、北海道大学の教員がザンビアに行き、現地で一から人を育て獣医学部を作ることに協力したのです。これが両大学間の交流の始まりです。その後、北海道大学でも人獣共通感染症リサーチセンターが開設され、ザンビア大学との共同プロジェクトが始まったことから協力関係は一層強固なものとなりました。」と本プロジェクトの中心



ウイルスの有無を確かめている様子 (写真：北海道大学)

として活動する北海道大学人獣共通感染症リサーチセンターの高田礼人教授は話します。

2019年



高田教授がザンビア大学獣医学部の研究者とともに、野外でコウモリから採血している様子 (写真：北海道大学)

からの後継プロジェクトでは、ザンビアの隣国、コンゴ民主共和国も新たに参加し、節足動物を含む動物に加えてヒトの検体も取り扱い、上記2か国の研究機関の疫学研究能力の強化やそれを通じた診断能力の向上を図っています。ザンビアでは、2013年の先行プロジェクトと合わせて、既に様々な新しいウイルスが発見されているほか、コンゴ民主共和国については、2017年以降に同国で複数回にわたり発生しているエボラ出血熱の早期発見と対策強化にも貢献することが期待されます。

また、北海道大学側でも、ザンビアとコンゴ民主共和国の両国から留学生を受け入れ、人獣共通感染症対策の専門家を養成するためのプログラムなどを実施しています。ザンビア大学獣医学部は、新型コロナの感染拡大を受け、6万件以上の検体検査を請け負っており、北海道大学で学んだ留学生が帰国後に新型コロナ対策の中核人材としても活躍しています。

「以前のザンビアでは、自国で獣医師を育てることも難しい状況でしたが、今は国内で獣医師を育成できるようになっています。アフリカ各国から大学院生を受け入れるまでになっており、今やアフリカにおける獣医学研究の中心と言える存在になりつつあります。」と、高田教授とともに活動する北海道大学人獣共通感染症リサーチセンター教員の梶原将大氏はザンビアへの期待を話してくれました。

長年におよぶ日本とアフリカの共同研究により、将来の感染症に備えるべく、国境を越えた課題である感染症対策が大きく前進しようとしています。

\* 40ページの「用語解説」を参照。

## (5) 諸外国・国際機関との連携

### ア. 諸外国との連携

日本は、幅広い開発課題に関して他のドナーとの協力を推進しています。2020年には英国、オーストラリア、米国およびEU等との間で対話や意見交換を実施しました。また、これら主要ドナーの間では首脳レベルのコミットメントのもと、アフリカを含むインド太平洋等の第三国において、連結性強化のためのインフラ整備、海洋の安全、防災といった、様々な分野において具体的な協力や連携が進められており、ODAもその重要な一翼を担っています。また、2020年には新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、世界的に保健分野への対応が急務となりました。環境、気候変動を含む地球規模の開発課題への対応も引き続き重要です。こうした中、日本のODAを効果的に活用し、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携は重要であり、積極的に推進していきます（新型コロナ対応に関する国際的な連携については、第1部特集も参照）。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）メンバー国、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となってきましたが、近年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、ブラジル、トルコ、南アフリカなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持つようになってきました。自らが援助を受ける側から提供する側へと変わった経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興国から途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。

特に中国について、日本政府は、2018年10月に対中ODAの新規採択終了とあわせて、日中を対等なパートナーとする新たな次元の協力を進めていくことを発表しました。これを受けて、2019年5月には、中国との間で開発協力政策に関する協議を行い、互いの開発協力政策や体制、監督・評価、他国や国際機関との協力実績等について情報交換を行いました。日本としては、中国の援助が国際的な基準や取組と整合的な形で透明性を持って行われるように、引き続き国際社会と連携しながら働きかけていきます。

### イ. G7・G20 開発問題における連携

G7では、開発分野の諸課題へのG7としての取組

について議論する会合として、G7開発大臣会合が開催されてきており、近年では、2018年5月31日から6月2日にカナダ・ウィスラーでG7開発大臣会合、2019年7月4日および5日に、フランス・パリでG7開発大臣会合およびG7教育大臣・開発大臣合同会合が開催されました。

2020年はG7開発大臣会合はありませんでしたが、5月以降、英国とカナダの呼びかけにより、新型コロナウイルス対策途上国支援に関する開発大臣コンタクトグループ会合（G7に加え、オーストラリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンも参加）が開催され、日本からは、鈴木外務副大臣（当時）が3回にわたり出席し、世界全体の保健システムの強化やワクチンの公平なアクセス、適時・適切な食料の需給状況に関する情報提供及び流通の確保、学校再開に向けた我が国の取組等について発言しました。

G20においては、2010年のG20トロント・サミット（カナダ）以降開催されているG20開発作業部会において開発課題に関する議論が行われています。2020年にサウジアラビアが議長国を務めた開発作業部会では、①新型コロナウイルス感染症への対応および復興、②地域連結性のための質の高いインフラ、③持続可能な開発のための資金調達、④2030アジェンダ（SDGs）、⑤説明責任、の5つが優先議題とされ、各議題について成果文書が作成されました。

### ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組む上で、国際機関との連携は欠かせません。

日本は、様々な開発課題に対応し、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連開発計画



UNDPのシュタイナー総裁とテレビ会議を行う鈴木外務副大臣（当時）



OECD開発センター理事会第6回ハイレベル会合（テレビ会議形式）に出席する中西外務大臣政務官（2020年10月6日）



(UNDP)、国連難民高等弁護官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）など主要な国際機関との対話を実施しています。また、これらの対話に加え、2020年は、新型コロナウイルス拡大の危機対応のための意見交換も行いました。例えば、鈴木副大臣（当時）は、4月にマウラー赤十字国際委員会（ICRC）総裁と、5月にシュタイナーUNDP総裁とのテレビ会議において、協力強化の重要性について確認しました（国際機関を通じた日本の新型コロナ対策支援については第I部特集を、各分野・地域における国際機関との連携の詳細については第II部及び第III部を参照）。

DACでは、2030アジェンダを含む今の時代に即した開発協力のため、新興国や民間部門などの多様な

主体との連携強化も含めた様々な取組が実施されています。（ODA以外の民間資金の動員・活用については、142、143ページの「開発協カトピックス」も参照）。

また、2019から2020年にはDAC開発協力相互レビューの対日レビューが実施されました。

OECD内にあるOECD開発センターでは、日本の支援により、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の国際社会への普及に向けた取組を行っています。2020年10月に開催されたOECD開発センター理事会第6回ハイレベル会合では、日本から中西外務大臣政務官が出席し、質の高いインフラの重要性を指摘した上で、同センターと緊密に協力していく考えを表明しました。

#### DAC開発協力相互レビュー対日審査 注12

DACの相互レビューは、DACメンバー国の中で、開発協力政策や実施状況を5から6年毎に互いに審査（レビュー）するもので、効果的な援助を目指してドナー国がお互いの政策や経験を共有・助言し合っています。今回の対日審査は2014年以来6年ぶりの審査であり、EUとイタリアが審査国となりました。

審査の結果、2020年10月12日にOECDが公表した報告書では、日本政府は前回の対日審査で受けた提言の95%を一部又は完全に実施しているとして、全体的に高く評価されました。中でも、日本が外交、平和、開発に関する努力を組み合わせ、社会全体のアプローチを通じて持続可能な開発を目指していること、途上国の自立的発展を重視していること、防災・減災分野での取組で世界をリードしていることなどが高く評価されています。また、日本が途上国と対等な立場に立ち、彼ら自身の努力を応援するために有償資金協力（円借款）を実施している点に触れ、その有用性を評価しています。

注12 詳細は、2020年11月27日発行ODAメールマガジン第432号を参照：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn\\_432.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn_432.html)

## 2. 開発協力の発信に向けた取組

### (1) 情報公開、国民の理解と支持の促進に向けた取組

開発協力を実施していくにあたり、日本政府は、国民の理解・支持を深めるため、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開や発信を積極的に行っています。また、このような取組に関し、外務省は、前述のODAに関する有識者懇談会の提言の1つである「ODAに関する国民・市民の理解・認知度向上」に基づき、次のとおりの工夫や強化を図ってきました。

#### ア. 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、ODAに関するウェブサイト<sup>注13</sup>を相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。また、外務省はODAメールマガジンを発行<sup>注14</sup>し、在外公館の職員やJICA関係者、NGO職員、国際機関職員、民間企業関係者などによる開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しているほか、ツイッターなどのSNSを活用した広報も行っています。また、外務省は、2020年も引き続き、人気アニメ「秘密結社 鷹の爪」を起用したODA広報公式キャラクター「ODAマン」を活用し、アニメーション動画「鷹の爪団の行け！ ODAマン」シリーズや選択式シミュレーションゲーム「あなたもODAマン！」を配信するなど、ODAの役割や意義、世界各地で行われている開発協力案件をわかりやすく紹介しています。

このほか、毎年「国際協力の日」（10月6日）の前には、外務省、JICAと国際協力NGOセンター（JANIC）が共催する日本国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN」が開催されています。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため中止となりましたが、それに代わる取組として外務省、JICAとJANICが共催して国際協力共同キャンペーン「EARTH CAMP」をオンライン<sup>注15</sup>で開催し、好評を博しました。



ODA広報公式キャラクター「ODAマン」

外務省は、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献について理解を深めてもらうため、在外公館がODA事業の署名式や引渡式に際してプレスリリース（報道機関に向けて紹介する文書）を出すなどの情報発信をしています。また、在外公館では、現地の報道機関関係者による日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地のメディアで日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。さらには、在外公館を通じて、広報パンフレットや開発協力白書の英語版を各国政府要人、報道機関および有識者などに配布し、日本の開発協力について紹介しているほか、英語または現地の言語によるSNSやホームページを通じた発信なども行っています。

#### イ. ODAの実施・評価に関する情報公開

2010年に、ODA事業の概要や成果などを分かりやすく説明し、ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、「ODA 見える化サイト<sup>注16</sup>」をJICAホームページ上に設けました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、写真や事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。

また、外務省のホームページにおいては、草の根・人間の安全保障無償資金協力および文化無償資金協力で実施された案件について、十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓をとりまとめたリストを公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。

<sup>注13</sup> 各ウェブサイトは以下のとおり。  
外務省ODAホームページ： <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>  
JICA： <http://www.jica.go.jp>  
ODA見える化サイト： <http://www.jica.go.jp/oda>

<sup>注14</sup> ODAメールマガジンのバックナンバーは外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/bn.html>）にも掲載しています。

<sup>注15</sup> EARTH CAMP： <https://earthcamp.jp/>

<sup>注16</sup> ODA見える化サイト： <https://www.jica.go.jp/oda/>

## ウ. 開発教育の推進

外務省は、職員を国内の中学校、高校、大学、NGOなどに派遣して、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA 出前講座」を実施しています。JICAでは開発教育を支援するため、教育現場などの求めに応じて、JICA海外協力隊経験者などを講師として紹介し、途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解の促進を図る「国際協力出前講座」や、展示施設「地球ひろば」や国内拠点で学生・生徒の訪問を受け入れる「JICA訪問」への対応を行っています。また、中学生・高校生を対象に「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」も実施しています。さらに、JICAは教員に対して、「開発教育指導者研修」を開催したり、教員を途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことを目的とした「教師海外研修」などを実施しています。



2020年はODA出前講座もテレビ会議で開催

## エ. ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、実際のODA事業について見て聞いて理解してもらうことは、国民のODAへの理解を促進するために最も効果的な方法の1つです。そのため、JICAは教員や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。

## オ. 議論や対話の促進

日本政府は、ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について国内各地で説明会などを開催しています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心を有している国民の方々と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、国際協力を地域から発信するとともに地域の活性化を目指しています。

## 持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた日本の取組

～第4回ジャパンSDGsアワード～

日本政府は、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた日本全国の取組を見える化し、行動を促進する観点から、SDGs達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を表彰する「ジャパンSDGsアワード」を2017年から実施しています。

2020年12月に開催された第4回ジャパンSDGsアワード授賞式では、「顔の見える電力™」をコンセプトに再生可能エネルギーを通じた地域間連携の促進に取り組むみんな電力株式会社がSDGs推進本部長 (内閣総理大臣) 賞を受賞しました。また、開発途上国の課題解決に資する環境・農業技術を開発する農業高校、障害者や元子ども兵の自立支援を行うNPOなど、多様な主体による国内外でのSDGs達成に向けた取組が表彰されました。

## ○受賞団体の取組の例

- ・みんな電力株式会社 (SDGs推進本部長 (内閣総理大臣) 賞)

みんな電力株式会社は、「顔の見える電力™」をコンセプトに、2016年から再生可能エネルギー小売事業を始めました。ブロックチェーン\*1を活用した「電力トレーサビリティ」システムの商用化を世界で初めて実現し、電力消費者が、「どの発電所からどれだけの電気を買ったのか」が分かるようになっています。

2019年には、神奈川県横浜市の電気利用者と青森県横浜町の発電事業者を電気で結ぶ「横横プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトでは、上述のシステムが生かされ、横浜町で生産された電力が横浜市の企業などに供給されています。エネルギーの消費地であり、カーボンニュートラルの実現を目指している

横浜市と、再生可能エネルギーが豊富な横浜町との間で、電気を通じた地域循環共生圏\*2が構築され、都市の脱炭素化の推進と地方の経済活性化を実現する



第4回ジャパンSDGsアワード表彰式でのみんな電力株式会社 (SDGs推進本部長 (内閣総理大臣) 賞受賞者) との記念撮影 (2020年12月)、(写真: 内閣広報室)

ことを目指しています。

- ・特定非営利活動法人 Support for Woman's Happiness (SDGs推進副本部長 (外務大臣) 賞)

Support for Woman's Happinessは、ラオスの障害者団体と協力し、ラオス国内に、身体障害者の女性や少数民族の女性が働きながら暮らす施設を設立しました。ミシンや刺繍技術などの職業訓練を実施して、日本の障害者と共同で質の高い製品を作れるようサポートし、日本とラオス双方の障害者自立支援を行っています。

さらに、ラオスの障害者、日本の精神障害者、日本人デザイナーなどが連携し、ラオスの伝統的なお茶であるバタフライピーの日本での製品化やお土産品の作成などをそれぞれの国の作業所で分担して作業することで、国を越えて障害者が支え合う仕組みを確立しています。ラオスと日本の伝統の織物を組み合わせた製品は評判が良く、ラオス国内のみならず日本国内の百貨店等でも展示・販売をしています。

伝統的に女性が主要な労働者である布づくりを活動の基礎にしていることもあり、女性の障害者が男性と同じ収入を得られる仕組みとなっています。



ラオスの障害者作業所の様子 (写真: Support for Woman's Happiness)

- \*1 インターネットなどオープンなネットワーク上で、高い信頼性が求められる重要データのやり取りなどを可能にする「分散型台帳 (データベース) 技術」。この技術を活用することで、コストのかかる第三者機関 (仲介役) を介さずに偽装や改ざんを防ぐことが可能になる。
- \*2 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

## (2) 開発協力人材・知的基盤の強化

日本政府は、2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げており、その達成に向けて、大学や国際機関駐日事務所などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に実施しています<sup>注17</sup>。また、前述のODAに関する有識者懇談会により提出された提言の1つである「開発協力を担う人材の育成」も踏まえつつ、人材発掘の観点から、国内外において、国際機関の採用制度を説明するセミナーを開催したり、国際機関の幹部や人事担当者が訪日して行う就職説明会を実施したりするなど、広報に努めています。

また、日本政府は、国際機関の正規職員を志望する若手の日本人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、必要な知識・経験を積んでもらい、派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度<sup>注18</sup>を実施しており、開発協力分野を含む国際機関で活躍する人材の育成に努めています（JPOで派遣された国際機関日本人職員の活躍については、121ページの「国際協力の現場から」も参照）。外務省では、1974年から同制度による派遣を開始し、これまでに累計約1,800名、2019年度は52名のJPOを派遣しました。このほか、平和構築・開発人材の発掘・育成・キャリア構築を包括的に実施するため、2015年度から、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業<sup>注19</sup>」も実施しています（詳細は49ページの「平和構築分野での人材育成」を参照）。

JICAは、「オールジャパンの国際協力活動推進」という理念のもと、国際協力分野での人材の発掘・育成と既存の人材の有効活用に取り組んでいます。具体的には、省庁、JICAの情報のみならず、NGO、国際機関といった様々な国際協力実施機関、企業、大学等幅広い国際協力関連情報を一元的に発信する国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」<sup>注20</sup>を運用し、国際協力に関する求人情報、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、キャリア相談などを行っています。



ナイジェリアのボルノ州ングウォム村の再建された診療所で、医療従事者から現状を聞く横井水穂UNDP北東部支所長（JPO派遣制度を利用し、2001年までUNDPガーナ事務所に勤務）

す。加えて、開発協力に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍する意思を持っている大学院生などに対し、1997年からインターンシップを実施しており、2019年度は146名を開発コンサルタントの協力現場を含む様々な職場で受け入れています。また、2002年の第2次ODA改革懇談会の提言に基づいて、JICAは、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保するとともに、国際協力人材の養成のため、ジュニア専門員の採用や、能力強化研修なども実施しています。

また、JICA緒方貞子平和開発研究所<sup>注21</sup>は、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化に取り組んでいます。この基本方針を踏まえ、JICA緒方研究所では現在「平和と開発のための実践的知識の共創」という新たなビジョンを掲げています。その実現に向けて、同研究所は、国際的な学術水準の研究を行い、現場で得られた知見を分析、総合してJICAの事業にフィードバックさせ、人間の安全保障の実現に貢献するほか、新型コロナウイルス感染症をきっかけに社会が大きく変化する中で、いかにSDGsを戦略的に推進させていくかなど、新たな開発課題に関する研究にも果敢に挑戦しています。また、人材育成の機

<sup>注17</sup> 外務省国際機関人事センター・ホームページ（<https://www.mofa-irc.go.jp/>）では、国際機関空席情報や国際機関で働くための様々な情報提供をしています。

<sup>注18</sup> JPO派遣制度：<https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html>

<sup>注19</sup> 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace\\_b/j\\_ikusei\\_shokai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei_shokai.html)

<sup>注20</sup> 国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」：<http://partner.jica.go.jp/>

<sup>注21</sup> 2020年4月1日、JICA研究所は緒方貞子氏によるJICA研究所の設立趣旨を継承・発展させ、世界の平和と開発への知的貢献を強化するためにJICA緒方貞子平和開発研究所に名称を変更。



能と研究交流の拠点としての機能を一層強化し、JICA開発大学院連携事業の一翼を担う機関として同事業を推進しています。

日本政府は、日本が持つ強みを活かして、日本と途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形

成を図るなど、大学・研究機関と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための知的基盤強化に努めていきます（国際協力を通じた日本の活性化については、148ページの「開発協カトピックス」を参照）。

### 日本人が国際機関職員になるための主な方法

|         | 空席公募*                                 | JPO派遣制度**                             | 国際機関側の若手育成・採用制度  |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 実施機関    | 各国際機関                                 | 外務省                                   | 国連事務局、世銀など   |
| 年齢制限    | 特になし                                  | 35歳以下                                 | 制度による  |
| 求められる学歴 | 修士号以上<br>(※学士号+追加的な職歴2年で応募可能なポストもある。) | 修士号以上                                 | 制度による  |
| 求められる職歴 | 2年以上                                  | 2年以上                                  | 制度による  |
| ポイント    | 毎日多くの国際機関から様々な空席公募が出るので、随時応募することができる。 | 正規の職員になるには、JPO任期後に空席公募を通じて採用される必要がある。 | 国連事務局、OECDや世界銀行グループが実施するヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）をはじめ、国際機関が実施する若手育成・採用プログラムが存在する。 |

\* 国際機関職員の任期満了等によって空きが生じた場合に国際的に公募されるポストのこと。ポストの条件に自身の経歴等を照らし合わせて応募する。

\*\*制度概要は本文を参照。国連関係機関で働く専門職以上の日本人職員の内、半数近くは外務省の実施するJPOの経験者であり、若手日本人が国際機関職員を目指すうえで非常に有効な手段。世界銀行グループのJPOのように、外務省以外が実施するJPOも存在する。

★それぞれの制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。

空席公募：<https://www.mofa-irc.go.jp/boshu/open-recruitment.html>

JPO派遣制度：<https://www.mofa-irc.go.jp/jpo/seido.html>

国際機関側の若手育成・採用制度（YPP）：<https://www.mofa-irc.go.jp/apply/ypp.html>

## 国際協力の現場から



## 国際機関で活躍する日本人職員の声

～アフリカの教育による平和構築の試み～

エチオピアの首都アディスアベバはアフリカ連合（AU）に加え、多くの大使館や国連機関があり、駐在する外交官の数がアフリカで最も多いことからアフリカの首都とも言われます。標高2300メートルで一年中快適な気候の高原都市アディスアベバに、国連教育科学文化機関（UNESCO）のアフリカ地域能力開発国際研究所（IICBA：International Institute for Capacity Building in Africa）が1999年に設立されました。目的はアフリカの教員開発で、教師に関する政策、教師教育、関連する調査研究を行っています。私は、2015年4月からIICBAの所長として勤務してきました。アフリカの教育課題の根源ともいえる教師を支援するIICBAの仕事は天職だと思って頑張っています。

1981年、大学在学中にケニア西部の農村でボランティア教師をしてから、40年近くアフリカの教育に携わってきました。日本のNGO、JICA、国連児童基金（UNICEF）、UNESCOで勤務した経験を通じて、ほぼ全てのアフリカ諸国に行きました。「日本人よりアフリカ人みたい。」「日系アフリカ人だね。」と言われることもあります。2014年にこのIICBAの所長ポストが公募に出たときにも、これまでの所長はアフリカ諸国の閣僚経験者だったこともあり、難しいだろうと思って応募しましたが、運よく採用となりました。アフリカの人と同じように、それ以上にアフリカ諸国の開発を真剣に考えていきたいと思っています。

就学率の向上、教育の質や適切性の改善には教師の役割が欠かせません。IICBAでは大学の教育学部教員の研修や意見交換、教員組合と一緒に教師の声を政策に反映させる活動をしてきました。教師自身が苦手である理数科教育はJICAの支援で強化されてきたアフリカ理数科・技術教育センター（CEMASTEAM）と協働でSTEM（Science, Technology, Engineering, and Mathematics、科学・技術・工学・数学）教育を行っています。また、アフリカ



AUアフリカ学校給食の日式典でコートジボワールの学校を訪れた際に子ども達から歓迎を受ける筆者（写真：UNESCO-IICBA）

における女子教育を推進するアフリカ女性教育者フォーラム（FAWE）と共同でジェンダー教授法を開発しました。アフリカの課題の解決はアフリカ自身でというのが私たちのモットーです。

アフリカ地域の最も大きな課題は平和と安定です。内戦や近隣国との武力衝突、民族や宗教による抗争などが開発を妨げています。教育を通じて平和構築をしたいという思いが多くのアフリカ人教育者

の中にあります。日本からの支援がこれを可能にしてくれました。青少年の割合が最も多いアフリカ諸国での平和構築と紛争停止のためには、平和を愛し、そのために真面目に働く若者が一人でも多くなることが大切です。日本はUNESCOを通じ、2017年から教師教育を通じてアフリカにおける平和構築と紛争停止支援を行っており、現在は、アフリカ25カ国の約5,000人の若い教員を対象に、教育プログラムを通じた平和構築・仲介に関する知識・スキルの向上や平和と過激主義防止のための啓蒙・研修等を行っています。2019年のTICAD7で、日本は「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」を提唱しており、本件支援もその一環として位置付けることができます（NAPSAについては、131ページも参照）。

グローバル化が進む21世紀の世界で、優秀な日本の若い方に開発途上国、特にアフリカ諸国に興味を持っていただきたいと思います。アフリカの多くの人にとって日本は「第二次世界大戦や大地震などから立ち上がった国、知識と技術を持つ国」と憧れと尊敬を持って見られます。地理的に遠いアフリカ大陸ですが、文化的に日本に似ているところも多くあり、仕事や生活の中で嬉しい驚きがあります。国連での仕事は、一つ終わると次の課題が見えてくる、自分を鍛えてくれる仕事です。開発協力にかかわりたいと思う日本の若い方の数が減っていると聞くことがありますけれど、新型コロナウイルス感染症等の課題のある今こそ、日本からアフリカへの貢献を考えてもらいたいと思います。



日本の協力で実施している平和構築教育のポスターを持つ筆者（写真：UNESCO-IICBA）

UNESCO-IICBA 所長  
よこざきゆみこ  
横関祐見子

### 3. 開発協力の適正性確保のための取組

日本が長年にわたって実施してきたODAは、開発途上国の開発、成長に様々な形で貢献してきただけではありません。ODAは、日本と途上国との間の友情と信頼の確かな絆を築くとともに、国際社会における日本の地位の向上に、ひいては日本自身の平和と繁栄をより確かなものとするために大いに役立ってきました。一方、ODAは課題や困難に直面したこともありました。たとえば、ODA事業に際して、不正が行われたことや、不測の事態によって十分な援助効果が上げられなかったり、遅れが生じたりしたこともあります。

日本政府は、こうした経験を一つひとつ無駄にせず、将来への教訓とすべく、評価の仕組みを整え、透明性の向上に努め、市民社会を含む幅広い関係者の方々との対話を行うなど、様々な努力を続けてきました。また、不正を防ぐ仕組み、受入国側との丁寧な対話と調整、さらには、きめ細かい事業の維持管理やフォローアップのプロセスも整えてきました。日本政府は、今後もより効果的で適正な開発協力の実施に向けた努力を不断に続けていきます。

#### (1) 不正腐敗の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODA事業に関連した不正行為などが行われることは、その適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODAに対する国民の信頼を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。このような不正行為を防止するには、たとえば、不正行為を行ったとしても、いずれ公になり、厳しいペナルティが課されることを認識させる必要があります。

そこで、外務省およびJICAは、過去に発生した不正行為の教訓を踏まえつつ、これまで、監視体制の強化として、「不正腐敗情報に係る窓口の強化」、「第三者検査の拡大」などを行い、また、ペナルティの強化として、「排除措置期間の上限引上げ」、「違約金の引上げ」、「重大な不正行為を繰り返した企業に対する減点評価の導入」などを行いました。さらに、2018年には、不正行為を行った企業などに対する措置に係る基準を改正し、措置対象者の企業グループ等に対する措置や、措置期間中の者から事業譲渡等を受けた者に

対する措置を可能とする「排除措置対象の拡大」などを行いました。

日本政府は、ODA事業に関連した不正行為は断じて許さないという強い決意のもと、JICAと連携し、引き続き、不正行為の防止に向け、しっかりと取り組んでいきます。

#### (2) 国際協力事業関係者の安全対策

ODA事業の実施にあたっては、国際協力事業関係者の安全確保が大前提です。JICA関係者のみならず、コンサルタント、施工業者、NGOなど、様々な国際協力事業関係者が活動している国又は地域における脅威は複雑で、国又は地域ごとに状況が異なる上、常に変化しています。特に2020年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、外務省およびJICAは、開発途上国をはじめとする世界各国の開発協力の現場で実務にあっていたJICA海外協力隊を含む国際協力事業関係者の帰国・再渡航支援を実施しました（詳細は第I部特集を参照）。

また、外務省およびJICAは、2016年7月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件を受け、関係省庁、有識者と共に国際協力事業関係者の安全対策を再検証し、同年8月、「最終報告」を発表しました<sup>注22</sup>。これは、「安全はもはやタダではない」ことや、組織のトップ自らが主導して安全対策を講じる必要性を認識し、より広範囲なNGOを含む国際協力事業関係者の安全の確保に向け、以下に関して講ずべき措置をとりまとめたものです。

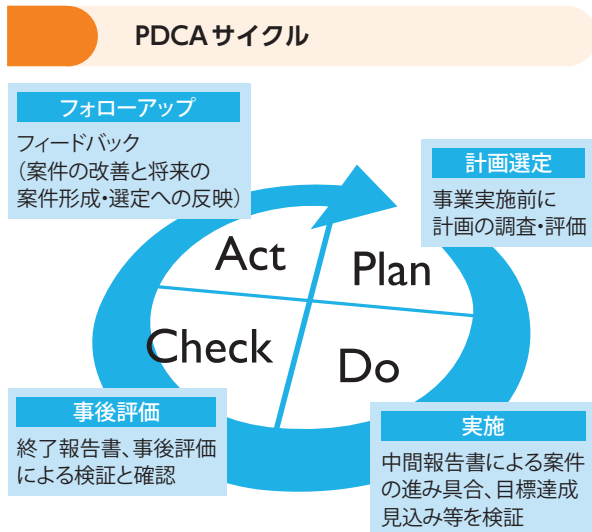
- ①脅威情報の収集・分析・共有の強化
- ②事業関係者およびNGOの行動規範
- ③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化
- ④危機発生後の対応
- ⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省およびJICAは、「最終報告」に記載された安全対策の実施に取り組むとともに、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化しています。

注22 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22\\_000120.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/keitai/page22_000120.html)

### (3) 評価の実施

日本政府はこれまで、ODA事業の管理改善と説明責任を果たすために、①PDCAサイクル（案件形成（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、フォローアップ活動（Act））の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。



PDCAサイクルの強化について、日本は、①すべての被援助国における国別開発協力方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。

より効果的・効率的なODAを行うためには、事業レベルだけではなく、政策レベルでPDCAサイクルを強化していくことが必要です。そのため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（いわゆる「政策評価法」）に基づいて経済協力に係る施策等について政策評価を実施<sup>注23</sup>するとともに、中立的な立場から評価を行うべく第三者によるODA評価を実施し、評価の結果から得られた提言や教訓をODA政策にフィードバックすることで、ODAの管理改善を図っています。

第三者評価<sup>注24</sup>では、第三者が主に政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）を行い、

開発の視点から、ODA政策が日本の上位政策や被援助国のニーズ、国際的な優先課題に合致しているか（政策の妥当性）、実際にどこまで効果が現れているか（結果の有効性）、政策の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか（プロセスの適切性）の3つの評価基準に基づいて評価を行います。

開発の視点に加えて、当該政策やプログラムの外交上の効果の確認も重要であるとの考えも評価に取り入れています。2015年度からは、原則としてすべての評価案件で外交の視点からの評価を行うとともに、ODAの外交的な重要性および波及効果（ODAが日本の国益の実現にどのように貢献したか）を明らかにするため、その後も外交の視点からの評価の拡充を試みています。また、評価結果を外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>）などで公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて国民への説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、ODAの透明性を高めてODAに対する国民の理解と参加を促進しています。

また、JICAも無償資金協力、有償資金協力、技術協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。JICAは、各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、一定金額以上の案件については、JICAは外部評価者による事後評価を実施しています。事業の効果を定量的に把握することも重要であり、インパクト評価<sup>注25</sup>の強化にも取り組んでいます。

これらの評価は、主に経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の評価基準<sup>注26</sup>に基づいて行われています。

なお、海外から日本のODAがどのように見られているかの一例を挙げると、2020年3月、ASEAN諸

<sup>注23</sup> 施策レベル以外にも、交換公文（E/N）供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト、およびE/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施している。また、「未着手・未了案件（未着手案件とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。未了案件とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。）」の事後評価を行っている。

<sup>注24</sup> 2017年度からは外務省が実施する無償資金協力についても、2億円以上の案件については内部評価を、10億円以上の案件については第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、これらの事後評価結果が次のODAの案件形成に活かされるよう努めている。

<sup>注25</sup> 開発事業の効果を、統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価方法のこと。

<sup>注26</sup> DAC評価基準：1991年から活用されてきた妥当性（Relevance）、有効性（Effectiveness）、効率性（Efficiency）、インパクト（Impact）、持続性（Sustainability）の5項目に、2019年12月に整合性（Coherence）が追加され、6項目となった。

国における対日世論調査<sup>注27</sup>では、日本のODAについて、8割以上が「日本のODAが自国の開発に役立っている」と回答しています。また、2019年11月に行われたアフリカ3か国（南アフリカ、ケニア、コートジボワール）における対日世論調査<sup>注28</sup>でも、約8割が「日本は国際社会における開発協力（ODAを含む）において、重要な役割を果たしている」と評価しています。

#### （4）開発協力における性的搾取・虐待等に関する取組

近年では、開発協力における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント（SEAH：Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment）の問題への国際的関心が高まっています。これを踏まえ、外務省では、研修などを通じて職員<sup>けいはつ</sup>の啓発を行うとともに、国民の理解促進のため、国際的なコミットメント文書や勧告の概要の和文を外務省HPに掲載しています。また、JICAにおいても、SEAH撲滅<sup>ぼくめつ</sup>に向けての理事長メッセージをJICAのHPに掲載するとともに、就業規則やJICA関係者の倫理等ガイドラインにSEAH防止を追加するなどの取組を行っています。

<sup>注27</sup> 外務省が世論調査機関に委託し、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）において、18歳から59歳までの300名を対象に、インターネットおよび一部訪問面接を併用した対日世論調査が行われた。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008370.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008370.html)

<sup>注28</sup> 上記（<sup>注27</sup>）と同様に外務省が世論調査機関に委託し、南アフリカ、ケニア、コートジボワールにおいて、18歳から59歳の1500名（各国500名）を対象に、インターネット調査が行われた。  
URL：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008370.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008370.html)

# 資料編

## 参考統計

|          |                                   |     |
|----------|-----------------------------------|-----|
| <b>1</b> | <b>2020 年度政府開発援助予算 (当初予算)</b>     | 162 |
|          | (1) 政府開発援助予算の内訳                   | 162 |
|          | (2) 政府開発援助一般会計予算 (政府全体)           | 162 |
|          | (3) 政府開発援助事業予算 (区分ごと) 内訳 (政府全体)   | 163 |
|          | (4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目       | 164 |
|          | (5) 省庁別政府開発援助予算推移 (一般会計予算)        | 165 |
|          | (6) 省庁別政府開発援助予算推移 (事業予算)          | 165 |
| <b>2</b> | <b>2019 年の日本の政府開発援助実績</b>         | 166 |
|          | (1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績 (2019 年)   | 166 |
|          | (2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 (2019 年) | 168 |
|          | (3) 二国間政府開発援助分野別配分 (2019 年)       | 173 |

## 巻末資料

|  |   |     |
|--|---|-----|
|  | 日本の開発協力をめぐる動き (2020 年 1 月～2020 年 12 月)          | 174 |
|  | 日本の新型コロナウイルス感染症対策支援<br>(2020 年 1 月～2020 年 12 月) | 178 |
|  | 開発協力大綱 (2015 年 2 月閣議決定)                         | 182 |
|  | 用語集   | 192 |
|  | 索引  | 196 |

# 1 2020年度政府開発援助予算（当初予算）

## (1) 政府開発援助予算の内訳

（単位：億円、％）

| 区 分          | 2019年度 |     |     | 2020年度 |     |     |
|--------------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
|              | 予算額    | 増減額 | 伸び率 | 予算額    | 増減額 | 伸び率 |
| 一般会計予算       | 5,566  | 27  | 0.5 | 5,610  | 45  | 0.8 |
| 事業予算（純額）     | 14,936 | 496 | 3.4 | 15,687 | 751 | 5.0 |
| 事業規模（総額）     | 22,062 | 412 | 1.9 | 22,700 | 638 | 2.9 |
| （参考）円／ドル・レート | 110円   |     |     | 110円   |     |     |

（注）

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

## (2) 政府開発援助一般会計予算（政府全体）

（単位：億円、％）

| 区 分            | 2019年度 |     |      | 2020年度 |     |       |
|----------------|--------|-----|------|--------|-----|-------|
|                | 予算額    | 増減額 | 伸び率  | 予算額    | 増減額 | 伸び率   |
| I 贈 与          | 5,097  | 19  | 0.4  | 5,144  | 47  | 0.9   |
| 1. 二国間贈与       | 4,223  | 62  | 1.5  | 4,195  | -28 | -0.7  |
| (1) 経済開発等援助    | 1,631  | 26  | 1.6  | 1,632  | 1   | 0.1   |
| (2) 技術協力       | 2,576  | 35  | 1.4  | 2,551  | -25 | -1.0  |
| (3) その他        | 16     | 0   | 0.0  | 12     | -4  | -25.0 |
| 2. 国際機関への出資・拠出 | 875    | -42 | -4.6 | 949    | 75  | 8.5   |
| (1) 国連等諸機関     | 584    | -25 | -4.2 | 644    | 60  | 10.3  |
| (2) 国際開発金融機関   | 290    | -17 | -5.5 | 305    | 14  | 5.0   |
| II 借 款         | 468    | 8   | 1.7  | 466    | -2  | -0.4  |
| JICA（有償資金協力部門） | 468    | 8   | 1.7  | 466    | -2  | -0.4  |
| III 計          | 5,566  | 27  | 0.5  | 5,610  | 45  | 0.8   |

（注）

・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。  
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## (3) 政府開発援助事業予算（区分ごと）内訳（政府全体）

（単位：億円、％）

| 区 分                | 2019年度 |      |       | 2020年度 |     |       |
|--------------------|--------|------|-------|--------|-----|-------|
|                    | 予算額    | 増減額  | 伸び率   | 予算額    | 増減額 | 伸び率   |
| I 贈 与              | 7,970  | 25   | 0.3   | 8,604  | 634 | 8.0   |
| 1. 二国間贈与           | 4,925  | 68   | 1.4   | 4,890  | -35 | -0.7  |
| (1) 経済開発等援助        | 1,631  | 26   | 1.6   | 1,632  | 1   | 0.1   |
| (2) 技術協力           | 3,278  | 41   | 1.3   | 3,246  | -32 | -1.0  |
| (3) その他            | 16     | 0    | 0.0   | 12     | -4  | -25.0 |
| 2. 国際機関への出資・拠出     | 3,045  | -42  | -1.4  | 3,714  | 69  | 22.0  |
| (1) 国連等諸機関         | 623    | -410 | -39.7 | 1,063  | 440 | 70.7  |
| (2) 国際開発金融機関       | 2,422  | 368  | 17.9  | 2,651  | 229 | 9.5   |
| II 借 款             | 14,092 | 387  | 2.8   | 14,096 | 4   | 0.0   |
| (1) JICA（有償資金協力部門） | 13,950 | 320  | 2.3   | 14,000 | 50  | 0.4   |
| (2) その他            | 142    | 67   | 89.1  | 96     | -46 | -32.3 |
| III 計（事業規模）        | 22,062 | 412  | 1.9   | 22,700 | 638 | 2.9   |
| （参考）回収金            | -7,126 | —    | —     | -7,013 | —   | —     |
| 純 額                | 14,936 | 496  | 3.4   | 15,687 | 751 | 5.0   |

（注）

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



(4) 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2019年度事業予算  
総額2兆2,062億円(+1.9%)

2020年度事業予算  
総額2兆2,700億円(+2.9%)

| 形態別歳出項目                                       | 財 源                            |                               | 財 源                            |                                | 形態別歳出項目                                      |
|---|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
| 無償資金協力<br>1,631億円<br>(+1.6%)                  | 一般会計<br>5,566億円<br>(+0.5%)     | 外務省<br>4,376億円<br>(+0.7%)     | 一般会計<br>5,610億円<br>(+0.8%)     | 外務省<br>4,429億円<br>(+1.2%)      | 無償資金協力<br>1,632億円<br>(+0.1%)                 |
| 技術協力<br>3,278億円<br>(+1.3%)                    |                                | 11省庁計<br>1,189億円<br>(-0.4%)   |                                | 11省庁計<br>1,181億円<br>(-0.7%)    | 技術協力<br>3,246億円<br>(-0.1%)                   |
| その他<br>16億円(前年同)                              | 特別会計<br>10億円<br>(-1.0%)        |                               | 特別会計<br>10億円<br>(+4.3%)        |                                | その他<br>12億円(-25.0%)                          |
| 国連等諸機関<br>(分担金・拠出金)<br>623億円(-39.7%)          |                                | 出資・拠出国債<br>2,164億円<br>(-0.0%) |                                | 出資・拠出国債<br>2,759億円<br>(+27.5%) | 国連等諸機関<br>(分担金・拠出金)<br>1,063億円(+70.7%)       |
| 国際開発金融機関<br>(拠出金・拠出国債)<br>2,422億円<br>(+17.9%) | 財政投融资等<br>1兆4,323億円<br>(+2.8%) |                               | 財政投融资等<br>1兆4,321億円<br>(-0.0%) |                                | 国際開発金融機関<br>(拠出金・拠出国債)<br>2,651億円<br>(+9.5%) |
| 円借款等<br>1兆4,092億円<br>(+2.8%)                  |                                |                               |                                |                                | 円借款等<br>1兆4,096億円<br>(+0.0%)                 |

〔 純 額 1兆4,936億円(+3.4%)  
回収金 7,126億円 〕

〔 純 額 1兆5,687億円(+5.0%)  
回収金 7,013億円 〕

(注) 各々の計数において億円未満を四捨五入している。

## (5) 省庁別政府開発援助予算推移（一般会計予算）

（単位：百万円、％）

| 区分    | 2019年度  | 2020年度  |        |       |
|-------|---------|---------|--------|-------|
|       | 予算額     | 予算額     | 増減額    | 伸び率   |
| 警察庁   | 16      | 18      | 2      | 12.2  |
| 金融庁   | 243     | 166     | -77    | -31.6 |
| 総務省   | 817     | 822     | 5      | 0.6   |
| 法務省   | 419     | 450     | 31     | 7.4   |
| 外務省   | 437,635 | 442,901 | 5,266  | 1.2   |
| 財務省   | 76,810  | 77,514  | 704    | 0.9   |
| 文部科学省 | 16,551  | 16,847  | 297    | 1.8   |
| 厚生労働省 | 6,363   | 6,417   | 54     | 0.8   |
| 農林水産省 | 2,691   | 2,686   | -5     | -0.2  |
| 経済産業省 | 14,014  | 12,267  | -1,747 | -12.5 |
| 国土交通省 | 363     | 336     | -26    | -7.2  |
| 環境省   | 634     | 590     | -43    | -6.9  |
| 計     | 556,556 | 561,015 | 4,459  | 0.8   |

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## (6) 省庁別政府開発援助予算推移（事業予算）

（単位：百万円、％）

| 区分      | 2019年度    | 2020年度    |        |       |
|---------|-----------|-----------|--------|-------|
|         | 予算額       | 予算額       | 増減額    | 伸び率   |
| 警察庁     | 16        | 18        | 2      | 12.2  |
| 金融庁     | 243       | 166       | -77    | -31.6 |
| 総務省     | 817       | 822       | 5      | 0.6   |
| 法務省     | 419       | 450       | 31     | 7.4   |
| 外務省     | 440,824   | 484,119   | 43,295 | 9.8   |
| 財務省     | 1,708,062 | 1,734,638 | 26,576 | 1.6   |
| 文部科学省   | 16,551    | 16,847    | 297    | 1.8   |
| 厚生労働省   | 6,714     | 6,827     | 113    | 1.7   |
| 農林水産省   | 16,906    | 12,305    | -4,600 | -27.2 |
| 経済産業省   | 14,656    | 12,892    | -1,764 | -12.0 |
| 国土交通省   | 363       | 336       | -26    | -7.2  |
| 環境省     | 634       | 590       | -44    | -6.9  |
| 計（事業規模） | 2,206,205 | 2,270,013 | 63,808 | 2.9   |
| （参考）回収金 | -712,591  | -701,292  | —      | —     |
| 純額      | 1,493,614 | 1,568,721 | 75,107 | 5.0   |

(注)

- ・本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 2 2019年の日本の政府開発援助実績

### (1) 政府開発援助の援助形態別・通貨別実績（2019年）

●卒業国向け援助を含む

| 2019年（暦年）               | ドル・ベース（百万ドル） |           |        | 円ベース（億円）   |            |        |
|-------------------------|--------------|-----------|--------|------------|------------|--------|
|                         | 実績           | 前年実績      | 増減率（%） | 実績         | 前年実績       | 増減率（%） |
| 援助形態                    |              |           |        |            |            |        |
| 無償資金協力                  | 2,557.44     | 2,639.75  | -3.1   | 2,788.79   | 2,915.28   | -4.3   |
| 債務救済                    | —            | 23.72     | -100.0 | —          | 26.19      | -100.0 |
| 国際機関経由の贈与               | 1,160.78     | 1,315.96  | -11.8  | 1,265.78   | 1,453.31   | -12.9  |
| 上記項目を除く無償資金協力           | 1,396.67     | 1,300.07  | 7.4    | 1,523.01   | 1,435.77   | 6.1    |
| 技術協力                    | 2,726.24     | 2,651.71  | 2.8    | 2,972.85   | 2,928.49   | 1.5    |
| 贈与計                     | 5,283.68     | 5,291.46  | -0.1   | 5,761.64   | 5,843.77   | -1.4   |
| 政府貸付等（貸付実行額：総額）         | 9,398.92     | 8,006.18  | 17.4   | 10,249.14  | 8,841.85   | 15.9   |
| （回収額）                   | 7,248.12     | 7,237.03  | 0.2    | 7,903.78   | 7,992.42   | -1.1   |
| （債務救済を除く回収額）            | 7,248.12     | 7,237.03  | 0.2    | 7,903.78   | 7,992.42   | -1.1   |
| （純額）                    | 2,150.80     | 769.15    | 179.6  | 2,345.35   | 849.43     | 176.1  |
| （債務救済を除く純額）             | 2,150.80     | 769.15    | 179.6  | 2,345.35   | 849.43     | 176.1  |
| 二国間政府開発援助計（総額ベース）       | 14,682.60    | 13,297.64 | 10.4   | 16,010.78  | 14,685.62  | 9.0    |
| 二国間政府開発援助計（純額ベース）       | 7,434.48     | 6,060.61  | 22.7   | 8,106.99   | 6,693.20   | 21.1   |
| 贈与（無償資金協力）              | 3,123.03     | 2,639.86  | 18.3   | 3,405.54   | 2,915.40   | 16.8   |
| 政府貸付等（貸付実行額）            | 1,119.72     | 1,325.52  | -15.5  | 1,221.01   | 1,463.88   | -16.6  |
| 国際機関向け拠出・出資等計           | 4,242.75     | 3,965.38  | 7.0    | 4,626.55   | 4,379.28   | 5.6    |
| 政府開発援助計（支出総額）           | 18,925.35    | 17,263.02 | 9.6    | 20,637.32  | 19,064.90  | 8.2    |
| 政府開発援助計（支出純額）           | 11,677.23    | 10,025.99 | 16.5   | 12,733.54  | 11,072.48  | 15.0   |
| 名目GNI速報値（単位：10億ドル、10億円） | 5,266.61     | 5,135.33  | 2.6    | 574,302.40 | 567,134.50 | 1.3    |
| 対GNI比（%）（純額ベース）         | 0.22         | 0.20      |        | 0.22       | 0.20       |        |

## ●卒業国向け援助を除く

| 2019年(暦年)               | ドル・ベース(百万ドル) |           |        | 円ベース(億円)   |            |        |
|-------------------------|--------------|-----------|--------|------------|------------|--------|
|                         | 実績           | 前年実績      | 増減率(%) | 実績         | 前年実績       | 増減率(%) |
| 援助形態                    |              |           |        |            |            |        |
| 無償資金協力                  | 2,555.99     | 2,630.91  | -2.8   | 2,787.20   | 2,905.52   | -4.1   |
| 債務救済                    | —            | 23.72     | -100.0 | —          | 26.19      | -100.0 |
| 国際機関経由の贈与               | 1,160.34     | 1,314.79  | -11.7  | 1,265.30   | 1,452.02   | -12.9  |
| 上記項目を除く無償資金協力           | 1,395.65     | 1,292.40  | 8.0    | 1,521.90   | 1,427.30   | 6.6    |
| 技術協力                    | 2,722.11     | 2,647.54  | 2.8    | 2,968.35   | 2,923.89   | 1.5    |
| 贈与計                     | 5,278.10     | 5,278.45  | 0.0    | 5,755.55   | 5,829.40   | -1.3   |
| 政府貸付等(貸付実行額:総額)         | 9,398.92     | 8,006.18  | 17.4   | 10,249.14  | 8,841.85   | 15.9   |
| (回収額)                   | 7,199.60     | 7,185.74  | 0.2    | 7,850.87   | 7,935.78   | -1.1   |
| (債務救済を除く回収額)            | 7,199.60     | 7,185.74  | 0.2    | 7,850.87   | 7,935.78   | -1.1   |
| (純額)                    | 2,199.32     | 820.44    | 168.1  | 2,398.27   | 906.07     | 164.7  |
| (債務救済を除く純額)             | 2,199.32     | 820.44    | 168.1  | 2,398.27   | 906.07     | 164.7  |
| (贈与相当額)                 | 6,515.53     | 5,477.69  | 18.9   | 7,104.92   | 6,049.44   | 17.4   |
| 二国間政府開発援助計(総額ベース)       | 14,677.02    | 13,284.63 | 10.5   | 16,004.69  | 14,671.26  | 9.1    |
| 二国間政府開発援助計(純額ベース)       | 7,477.42     | 6,098.89  | 22.6   | 8,153.82   | 6,735.48   | 21.1   |
| 二国間政府開発援助計(贈与相当額ベース)    | 11,793.63    | 10,756.13 | 9.6    | 12,860.47  | 11,878.84  | 8.3    |
| 贈与(無償資金協力)              | 3,123.03     | 2,639.86  | 18.3   | 3,405.54   | 2,915.40   | 16.8   |
| 政府貸付等(貸付実行額)            | 1,119.72     | 1,325.52  | -15.5  | 1,221.01   | 1,463.88   | -16.6  |
| 政府貸付等(贈与相当額)            | 671.00       | 767.53    | -12.6  | 731.70     | 847.64     | -13.7  |
| 国際機関向け拠出・出資等計(総額・純額ベース) | 4,242.75     | 3,965.38  | 7.0    | 4,626.55   | 4,379.28   | 5.6    |
| 国際機関向け拠出・出資等計(贈与相当額ベース) | 3,794.03     | 3,407.38  | 11.3   | 4,137.24   | 3,763.04   | 9.9    |
| 政府開発援助計(支出総額)           | 18,919.77    | 17,250.01 | 9.7    | 20,631.23  | 19,050.53  | 8.3    |
| 政府開発援助計(支出純額)           | 11,720.17    | 10,064.27 | 16.5   | 12,780.37  | 11,114.75  | 15.0   |
| 政府開発援助計(贈与相当額)          | 15,587.66    | 14,163.52 | 10.1   | 16,997.71  | 15,641.88  | 8.7    |
| 名目GNI速報値(単位:10億ドル、10億円) | 5,266.61     | 5,135.33  | 2.6    | 574,302.40 | 567,134.50 | 1.3    |
| 対GNI比(%) (純額ベース)        | 0.22         | 0.20      |        | 0.22       | 0.20       |        |
| 対GNI比(%) (贈与相当額ベース)     | 0.29         | 0.28      |        | 0.29       | 0.28       |        |

(注)

- ・贈与相当額は2018年実績から集計。なお、贈与相当額はDACの所得グループ別の基準に基づき算出されるので、卒業国向けについては算出不可。
- ・ここでの「無償資金協力」は、債務救済および国際機関を通じた贈与(国別に分類できるもの)を含む。
- ・債務救済は、商業上の債務の免除であり、債務繰延は含まない。
- ・換算率:2019年=109.0459円/ドル、2018年=110.4378円/ドル(OECD-DAC指定レート)。
- ・卒業国とは、25ページの「図表I-10/DAC援助受取国・地域リスト」の記載から外れた国をいう。
- ・日本はDAC諸国以外の卒業国の中では、16カ国・地域(アラブ首長国連邦、ウルグアイ、オマーン、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、チリ、トリニダード・トバゴ、[ニューカレドニア]、バーレーン、バルバドス、[フランス領ポリネシア]、ブルネイ、ルーマニア)に対して支出実績を有する(□は地域名を示す)。

(2) 二国間政府開発援助の国別・援助形態別内訳 (2019年)

(単位：百万ドル)

| 形態<br>国・地域名               | 政府開発援助 (2019年) |        |        |          |              |            |                 | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|---------------------------|----------------|--------|--------|----------|--------------|------------|-----------------|--------------|--------------|
|                           | 贈与             |        |        | 計        | 政府貸付等        |            |                 |              |              |
|                           | 無償資金協力         |        | 技術協力   |          | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | 純額<br>(A) - (B) |              |              |
|                           | うち国際<br>機関経由   |        |        |          |              |            |                 |              |              |
| アジア                       | 738.15         | 160.26 | 653.65 | 1,391.81 | 7,580.34     | 5,989.93   | 1,590.40        | 2,982.21     | 8,972.14     |
| 東アジア                      | 425.02         | 64.25  | 418.52 | 843.54   | 2,957.58     | 4,352.63   | -1,395.05       | -551.50      | 3,801.12     |
| 北東アジア                     | 37.31          |        | 24.82  | 62.13    | 56.41        | 896.06     | -839.65         | -777.52      | 118.54       |
| 中国                        | 0.21           |        | 3.39   | 3.60     |              | 866.98     | -866.98         | -863.38      | 3.60         |
| モンゴル                      | 37.10          |        | 21.37  | 58.48    | 56.41        | 29.08      | 27.32           | 85.80        | 114.88       |
| 東南アジア                     | 386.16         | 63.06  | 388.57 | 774.73   | 2,901.17     | 3,456.56   | -555.39         | 219.34       | 3,675.90     |
| インドネシア                    | 26.75          | 1.80   | 59.17  | 85.92    | 578.42       | 1,547.35   | -968.94         | -883.02      | 664.34       |
| カンボジア                     | 60.29          | 0.75   | 31.49  | 91.79    | 84.64        | 21.54      | 63.11           | 154.89       | 176.43       |
| ※シンガポール                   | 0.44           | 0.44   | 0.02   | 0.47     |              |            |                 | 0.47         | 0.47         |
| タイ                        | 1.78           | 0.14   | 27.73  | 29.51    | 229.87       | 764.39     | -534.51         | -505.01      | 259.38       |
| フィリピン                     | 26.27          | 4.82   | 93.83  | 120.10   | 880.29       | 501.93     | 378.37          | 498.47       | 1,000.40     |
| ※ブルネイ                     |                |        | 0.01   | 0.01     |              |            |                 | 0.01         | 0.01         |
| ベトナム                      | 16.44          | 0.73   | 56.76  | 73.20    | 577.38       | 501.94     | 75.43           | 148.63       | 650.57       |
| マレーシア                     | 0.04           |        | 9.45   | 9.49     | 32.19        | 113.93     | -81.74          | -72.24       | 41.68        |
| ミャンマー                     | 179.85         | 44.52  | 80.51  | 260.36   | 496.57       |            | 496.57          | 756.93       | 756.93       |
| ラオス                       | 44.48          | 7.79   | 21.80  | 66.28    | 10.32        | 5.49       | 4.83            | 71.11        | 76.60        |
| (ASEAN)* <sup>1</sup>     | 356.33         | 60.98  | 380.78 | 737.11   | 2,889.69     | 3,456.56   | -566.88         | 170.23       | 3,626.80     |
| 東ティモール                    | 29.83          | 2.08   | 7.79   | 37.62    | 11.49        |            | 11.49           | 49.10        | 49.10        |
| 東アジアの複数国向け* <sup>2</sup>  | 1.55           | 1.18   | 5.13   | 6.68     |              |            |                 | 6.68         | 6.68         |
| 南西アジア                     | 217.67         | 64.08  | 202.11 | 419.78   | 4,076.16     | 1,494.14   | 2,582.02        | 3,001.80     | 4,495.94     |
| インド                       | 7.48           |        | 106.15 | 113.63   | 2,586.31     | 905.17     | 1,681.14        | 1,794.77     | 2,699.94     |
| スリランカ                     | 18.16          | 5.27   | 11.71  | 29.86    | 195.99       | 193.17     | 2.81            | 32.68        | 225.85       |
| ネパール                      | 48.62          |        | 17.59  | 66.21    | 71.02        | 10.71      | 60.31           | 126.52       | 137.23       |
| パキスタン                     | 57.75          | 21.11  | 16.71  | 74.46    | 57.65        | 266.60     | -208.95         | -134.49      | 132.11       |
| バングラデシュ                   | 55.15          | 37.70  | 37.98  | 93.13    | 1,162.46     | 116.41     | 1,046.06        | 1,139.18     | 1,255.59     |
| ブータン                      | 17.99          |        | 9.50   | 27.49    | 2.73         | 0.97       | 1.76            | 29.25        | 30.22        |
| モルディブ                     | 12.53          |        | 2.15   | 14.68    |              | 1.10       | -1.10           | 13.58        | 14.68        |
| 南西アジアの複数国向け* <sup>3</sup> |                |        | 0.32   | 0.32     |              |            |                 | 0.32         | 0.32         |
| 中央アジア・コーカサス               | 63.29          | 1.22   | 26.85  | 90.14    | 426.00       | 130.66     | 295.33          | 385.47       | 516.13       |
| アゼルバイジャン                  | 1.63           |        | 0.36   | 1.99     | 29.54        | 33.19      | -3.65           | -1.66        | 31.53        |
| アルメニア                     | 15.47          | 1.07   | 1.09   | 16.56    |              | 10.29      | -10.29          | 6.27         | 16.56        |
| ウズベキスタン                   | 11.24          |        | 6.09   | 17.33    | 395.36       | 28.53      | 366.83          | 384.16       | 412.69       |
| カザフスタン                    | 0.35           |        | 1.05   | 1.40     |              | 41.78      | -41.78          | -40.38       | 1.40         |
| キルギス                      | 16.88          |        | 10.47  | 27.35    | 0.56         | 9.58       | -9.02           | 18.33        | 27.91        |
| ジョージア                     | 0.98           | 0.15   | 0.41   | 1.39     | 0.54         | 5.29       | -4.75           | -3.36        | 1.93         |
| タジキスタン                    | 16.74          |        | 5.60   | 22.35    |              |            |                 | 22.35        | 22.35        |
| トルクメニスタン                  |                |        | 1.52   | 1.52     |              | 2.00       | -2.00           | -0.48        | 1.52         |
| 中央アジア・コーカサスの複数国向け         |                |        | 0.25   | 0.25     |              |            |                 | 0.25         | 0.25         |
| アジアの複数国向け* <sup>4</sup>   | 32.17          | 30.71  | 6.18   | 38.35    | 120.60       | 12.50      | 108.10          | 146.44       | 158.94       |

(単位：百万ドル)

| 形態<br>国・地域名          | 政府開発援助(2019年) |              |        |        |              |            |               | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|----------------------|---------------|--------------|--------|--------|--------------|------------|---------------|--------------|--------------|
|                      | 贈与            |              |        |        | 政府貸付等        |            |               |              |              |
|                      | 無償資金協力        | うち国際<br>機関経由 | 技術協力   | 計      | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | 純額<br>(A)-(B) |              |              |
|                      |               |              |        |        |              |            |               |              |              |
| 中東・北アフリカ             | 445.46        | 384.64       | 89.33  | 534.79 | 976.49       | 730.40     | 246.08        | 780.88       | 1,511.28     |
| アフガニスタン              | 116.46        | 110.80       | 14.98  | 131.44 |              |            |               | 131.44       | 131.44       |
| ※アラブ首長国連邦            |               |              | 0.02   | 0.02   |              |            |               | 0.02         | 0.02         |
| アルジェリア               | 0.23          | 0.18         | 0.23   | 0.46   |              | 0.74       | -0.74         | -0.28        | 0.46         |
| イエメン                 | 59.97         | 59.97        | 0.45   | 60.42  |              |            |               | 60.42        | 60.42        |
| イラク                  | 51.10         | 50.60        | 7.11   | 58.20  | 246.20       | 91.97      | 154.22        | 212.43       | 304.40       |
| イラン                  | 6.37          | 5.81         | 11.14  | 17.51  |              | 4.81       | -4.81         | 12.70        | 17.51        |
| エジプト                 | 13.99         | 1.16         | 24.77  | 38.76  | 319.12       | 196.75     | 122.37        | 161.13       | 357.89       |
| ※オマーン                |               |              | 0.04   | 0.04   |              |            |               | 0.04         | 0.04         |
| ※クウェート               |               |              | 0.01   | 0.01   |              |            |               | 0.01         | 0.01         |
| ※サウジアラビア             |               |              | 0.52   | 0.52   |              |            |               | 0.52         | 0.52         |
| シリア                  | 65.33         | 65.33        | 3.74   | 69.07  |              |            |               | 69.07        | 69.07        |
| チュニジア                | 0.71          | 0.36         | 4.89   | 5.60   | 173.97       | 77.38      | 96.59         | 102.19       | 179.57       |
| トルコ                  | 9.56          | 8.95         | 1.62   | 11.19  | 76.23        | 171.91     | -95.68        | -84.49       | 87.42        |
| ※バーレーン               |               |              | 0.00   | 0.00   |              |            |               | 0.00         | 0.00         |
| [パレスチナ]              | 44.05         | 35.69        | 7.95   | 52.00  |              |            |               | 52.00        | 52.00        |
| モロッコ                 | 1.38          | 0.78         | 4.80   | 6.18   | 26.53        | 91.94      | -65.40        | -59.22       | 32.71        |
| ヨルダン                 | 30.43         | 15.99        | 6.54   | 36.97  | 133.75       | 85.11      | 48.64         | 85.60        | 170.72       |
| リビア                  | 3.21          | 3.21         | 0.02   | 3.24   |              |            |               | 3.24         | 3.24         |
| レバノン                 | 11.09         | 9.59         | 0.39   | 11.48  |              | 6.39       | -6.39         | 5.09         | 11.48        |
| 中東・北アフリカの<br>複数国向け*5 | 31.57         | 16.21        | 0.10   | 31.67  | 0.69         | 3.40       | -2.71         | 28.95        | 32.35        |
| サブサハラ・アフリカ           | 675.71        | 220.22       | 310.50 | 986.22 | 567.24       | 187.93     | 379.31        | 1,365.53     | 1,553.46     |
| アンゴラ                 | 5.90          | 0.80         | 2.81   | 8.71   |              |            |               | 8.71         | 8.71         |
| ウガンダ                 | 31.48         | 9.88         | 13.68  | 45.15  | 20.73        | 0.75       | 19.99         | 65.14        | 65.89        |
| エスワティニ               | 6.10          | 0.50         | 0.50   | 6.61   |              | 1.85       | -1.85         | 4.76         | 6.61         |
| エチオピア                | 31.24         | 13.78        | 19.05  | 50.30  | 14.15        |            | 14.15         | 64.45        | 64.45        |
| エリトリア                | 6.25          | 3.49         | 0.94   | 7.18   |              |            |               | 7.18         | 7.18         |
| ガーナ                  | 30.24         | 0.80         | 17.85  | 48.09  |              |            |               | 48.09        | 48.09        |
| カーボベルデ               | 6.25          |              | 0.10   | 6.35   | 3.42         | 1.25       | 2.17          | 8.53         | 9.77         |
| ガボン                  | 1.81          | 1.34         | 3.77   | 5.58   |              | 0.49       | -0.49         | 5.08         | 5.58         |
| カメルーン                | 8.02          | 7.65         | 8.99   | 17.01  | 18.11        | 1.24       | 16.87         | 33.88        | 35.12        |
| ガンビア                 | 3.28          | 1.00         | 0.96   | 4.24   |              |            |               | 4.24         | 4.24         |
| ギニア                  | 14.30         | 3.00         | 2.04   | 16.34  |              |            |               | 16.34        | 16.34        |
| ギニアビサウ               | 4.95          | 4.95         | 0.19   | 5.14   |              |            |               | 5.14         | 5.14         |
| ケニア                  | 19.02         | 8.07         | 28.71  | 47.73  | 242.35       | 76.17      | 166.17        | 213.90       | 290.08       |
| コートジボワール             | 25.55         | 2.21         | 13.08  | 38.63  | 14.22        |            | 14.22         | 52.85        | 52.85        |
| コモロ                  | 3.36          |              | 0.21   | 3.57   |              |            |               | 3.57         | 3.57         |
| コンゴ共和国               | 2.24          | 2.15         | 0.90   | 3.14   |              |            |               | 3.14         | 3.14         |
| コンゴ民主共和国             | 20.64         | 7.65         | 6.66   | 27.29  |              |            |               | 27.29        | 27.29        |
| サントメ・プリンシペ           | 1.93          |              | 0.17   | 2.10   |              |            |               | 2.10         | 2.10         |
| ザンビア                 | 24.50         | 1.80         | 13.68  | 38.18  | 8.56         | 1.66       | 6.90          | 45.08        | 46.74        |
| シエラレオネ               | 11.69         | 9.62         | 6.94   | 18.63  |              |            |               | 18.63        | 18.63        |
| ジブチ                  | 37.81         | 1.77         | 6.53   | 44.33  |              |            |               | 44.33        | 44.33        |
| ジンバブエ                | 21.97         | 4.97         | 1.72   | 23.69  |              |            |               | 23.69        | 23.69        |
| スーダン                 | 20.14         | 10.10        | 7.99   | 28.13  |              |            |               | 28.13        | 28.13        |

(単位：百万ドル)

| 形態<br>国・地域名            | 政府開発援助(2019年) |              |               |               |               |               |               | 合計<br>(支出純額)  | 合計<br>(支出総額)  |
|------------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                        | 贈与            |              |               |               | 政府貸付等         |               |               |               |               |
|                        | 無償資金協力        | うち国際<br>機関経由 | 技術協力          | 計             | 貸付実行額<br>(A)  | 回収額<br>(B)    | 純額<br>(A)-(B) |               |               |
|                        |               |              |               |               |               |               |               |               |               |
| ※セーシェル                 | 0.01          |              | 0.08          | 0.09          |               |               |               | 0.09          | 0.09          |
| 赤道ギニア                  |               |              | 0.11          | 0.11          |               |               |               | 0.11          | 0.11          |
| セネガル                   | 11.18         |              | 16.13         | 27.31         | 1.47          | 0.28          | 1.19          | 28.50         | 28.78         |
| ソマリア                   | 13.19         | 13.10        | 1.18          | 14.38         |               |               |               | 14.38         | 14.38         |
| タンザニア                  | 15.07         | 0.86         | 20.03         | 35.11         | 23.98         | 4.17          | 19.82         | 54.92         | 59.09         |
| チャド                    | 5.55          | 5.55         | 0.21          | 5.76          |               |               |               | 5.76          | 5.76          |
| 中央アフリカ                 | 5.71          | 5.71         | 0.10          | 5.81          |               |               |               | 5.81          | 5.81          |
| トーゴ                    | 17.52         | 0.30         | 0.80          | 18.31         |               |               |               | 18.31         | 18.31         |
| ナイジェリア                 | 6.97          | 5.52         | 8.20          | 15.17         |               |               |               | 15.17         | 15.17         |
| ナミビア                   | 1.73          | 1.00         | 2.05          | 3.78          |               | 8.61          | -8.61         | -4.82         | 3.78          |
| ニジェール                  | 11.51         | 4.08         | 1.88          | 13.39         |               |               |               | 13.39         | 13.39         |
| ブルキナファソ                | 20.78         | 5.70         | 6.01          | 26.78         |               |               |               | 26.78         | 26.78         |
| ブルンジ                   | 10.83         | 3.83         | 0.77          | 11.60         |               |               |               | 11.60         | 11.60         |
| ベナン                    | 5.11          | 0.50         | 5.27          | 10.39         |               |               |               | 10.39         | 10.39         |
| ボツワナ                   | 0.72          | 0.50         | 3.32          | 4.04          | 5.37          | 6.65          | -1.28         | 2.76          | 9.41          |
| マダガスカル                 | 10.53         | 2.60         | 8.62          | 19.16         | 13.39         |               | 13.39         | 32.55         | 32.55         |
| マラウイ                   | 40.21         | 0.97         | 10.63         | 50.84         |               |               |               | 50.84         | 50.84         |
| マリ                     | 7.09          | 4.00         | 1.50          | 8.59          |               |               |               | 8.59          | 8.59          |
| 南アフリカ                  | 2.69          | 1.85         | 8.20          | 10.89         |               | 0.86          | -0.86         | 10.03         | 10.89         |
| 南スーダン                  | 35.97         | 20.08        | 6.77          | 42.74         |               |               |               | 42.74         | 42.74         |
| モーリシャス                 | 3.84          |              | 0.20          | 4.04          | 0.07          | 3.04          | -2.97         | 1.07          | 4.10          |
| モーリタニア                 | 8.47          | 3.86         | 0.65          | 9.12          |               |               |               | 9.12          | 9.12          |
| モザンビーク                 | 19.51         | 3.86         | 18.47         | 37.98         | 54.74         | 0.94          | 53.80         | 91.79         | 92.72         |
| リベリア                   | 23.76         | 1.50         | 1.83          | 25.59         |               |               |               | 25.59         | 25.59         |
| ルワンダ                   | 13.52         | 2.27         | 9.91          | 23.43         | 55.26         |               | 55.26         | 78.69         | 78.69         |
| レソト                    | 4.01          | 3.71         | 0.58          | 4.59          |               |               |               | 4.59          | 4.59          |
| サブサハラ・アフリカ<br>の複数国向け*6 | 41.54         | 33.32        | 19.55         | 61.09         | 91.42         | 79.98         | 11.44         | 72.53         | 152.51        |
| <b>中南米</b>             | <b>120.50</b> | <b>15.03</b> | <b>118.03</b> | <b>238.53</b> | <b>174.30</b> | <b>252.29</b> | <b>-77.99</b> | <b>160.54</b> | <b>412.83</b> |
| アルゼンチン                 | 0.31          |              | 4.26          | 4.56          |               | 16.19         | -16.19        | -11.62        | 4.56          |
| アンティグア・バーブーダ           | 1.91          |              | 0.02          | 1.93          |               |               |               | 1.93          | 1.93          |
| ※ウルグアイ                 | 0.39          |              | 0.59          | 0.98          |               |               |               | 0.98          | 0.98          |
| エクアドル                  | 7.85          | 3.21         | 10.95         | 18.80         |               | 4.54          | -4.54         | 14.26         | 18.80         |
| エルサルバドル                | 1.74          |              | 6.99          | 8.73          | 4.27          | 16.62         | -12.35        | -3.62         | 13.00         |
| ガイアナ                   | 2.70          |              | 0.13          | 2.83          |               |               |               | 2.83          | 2.83          |
| キューバ                   | 10.72         | 0.75         | 3.50          | 14.22         |               |               |               | 14.22         | 14.22         |
| グアテマラ                  | 1.39          | 0.47         | 4.85          | 6.24          | 17.08         | 13.02         | 4.06          | 10.31         | 23.33         |
| グレナダ                   | 0.07          |              | 0.05          | 0.12          |               |               |               | 0.12          | 0.12          |
| コスタリカ                  | 0.52          |              | 3.24          | 3.76          | 31.40         | 16.47         | 14.93         | 18.69         | 35.16         |
| コロンビア                  | 6.56          | 4.62         | 4.87          | 11.43         |               |               |               | 11.43         | 11.43         |
| ジャマイカ                  | 0.48          |              | 2.11          | 2.59          | 0.47          | 4.65          | -4.18         | -1.59         | 3.06          |
| スリナム                   | 3.75          |              | 0.00          | 3.76          |               |               |               | 3.76          | 3.76          |
| ※セントクリストファー・ネイビス       | 0.16          |              | 0.02          | 0.19          |               |               |               | 0.19          | 0.19          |
| セントビンセント               | 3.70          |              | 0.33          | 4.03          |               |               |               | 4.03          | 4.03          |
| セントルシア                 | 1.83          |              | 1.70          | 3.53          |               |               |               | 3.53          | 3.53          |
| ※チリ                    | 0.46          |              | 2.31          | 2.76          |               | 0.93          | -0.93         | 1.84          | 2.76          |

(単位：百万ドル)

| 形態<br>国・地域名   | 政府開発援助(2019年) |              |       |        |              |            |               | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|---------------|---------------|--------------|-------|--------|--------------|------------|---------------|--------------|--------------|
|               | 贈与            |              |       | 計      | 政府貸付等        |            |               |              |              |
|               | 無償資金協力        | うち国際<br>機関経由 | 技術協力  |        | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | 純額<br>(A)-(B) |              |              |
|               |               |              |       |        |              |            |               |              |              |
| ドミニカ共和国       | 1.11          |              | 4.63  | 5.75   |              | 3.95       | -3.95         | 1.80         | 5.75         |
| ドミニカ国         | 0.06          |              | 0.48  | 0.54   |              |            |               | 0.54         | 0.54         |
| ※トリニダード・トバゴ   |               |              | 0.03  | 0.03   |              |            |               | 0.03         | 0.03         |
| ニカラグア         | 5.72          |              | 5.93  | 11.65  | 4.67         |            | 4.67          | 16.33        | 16.33        |
| ハイチ           | 21.99         | 2.08         | 0.82  | 22.81  |              |            |               | 22.81        | 22.81        |
| パナマ           | 0.80          |              | 2.53  | 3.33   |              | 9.60       | -9.60         | -6.27        | 3.33         |
| パラグアイ         | 6.03          |              | 6.77  | 12.80  | 43.20        | 29.29      | 13.91         | 26.71        | 56.00        |
| ※バルバドス        |               |              | 0.04  | 0.04   |              |            |               | 0.04         | 0.04         |
| ブラジル          | 5.04          | 3.82         | 12.57 | 17.61  | 44.18        | 90.66      | -46.48        | -28.88       | 61.78        |
| ベネズエラ         | 0.25          |              | 0.23  | 0.49   |              |            |               | 0.49         | 0.49         |
| ベリーズ          | 0.40          |              | 0.78  | 1.18   |              |            |               | 1.18         | 1.18         |
| ペルー           | 1.31          |              | 8.20  | 9.52   | 22.98        | 45.99      | -23.01        | -13.49       | 32.50        |
| ボリビア          | 13.68         |              | 7.85  | 21.53  | 0.76         |            | 0.76          | 22.29        | 22.29        |
| ホンジュラス        | 19.50         |              | 4.21  | 23.71  | 0.53         |            | 0.53          | 24.24        | 24.24        |
| メキシコ          | 0.07          | 0.07         | 8.65  | 8.72   |              |            |               | 8.72         | 8.72         |
| 中南米の複数国向け     |               |              | 8.38  | 8.38   | 4.76         | 0.40       | 4.36          | 12.74        | 13.14        |
| 大洋州           | 139.62        | 6.35         | 39.97 | 179.59 | 41.45        | 14.89      | 26.56         | 206.16       | 221.04       |
| キリバス          | 10.81         |              | 0.76  | 11.56  |              |            |               | 11.56        | 11.56        |
| クック           | 0.39          |              | 0.07  | 0.46   |              |            |               | 0.46         | 0.46         |
| サモア           | 34.12         |              | 3.15  | 37.26  |              | 1.83       | -1.83         | 35.44        | 37.26        |
| ソロモン          | 1.84          |              | 6.31  | 8.15   |              |            |               | 8.15         | 8.15         |
| ツバル           | 3.38          |              | 0.12  | 3.50   |              |            |               | 3.50         | 3.50         |
| [トケラウ]        |               |              | 0.00  | 0.00   |              |            |               | 0.00         | 0.00         |
| トンガ           | 15.23         |              | 1.55  | 16.78  |              |            |               | 16.78        | 16.78        |
| ナウル           | 8.33          |              | 0.06  | 8.39   |              |            |               | 8.39         | 8.39         |
| ニウエ           | 0.16          |              | 0.10  | 0.26   |              |            |               | 0.26         | 0.26         |
| ※[ニューカレドニア]   |               |              | 0.00  | 0.00   |              |            |               | 0.00         | 0.00         |
| バヌアツ          | 2.66          |              | 3.32  | 5.98   | 1.12         |            | 1.12          | 7.10         | 7.10         |
| パプアニューギニア     | 20.92         |              | 7.91  | 28.82  | 36.12        | 11.95      | 24.17         | 52.99        | 64.94        |
| パラオ           | 11.84         |              | 2.34  | 14.18  | 4.22         |            | 4.22          | 18.40        | 18.40        |
| フィジー          | 4.42          | 0.10         | 7.19  | 11.61  |              | 1.11       | -1.11         | 10.49        | 11.61        |
| ※[フランス領ポリネシア] |               |              | 0.00  | 0.00   |              |            |               | 0.00         | 0.00         |
| マーシャル         | 9.38          |              | 1.03  | 10.41  |              |            |               | 10.41        | 10.41        |
| ミクロネシア連邦      | 9.29          |              | 2.12  | 11.41  |              |            |               | 11.41        | 11.41        |
| 大洋州の複数国向け     | 6.87          | 6.25         | 3.95  | 10.81  |              |            |               | 10.81        | 10.81        |
| 欧州            | 13.12         | 3.43         | 13.97 | 27.09  | 49.93        | 72.68      | -22.75        | 4.34         | 77.02        |
| アルバニア         | 0.63          |              | 3.41  | 4.04   | 1.29         | 6.46       | -5.17         | -1.13        | 5.33         |
| ウクライナ         | 5.65          | 2.82         | 2.32  | 7.98   | 1.14         | 8.54       | -7.40         | 0.58         | 9.12         |
| 北マケドニア        | 0.84          |              | 2.65  | 3.50   |              | 4.80       | -4.80         | -1.30        | 3.50         |
| コソボ           | 2.74          | 0.09         | 1.42  | 4.16   |              |            |               | 4.16         | 4.16         |
| セルビア          | 0.41          |              | 2.58  | 2.99   | 25.32        | 1.22       | 24.10         | 27.09        | 28.31        |
| ※ブルガリア        |               |              |       |        |              | 14.61      | -14.61        | -14.61       |              |
| ベラルーシ         | 0.34          |              | 0.04  | 0.39   |              |            |               | 0.39         | 0.39         |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ  | 1.04          |              | 0.79  | 1.83   | 22.18        | 4.06       | 18.12         | 19.96        | 24.02        |



(単位：百万ドル)

| 形態<br>国・地域名  | 政府開発援助(2019年) |          |          |          |              |            |                 | 合計<br>(支出純額) | 合計<br>(支出総額) |
|--------------|---------------|----------|----------|----------|--------------|------------|-----------------|--------------|--------------|
|              | 贈与            |          |          |          | 政府貸付等        |            |                 |              |              |
|              | 無償資金協力        |          | 技術協力     | 計        | 貸付実行額<br>(A) | 回収額<br>(B) | 純額<br>(A) - (B) |              |              |
|              | うち国際<br>機関経由  |          |          |          |              |            |                 |              |              |
| モルドバ         | 0.76          |          | 0.20     | 0.96     |              |            | 0.96            | 0.96         |              |
| モンテネグロ       | 0.18          |          | 0.05     | 0.24     |              |            | 0.24            | 0.24         |              |
| ※ルーマニア       |               |          | 0.00     | 0.00     |              | 27.57      | -27.57          | -27.57       | 0.00         |
| 欧州の複数国向け*7   | 0.51          | 0.51     | 0.12     | 0.63     |              |            | 0.63            | 0.63         |              |
| 複数地域にまたがる援助等 | 424.88        | 370.86   | 1,500.79 | 1,925.66 | 9.17         |            | 9.17            | 1,934.83     | 1,934.83     |
| 二国間政府開発援助計   | 2,557.44      | 1,160.78 | 2,726.24 | 5,283.68 | 9,398.92     | 7,248.12   | 2,150.80        | 7,434.48     | 14,682.60    |

(注)

- ・※は卒業国・地域、[ ]は地域名を示す。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・無償資金協力には国際機関経由の援助のうち、国別に分類できる援助を含む。
- ・複数国向け援助とは、調査団の派遣やセミナー等、各地域の複数の国にまたがる援助。
- ・マイナスは貸付などの回収額が供与額を上回ったことを示す。
- ・複数地域にまたがる援助等には、複数地域にまたがる調査団の派遣等、地域分類が不可能なものを含む。
- ・DAC諸国に対する供与額等は個別に掲載していないが、合計額には含まれる。

- \*1 (ASEAN) は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスを対象とした援助額の合計。
- \*2 「東アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、ミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれていない。
- \*3 「南西アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、およびミャンマーを含む複数国向けの実績が含まれている。
- \*4 「アジアの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部の中東地域を含む複数国向けの実績が含まれている。
- \*5 「中東・北アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、アフガニスタンを含む複数国向け、トルコを含む複数国向け、および北アフリカとサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれていない。
- \*6 「サブサハラ・アフリカの複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、一部北アフリカおよびサブサハラ・アフリカにまたがる複数国向けの実績が含まれている。
- \*7 「欧州の複数国向け」の実績には、DACの基準に基づく数値を使用しているため、トルコを含む複数国向けの実績が含まれている。

## (3) 二国間政府開発援助分野別配分 (2019年)

2019年 (暦年)

(約束額ベース、単位：百万ドル)

| 分野                        | 形態 | 無償資金協力   | 技術協力     | 贈与計      | 政府貸付等    | 二国間ODA    |        |
|---------------------------|----|----------|----------|----------|----------|-----------|--------|
|                           |    |          |          |          |          |           | 構成比(%) |
| I. 社会インフラおよびサービス          |    | 1,036.44 | 675.48   | 1,711.91 | 313.34   | 2,025.25  | 13.78  |
| 1. 教育                     |    | 218.73   | 349.35   | 568.08   | —        | 568.08    | 3.86   |
| 2. 保健                     |    | 263.67   | 79.50    | 343.18   | —        | 343.18    | 2.33   |
| 3. 人口政策およびリプロダクティブ・ヘルス    |    | 51.98    | 15.77    | 67.75    | —        | 67.75     | 0.46   |
| 4. 水と衛生 (上下水道等)           |    | 218.25   | 87.21    | 305.45   | 284.10   | 589.55    | 4.01   |
| 5. 政府と市民社会                |    | 220.89   | 56.41    | 277.31   | 29.24    | 306.54    | 2.09   |
| 6. その他社会インフラおよびサービス       |    | 62.91    | 87.24    | 150.16   | —        | 150.16    | 1.02   |
| II. 経済インフラおよびサービス         |    | 392.30   | 341.88   | 734.18   | 6,924.00 | 7,658.18  | 52.10  |
| 1. 輸送および貯蔵                |    | 306.35   | 244.92   | 551.27   | 3,831.92 | 4,383.19  | 29.82  |
| 2. 通信                     |    | 15.40    | 14.52    | 29.91    | —        | 29.91     | 0.20   |
| 3. エネルギー                  |    | 64.57    | 58.02    | 122.59   | 3,082.91 | 3,205.50  | 21.81  |
| 4. 銀行および金融サービス            |    | 3.62     | 14.00    | 17.62    | 9.17     | 26.79     | 0.18   |
| 5. ビジネス支援                 |    | 2.37     | 10.42    | 12.79    | —        | 12.79     | 0.09   |
| III. 生産セクター               |    | 148.24   | 319.09   | 467.33   | 1,558.59 | 2,025.92  | 13.78  |
| 1. 農林水産業                  |    | 132.30   | 173.68   | 305.98   | 338.14   | 644.12    | 4.38   |
| 1) 農業                     |    | 65.88    | 125.24   | 191.12   | 244.14   | 435.26    | 2.96   |
| 2) 林業                     |    | 2.66     | 29.94    | 32.59    | —        | 32.59     | 0.22   |
| 3) 漁業                     |    | 63.77    | 18.50    | 82.27    | 94.00    | 176.27    | 1.20   |
| 2. 工業・鉱業・建設業              |    | 6.49     | 100.10   | 106.58   | 1,220.45 | 1,327.03  | 9.03   |
| 1) 工業                     |    | 2.82     | 95.11    | 97.93    | 211.70   | 309.63    | 2.11   |
| 2) 鉱物資源および鉱業              |    | 3.67     | 4.93     | 8.60     | 1,008.75 | 1,017.35  | 6.92   |
| 3) 建設業                    |    | —        | 0.06     | 0.06     | —        | 0.06      | 0.00   |
| 3. 貿易および観光                |    | 9.45     | 45.31    | 54.76    | —        | 54.76     | 0.37   |
| 1) 貿易                     |    | 8.89     | 38.13    | 47.02    | —        | 47.02     | 0.32   |
| 2) 観光                     |    | 0.56     | 7.18     | 7.74     | —        | 7.74      | 0.05   |
| IV. マルチセクター援助             |    | 472.06   | 619.43   | 1,091.49 | 347.61   | 1,439.09  | 9.79   |
| 1. 環境保護 (環境政策、生物多様性等)     |    | 10.20    | 28.57    | 38.77    | —        | 38.77     | 0.26   |
| 2. その他マルチセクター (都市・地方開発等)  |    | 461.86   | 590.85   | 1,052.71 | 347.61   | 1,400.32  | 9.53   |
| V. 商品援助/一般プログラム援助         |    | 95.20    | —        | 95.20    | 229.26   | 324.46    | 2.21   |
| 1. 一般財政支援                 |    | 1.22     | —        | 1.22     | 229.26   | 230.48    | 1.57   |
| 2. 食糧援助                   |    | 91.78    | —        | 91.78    | —        | 91.78     | 0.62   |
| 3. 輸入支援                   |    | 2.20     | —        | 2.20     | —        | 2.20      | 0.01   |
| VI. 債務救済*1                |    | —        | —        | —        | —        | —         | —      |
| VII. 人道支援 (緊急食糧援助、復興、防災等) |    | 441.00   | 3.24     | 444.24   | —        | 444.24    | 3.02   |
| VIII. 行政経費等               |    | 17.46    | 765.71   | 783.18   | —        | 783.18    | 5.33   |
| 総合計                       |    | 2,602.71 | 2,724.82 | 5,327.53 | 9,372.79 | 14,700.32 | 100.00 |

|                 |          |        |          |        |          |       |
|-----------------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|
| 人間の基礎生活分野 (BHN) | 1,701.53 | 852.40 | 2,553.92 | 651.47 | 3,205.40 | 21.80 |
|-----------------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を含む。
- ・人間の基礎生活分野 (BHN) は上記の項目のうち I. 社会インフラ、III. 1 農林水産業、V. 2 食糧援助、VII. 人道支援を加えたもの  
BHN: Basic Human Needs / 人間の基礎生活分野 (衣食住や教育など人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの)。
- ・本データは DAC\_CRS 統計の分類に基づく。

\*1 「VI. 債務救済」は、既に供与した政府貸付等の返済条件等を変更するものであって新規に資金を供与するものではない。

## 日本の開発協力をめぐる動き（2020年1月～2020年12月）

| 年月     | 日本の開発協力をめぐる主要な動き  | 年月     | 日本の開発協力に関連する国内外の重要な会合等  |
|--------|---|--------|---|
| 2020.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ベトナムに対する円借款「ハロン市下水排水処理計画」（供与限度額118億9,100万円）に関する交換公文の署名（於：ハノイ）</li> <li>●インドネシアに対する円借款「中部スラウェシインフラ復興セクター・ローン」（供与限度額279億7,000万円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ）</li> <li>●フィリピンに対する円借款「マニラ首都圏の2橋梁の耐震補強」（供与限度額44億900万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ）</li> <li>●オーストラリアにおける森林火災に対する緊急援助</li> <li>●ミャンマーに対する円借款4件「ヤンゴン下水道整備計画」、「ヤンゴン都市開発計画」、「都市配電網整備計画」および「地方インフラ整備計画」（供与限度額合計1,209億1,500万円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー）</li> <li>●フィリピンにおけるタール山噴火に対する緊急援助</li> <li>●中国における新型コロナウイルスによる感染拡大に対する緊急援助</li> </ul>  | 2020.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回日インドネシア海洋フォーラム合同委員会（於：ジャカルタ）</li> </ul>  |
| 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●インドネシアに対する円借款「災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン」（供与限度額318億円）ならびに無償資金協力2件「漁業取締船の改修・機材整備等に係る資金供与」および「第二次離島における水産セクター開発計画」（供与限度額合計52億円）に関する交換公文の署名（於：ジャカルタ）</li> <li>●パレスチナに対する無償資金協力「医療機材整備計画」（供与限度額19億5,500万円）に関する交換公文の署名（於：ラマツラ）</li> </ul>   | 2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●パキスタンにおけるアフガニスタン難民受入40周年記念に係る国際会議（於：イスラマバード）</li> </ul>   |
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●海洋プラスチックごみ削減などを含む環境保全のために日・ASEAN統合基金（JAIF）に対し10億4,500万円を拠出</li> <li>●ナイジェリアに対する無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センターにおけるネットワーク検査室機能強化計画」（供与限度額20億500万円）に関する交換公文の署名（於：アブジャ）</li> <li>●ケニア、ソマリアおよびジブチにおけるサバクトビバッタ被害に対する緊急無償資金協力</li> <li>●シリア北西部における人道危機に対する緊急無償資金協力</li> <li>●アフリカ・サヘル地域における人道危機に対する緊急無償資金協力</li> <li>●ベネズエラ周辺国における避難民に対する緊急無償資金協力</li> <li>●カンボジアに対する円借款2件「国道五号線改修計画（第二期）」および「国道五号線改修計画（第三期）」（供与限度額合計294億1,700万円）ならびに無償資金協力2件「タクマウ上水道拡張計画」および「統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画」（供与限度額合計44億2,100万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン）</li> <li>●インドネシアに対する円借款2件「ジャカルタ下水道整備計画（第1区）」および「洪水制御セクター・ローン（フェーズ2）」（供与限度額合計643億6,000万円）の交換公文の署名（於：ジャカルタ）</li> </ul> | 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●G7 首脳テレビ会議</li> <li>●G7 外相会合（テレビ会議）</li> <li>●G20 首脳テレビ会議</li> <li>●G20 貿易・投資担当大臣臨時テレビ会議</li> </ul> |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き  | 年月 | 日本の開発協力に関連する国内外の重要な会合等   |
|----|---|----|--|
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●インドに対する円借款9件「アーメダバード・メトロ計画（第二期）」、「貨物専用鉄道建設計画（フェーズ1）（第四期）」、「マディヤ・プラデシュ州地方給水計画」、「ムンバイメトロ三号線建設計画（第三期）」、「ムンバイ湾横断道路建設計画（第二期）」、「北東州道路網連結性改善計画（フェーズ4）」、「メガラヤ州における住民参加型森林管理及び生計改善計画」、「グジャラート州生態系再生計画」および「ナグプール市ナグ川汚染緩和計画」（供与限度額合計3,744億4,000万円）に関する交換公文の署名（於：ニューデリー）</li> <li>●タイに対する円借款「産業人材育成計画」（供与限度額94億3,400万円）に関する交換公文の署名（於：バンコク）</li> <li>●ミャンマーに対する円借款2件「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズI）（第三期）」および「ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ3）」（供与限度額合計479億4,300万円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー）</li> </ul> | 3  |  |
| 4  |   | 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス（COVID-19）グローバル・パンデミック経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）共同声明</li> <li>●第2回国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級戦略対話（テレビ会議）</li> <li>●G7首脳テレビ会議</li> </ul> |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ネパールに対する無償資金協力「数値標高モデル及びオルソ画像整備計画」（供与限度額11億7,000万円）に関する交換公文の署名（於：カトマンズ）</li> </ul>  | 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国連主催「新型コロナウイルス時代とその後における開発資金ハイレベルイベント」（テレビ会議）</li> <li>●第2回G20貿易・投資担当大臣臨時テレビ会議</li> <li>●ベネズエラ避難民に連帯を示す国際ドナー会合（テレビ会議）</li> </ul>                   |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●カンボジアに対する無償資金協力「シエムリアップ州病院改善計画」（供与限度額合計21億5,300万円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン）</li> <li>●フィリピンに対する円借款2件「セブーマクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設計画」および「ダバオ市バイパス建設計画（第二期）」（供与限度額合計1,540億5,500万円）に関する交換公文の署名（於：マニラ）</li> <li>●南スーダン、スーダンおよびウガンダにおけるサバクトビバッタ被害に対する緊急無償資金協力</li> <li>●パプアニューギニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画（海上保安関連機材の供与を通じた海上保安能力強化のための支援）」（供与額10億円）に関する交換公文の署名（於：ポートモレスビー）</li> <li>●モルドバに対する円借款「農業機械・設備近代化計画」（供与限度額20億5,900万円）に関する交換公文の署名（於：キシニョフ）</li> </ul>                             | 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●グローバル・ワクチン・サミット2020（Gaviワクチンアライアンス第3次増資会合）（テレビ会議）</li> <li>●スーダン・パートナーシップ会合（テレビ会議）</li> </ul>  |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き  | 年月 | 日本の開発協力に関連する国内外の重要な会合等   |
|----|---|----|--|
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ミャンマーに対する無償資金協力「ヤンゴン河航路標識改修計画」(供与限度額13億9,900万円)に関する交換公文の署名(於:ネーピードー)</li> <li>●ザンビアに対する無償資金協力「コッパーベルト州における保健センターの郡病院への改善計画」(供与限度額26億5,400万円)に関する交換公文の署名(於:ルサカ)</li> <li>●中央アジア5か国およびアフガニスタンに対する無償資金協力「第二次バッタ管理対策改善計画(FAO連携)」(供与限度額7億9,800万円)に関する交換公文の署名(於:ドゥシャンベ)</li> <li>●ガンビアに対する無償資金協力「第四次地方飲料水供給計画」(供与限度額15億9,100万円)に関する交換公文の署名(於:ダカール)</li> </ul>   | 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国連ハイレベル政治フォーラム2020における茂木外務大臣ステートメントの発出(テレビ会議)</li> <li>●持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議第10回会合(於:東京)</li> </ul>   |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ジブチに対する基無償資金協力「バルバラ地区ナツップにおける小中学校建設計画」(供与限度額20億9,200万円)に関する交換公文の署名(於:ジブチ)</li> <li>●パラグアイに対する円借款「シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生計画」(供与限度額91億3,000万円)に関する交換公文の署名(於:アスンシオン)</li> <li>●レバノン・ベイルートにおける大規模爆発に対する緊急援助</li> <li>●ブルキナファソ、チャドおよびニジェールにおける人道危機に対する緊急無償資金協力</li> <li>●モーリシャス沿岸における油流出事故に対する国際緊急援助隊(一次隊、二次隊)の派遣</li> <li>●バングラデシュに対する円借款7件「ジャムナ鉄道専用橋建設計画(第二期)」、「ダッカ都市交通整備計画(5号線北路線)(第一期)」、「ダッカ都市交通整備計画(IV)」、「ハズラット・シャージャラル国際空港拡張計画(第二期)」、「チョットグラムーコックスバザール幹線道路整備計画(調査・設計のための役務)」、「フードバリューチェーン改善計画」および「都市開発及び都市行政強化計画」(供与限度額合計3,382億4,700万円)に関する交換公文の署名(於:ダッカ)</li> <li>●ラオスに対する無償資金協力「教員養成校改善計画」(供与限度額19億1,200万円)に関する交換公文の署名(於:ビエンチャン)</li> <li>●ケニアに対する円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成のための保健セクター政策借款(フェーズ2)」(供与限度額80億円)に関する交換公文の署名(於:ナイロビ)</li> </ul> | 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「中央アジア+日本」対話・外相テレビ会合</li> </ul>  |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●モーリシャス沿岸における油流出事故に対する国際緊急援助隊(三次隊)の派遣</li> <li>●レバノン・ベイルートにおける大規模爆発被害に対する緊急無償資金協力</li> <li>●マラウイに対する無償資金協力「リロングウェ幹線道路改修計画」(供与限度額30億9,900万円)に関する交換公文の署名(於:リロングウェ)</li> <li>●スーダンにおける洪水被害に対する緊急援助</li> <li>●フィリピンに対する円借款「災害復旧スタンダード・バイ借款(フェーズ2)」(供与限度額500億円)に関する交換公文の署名(於:マニラ)</li> <li>●「マーシャルの渇水対策に対する無償資金協力」(供与限度額17億5,700万円)に関する交換公文の署名(於:マジュロ)</li> <li>●ケニアに対する無償資金協力「ナクル市及びその周辺並びにモンバサ市周辺配電設備整備計画」(供与限度額18億8,700万円)に関する交換公文の署名(於:ナイロビ)</li> <li>●ニジェールにおける洪水被害に対する緊急援助</li> </ul>   | 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●G20臨時外相テレビ会議</li> <li>●インド高速鉄道の第11回合同委員会(テレビ会議)</li> <li>●G20エネルギー大臣会合(テレビ会議)</li> <li>●新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関する財務大臣会合(テレビ会議)</li> <li>●新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合(テレビ会議)</li> <li>●第75回国連総会一般討論(事前録画)</li> </ul> |

| 年月 | 日本の開発協力をめぐる主要な動き   | 年月 | 日本の開発協力に関連する国内外の重要な会合等  |
|----|--|----|---|
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際連合世界食糧計画（WFP）のノーベル平和賞受賞に際する菅総理大臣による祝意メッセージおよび外務大臣談話発出</li> <li>●技術協力に関する日本国政府とトルコ政府との間の協定の署名（於：アンカラ）</li> <li>●ベトナムにおける台風被害に対する緊急援助</li> <li>●パレスチナに対する無償資金協力「教育の質及び環境改善のための学校建設計画」（供与限度額24億6,400万円）に関する交換公文の署名（於：ラマツラ）</li> <li>●パレスチナに対する無償資金協力「難民キャンプ改善計画」（供与限度額10億円）に関する交換公文の署名（於：ラマツラ）</li> <li>●カンボジアにおける洪水被害に対する緊急援助</li> <li>●バングラデシュに対する無償資金協力「コックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティへの支援計画」（WFP連携）（供与額5億2,800万円）に関する交換公文の署名（於：ダッカ）</li> </ul> | 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●OECD開発センター第6回ハイレベル会合（テレビ会議）</li> <li>●第10回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（テレビ会議）</li> <li>●OECD閣僚理事会（テレビ会議）</li> </ul>   |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ミャンマーに対する円借款2件「東西経済回廊幹線道路整備計画（バゴーチャイトー間新道路）」および「中小企業金融強化計画（フェーズ3）」（供与限度額合計427億7,900万円）に関する交換公文の署名</li> <li>●ニカラグアにおけるハリケーン被害に対する緊急援助</li> <li>●ホンジュラスにおけるハリケーン被害に対する緊急援助</li> <li>●グアテマラにおけるハリケーン被害に対する緊急援助</li> <li>●アフガニスタンに対する無償資金協力「カブール国際空港航空交通管制サービス施設及び管制塔整備計画」（供与限度額19億9,500万円）に関する交換公文の署名（於：カブール）</li> <li>●コロンビアにおけるハリケーン被害に対する緊急援助</li> </ul>   | 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第52回OECD・DACハイレベル会合（テレビ会議）</li> <li>●第12回日本・メコン地域諸国首脳会議（テレビ会議）</li> <li>●WFP日本事務所、WFP協会及びWFP議連による菅総理大臣表敬</li> <li>●G20リヤド・サミット（テレビ会議）</li> <li>●持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議第11回会合（テレビ会議）</li> </ul> |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●チュニジアに対する無償資金協力「漁業資源管理指導船建造計画」（供与限度額12億900万円）に関する交換公文の署名（於：チュニス）</li> <li>●モザンビークに対する無償資金協力「ニアッサ州における地方給水施設建設計画」（供与限度額20億7,600万円）に関する交換公文の署名（於：マプト）</li> <li>●シリアにおける人道危機に対する緊急無償資金協力</li> <li>●スーダンに流入したエチオピアからの難民に対する緊急無償資金協力</li> <li>●中米3か国（グアテマラ・ホンジュラス・ニカラグア）におけるハリケーン被害に対する緊急無償資金協力</li> <li>●スーダンに対する無償資金協力「上水道施設運営維持管理改善計画」（供与限度額10億400万円）に関する交換公文の署名（於：ハルツーム）</li> </ul>   | 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第9回）および第4回「ジャパンSDGsアワード」表彰式</li> </ul>  |

日本の新型コロナウイルス感染症対策支援（無償資金協力および緊急支援円借款：2020年1月～2020年12月）

| 年月     | 主要な動き   |
|--------|---|
| 2020.3 | ●エルサルバドルに対する災害復旧スタンバイ借款引き出し要請（供与額50億円）承認                      |
| 4      | ●新型コロナウイルス感染症の感染者が発生している国々に対する「アビガン」供与のための緊急無償資金協力            |
| 6      | ●ミャンマーに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額20億円）に関する交換公文の署名（於：ネーピードー）      |
|        | ●ラオスに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額15億円）に関する交換公文の署名（於：ビエンチャン）        |
|        | ●カンボジアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額20億円）に関する交換公文の署名（於：プノンペン）       |
|        | ●フィリピンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額20億円）に関する交換公文の署名（於：マニラ）         |
|        | ●モルディブに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額6億円）に関する交換公文の署名（於：マレ）           |
|        | ●チュニジアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額5億円）に関する交換公文の署名（於：チュニス）         |
|        | ●サモアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額1億5,000万円）に関する交換公文の署名（於：アピア）      |
|        | ●マーシャルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億3,100万円）に関する交換公文の署名（於：マジュロ）   |
|        | ●ミクロネシアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億8,200万円）に関する交換公文の署名（於：パリキール） |
|        | ●ホンジュラスに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：テグシガルパ）      |
|        | ●ボツワナに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：ハボロネ）          |
|        | ●パラオに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：コロール）           |
|        | ●東ティモールに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額5億円）に関する交換公文の署名（於：ディリ）         |
|        | ●モンゴルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額10億円）に関する交換公文の署名（於：ウランバートル）      |
|        | ●ジャマイカに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額2億円）に関する交換公文の署名（於：キングストン）       |
|        | ●ソロモンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：ホニアラ）          |
|        | ●クックに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額1億円）に関する交換公文の署名（於：ウェリントン）         |
|        | ●ウズベキスタンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額5億円）に関する交換公文の署名（於：タシケント）      |
|        | ●ニウエに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額1億円）に関する交換公文の署名（於：ウェリントン）         |
|        | ●ツバルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額1億円）に関する交換公文の署名（於：スバ）             |
|        | ●タジキスタンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額6億円）に関する交換公文の署名（於：ドゥシャンベ）      |
|        | ●ハイチに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：ポルトープランス）       |
|        | ●バヌアツに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額3億円）に関する交換公文の署名（於：ポートビラ）         |
|        | ●ナウルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」（供与額1億円）に関する交換公文の署名（於：スバ）             |

| 年月 | 主要な動き   |
|----|---|
| 6  | ●パナマに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額6億円)に関する交換公文の署名<br>(於:パナマシティ)   |
|    | ●ブータンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ニューデリー)  |
|    | ●パプアニューギニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額9億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ポートモレスビー)   |
|    | ●ネパールに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:カトマンズ)   |
|    | ●ドミニカ共和国に対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:サントドミンゴ)  |
|    | ●フィジーに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名<br>(於:スバ)  |
|    | ●アルメニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名<br>(於:エレバン)   |
|    | ●フィリピンに対する円借款「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(供与限度額500億円)に関する交換公文の署名<br>(於:マニラ)   |
| 7  | ●ガーナに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名<br>(於:アクラ)  |
|    | ●カメルーンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ヤウンデ)   |
|    | ●ボリビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ラパス)   |
|    | ●トンガに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億5,000万円)に関する交換公文の署名<br>(於:ヌクアロファ)   |
|    | ●コートジボワールに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名<br>(於:アビジャン)   |
|    | ●スリランカに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額8億円)に関する交換公文の署名<br>(於:コロンボ)   |
|    | ●ベナンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:コトヌ)  |
|    | ●ギニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:コナクリ)   |
|    | ●シエラレオネに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名<br>(於:アクラ)   |
|    | ●ジブチに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ジブチ)  |
|    | ●モロッコに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ラバト)   |
|    | ●キルギスに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ビシュケク)   |
|    | ●バングラデシュに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額10億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ダッカ)   |
|    | ●モーリタニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ヌアクショット)   |
|    | ●ガボンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:リーブルビル)   |
|    | ●インドネシアに対する無償資金協力「経済社会開発」(供与額20億円)および円借款「新型コロナウイルス感染症への積極的な対応及び支出支援プログラム・ローン」(供与限度額500億円)に関する交換公文の署名<br>(於:ジャカルタ) |
|    | ●ジョージアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:トビリシ)   |
|    | ●マラウイに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名<br>(於:リロングウェ)  |
|    | ●ペルーに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額9億円)に関する交換公文の署名<br>(於:リマ)   |



| 年月   | 主要な動き  |
|--|--|
| 7  | ●キリバスに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額2億5,000万円)に関する交換公文の署名(於:スバ)   |
|  | ●ヨルダンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名(於:アンマン)       |
|  | ●エルサルバドルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:サンサルバドル) |
|  | ●エチオピアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額15億円)に関する交換公文の署名(於:アディスアベバ)  |
|  | ●セネガルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:ダカール)       |
|  | ●エスワティニに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:プレトリア)    |
|  | ●セーシェルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:ビクトリア)     |
|  | ●ルワンダに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:キガリ)        |
|  | ●コロンビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:ボゴタ)       |
|  | 8  |
| ●バングラデシュに対する円借款「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(供与限度額350億円)に関する交換公文の署名(於:ダッカ)                                |  |
| ●グアテマラに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:グアテマラ)   |  |
| ●セルビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:ベオグラード)   |  |
| ●パラグアイに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:アスンシオン)  |  |
| ●モーリシャスに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:ポートルイス)                                       |  |
| ●マダガスカルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名(於:アンタナナリボ)                                      |  |
| ●コンゴ民主共和国に対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:キンシャサ)                                      |  |
| ●リベリアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:アクラ)  |  |
| ●エクアドルに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額7億円)に関する交換公文の署名(於:キト)  |  |
| ●レソトに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:プレトリア)   |  |
| ●ザンビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額2億円)に関する交換公文の署名(於:ルサカ)  |  |
| ●ニジェールに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:アビジャン)   |  |
| ●インドに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額10億円)および円借款「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(供与限度額500億円)に関する交換公文の署名(於:ニューデリー)     |  |
| ●ミャンマーに対する円借款「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款(投資促進・金融セクター開発プログラム・ローン)」(供与限度額300億円)に関する交換公文の署名(於:ネーピードー) |  |
| 9  |  |
|  | ●ナミビアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:ウィントフック)    |
|  | ●ケニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額10億円)に関する交換公文の署名(於:ナイロビ)       |
|  | ●ベトナムに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額20億円)に関する交換公文の署名(於:ハノイ)       |

| 年月   | 主要な動き  |
|--|--|
| 9  | ●コモロに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:アンタナナリボ)                       |
|  | ●モンテネグロに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:ベオグラード)                     |
|  | ●チリに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:サンティアゴ)                         |
|  | ●アンゴラに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:ルアンダ)                         |
|  | ●キューバに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:ハバナ)                          |
|  | ●コソボに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:プリシュティナ)                       |
|  | ●ウガンダに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名(於:カンバラ)                         |
|  | ●モルディブに対する円借款「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(供与限度額50億円)に関する交換公文の署名(於:マレ)                  |
|  | ●サントメ・プリンシペに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億5,000万円)に関する交換公文の署名(於:リーブルビル)           |
|  | ●ナイジェリアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額10億円)に関する交換公文の署名(於:アブジャ)                      |
|  | ●北マケドニアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:スコピエ)                       |
|  | ●モザンビーク・カーボデルガード州とその周辺地域における緊急無償資金協力(供与限度額420万ドル(約4億6,000万円))の決定             |
|  | 10   |
| ●モンゴルに対する円借款「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」(供与限度額250億円)に関する交換公文の署名(於:ウランバートル)                     |  |
| ●ブルキナファソに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額3億円)に関する交換公文の署名(於:ワガドゥグ)                             |  |
| ●エジプトに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額10億円)に関する交換公文の署名(於:カイロ)                                 |  |
| ●メキシコに対する無償資金協力「医療機材供与を通じた保健システム強化計画(UNOPS連携)」(供与限度額5億9,800万円)に関する交換公文の署名(於:メキシコシティ) |  |
| ●ジンバブエに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額4億円)に関する交換公文の署名(於:ハラレ)                                 |  |
| ●ブラジルに対する無償資金協力「医療機材供与を通じた保健システム強化計画(UNOPS連携)」(供与限度額5億300万円)に関する交換公文の署名(於:ブラジリア)     |  |
| ●ミャンマーに対する円借款「中小企業金融強化計画(フェーズ3)」(供与限度額150億円)に関する交換公文の署名(於:ネービードー)                    |  |
| ●アゼルバイジャンに対する無償資金協力「経済社会開発計画」(供与額2億円)に関する交換公文の署名(於:バクー)                              |  |
| 11   | ●カンボジアに対する円借款「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(供与限度額250億円)に関する交換公文の署名(於:プノンペン)        |
|  | ●コンゴ共和国に対する無償資金協力「経済社会開発計画(保健・医療体制整備)」(供与額1億5,000万円)に関する交換公文の署名(於:ブラザビル)     |
|  | ●モロッコに対するドル建て借款「新型コロナウイルス感染症対応のための支援」(供与限度額2億ドル)に関する交換公文の署名(於:ラバト)           |
|  | ●アルゼンチンに対する無償資金協力「経済社会開発計画(感染症対策及び保健・医療体制整備)」(供与額5億円)に関する交換公文の署名(於:ブエノスアイレス) |
| 12   | ●パキスタンに対する無償資金協力「経済社会開発計画(感染症対策及び保健・医療体制整備)」(供与額10億円)に関する交換公文の署名(於:イスラマバード)  |
|  | ●コスタリカに対する無償資金協力「医療機材供与を通じた保健システム強化計画(UNOPS連携)」(供与限度額3億円)に関する交換公文の署名(於:サンホセ) |
|  | ●モルドバに対する無償資金協力「経済社会開発計画(感染症対策及び保健・医療体制整備)」(供与額1億円)に関する交換公文の署名(於:キシニョフ)      |

## 開発協力大綱について

平成27年2月10日  
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

### 開発協力大綱

#### — 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏まえれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際

社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罠」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

## 1. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

### (1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際

秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

## (2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

### ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

### イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

### ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義にのっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

## II. 重点政策

### (1) 重点課題

我が国は、上記の理念にのっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

## ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

## イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定の様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

## ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー

ギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築することを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形での資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

## (2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対処能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重

要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力をを行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力をを行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

### III. 実施

#### (1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

#### ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

##### (ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

##### (イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩を進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘に



も努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

(ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく。

イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協りに相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

(エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

(オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

(カ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

(キ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

(ク) 開発協力関係者の安全配慮

開発協力に携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。

## (2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

### ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点が果たす役割にも留意する。

### イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

### ア) 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになってきている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促

進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

## ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

### (ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

### (イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

### (ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

## (3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日

閣 議 決 定

## 用語集 (2020年版)

|                     |  |
|---------------------|--|
| <b>アンタイド/タイド援助</b>  | アンタイド援助とは、経済協力開発機構（OECD）の定義によれば、「OECD全加盟国および実質的にあらゆる援助受取国からの自由かつ十分な調達が可能であるような贈与または借款」とされている。タイド援助は、これらの調達先が、援助供与国に限定されるなどの条件が付くものを指し、日本語では「ひもつき」援助と訳されることがある。2001年にOECD開発援助委員会（DAC）で後発開発途上国（LDCs）向け援助のアンタイド化勧告が採択され（技術協力と食糧援助を除く、有償資金協力和無償資金協力が対象）、DACメンバー国に適用されている。同勧告の対象国は2008年にLDCs以外の重債務貧困国（HIPC）に、2018年にその他低所得国（OLIC）およびIDA借入国（IDA-only countries and territories）にも拡大された。 |
| <b>援助協調</b>         | 開発途上国の開発目標の下で様々な援助主体が情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて活動を協調させ、途上国と共に効果的・効率的な開発協力を進めていくこと。案件ごとのドナー同士の連携・調整だけではなく、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が世界各国で進められている。なお、近年、新興国や民間セクター等、開発にかかわる主体が多様化していることから、主に先進国ドナー間の協調を指す「援助協調」に加え、「開発協力のためのパートナーシップ」、「開発協力主体間の連携」等の言葉も使われる。  |
| <b>ODAを活用した官民連携</b> | 民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、より効率的・効果的な事業の実施を目指すもの。上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野での連携事例がある。JICAが行う民間連携事業としては、調査提案を民間法人から公募し、主に「海外投融資」の活用を前提とした事業の計画策定を支援する「協力準備調査（海外投融資）」がある。また、JICAでは、開発途上国の開発ニーズと中小企業をはじめとする日本企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを目的とする企業提案型の官民連携事業、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」も実施している。  |
| <b>開発協力大綱</b>       | 開発協力の最上位の政策文書として、開発協力の理念、重点政策、実施の在り方などを定めたもの。1992年6月に策定され、2003年8月に改定された政府開発援助大綱（ODA大綱）を再度改定し、名称を「開発協力大綱」に変え、2015年2月に閣議決定された（詳細は182ページを参照）。   |
| <b>技術協力</b>         | 日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う協力。  |
| <b>研修員受入</b>        | 開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行うことを目的とする事業。<br><b>第三国研修</b><br>開発途上国が日本の支援のもと、優れた開発経験や知識・技術の移転・普及・定着等を目的に、他の途上国から人員を受け入れて実施する研修。  |
| <b>専門家派遣</b>        | 日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、これらの人々と協働して現地に適合した技術や制度の開発、啓発や普及などを行う事業。<br><b>第三国専門家派遣</b><br>技術協力を効果的に実施するため、協力対象の途上国に他の途上国から専門家を派遣する事業。  |
| <b>機材供与</b>         | 技術協力プロジェクトや専門家の業務に係る技術協力等のために機材を供与すること。  |
| <b>技術協力プロジェクト</b>   | 「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する技術協力。   |
| <b>開発計画調査型技術協力</b>  | 開発途上国の政策立案や公共事業計画策定支援を目的に、調査の実施過程を通じ、相手国担当機関に対し調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を図るもの。都市開発や運輸交通、主要インフラ分野における開発計画の策定などが主要な例。   |

|  |   |
|--|---|
| 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)                  | 40ページの用語解説を参照。  |
| コストシェア技術協力                                       | ODA卒業国のうち、引き続き日本の支援を必要とする開発課題を有する経済・社会状況が認められる国を対象に行う技術協力。これまでJICAを通じた経済協力によって日本が蓄積してきた経験も活用しながら、日本の質の高い技術・知識・経験を提供し、相手国政府に必要な経費を原則負担させる形で実施することにより、相手国の経済社会開発に寄与し、それらの国と日本との良好な二国間関係の維持および増進を図ることとともに、日本のエネルギー安定確保、本邦企業に有利なビジネス環境の構築・インフラ輸出促進にも貢献することを目的としている技術協力。 |
| 基礎生活分野/人間の基本的ニーズ (BHN : Basic Human Needs)       | 食料、住居、衣服など、人間としての基本的な生活を営む上で必要最低限のもの。保健や教育なども含む。  |
| 教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action) | 持続可能な開発目標 (SDGs) の策定後、万人のための教育 (EFA : Education for All) を継承する、新たな教育支援の枠組みとして、2015年11月に採択された行動枠組み。これにより、すべての人に包摂的で公正な質の高い教育を確保するため国際社会として取り組むこととなった。  |
| 国別開発協力方針 (旧国別援助方針)                               | ODAの戦略性・効率性・透明性の向上に向けた取組の一環として、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、当該国の開発計画や開発上の課題などを総合的に勘案して策定する日本のODA方針。  |
| 事業展開計画   | 国別開発協力方針 (旧国別援助方針) の別紙として、実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、国ごとに設定したODAの重点分野・開発課題・協力プログラムに分類して、一覧できるようとりまとめたもの。被援助国および日本の関係者間で共有され、援助の予見可能性を高めることに役立つ資料として、毎年1回更新している。  |
| グラント・エレメント                                       | 援助条件の緩やかさを示す指標。借款の利率、返済期間・回数、返済据置期間を反映し、パーセントで表示される。贈与はグラント・エレメント=100%となる。数字が高いほど緩やかさの程度が大きいとされる。   |
| 経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC)                       | OECDにおいて、開発援助に関する事柄を取り扱う委員会。OECD加盟37か国のうち29か国および欧州連合 (EU) からなる。   |
| 現地ODAタスクフォース                                     | 2003年度から、開発途上国における日本の開発協力を効果的・効率的に実施するため、大使館およびJICAを中心に、JETRO (日本貿易振興機構)、JBIC (国際協力銀行) などの現地事務所を主要な構成メンバーとして立ち上げられたタスクフォース。開発途上国の開発政策と日本の開発協力政策の調和を図り、相手国政府との政策協議や、他ドナーとの援助協調、要望調査を通じた案件形成、実施監理などを行っている。  |
| 国際協力機構 (JICA)                                    | 国際協力事業団を前身とし、2003年10月1日に発足した独立行政法人。日本のODAの主な実施機関。2008年10月、これまで実施してきた技術協力に加え、国際協力銀行 (当時) の海外経済協力部門が担当してきた有償資金協力 (円借款等)、外務省が実施してきた無償資金協力業務の一部が統合された。これによって、3つの援助手法を一元的に実施する総合的な援助実施機関となった。  |
| 国際協力銀行 (JBIC)                                    | 2008年9月末まで、一般の金融機関と競合しないことを旨としつつ、日本の輸出入等の促進や国際金融秩序の安定への寄与、開発途上地域の経済社会開発などへの寄与を目的として、国際金融等業務および海外経済協力業務 (円借款等) を実施してきた機関。2008年10月以降、国際金融等業務は、株式会社日本政策金融公庫に統合され、海外経済協力業務は、国際協力機構に統合された。2012年4月からは、国際金融等業務が日本政策金融公庫から、新たに発足した株式会社国際協力銀行に引き継がれた。                        |
| 国際緊急援助隊  | 海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な自然災害や人為的災害 (紛争起因の災害を除く) に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を派遣する事業。国際緊急援助隊には、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チームおよび自衛隊部隊の5種類がある。   |

|  |   |
|--|---|
| 国際貧困ライン  | 世界銀行が定めている貧困を定義するためのボーダーライン。全ての国の貧困層を同じ基準で測定するため、世界の最貧国数か国の国別貧困ライン（各国において、最低限必要な衣食住が確保できなくなる収入レベル）を共通の通貨価値に換算し、平均したものの。2015年に改定された最新の国際貧困ラインは、1日1.90ドルに設定されている。   |
| 債務救済   | 開発途上国の国際収支が悪化し、既存の債務の支払いが困難になった場合、支払期限が到来したか、または将来到来する債務の支払いを猶予し、一定期間にわたる分割返済を認めたり（債務繰延：リスケジュール）、これを免除（債務免除または債務削減）したりすること。   |
| 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）/ 持続可能な開発目標（SDGs） | 2015年9月に国連総会で採択された、2016年から2030年までの国際開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）の後継として、保健や教育などMDGsの残された課題や、環境問題や格差拡大など新たに顕在化した課題に対応すべく策定された。17のゴールと169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げている。先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標であり、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。 |
| JICA海外協力隊  | 144ページの「ア. JICA海外協力隊（JICAボランティア事業）」を参照。   |
| 贈与相当額計上方式（GE：Grant Equivalent方式）                 | 有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。OECDの開発援助委員会（DAC）が作成する統計において2018年実績から導入された。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式にあてはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。2017年までDAC統計の標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済された額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力の実態がより正確に評価される計上方式といえる。   |
| DACリスト卒業国  | OECD-DACが定める援助受取国・地域のリストから外れた国。日本は、1人当たり所得が一定の水準にあっても特別な脆弱性を抱える小島嶼国等の国々に対する支援を行っていくことが重要との考えから、DACリスト卒業国に対しても必要な協力を実施している。  |
| 貧困削減戦略文書   | 開発途上国における貧困削減のための改革等の政策努力の説明責任や、途上国と開発パートナーとの連携強化を目的として、当該国のマクロ経済政策や構造改革、成長促進・貧困削減のためのプログラム、資金需要等に関して包括的に記述した文書。世界銀行・国際通貨基金（IMF）により1999年に導入された取組であり、途上国政府のオーナーシップのもと、援助国、国際機関、NGO、民間セクター等のステークホルダーと連携し、3～5年おきに作成されている。重債務貧困国（巨額の借金を抱えている貧困国）が債務削減を受けるための条件として、世銀やIMFによる支援・債務削減の決定に際して参照されている。           |
| BOP（Base of the Pyramid）ビジネス                     | 開発途上国の貧困層を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。   |
| 平和の定着  | 地域紛争の恒久的な解決のために、紛争が完全に終結する前から支援を行い、地域の安定および平和の萌芽を定着させること。具体的には、①人道・復旧支援の実施、②和平プロセスの促進、③紛争防止支援を3つの柱としている。  |
| ミレニアム開発目標（MDGs）                                  | 2001年に策定された、国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が2015年までの達成を目指す8つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。2015年7月、国連はMDGsの最終報告書を公表した。  |
| 無償資金協力   | 開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力。国際社会のニーズに迅速かつ機動的に対応するための有効な手段であり、国際社会の安定確保や日本のリーダーシップ向上に資する大きな政策的効果がある。   |
| 施設・機材等調達方式                                       | 無償資金協力のうち、詳細な調査を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの。JICAが実施のために必要な業務を行う。   |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 経済社会開発計画          | 外務省が実施のために必要な業務を行う無償資金協力のうち、事業実施への資金供与ではなく物資輸入のための外貨支援を行うもの。調達代理機関を通じて調達を行う。   |
| 緊急無償資金協力          | 海外における自然災害や紛争の被災者・難民・避難民等を救援することを目的として、被災地で緊急援助活動を行う国際機関・赤十字や被災国政府に対し、緊急に実施される無償資金協力。  |
| 草の根・人間の安全保障無償資金協力 | 人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力（供与限度額は、原則1,000万円以下）。NGOや地方公共団体などを対象としている。   |
| 一般文化無償資金協力        | 開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力。政府機関を対象としている。   |
| 草の根文化無償資金協力       | 開発途上国における文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的とした草の根レベルの小規模な事業の機材調達や施設整備などを支援するための無償資金協力（供与限度額は、原則1,000万円以下）。NGOや地方公共団体などを対象としている。   |
| 日本NGO連携無償資金協力     | 日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発プロジェクトや、災害等復旧・復興支援プロジェクトなどに対する無償資金協力。  |
| 食糧援助              | 自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う無償資金協力。   |
| 有償勘定技術支援          | 円借款または海外投融資による有償資金協力の迅速・円滑な実施もしくは達成、またはその開発効果向上を目的として研修、専門家派遣、調査等をJICA有償資金協力勘定から実施するもの。  |
| 有償資金協力            | 開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力。開発途上地域の政府などに対して開発事業の実施に必要な資金、または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と日本国内、または開発途上地域の法人等に対して開発事業に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」がある。有償資金協力は、無償資金協力と比較して大規模な支援を行いやすく、途上国の経済社会開発に不可欠なインフラ建設等の支援に効果的である。また、途上国に返済義務を課すことで自助努力を促す効果を持つ。さらに、途上国と長期にわたる貸借関係を設定することにより、その国との中長期にわたる安定的な関係の基礎が構築可能。 |
| 海外投融資             | JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり、高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、途上国の開発を支援している。支援対象分野は、①インフラ・成長加速化、②SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）。（詳細は34ページの「国際協力の現場から」および139ページを参照。）  |



# 索引 (2020年版)

## あ

- 愛知目標 ..... 83, 84
- アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP : Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia) ..... 55
- アジア開発銀行 (ADB : Asian Development Bank) ..... 6, 29, 31, 33, 84, 141,
- アジア太平洋経済協力 (APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation)
- アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity) ..... 38, 40, 100
- アジェンダ2063 ..... 130
- アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network) ..... 147
- アフガニスタン支援 ..... 127
- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD : Coalition for African Rice Development) ..... 90, 92
- アフリカ開発会議 (TICAD : Tokyo International Conference on African Development) ..... 29, 42, 43, 61, 62, 64, 70, 90, 91, 92, 96, 130, 131, 132, 133, 157, 186
- アフリカ開発基金 (AfDF : African Development Fund) ..... 33, 36
- アフリカ開発銀行 (AfDB : African Development Bank) ..... 33, 42
- アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ (NAPSA : New Approach for Peace and Stability in Africa) ..... 131, 132, 133, 157
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) (ABE Initiative : African Business Education Initiative for Youth) ..... 42, 130, 139
- アフリカ連合 (AU : African Union) ..... 43, 130, 132, 133, 157

## い

- 一村一品キャンペーン ..... 31, 33
- 一般特恵関税制度 (GSP : Generalized System of Preferences) ..... 30
- 一般文化無償資金協力 ..... 80
- イノベティブ・アジア ..... 41, 101

- インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific) ..... 35, 57, 99, 100, 104
- インフラシステム輸出 ..... 95, 119

## え

- 栄養改善事業推進プラットフォーム (NJPPP : Nutrition Japan Public-Private Platform) ..... 89
- エジプト日本科学技術大学 (E-JUST : Egypt-Japan University of Science and Technology) ..... 39, 70, 72
- 円借款 ..... 2, 22, 37, 46, 55, 65, 66, 68, 93, 95, 99, 107, 108, 116, 124, 126, 136, 138, 139, 147, 151, 164, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181
- エンパワーメント ..... 11, 48, 52, 74, 75, 76, 77, 92

## お

- 欧州復興開発銀行 (EBRD : European Bank for Reconstruction and Development) ..... 33
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン ..... 80, 106, 112
- オリンピック・パラリンピック ..... 79, 90
- 温室効果ガス ..... 81, 82, 83, 84, 95

## か

- 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN : Japan Overseas Infrastructure Investment Corporation for Transport & Urban Development) ..... 34, 140, 189
- 海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT : Fund Corporation for the Overseas Development of Japan's ICT and Postal Services) ..... 140
- 海外投融資 ..... 34, 38, 95, 99, 100, 102, 138, 139, 140, 142
- 開発協力大綱 ..... 46, 60, 86, 143, 145, 161, 182, 191
- 開発協力における性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント (SEAH : Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment) ..... 160
- 開発途上国・地域の低所得階層 (BOP : Base of the Economic Pyramid) ビジネス ..... 140, 141, 142
- 海洋プラスチックごみ ..... 60, 80, 81, 84, 101, 106, 174

顧みられない熱帯病 (NTDs : Neglected Tropical Diseases) ..... 66  
 顔の見える開発協力 ..... 144, 145, 146  
 科学技術イノベーション (STI : Science, Technology and Innovation) ..... 70, 94, 96  
 科学技術振興機構 (JST : Japan Science and Technology Agency) ..... 40, 147  
 革新的資金調達 ..... 143  
 カーボンニュートラル ..... 81, 82, 95, 154  
 カイゼン・イニシアティブ ..... 42  
 カリブ共同体 (CARICOM : Caribbean Community) ..... 117  
 感染症 ..... 1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 29, 34, 39, 40, 43, 45, 50, 51, 57, 58, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 73, 74, 75, 76, 79, 81, 87, 90, 92, 95, 96, 99, 103, 107, 113, 117, 122, 124, 126, 128, 130, 137, 142, 144, 147, 148, 149, 150, 152, 155, 157, 158, 161, 178, 179, 180, 181, 182, 185, 186  
 感染症対策 ..... 2, 4, 8, 10, 12, 13, 14, 15, 50, 51, 63, 64, 65, 67, 73, 99, 124, 130, 149, 161, 178, 181, 186  
 感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI : Coalition for Epidemic Preparedness Innovations) ..... 6, 62  
 カンボジア地雷対策センター (CMAC : Cambodian Mine Action Centre) ..... 48  
 官民連携 (PPP : Public-Private Partnership) / 官民パートナーシップ ..... 34, 95, 116, 130, 136, 138, 139, 142, 189, 190

## き

気候変動 ..... 56, 60, 71, 80, 81, 82, 83, 84, 92, 93, 95, 96, 99, 100, 105, 106, 108, 111, 112, 116, 119, 140, 150, 182, 185, 186, 187, 188  
 気候変動枠組条約 ..... 80, 81, 84  
 気候野心サミット2020 ..... 81, 82  
 基礎教育 ..... 69, 72, 117, 118  
 基礎生活分野 (BHN : Basic Human Needs) ..... 132, 173, 186  
 教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education) (旧称:FTI (ファスト・トラック・イニシアティブ)) ..... 70, 72  
 教育2030行動枠組 ..... 69, 72  
 協力準備調査 ..... 138, 139, 140, 142  
 緊急対応基金 (CFE : Contingency Fund for Emergencies) ..... 64, 67

緊急無償資金協力 ..... 2, 51, 75, 109, 121, 130, 174, 175, 176, 177, 178, 181

## く

草の根技術協力 ..... 144, 145, 146, 147  
 草の根・人間の安全保障無償資金協力 ..... 10, 45, 49, 68, 70, 78, 94, 102, 104, 106, 108, 152  
 草の根文化無償資金協力 ..... 80  
 グッドガバナンス ..... 44, 45, 185  
 国別開発協力方針 ..... 159  
 グリーン・メコン ..... 102, 105, 106  
 グローバルフェスタ JAPAN ..... 152

## け

経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) ..... 5, 16, 21, 23, 24, 29, 30, 31, 32, 33, 143, 150, 151, 156, 159, 175, 177, 188  
 経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) / (DAC : Development Assistance Committee) ..... 16, 17, 21, 22, 23, 24, 143, 150, 151, 159, 167, 175, 188  
 経済協力開発機構 (OECD) 開発センター ..... 151, 177  
 経済社会開発計画 (旧ノン・プロジェクト無償資金協力) ..... 3, 10, 11, 175, 178, 179, 180, 181  
 経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement) ..... 30, 33  
 結核 ..... 3, 63, 65, 66, 117  
 健康危機プログラム ..... 64, 67  
 現職参加 ..... 144

## こ

公衆衛生危機 ..... 63, 64  
 後開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries) ..... 25, 30, 33, 99  
 国際移住機関 (IOM : International Organization for Migration) ..... 13, 47, 54, 118, 121  
 国際エネルギー機関 (IEA : International Energy Agency)  
 国際海事機関 (IMO : International Maritime Organization) ..... 55  
 国際開発協会 (IDA : International Development Association) ..... 36  
 国際開発金融機関 (MDBs : Multilateral Development Banks) ..... 2, 3, 6, 31, 33, 84, 162, 163, 164  
 国際家族計画連盟 (IPPF : International Planned Parenthood Federation) ..... 63

|   |  |
|---|--|
| 国際協力機構 (JICA : Japan International Cooperation Agency) .....  | 7, 8, 9, 10, 11, 15, 31, 34, 37, 38, 40, 43, 47, 53, 54, 56, 57, 60, 65, 66, 68, 73, 77, 81, 83, 84, 88, 89, 99, 100, 117, 127, 130, 131, 132, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 144, 145, 146, 147, 148, 152, 153, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 189, 190, 191 |
| 国際協力銀行 (JBIC : Japan Bank for International Cooperation) .....  | 140, 141, 189  |
| 国際協力の日 .....  | 152  |
| 国際緊急援助隊 .....   | 51, 55, 131, 176   |
| 国際金融公社 (IFC : International Finance Corporation) .....  | 3  |
| 国際原子力機関 (IAEA : International Atomic Energy Agency) .....   |  |
| 国際獣疫事務局 (OIE : World Organisation for Animal Health) .....  | 92   |
| 国際女性会議 (WAW ! : World Assembly for Women) .....   | 74   |
| 国際水路機関 (IHO : International Hydrographic Organization) .....  | 55   |
| 国際通貨基金 (IMF : International Monetary Fund) .....  | 31, 36, 37   |
| 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union) .....  | 38, 40   |
| 国際農業開発基金 (IFAD : International Fund for Agricultural Development) .....   | 87, 91, 92   |
| 国際農業研究協議グループ (CGIAR : Consultative Group on International Agricultural Research) .....  | 92   |
| 国際復興開発銀行 (世界銀行) (IBRD : International Bank for Reconstruction and Development) .....  |  |
| 国際連合アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) ..... | 44, 45   |
| 国際連合太平洋経済社会委員会 (UNESCAP : United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) .....                                 |  |
| 国際連合開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme) .....  | 12, 45, 49, 52, 60, 84, 86, 106, 130, 132, 136, 150, 151, 155  |
| 国際連合環境計画 (UNEP : United Nations Environment Programme) .....  | 80, 83, 84   |
| 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO : United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) .....  | 69, 70, 71, 72, 79, 157  |
| 国際連合工業開発機関 (UNIDO : United Nations Industrial Development Organization) .....   |  |
| 国際連合同工エイズ計画 (UNAIDS : Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) .....   |  |
| 国際連合児童基金 (UNICEF : United Nations Children's Fund) .....  | 2, 3, 4, 6, 13, 48, 49, 59, 61, 62, 65, 66, 68, 71, 75, 78, 87, 89, 118, 136, 151, 157   |
| 国際連合食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization) .....  | 87, 91, 92, 176  |
| 国際連合女性機関 (UN Women : United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women) .....                                      | 48, 52, 54, 74, 75   |
| 国際連合地域開発センター (UNCRD : United Nations Centre for Regional Development) .....   |  |
| 国際連合地雷対策サービス部 (UNMAS : United Nations Mine Action Service) .....  | 49   |
| 国際連合人口基金 (UNFPA : United Nations Population Fund) .....   | 13, 63   |
| 国際連合人道問題調整事務所 (OCHA : United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs) .....   |  |
| 国際連合世界食糧計画 (WFP : World Food Programme) .....   | 3, 12, 47, 87, 89, 90, 92, 109, 110, 118, 130, 151, 177  |
| 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR : United Nations High Commissioner for Refugees) .....  | 3, 5, 46, 47, 50, 108, 109, 118, 121, 151  |
| 国際連合人間居住計画 (UN-Habitat : United Nations Human Settlements Programme) .....  | 84, 85, 87, 109  |
| 国際連合パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA : United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East) .....                        | 3, 47, 128, 175  |
| 国際連合プロジェクト・サービス機関 (UNOPS : United Nations Office for Project Services) .....  | 181  |
| 国際連合平和維持活動 (PKO : United Nations Peacekeeping Operations) .....   | 46, 131, 182, 190  |
| 国際連合平和構築委員会 (PBC : Peacebuilding Commission) .....  | 46, 49   |
| 国際連合平和構築基金 (PBF : Peacebuilding Fund) .....   | 46, 49   |
| 国際連合貿易開発会議 (UNCTAD : United Nations Conference on Trade and Development) .....  | 91, 142  |
| 国際連合防災世界会議 .....  | 86   |
| 国連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS : United Nations Mission in the Republic of South Sudan) .....   | 132  |
| 国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC : United Nations Office on Drugs and Crime) .....   | 45, 52, 54, 55   |

国際労働機関 (ILO : International Labour Organization) ..... 41, 42  
 国内資金動員 ..... 31  
 国民総所得 (GNI : Gross National Income) ..... 33, 191  
 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 (JAXA : Japan Aerospace Exploration Agency) ..... 56  
 子どもへの支援 ..... 78

## さ

災害復旧スタンド・バイ借款 ..... 136, 176, 180  
 採取産業透明性イニシアティブ (EITI : Extractive Industries Transparency Initiative) ..... 94  
 再生可能エネルギー ..... 34, 82, 93, 116, 119, 154  
 サイバー ..... 38, 39, 40, 51, 52, 54, 56, 57, 101, 105, 185  
 債務救済 ..... 6, 17, 22, 36, 37, 40, 166, 167, 173  
 債務持続可能性 ..... 28, 29, 36, 37  
 債務支払猶予イニシアティブ (DSSI : Debt Service Suspension Initiative) ..... 6, 36  
 三角協力 ..... 52, 117, 118, 119, 128, 150, 190

## し

ジェンダー ..... 7, 11, 60, 69, 74, 75, 76, 157  
 ジェンダー主流化 ..... 11, 74  
 事業・運営権対応型無償資金協力 ..... 136  
 資金洗浄 (マネーロンダリング) ..... 51, 54  
 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development) ..... 70, 72  
 持続可能な開発のための公的総支援 (TOSSD : Total Official Support for Sustainable Development) ..... 143  
 持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ) ..... 6, 31, 74, 94, 130, 150, 151, 176  
 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) ..... 6, 7, 35, 41, 58, 59, 60, 61, 65, 68, 69, 70, 72, 73, 74, 76, 80, 84, 85, 87, 89, 94, 95, 96, 102, 106, 108, 133, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 150, 154, 155, 176, 177  
 質の高いインフラ ..... 28, 29, 35, 37, 95, 99, 100, 101, 102, 103, 105, 106, 130, 138, 140, 141, 150, 151  
 質の高いインフラ投資に関するG20原則 ..... 29, 101, 151  
 質の高い教育 ..... 69, 70, 73, 74, 106, 131, 185  
 質の高い成長 ..... 27, 28, 29, 31, 37, 41, 44, 74, 109, 185, 190  
 シニア海外ボランティア ..... 77, 144

市民社会組織 (CSO : Civil Society Organization) ..... 146, 190, 191  
 ジャパン・プラットフォーム (JPF : Japan Platform) ..... 4, 47, 48, 51, 109, 145  
 ジャパンSDGsアワード ..... 154, 177  
 重債務貧困国 (HIPC : Heavily Indebted Poor Countries) ..... 36, 40  
 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP : Free and Open Indo-Pacific) ..... 14, 35, 54, 55, 57, 95, 99, 100, 104, 107, 109  
 自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) ..... 33  
 ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO : Junior Professional Officer) ..... 121, 155, 156  
 障害者支援 ..... 77  
 情報通信技術 (ICT : Information and Communication Technology) ..... 7, 10, 37, 38, 51, 52, 73, 94, 148, 185, 191  
 小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ ..... 91, 92  
 職業技術教育訓練 (TVET : Technical and Vocational Education and Training) ..... 41  
 食料安全保障 ..... 63, 64, 87, 90, 91, 92, 186  
 食糧援助 (食糧支援) ..... 3, 12, 22, 87, 89, 90, 128, 130, 132, 144, 173  
 女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi : Women Entrepreneurs Finance Initiative) ..... 74, 76  
 女性・平和・安全保障 (WPS : Women, Peace and Security) ..... 46, 76  
 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19 : Coronavirus disease 2019) ..... 1, 2, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15, 29, 34, 43, 45, 50, 57, 58, 60, 61, 62, 64, 67, 69, 73, 75, 77, 81, 87, 90, 95, 99, 103, 107, 113, 117, 122, 124, 126, 128, 130, 137, 142, 144, 148, 149, 150, 152, 155, 157, 158, 161, 175, 178, 179, 180, 181  
 新興・再興感染症 ..... 63  
 新興ドナー ..... 23, 24, 29, 143  
 人材育成 ..... 2, 7, 8, 10, 15, 29, 30, 35, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 49, 51, 54, 55, 56, 57, 62, 65, 66, 69, 70, 71, 73, 74, 79, 81, 82, 86, 87, 89, 91, 92, 93, 95, 101, 102, 105, 106, 108, 109, 110, 116, 117, 119, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 131, 132, 145, 146, 147, 148, 155, 175, 185, 186, 187, 189, 190, 191  
 人身取引 ..... 51, 54, 185  
 人道支援 ..... 4, 5, 12, 22, 47, 48, 50, 51, 78, 103, 108, 121, 126, 127, 128, 132, 145, 173, 182, 183, 185, 189, 190  
 人道と開発と平和の連携 ..... 48

人道と開発の連携 ..... 48, 129

## す

水銀に関する水俣条約 ..... 83, 84  
スケーリング・アップ・ニュートリション (SUN :  
Scaling Up Nutrition) ..... 89  
スポーツ・フォー・トゥモロー (SPORT FOR  
TOMORROW) ..... 79

## せ

青年海外協力隊 (JOCV) ..... 71, 144  
税源浸食と利益移転 (BEPS : Base Erosion and Profit  
Shifting) ..... 31, 32, 33  
性的暴力 ..... 48, 75, 76  
生物多様性 ..... 80, 83, 84, 96, 108, 116, 173, 186  
生物多様性条約 ..... 80, 83, 84  
世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)  
..... 3, 65, 66  
世界気象機関 (WMO : World Meteorological  
Organization) .....  
世界銀行 ..... 3, 6, 29, 31, 33, 37, 63,  
69, 70, 72, 76, 84, 91, 107, 127, 130, 141, 156  
世界食料安全保障委員会 (CFS : Committee on World  
Food Security) ..... 91  
世界税関機構 (WCO : World Customs Organization)  
..... 31  
世界知的所有権機関 (WIPO : World Intellectual  
Property Organization) .....  
世界津波の日 ..... 86  
世界貿易機関 (WTO : World Trade Organization)  
..... 29, 30, 33  
世界保健機関 (WHO : World Health Organization)  
..... 2, 4, 6, 10, 13, 14, 61, 62, 64, 65,  
66, 67, 87, 101  
赤十字国際委員会 (ICRC : International Committee of  
the Red Cross) ..... 47, 49, 151  
責任ある農業投資 ..... 91, 92  
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC : Japan  
Oil, Gas and Metals National Corporation) .....  
積極的平和主義 ..... 182  
仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2 ..... 86  
仙台防災枠組 2015-2030 ..... 86

## そ

贈与相当額計上方式 (Grant Equivalent System)  
..... 16, 19, 21

その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)  
..... 29, 33, 140, 182, 189

## た

対人地雷 ..... 48  
太平洋・島サミット (PALM : Pacific Islands Leaders  
Meeting) ..... 112, 114  
太平洋諸島フォーラム (PIF : Pacific Islands Forum)  
..... 112  
太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) ..... 112  
対ASEAN海外投融資イニシアティブ ..... 38, 99, 100  
第7回アフリカ開発会議 (TICAD7 : The Seventh Tokyo  
International Conference on African  
Development) ..... 29, 42, 61, 62, 70, 90, 96, 130,  
131, 132, 133, 157

## ち

地球環境ファシリティ (GEF : Global Environmental  
Facility) ..... 80, 84  
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム  
(SATREPS : Science and Technology Research  
Partnership for Sustainable Development)  
..... 15, 39, 40, 64, 96, 147, 149  
地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T : Integrated  
Services Digital Broadcasting-Terrestrial)  
..... 37, 38, 40, 116  
中小企業・SDGsビジネス支援事業 ..... 68, 73, 89, 137,  
138, 140, 142  
中東和平 ..... 126, 127, 129  
中米統合機構 (SICA : Sistema de la Integracion  
Centroamericana) ..... 117

## て

低所得国 (LICs : Low Income Countries) ..... 25, 36  
ディーセント・ワーク ..... 41, 42  
低中所得国 (LMICs : Lower Middle Income  
Countries) ..... 25  
締約国会議 (COP : Conference of Parties)  
..... 81, 83, 84  
テロ対策 ..... 52, 105, 109, 111, 129, 185

## と

東京栄養サミット 2021 ..... 90

東南アジア諸国連合 (ASEAN : Association of Southeast Asian Nations) …… 2, 14, 29, 30, 31, 35, 38, 39, 40, 41, 51, 56, 57, 70, 77, 80, 81, 99, 100, 101, 102, 104, 105, 147, 159, 160, 168, 172, 174, 186

## な

南南協力 …… 48, 49, 91, 117, 118, 128, 150  
 難民・避難民 …… 3, 46, 47, 51, 60, 127, 129, 185  
 難民／避難民キャンプ …… 3, 46, 50, 68, 75, 108, 109, 126, 177

## に

二国間クレジット制度 (JCM : Joint Crediting Mechanism) …… 82, 84  
 日ASEAN統合基金 (JAIF : Japan-ASEAN Integration Fund) …… 14, 39, 40, 56, 81, 174  
 日系社会青年海外協力隊 (日系社会青年ボランティア) …… 71  
 日本医療研究開発機構 (AMED : Japan Agency for Medical Research and Development) …… 40, 147  
 日本貿易振興機構 (JETRO : Japan External Trade Organization)  
 日本貿易保険 (NEXI : Nippon Export and Investment Insurance) …… 140, 189  
 日本NGO連携無償資金協力 …… 4, 10, 48, 63, 64, 68, 85, 145  
 人間の安全保障 …… 1, 2, 7, 27, 28, 47, 60, 61, 62, 69, 95, 108, 126, 133, 155, 184, 186  
 人間の安全保障基金 …… 60

## ね

ネリカ (NERICA) …… 90, 92

## の

農業市場情報システム (AMIS) …… 92

## は

パリ協定 …… 81  
 パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility)

パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD : Conference on the Cooperation among East Asian Countries for Palestinian Development) …… 128

## ひ

非営利団体／特定非営利活動法人 (NPO法人) (NPO : Nonprofit Organization) …… 4, 8, 10, 47, 48, 63, 64, 68, 85, 88, 109, 144, 145, 154  
 東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA : Economic Research Institute for ASEAN and East Asia)  
 非政府組織 (NGO : Non-Governmental Organization) …… 4, 8, 9, 10, 13, 23, 47, 48, 50, 51, 54, 63, 64, 68, 75, 77, 80, 81, 85, 92, 94, 109, 127, 128, 136, 144, 145, 146, 152, 153, 155, 157, 158, 182, 184, 189, 190, 191  
 ビル&メリンダ・ゲイツ財団 …… 4, 6, 65, 66

## ふ

フィージビリティ調査 (F/S : Feasibility Study) …… 138, 139, 141  
 フードバリューチェーン …… 87, 90, 108, 176  
 プライマリー・ヘルス・ケア (PHC : Primary Health Care) …… 67  
 ブルーエコノミー …… 42, 91, 131  
 ブレンディッド・ファイナンス (BF : Blended Finance) …… 143  
 プログラム・アプローチ …… 159  
 文化無償資金協力 …… 79, 80, 152

## へ

米州開発銀行 (IDB : Inter-American Development Bank) …… 33, 116, 117  
 米州投資公社 (IIC : Inter-American Investment Corporation)  
 平和構築 …… 46, 47, 48, 49, 52, 74, 76, 100, 109, 111, 127, 129, 155, 157, 182, 185, 186, 187, 189, 190  
 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業 …… 49, 155  
 平和と健康のための基本方針 …… 62  
 平和と繁栄の回廊 …… 128, 129  
 ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B : Bay of Bengal Industrial Growth Belt) 構想 …… 108

## ほ

貿易の円滑化に関する協定 (TFA : Trade Facilitation Agreement) ..... 31, 33  
貿易のための援助 (AfT : Aid for Trade) ..... 30, 33  
包括的アフリカ農業開発プログラム (CAADP) ..... 90  
防災 ..... 37, 38, 40, 51, 56, 60, 71, 78, 79, 85, 86, 87, 94, 95, 96, 100, 101, 104, 105, 109, 111, 112, 116, 117, 119, 146, 147, 150, 151, 173, 186, 190  
防災ICTシステム ..... 38  
防災の主流化 ..... 85, 86, 112, 186  
法制度整備支援 ..... 44, 185  
保健システム ..... 4, 61, 63, 64, 65, 66, 130, 150, 181  
母子保健 ..... 61, 63, 66, 67  
ポリオ ..... 65, 66, 79, 109

## ま

マラリア ..... 3, 7, 65, 66, 117  
マリーン (MARINE) ・イニシアティブ ..... 80, 83, 112

## み

緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund) ..... 83, 84  
ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) ..... 60, 74, 186

## む

無税無枠措置 ..... 30, 33

## も

元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR : Disarmament, Demobilization and Reintegration) ..... 46

## や

薬剤耐性 (AMR : anti-microbial resistance) ..... 61, 65

## ゆ

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC : Universal Health Coverage) ..... 2, 4, 6, 7, 61, 62, 63, 90, 130, 131, 133, 176, 186

## よ

横浜行動計画 2019 ..... 61  
より良い復興 (Build Back Better) ..... 86, 87

## り

リプロダクティブ・ヘルス ..... 76, 173

## わ

ワクチン ..... 3, 4, 5, 6, 12, 62, 64, 65, 66, 67, 79, 99, 109, 150, 175

## A

ABE イニシアティブ ..... 42, 130, 139  
ADB >> アジア開発銀行  
AfDB >> アフリカ開発銀行  
AfDF >> アフリカ開発基金  
AfT >> 貿易のための援助  
AMED >> 日本医療研究開発機構  
AMR >> 薬物耐性  
AOIP >> インド太平洋に関する ASEAN アウトルック  
APEC >> アジア太平洋経済協力  
APT >> アジア・太平洋電気通信共同体  
ASEAN >> 東南アジア諸国連合  
ASEAN 感染症対策センター ..... 2, 14, 99  
ASEAN 共同体 ..... 40, 57, 100, 104, 105  
ASEAN 連結性マスタープラン ..... 101, 104  
ASEAN 連結性マスタープラン 2025 ..... 101, 104  
AU >> アフリカ連合  
AUN/SEED-Net >> アセアン工学系高等教育ネットワーク

## B

BEPS >> 税源浸食と利益移転  
BF >> ブレンディッド・ファイナンス  
BHN >> 基礎生活分野  
BIG-B 構想 >> ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B) 構想  
BOP ビジネス >> 開発途上国・地域の低所得階層ビジネス  
Build Back Better >> より良い復興

## C

CARD >> アフリカ稲作振興のための共同体  
CARICOM >> カリブ共同体  
CEAPAD >> パレスチナ開発のための東アジア協力促進会  
CEPI >> 感染症流行対策イノベーション連合

CFE ≫ 緊急対応基金  
 CFS ≫ 世界食料安全保障委員会  
 CGIAR ≫ 国際農業研究協議グループ  
 CMAC ≫ カンボジア地雷対策センター  
 COP ≫ 締約国会議  
 COVID-19 ≫ 新型コロナウイルス感染症  
 COVAX ファシリティ (COVID-19 Vaccine Global Access Facility) …… 5, 6, 12, 62, 67  
 CSO ≫ 市民社会組織

## D

DAC ≫ 経済協力開発機構開発援助委員会  
 DDR ≫ 元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰  
 DSSI ≫ 債務支払猶予イニシアティブ

## E

EARTH CAMP …… 152  
 EBRD ≫ 欧州復興開発銀行  
 EITI ≫ 採掘産業透明性イニシアティブ  
 E-JUST ≫ エジプト日本科学技術大学  
 EPA ≫ 経済連携協定  
 ERIA ≫ 東アジア・ASEAN 経済研究センター

## F

FAO ≫ 国際連合食糧農業機関  
 FOIP ≫ 自由で開かれたインド太平洋  
 F/S ≫ フィージビリティ調査  
 FTA ≫ 自由貿易協定

## G

Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance) …… 3, 12, 62, 67, 175  
 GCF ≫ 緑の気候基金  
 GE ≫ 贈与相当額計上方式  
 GEF ≫ 地球環境ファシリティ  
 GNI ≫ 国民総所得  
 GPE ≫ 教育のためのグローバル・パートナーシップ  
 GSP ≫ 一般特恵関税制度  
 G7 …… 5, 21, 28, 29, 31, 61, 64, 76, 80, 92, 127, 138, 141, 150, 174, 175  
 G7 伊勢志摩サミット …… 28, 64, 92, 127, 138, 141  
 G8九州・沖縄サミット …… 65  
 G8 グレンイーグルズ・サミット …… 36  
 G8 ラクイラ・サミット …… 92

G20 …… 4, 5, 6, 28, 29, 31, 32, 33, 36, 37, 45, 61, 62, 65, 69, 74, 80, 92, 96, 101, 106, 112, 143, 150, 151, 174, 175, 176, 177  
 G20 大阪サミット …… 36, 61, 62, 65, 74, 80, 96, 101, 106, 112, 143, 151  
 G20 大阪首脳宣言 …… 69  
 G20 開発作業部会 …… 96, 150  
 G20 トロント・サミット …… 150  
 G20 ハンブルク・サミット …… 74  
 G20 リヤド・サミット …… 5, 61, 74, 177

## H

HIPCs ≫ 重債務貧困国  
 HIV/エイズ …… 65, 66, 74, 117

## I

IAEA ≫ 国際原子力機関  
 IBRD ≫ 国際復興開発銀行 (世界銀行)  
 ICRC ≫ 赤十字国際委員会  
 ICT ≫ 情報通信技術  
 IDA ≫ 国際開発協会  
 IDB ≫ 米州開発銀行  
 IEA ≫ 国際エネルギー機関  
 IFC ≫ 国際金融公社  
 IFAD ≫ 国際農業開発基金  
 IHO ≫ 国際水路機関  
 IIC ≫ 米州投資公社  
 ILO ≫ 国際労働機関  
 IMF ≫ 国際通貨基金  
 IMO ≫ 国際海事機関  
 IOM ≫ 国際移住機関  
 IPPF ≫ 国際家族計画連盟  
 ISDB-T ≫ 地上デジタル放送日本方式  
 ITU ≫ 国際電気通信連合

## J

JAIF ≫ 日ASEAN 統合基金  
 JAXA ≫ 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構  
 JBIC ≫ 国際協力銀行  
 JCM ≫ 二国間クレジット制度  
 JETRO ≫ 日本貿易振興機構  
 JICA ≫ 国際協力機構  
 JICA 海外協力隊 (JICA ボランティア) …… 7, 8, 27, 63, 66, 74, 77, 79, 88, 92, 117, 128, 135, 139, 141, 144, 153, 158, 190  
 JICA 専門家 …… 8, 37, 82, 86, 91, 97, 110, 117



JICT ≫ 海外通信・放送・郵便事業支援機構  
 JOGMEC ≫ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
 JOIN ≫ 海外交通・都市開発事業支援機構  
 JPF ≫ ジャパン・プラットフォーム  
 JPO ≫ ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー  
 JST ≫ 科学技術振興機構

## L

LDCs ≫ 後発開発途上国  
 LICs ≫ 低所得国  
 LMICs ≫ 低中所得国

## M

MDBs ≫ 国際開発金融機関  
 MDGs ≫ ミレニアム開発目標

## N

NAPSA ≫ アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ  
 NERICA ≫ ネリカ  
 NEXI ≫ 日本貿易保険  
 NGO ≫ 非政府組織  
 NGO インターン・プログラム ..... 146  
 NGO・外務省定期協議会 ..... 146  
 NGO 研究会 ..... 9, 146  
 NGO・在外ODA協議会 ..... 146  
 NGO 事業補助金 ..... 145  
 NGO スタディ・プログラム ..... 146  
 NGO 相談員制度 ..... 146  
 NGO-JICA 協議会 ..... 146  
 NJPPP ≫ 栄養改善事業推進プラットフォーム  
 NPO 法人 ≫ 非営利団体／特定非営利活動法人  
 NTDs ≫ 顧みられない熱帯病

## O

OCHA ≫ 国際連合人道問題調整事務所  
 ODA ≫ 政府開発援助  
 ODA 出前講座 ..... 153  
 ODA に関する有識者懇談会 ..... 152, 155  
 ODA 評価 ..... 159  
 ODA マン ..... 152  
 ODA 見える化サイト ..... 152  
 OECD ≫ 経済協力開発機構  
 OECD 開発センター ≫ 経済協力開発機構 (OECD) 開発センター  
 OECD/G20 BEPS プロジェクト ..... 32, 33

OIE ≫ 国際獣疫事務局  
 OOF ≫ その他の公的資金

## P

PALM ≫ 太平洋・島サミット  
 PBC ≫ 国際連合平和構築委員会  
 PBF ≫ 平和構築基金  
 PDCA サイクル (PDCA cycle : plan-do-check-act cycle)  
 ..... 159  
 PEF ≫ パンデミック緊急ファシリティ  
 PHC ≫ プライマリー・ヘルス・ケア  
 PIF ≫ 太平洋諸島フォーラム  
 PKO ≫ 国際連合平和維持活動  
 PPP ≫ 官民連携

## R

ReCAAP ≫ アジア海賊対策地域協力協定  
 RICE アプローチ ..... 90

## S

SATREPS ≫ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム  
 SDG サミット ..... 94  
 SDGs ≫ 持続可能な開発目標  
 SDGs 実施指針 ..... 60  
 SDGs 推進本部 ..... 60, 154  
 SDGs 達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)  
 ..... 94, 96  
 SDGs ビジネス ..... 68, 73, 89, 137,  
 138, 139, 140, 142  
 SEAH ≫ 開発協力における性的搾取と取しゅ・虐待及び  
 セクシャルハラスメント  
 SHEP アプローチ ≫ 小規模園芸農民組織強化計画 (SHEP)  
 アプローチ  
 SICA ≫ 中米統合機構  
 SPORT FOR TOMORROW ≫ スポーツ・フォー・トゥモロー  
 SPREP ≫ 太平洋地域環境計画事務局  
 STI ≫ 科学技術イノベーション  
 STI for SDGs ≫ SDGs 達成のための科学技術イノベーション  
 SUN ≫ スケーリング・アップ・ニュートリション

## T

TFA ≫ 貿易の円滑化に関する協定  
 TICAD ≫ アフリカ開発会議  
 TICAD7 ≫ 第7回アフリカ開発会議  
 TOSSD ≫ 持続可能な開発のための公的総支援

## U

- UHC >> ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
- UNAFEI >> 国際連合アジア極東犯罪防止研修所
- UNAIDS >> 国際連合同エイズ計画
- UNCTAD >> 国際連合貿易開発会議
- UNCRD >> 国際連合地域開発センター
- UNDP >> 国際連合開発計画
- UNEP >> 国際連合環境計画
- UNESCAP >> 国際連合アジア太平洋経済社会委員会
- UNESCO >> 国際連合教育科学文化機関
- UNFPA >> 国際連合人口基金
- UN-Habitat >> 国際連合人間居住計画
- UNHCR >> 国際連合難民高等弁務官事務所
- UNICEF >> 国際連合児童基金
- UNIDO >> 国際連合工業開発機関
- UNMAS >> 国際連合地雷対策サービス部
- UNMISS >> 国際連合南スーダン共和国ミッション
- UNODC >> 国際連合薬物・犯罪事務所
- UNOPS >> 国際連合プロジェクト・サービス機関
- UNRWA >> 国際連合パレスチナ難民救済事業機関
- UN Women >> 国際連合女性機関

## W

- WAW ! >> 国際女性会議
- WCO >> 世界税関機構
- We-Fi >> 女性起業家資金イニシアティブ
- WFP >> 国際連合世界食糧計画
- WHO >> 世界保健機関
- WIPO >> 世界知的所有権機関
- WMO >> 世界気象機関
- WPS >> 女性・平和・安全保障
- WTO >> 世界貿易機関

2020年版開発協力白書および過去の白書は外務省ホームページでもご覧頂けます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>



ODA(政府開発援助)に関する情報はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>



ODAに関する統計や諸外国の経済協力の概要はこちら(開発協力参考資料集)。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html#section4>



ODAの受取国別の情報はこちら(政府開発援助(ODA)国別データブック)。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html>



ODAメールマガジンの詳細はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/mail/index.html>



ODAのリアルな現場を紹介するドキュメンタリー動画「ODAの挑戦者たち」はこちら。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page24\\_000070.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page24_000070.html)



## 2020年版開発協力白書 日本の国際協力

令和3年3月12日 発行

編 集 外 務 省

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

電 話 (03) 3580-3311 (代表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

2020年版 開発協力白書  
**日本の国際協力**  
未来へ向かう、コロナ時代の国際協力

